

第8回 小金井市都市計画マスタープラン策定委員会 次第

日時 令和3年11月24日（水）午後6時00分から

場所 小金井市 市民会館萌え木ホール

1 開会

2 議題

（1）小金井市都市計画マスタープラン（素案）について

（2）市民説明会・まちづくりサロン・パネル展示・パブリックコメントについて

配布資料

資料1 第7回小金井市都市計画マスタープラン策定委員会会議録

資料2 小金井市都市計画マスタープラン（素案）について

資料3 市民説明会・まちづくりサロン・パネル展示・パブリックコメントについて

資料4 第7回小金井市都市計画マスタープラン会傍聴者意見用紙

参考資料1 小金井市都市計画マスタープラン（素案）・第7回策定委員会からの変更箇所（新旧対照表）

参考資料2 用語解説（当日配布）

次回予定

令和4年4月上旬に開催を予定しております。

詳細については、開催通知にてお知らせいたします。

第7回 小金井市都市計画マスタープラン策定委員会会議録

(全文記録)

日 時 令和3年10月9日（土）

場 所 本庁舎3階 第一会議室

出席委員 13名

委員長 野澤 康 委員

副委員長 高見公雄 委員

委員 雨宮安雄 委員 市古太郎 委員

高橋金一 委員 谷 滋 委員

中里成子 委員 永田尚人 委員

平尾あき子 委員 三笠俊彦 委員

水庭千鶴子 委員 山本俊明 委員

若藤 実 委員

欠席委員 1名

事務局職員

都市計画課長 田部井 一嘉

都市計画課係長 片上昌芳

都市計画課専任主査 佐藤知一

都市計画課主任 関口雅也

都市計画課主事 田山未来

都市計画課主事 高橋麻衣

都市計画課主事 川本滋裕

傍聴者 3名

1. 開会

【事務局】

2. 議題

(1) 小金井市都市計画マスタープラン（素案）について

○事務局 皆様、おはようございます。事務局を務めております、都市計画課長の田部井でございます。定刻となりましたので、ただいまから第7回小金井市都市計画マスタープラン策定委員会を開会いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。第6回は緊急事態宣言が発出されていたため、Web会議とさせていただきましたが、本日は、対面の開催となっております。現在はまだ、リバウンド防止措置期間でもございますので、最大限の感染症対策を講じたうえで委員会を運営してまいりますので、ご協力をお願ひいたします。本日は、委員14名中13名のご出席をいただきしておりますので、委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員会の定足数を満たしておりますことをまず報告をさせていただきます。なお、清水委員は、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

委員会開始に当たりまして、何点か説明させていただきます。

初めに、傍聴についてです。傍聴者につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、人数を制限させていただいております。傍聴者意見用紙を提出される方は、委員会終了後に、事務局職員までご提出ください。次回開催される策定委員会で資料として原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となりますことをご承知ください。なお、公開を希望されない方は、記入欄の上にございます、「資料の配布・公開を希望しない」のチェックボックスへ、チェックを記入していただきますようお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。

初めに、郵送させていただいている資料の確認をさせていただきます。資料1についてはA4の冊子が1部、資料2についてはA4冊子が1部、資料3については、Aの冊子が1部、資料4についてはA4、左ホッチキス留めが1部、参考資料1はA3、左ホッチキス留めが1部、参考資料2はA4、左ホッチキス留めが1部になります。また、本日、机上に次第と工程表（案）を机上配布させていただいております。不足している資料等はございませんでしょうか。

最後に、会議録についてでございます。毎回のご案内となりますが、会議録作成に当たり、発言に際しましてはお名前を名乗っていただきましてから、発言をしていただきますよう、宜しくお願ひい

いたします。よろしいでしょうか。それでは、ここからは委員長に進行をお願いします。

【野澤委員長】 皆さん、こんにちは。お久しぶりでございます。ただいまから会議を始めたいと思います。今日もぜひ活発なご議論をいただきたいのですが、多くのご意見をいただきたいこともありますので、1つ1つのご意見につきましてはぜひ要点を突いてコンパクトにお話しいただけるとありがたいと思います。

本日は、前回小金井市を3つの地域に分けた地域別構想についてご議論をいただきました。その協議を踏まえまして修正を加えましたので、現段階で修正してある素案についてさらにご議論いただきたいということが1つ大きな今日の議題のメインでございます。また、市民協議会の意見についての報告がもう1つあるということでございます。

議題に入る前に、資料1、第6回策定委員会の会議録につきまして既に皆様にご確認をいただいていると思いますが、そのほかにさらに修正するべき点はございますでしょうか。特になければ、これをもちまして第6回策定委員会の会議録といたします。

では、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

次第2、議題（1）小金井市都市計画マスタープラン（素案）について、まずは事務局より前回から今日までの間の経緯説明等をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、事務局より「小金井市都市計画マスタープラン（素案）」の説明させていただきます。資料2をご覧ください。

今回の素案は、最終的に冊子になった時のイメージがわかるように、資料を作成いたしました。説明時間が30分程度と長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、表紙を開いていただき、目次をご覧ください。

次期都市計画マスタープランは、序章 都市計画マスタープラン見直しについて、第1章 都市をとりまく状況、第2章 全体構想、第3章 地域別構想、第4章 まちづくりの実現に向けてと資料編という構成を予定しております。今回、第7回策定委員会では、序章 都市を取り巻く状況から第4章 まちづくりの実現に向けて までお示しさせていただきます。

当初のスケジュールでは、今回の第7回では、地域別構想とまちづくりの実現に向けてについて、を協議をしていただく予定でしたが、これまで協議をしていただいております、序章 都市計画マスタープラン見直しについて、第1章 都市を取り巻く状況、第2章 全体構想までを踏まえ、第3章 地域別構想と第4章 まちづくりの実現に向けてが構成されているので、修正が間に合った部分については、今回お示しさせていただきます。

説明の前に、参考資料1をご覧ください。参考資料1は、「小金井市都市計画マスタープラン中間

報告（案）と第6回策定委員会からの変更箇所」として、新旧対照表を作成し、変更箇所がわかるようにております。

資料2の説明と併せて参考資料1も参照いただき、ご確認いただければと思います。

それでは、都市計画マスタープラン（素案）の説明をさせていただきます。素案では、変更箇所について赤字で記載しており、今回は主な変更箇所について御説明させていただきます。

初めに、序章 都市計画マスタープラン見直しについてでございます。

はじめに3ページをご覧ください。「4、策定体制」として、都市計画マスタープランの策定体制を整理し、新たに追加しております。

つづきまして、5ページから10ページの「第1章 都市を取り巻く状況」についてでございます。

この章は、パブリックコメント、市民説明会でのご意見や第6回策定委員会での協議内容について、再整理をして、修正が間に合った部分について、今回お示ししております。

つづきまして、6ページでございます。

都市の現状として、中間報告では、多くのデータを記載しておりましたが、素案では、「位置・地形」、「人口・世帯」、「都市計画」、「土地利用」、「道路、交通」について、記載をしてございます。

（1）「位置・地形」については、東京都内での位置や市内の特徴、地形などを整理して新たに追加しております。

つづきまして、7ページでございます。こちらは、参考資料2と一緒にご覧ください。参考資料2は、これから説明するデータを補完するものとして、隣接7市と比較できるデータを整理したものでございます。

資料2の7ページ、「（2）人口・世帯」についてですが、小金井市の人口ビジョンが策定されたため、令和7年以降のデータを変更しております。

つづきまして「（3）都市計画」でございます。右側の図、用途地域面積割合の円グラフを追加しております。

つづきまして8ページ、「（4）土地利用」でございます。右側の図、土地利用面積割合の推移を追加しております。

つづきまして9ページでございます。「見直しの視点」については、主な内容を視覚的にわかりやすいように整理し、併せてSDGsの概要についても追加しております。

つづきまして、10ページでございます。「これからまちづくりに求められるもの」についても、再度、整理しております。

つづきまして11ページ、第2章「全体構想」でございます。分野について、1点変更がございま

す。片かっこ「3」の「みどり・水・環境共生」についてですが、これまで、「水・漢字「緑」・環境共生」となっておりましたが、漢字の「緑」とひらがなの「みどり」でわかりにくいくとの指摘もいただいており、上位計画である第5次基本構想では、「ひらがな「みどり」・水」と言う表現を使用していることから、表現を合わせる変更をしてございます。単語の漢字の「緑」については、すべてひらがなの「みどり」標記で統一してございます。

つづきまして、12ページをご覧ください。「(1) まちづくりのテーマと基本目標」として、どのようなまちを目指すのか、新たに追加しました。2段落目、2行目からあるように、第5次基本構想では、本市で暮らす「人」、本市の魅力である豊かな「みどり」、人々の暮らしを支える「まち」が相互につながることにより、誰もが暮らしたいと思うまち、誰もが暮らし続けたいと思うまち、優しさがあふれるまちを目指して、都市計画マスターplanにおけるまちづくりのテーマと5つの基本目標を示しています。

つづきまして13ページでございます。「(2) まちづくりの基本的な考え方」として、まちづくりの基本的な考え方を整理して新たに追加してございます。

中心市街地はにぎわいと活力を、それ以外の地域では歩いて暮らせる町、市内全域については、良好な住環境が形成され、持続可能なまちづくりを進めていきます。

つづきまして17ページ、「分野別方針」でございます。各分野別方針を示す前に、基本目標と分野別方針とSDGsの関連性を整理して新たに追加しております。

つづきまして18ページ、「土地利用の方針」でございます。基本目標の下に、土地利用に関わるこれまでの経過と方針の考え方を整理してリード文として追加しております。

つづきまして19ページでございます。「目指す将来像」をわかりやすいように再整理いたしました。また、下段のイラストについては、色付けを行い、目指す将来像のイメージが分かるように吹き出しを追加しております。

つづきまして20ページ(1)「拠点の形成」についてでございます。当初、「にぎわい・活力・潤いが生まれる拠点の形成」としておりましたが、①～④までを網羅できるように、「拠点の形成」としました。「①中心拠点における土地利用」と「②副次拠点における土地利用」では、1ポツ目にそれぞれの拠点での基本的な考え方を示しております。また、④「行政・福祉総合拠点周辺における土地利用」については、現在検討中でございます。

つづきまして、21ページでございます。(2)、「①住宅系」、一つ目の●黒丸、「低層住宅地」の2ポツ目に敷地の細分化防止を踏まえた表現を追加しております。

つづきまして、②商業系、●黒丸の「商業・業務地」の1ポツ目は、元の分が長く、わかりにくく

という事で、再整理しております。

つづきまして 22 ページでございます。「④自然系」については、これまでみどりの拠点となっていたものを土地利用という項目に沿った内容に変更しました。また、「みどりの拠点」については、「みどり・水・環境共生」で整理しています。

つづきまして 23 ページでございます。土地利用の方針図については、学校などを略称にするなど、見やすいように整理しております。

つづきまして 24 ページ、「道路・交通の方針」でございます。

土地利用と同様に、基本目標の下に、これまでの経過と方針の考え方を整理してリード文を追加しております。

つづきまして 25 ページでございます。

「目指す将来像」わかりやすく再整理しております。また、下段のイメージ図は色付けを行い、目指す将来像のイメージが分かるように吹き出しを追加しております。

つづきまして 26 ページでございます。

当初は、交通に関する方針が（1）となっておりましたが、道路・交通という分野の順番に合うように構成を変更し、（1）「都市構造を支え、人・ものが円滑に移動できる道路網の整備」としました。

これに伴い、29 ページに（2）「誰もが安全で快適な、人にやさしい交通環境の整備」として、歩行者や自転車に関する方針を記載し、次の 30 ページに（3）として、「だれもが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系の構築」としました。

また、（3）③、「新たな移動手段の検討」では、新技術と記載していたものを先端技術と変更しております。なお、26 ページの広域幹線道路の整備方針、幹線道路の整備方針、28 ページの生活道路の整備については、現在検討中でございます。

つづきまして、32 ページ、「みどり・水・環境共生」の方針でございます。こちらもその他の方針と同様に、基本目標の下に、これまでの経過と方針の考え方を整理してリード文を追加しております。

つづきまして 33 ページでございます。「目指す将来像」をわかりやすく再整理しております。

また、下段のイメージ図は色付けを行い、目指す将来像のイメージが分かるように吹き出しを追加してございます。

つづきまして 34 ページでございます。「みどり・水・環境共生」の構成について、これまでには、（1）で景観に関する方針を記載しておりましたが、（1）を「小金井のみどり・水を生かしたグリーンインフラの推進」と順番を変更しております。

つづきまして 35 ページでございます。③「みどりの創出」をご覧ください。これまでの協議を踏

まえ「公園などの適正な活用」から「みどりの創出」と変更しました。また、1 ポツ目では、住宅地の緑化や建築物の緑化などの推進、2 ポツ目では街路樹などによるみどりのネットワークの充実、3 ポツ目には、公共施設に関する方針をそれぞれ追記しております。

つづきまして38ページでございます。（4）①「移動における低炭素化」をご覧ください。

3 ポツ目には、これまでの協議を踏まえ、環境基本計画に定められている充電設備などを新たに追加しております。

つづきまして39ページでございます。みどり・水・環境共生の方針図については、学校などを略称にするなど、見やすいうように整理しております。

つづきまして40ページ、「安全・安心の方針」でございます。こちらもその他の方針と同様に、基本目標の下に、これまでの経過と方針の考え方を整理してリード文を追加しております。

つづきまして、41ページでございます。「目指す将来像」が分かりやすいように再整理しております。また、下段のイメージ図は色付けを行い、目指す将来像のイメージが分かるように吹き出しを追加しております。

つづきまして42ページ（1）①「防災上の都市基盤の整備推進」についてでございます。こちらは中間報告（案）では、「交通基盤」としておりましたが、「都市基盤」に変更しております。

また、③「環境・防災まちづくりの推進」では、3 ポツ目、東京都、策定の「防災都市づくり推進計画」において、本文中の表現に変更があったことにともない、修正しております。

つづきまして44ページ、（3）、①「計画的な都市基盤などの維持管理の推進」についてでございます。1 ポツ目では、道路、橋梁などの公共施設の維持管理について、2 ポツ目では、ライフラインである、電気、ガス、通信などの事業者に関することに記載を整理いたしました。

また（2）日常生活の安全・安心に向けたまちづくり、③「空家等対策の推進」については、現在検討中でございます。

つづきまして45ページでございます。安全・安心の方針図については、学校などを略称にするなど、見やすいうように整理しております。

つづきまして46ページ、「生活環境の方針」でございます。こちらもその他の方針と同様に、基本目標の下に、これまでの経過と方針の考え方を整理してリード文を追加しております。

つづきまして47ページでございます。「目指す将来像」が分かりやすいように再整理しております。また、下段のイメージ図は色付けを行い、目指す将来像のイメージが分かるように吹き出しを追加しております。

つづきまして48ページでございます。（1）、①「地域コミュニティ活動及び交流を支援するまち

づくり」の1ポツ目は、中間報告（案）の1ポツ目と2ポツ目を再整理して、記載を変更しております。また、3ポツ目では、町会、自治会などとの連携を追加、5ポツ目では、大学などとの連携について追加しております。

つづきまして49ページでございます。（2）、④「先端技術を生かした生活の質の向上によるまちづくりの推進」については、新技術としていたものを先端技術と変更しております。

また、⑤「歴史・文化をいかしたまちづくり」については、2ポツ目で、回遊性向上に向けて、公共交通及び自転車シェアリングなどの利用を追加しております。

ここまでが、全体構想に関する主な変更点であります。

つづきまして、53ページから78ページまでの地域別構想についてでございます。54ページを御覧ください。地域区分については、変更はございません。

つづきまして55ページ、「武蔵小金井地域」についてでございます。こちらについても、大きな変更点はございません。

つづきまして56ページ（2）「地域の現状」についてでございます。人口・世帯の推移と、土地利用の現況について再整理しております。

つづきまして、57ページでございます。（3）「まちづくりの基本目標」の目指す将来像について、これまでの協議を踏まえ、内容を修正しております。また、目指す将来像の下に、地域の断面図を追加し、地域の特徴が分かるようにしております。

つづきまして59ページでございます。③みどり・水・環境共生、2つ目の●黒丸の「みどりの創出」については、全体構想と同様に、これまでの協議を踏まえ、「公園などの適正な活用」から「みどりの創出」に変更をしております。

つづきまして61ページでございます。1つ目の●黒丸、「防災まちづくりの推進」については、全体構想と同様に、東京都、策定の防災都市づくり推進計画の表現に変更しております。また、空家等の対策については、地域的な特徴がないことから、地域別構想から削除してございます。

つづきまして62ページでございます。⑤生活環境2つ目の●黒丸、「商店街などをいかしたまちづくり」については、地域振興を意識した表現に変更しております。3つ目の●黒丸、「歴史・文化をいかしたまちづくり」の1ポツ目では、自然を楽しむ回遊性を意識した表現に修正しております。また、4つ目の●黒丸、「農のあるまちづくり」の1ポツ目では、生産緑地の貸借制度を利用し、高齢者が技術指導を受けながら農作業に取り組める高齢者活躍に向けた事業の「セミナー農園」を追加しております。

つづきまして63ページ、「まちづくり方針図」については、学校を略称にするなど、見やすいよう

に整理しております。

つづきまして 6 4 ページ、「東小金井地域」です。このページは大きな変更はございません。

つづきまして 6 5 ページ、(2)「地域の現状」についてでございます。人口・世帯の推移と、土地利用の現況について再整理しております。

つづきまして 6 6 ページでございます。(3)「まちづくりの基本目標」の目指す将来像について、これまでの協議を踏まえ、表現を修正しております。また、目指す将来像の下に、地域の断面図を追加し、地域の特徴が分かるようにしております。

つづきまして 6 7 ページでございます。②道路・交通 2 つ目の●黒丸、「公共交通が不便な地域における交通弱者への対応」については、これまでの協議を踏まえ、「コミュニティバスが通れるような道路整備」という表現を「公共交通の走行空間の確保」と変更しております。また、3 つ目の●黒丸の「地域の多様な移動手段を支える交通結節点としての機能の充実」については、駅周辺の交通結節点について、表現を再整理しております。

つづきまして 6 8 ページでございます。③みどり・水・環境共生、2 つ目の●黒丸、「みどりの創出」については、全体構想と同様に、これまでの協議を踏まえ、「公園などの適正な活用」から「みどりの創出」に変更をしております。

つづきまして 6 9 ページでございます。1 つ目の●黒丸、「防災まちづくりの推進」については、武蔵小金井地域と同様に、1 ポツ目の表現の変更と空家等の対策の削除をしてございます。

つづきまして、7 0 ページでございます。⑤生活環境、2 つ目の●黒丸、「商店街及び地域固有の産業などをいかしたまちづくり」については、2 ポツ目、3 ポツ目、4 ポツ目で地域振興を意識した表現に修正しております。

つづきまして 71 ページでございます。「まちづくりの方針図」については、学校を略称にすることなど、見やすいうように整理しております。

つづきまして 7 2 ページ、「野川地域」でございます。このページに大きな変更はございません。

つづきまして 7 3 ページ、(2)「地域の現状」でございます。人口・世帯の推移と、土地利用の現況について再整理しております。

つづきまして、7 4 ページでございます。(3)「まちづくりの基本目標」の目指す将来像について、これまでの協議を踏まえて、表現を修正しております。また、目指す将来像の下に、地域の断面図を追加し、地域の特徴が分かるようにしております。

つづきまして 7 5 ページでございます。②道路・交通、2 つ目の●黒丸、「公共交通が不便な地域における、交通弱者への対応」については、これまでの協議を踏まえ、「コミュニティバスが通れるよう

な道路整備」という表現を「公共交通の走行空間の確保」と変更しております。

つづきまして、③みどり・水・環境共生の2つ目の●黒丸、「みどりの創出」については、全体構想と同様に、これまでの協議を踏まえ、「公園などの適正な活用」から「みどりの創出」に変更し、「不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備推進」に記載していた敷地内の緑化について、記載しております。

つづきまして76ページでございます。④安全・安心の3つ目の●黒丸、「防災まちづくりの推進」については、武蔵小金井地域と同様に、1ポツ目の表現の変更と空家等の対策の削除をしてございます。

つづきまして77ページでございます。⑤生活環境2つ目の●黒丸、「商店街及び小規模店舗などをいかしたまちづくり」では、地域振興を意識した表現に修正しております。つづきまして、3つ目の●黒丸、「歴史・文化をいかしたまちづくり」については、1ポツ目で歴史・文化を楽しむ回遊性を意識した表現に修正しております。

つづきまして、79ページでございます。「まちづくりの方針図」については、学校を略称にするなど、見やすいうように整理しております。ここまでが、地域別構想になります。

つづきまして79ページから86ページまで、「第4章 まちづくりの実現に向けて」でございます。第4章では、「1、まちづくりの基本的な進め方」、「2、市民参加によるまちづくり」、「3、まちづくりの手法」、「4、まちづくり推進体制」、「5、計画の進行管理」について記載してございます。

80ページ、「1、まちづくりの基本的な進め方」をご覧ください。都市計画マスターplanは、まちづくりの将来像を示すものでございます。都市計画マスターplanに位置付けられた考え方を踏まえ、各個別計画により事業を推進することで、まちづくりの実現を推進します。また、将来像の実現に向けて、市民、事業者、市が連携・協力し、協働でまちづくりを推進していく事が必要であります。また、定期的に進捗状況を把握し、その結果をフィードバックしながら計画的なまちづくりを推進し、社会経済情勢などの変化を踏まえて、都市計画マスターplanの見直しを行っていきます。

つづきまして81ページ、「2、市民参加によるまちづくり」についてでございます。「協働によるまちづくりの考え方」では、協働によるまちづくりの推進について記載しております。「まちづくりの主体と役割」では、①「市民の役割」について、②「事業者の役割」について、③「行政の役割」について、をそれぞれ記載しております。

つづきまして82ページ、「まちづくりの推進方法」では、①まちづくり参加へのきっかけづくりについて、②まちづくり活動についてそれぞれ記載しております。

つづきまして、83ページ、「3、まちづくりの手法」についてでございます。様々なまちづくり

制度の活用によるきめ細やかなまちづくりの展開を行っていきます。なお、まちづくりの展開にあたっては、市民への説明及び情報提供を行っていきます。（1）の「土地の合理的な利用を図るために」では、用途地域制度について記載しております。（2）の「公共的・根幹的な都市施設を整備するために」では、都市計画決定について記載しております。（3）の「面的な市街地の改善のために」では、市街地再開発事業や土地区画整理事業について記載しております。（4）の「きめ細やかなまちづくりのために」では、地区計画制度、建築協定、小金井市まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画・テーマ型まちづくりについて記載しております。また、84ページの（5）の「適切な開発などを誘導するために」では、大規模土地取引行為、大規模開発事業、指定開発事業について記載しております。

つづきまして、85ページ、「4、まちづくり推進体制」についてでございます。（1）の「推進体制の充実」では、庁内組織・体制の強化や、関係機関等の連携強化について、（2）の「まちづくり職員の育成」では、専門的に取り組める職員の育成について、（3）の「情報発信の充実」では、これから時代の変化を踏まえた情報発信について記載してございます。

最後に86ページ、「計画の進行管理」についてでございます。今後の時代の変化に対応しながら、計画的なまちづくりを推進するため、全体の進行管理を行っていきます。また、今後は、定期的な施策の取り組み状況を把握し、方針について、点検・評価していきます。

簡単ですが、小金井市都市計画マスタープラン（素案）の説明は以上となります。

【野澤委員長】 ありがとうございました。簡単ではなかったです。かなりの分量のご説明を一氣にしていただきましたが、冒頭私、地域別構想についてと申し上げましたが、全体構想のほうもかなり手を加えていますので、ここについて議論してきましょうといつても多分いろいろなところに関係してくると思うので、場所は限定しませんので、お気づきの点がどこかということを明示した上でお話しいただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構ですので。

【山本委員】 山本です。かなり修正をいただいてよくなつた点があるのですが、最初に1つ、SDGsのアイコンですが、9ページに全部あって、17ページに全体像がわかるような形で配置していただいている。これはいいと思うんです。ただ、個別のところに行くと、中間報告では目指す将来像の下にアイコンがあって、SDGsとの関係がわかつたと思うんです。今回取られてしまつてるので、上の余白を利用してアイコンを入れたほうが良いのではないか。それが1点です。

もう1つ、みどりと水・環境共生の方針のところですが、これはベースになっているのが第3次の小金井市環境基本計画だと思うんです。特に注目したいのは基本目標3で「都市の生物多様性を守り親しむ」という項目にSDGsの15番、陸生生態系の保護というのがあるのですが、ここが最近私

もいろいろ指摘を受けてわかってきたのですが、国連ＳＤＧｓの定番になっているものではなくて、環境基本計画の審議の過程で委員の方から「国連の定番のものを張りつけても市民にはわからない」という意見が出て、わざわざ審議して表現を詳しくしているんですね。ちょっとご紹介しますと、「国分寺崖線や野川などの自然環境、公園、農地、玉川上水などのみどりや水辺と、そこに生息する動植物から成る生態系、貴重な動植物、それらがもたらす自然の恵みを保全・回復し、持続的に利用する」、こうなっているんです。市民にわかりやすくしているのですが、素案では35ページ、②みどり・水の保全、この辺と比べると書きぶりが、1ポツ目、玉川上水がドロップしていて、4番目、史跡、名勝として良好な姿を保全するという形で、いわゆる観光資源化的な形で書いてあるのですが、生態系という点が玉川上水はドロップしているのではないかと思います。

それからもう1つは、1ポツ目ですが、「保全を推進します」という書きぶりですが、回復という文言がないんですね。④には「野川の自然再生に関し」ということはあるのですが、ちょっと整合性というか、3月に出たばかりですが、環境基本計画との整合性はどうなのか疑問に思いました。

なかなか生態系と言ってもわかりにくいと思うのですが、今度玉川上水の方と武蔵野公園に詳しい方にいろいろお話しして取材してみました。玉川上水については、種子植物が600種類、動物としては、わかりやすいので言うと、タヌキ、スッポン、アオダイショウがあるらしいです。武蔵野公園については非常に多くて、動植物については約700種、東京都の「レッドデータブック東京」によると絶滅危惧種が96種確認されているそうでございます。以前にも申し上げましたが、特に武蔵野公園については雑木林、2番目に水田跡の草原、これは湿地ですよね。それから3番目に野川の水辺というものが隣接していると。東京都3つがそろって残っているのがここしかないということで、野川流域の生態系の中核部分だという理解を専門家の方もされているようです。

それで、こういってもまだ具体的にわかりにくいと思うので1つ重要な例を挙げてみたいと思います。野川が汚染されて、再生が市民のほうから三多摩問題調査研究会（矢間秀次郎氏ら）で提起されて議論があったのですが、野川を再生させなければいけないということで、1986年に野川の整備が始まった。40年近くたって整備が進んできているわけですが、この中で注目されるのが、野川でゲンジボタルが自然発生する環境を回復させましょう、そういう運動が始まったわけです。具体的には野川ほたる村という組織が発足しています。ここで放流作業をずっと40年近く行ってきたのですが、成功しなかったんです。ところが、今度聞いて僕はびっくりしたのですが、4年前にようやく再生が始まつたらしいんです。周辺の自治体もずっとホタル再生事業をやってきたのですが、なかなか成功していない。ホタルというのは6月ぐらいに出てくるのですが、日本人の心情に合った動物というか、シンボル的なものなのですが、都会の東京のど真ん中でこれを再生させたいという願いです

とやってきたけれどもできなかった。それが平成30年6月に25頭ぐらい自然発生したことが確認されました。大体野川公園寄りなのですが、100mぐらいの区間で発生が確認された。令和元年には35頭、令和2年には50頭、そして今年は150頭ぐらいが飛翔して、生息域も300mぐらいに広がっているらしいんです。これが開発が進んでしまったのを回復させたいという皆さんのがんばりとか関係団体のご尽力があって初めてできたもので、僕は奇跡のホタル復活と形容しているのですが、そういうものが野川に回復してきているんですね。素案では単に「保全」となっているのですが、そういう書き方でいいのかと思います。

それから、玉川上水についても、今小金井市のほうで玉川上水・小金井桜整備活用計画というのがあって、東京都の水道局も関知して、玉川上水の桜以外の木を完全伐採してしまったんですね。びっくりするような状況になっているのですが、何が問題かというと、活用計画をやる際に……。

【野澤委員長】 もう少し絞っていただけますか。

【山本委員】 すみません。生態系の調査をやっていないんです。やらないまま桜以外の木々を伐採してしまっている。野川公園についても都市政策課のほうは令和7年度まで出さないらしいですね。できないと言っているので。そうすると、通常は調査を踏まえた上で本来は都市計画をやると思うのですが、そうなっていない。したがって、その辺についても、35ページの書きぶりについてはもう少し工夫の余地があるのではないかと思います。

【野澤委員長】 ありがとうございました。最初におっしゃったのはSDGsのアイコンの話、それからもう1つは大きな話で、環境基本計画と都市計画マスタープランの関係とか、環境基本計画のほうに書かれていることをどのようにこちらに持ち込むかというお話で、特に自然の回復というのが1つの大きなキーワードだというのが今の山本さんのご発言だったかと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 ご意見ありがとうございました。SDGsにつきましては、さらにもっと個別の記載をしたほうがわかりやすいのではないかという趣旨かなと受け止めておりますが、そのようなことができるかどうかというあたりは点検してみたいと思います。

続きまして、環境基本計画との整合性、特に回復という言葉につきましても、ご指摘を踏まえてその点、確認をしてみたいと思います。ご意見ありがとうございました。

【野澤委員長】 ありがとうございます。場合によっては2ページの都市計画マスタープランの位置づけみたいなところにそういった大事な個別の計画がちゃんと名前が出てきてしかるべきかもしれませんので、「関連計画」とひとまとめにせずに、もう少し具体的な記載をすることも検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【中里委員】 今回のコロナ禍で痛感したのですが、小金井市でも感染に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。保健所のような拠点を設置していただくということは無理なのでしょうか。多摩府中保健所の中の1つでありますと人口も増加している昨今心細い感じがいたします。昔、小金井にも保健所があったわけですから。制度上難しいかもしれません、無理であれば保健所に見合うようなものを地理的にも小金井市の中心部に1つ作っていただければとても安心できますし、感染症のみならず、拠点があれば今増えております災害に向けても被災時には、感染症が多発しますので、トリアージなどの拠点にもなろうかと思うので、何とか感染症に強い小金井市ということをこの都市計画の中に盛り込んでいただければありがたいと思います。

【野澤委員長】 都市計画課でわかりますか。担当部署にこういうご意見をお伝えいただくということと、恐らく市役所と、それに付随する施設がもう少しそういった役割を緊急時には担えるようにということと関係してくると思いますので、そのあたり担当部署にきちんとお知らせしていただければ今のご意見が生きるかなと思います。中里さん、ありがとうございました。

続いてどなたかいらっしゃいますでしょうか。

【高橋委員】 高橋金一です。先ほど委員長がおっしゃった都市計画マスタープランの2ページのものとの関連性をわかりやすくするというのは大賛成でございまして、今農業の分野でも農業振興計画を作り直しております、これは新しい法律に基づいた形の農業の振興の仕方、貸借を含めたやり方が今作られておりますので、そういう意味で都市計画マスタープランとの連携というものが非常に重要な位置づけになってくるのかなと思いますので、2ページの部分はもう少し膨らませて、ほかの計画なり、そういうものが連携が取れているような形の表現の仕方で書いていただくことがありがたいかなと思います。

併せて、35ページのみどりの創出の部分ですが、これは意見として記録しておいていただきたいのですが、③で「都市計画道路など街路樹の植栽を行い、みどりのネットワークの充実を図ります」というのは非常にいいことなのですが、問題なのは「みどり」とただ言っても環境改善におけるみどりの位置づけとなると、大きく成長して光合成を行って枝葉を作るというのが本来の環境改善なのですが、それをやってしまうような木、例えばケヤキを植えてしまうと近隣の方々にご迷惑をかける部分が相当ありますので、ネットワークのやり方も含めて小金井市内には植木の専門業者の方々も大勢おりますので、そういう方々の知識と、それと市民の要望と、近隣の方々の協力というものをしっかりと作った上でこのネットワークを完成させると非常にありがたいのかな。場合によってはその地域の方々に下の部分、小さい植栽に対しては市民の皆様の開放された公園みたいな形で協働ができるよう

なことも場所によっては、安全な場所によってはそういうこともできる可能性もありますから、新たなみどりを充実させる上では市民の力と知恵と、そして皆様のエネルギーを集められるような方向に持つていけばありがたいのかなと思います。ここに何かを書けとか、そういうものではないのですが、実行するときにはそういう知識を使っていただければと思います。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。非常に大事なところかと思います。書けるかどうかわからりませんが、何らか今のご趣旨はどこかに生かされるべきかなと思います。

それから、1点目の関連図はどこの計画まで書くかというのは、結構書き始めると切りがなくなる可能性はありますが、自分で言っていてあれですが、そのあたりうまく精査してくれればいいかなと思います。ありがとうございました。

続いてどなたか。

【永田委員】 永田でございます。2ページに関連してですが、災害対応というお話をいたしますと、今国のほうで定めております国土強靭化基本計画というのがございますそれに基づいて国土強靭化地域計画が現在策定されていると思いますが、そのあたりの計画との整合性についても十分検討する必要があるのではないかと思っておりまして、地域計画については都の計画と市の計画という形になっていますが、そういう上位の計画とマスタープランの対比も必要なのでないかということがお願いしたい点でございます。

【野澤委員長】 かなり広大でかいツリーができそうな気がしますが、どうしましょうか。国のこととも含めて工夫していただきましょうか。事務局、ご検討ください。東京都は十分に国の意向を入れてやっているはずですので、都があるということで十分だという考え方もあるとは思いますが、ご意見として伺っておきたいと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

【谷委員】 谷でございます。今日の話で大変わかりやすくなったと思います。特に資料2の47ページの目指す将来像にこう書かれております。「新型コロナ危機を契機とした、人々の生活様式の大きな変化（ニューノーマル）に対応した暮らしやすいまち」というものを目指すというのは、今我々の目に見えていない今後出てくるだろうものをやっていくという方針なので、とても将来につながるものなので、よいと思います。ありがとうございます。

あと、参考資料2が追加で送られてきましたので、ここを少し整理しましたので、報告をさせていただきたいと思います。マスタープランとの関係を考えました。

参考資料の1ページ目は人口・世帯が増えているということで、これはものすごく大きな強みです。減っているときと比べると全然攻め方が違うので、大変いいことだと思っております。

2ページ目に都市計画の用途地域が書かれています。ここには工業地域から第一種低層住宅専用地域の比率があるのですが、これって結構いい加減で、商業地域に商業施設しかないかというと、そんなこともないし、住居地域には3000m²以下なら事業所も作れたりするので大体のところなのですが、かねてからこの地域で突出してすごいなと思っている府中市が左から4つ目にございます。工業地域が5.4%、準工業地域8.2%とありますて、これはすごいなと思っているいろいろと調べてみたのですが、府中市って裕福なんですね。何が裕福かというと、ラグビーで有名ですが、東芝府中、東芝の工場、サントリーの工場、それから競馬場、刑務所。刑務所というのは協力金が出るんですね。小金井は人口も増えているし、住民の方も意識が高いので作れませんが、過疎地では刑務所の誘致争奪戦というのが出ているんですね。職場も作れるし、お金も落ちる。そういうことを考えると府中市ってすごいなと。こういうふうな用途を使うというのはマスタープランに似ている、はまるような気がするんですけど、今我々がやっている小金井市のマスタープランは住民に寄り添う形で作っておりますので、例えば今さら工業、工場を呼ぶ、あるいは刑務所を呼ぶ、競馬場を作る、これは必ず住民の反対もあるでしょうし、そもそも今どきこの地価の上がったところに工場を作る会社もないだろうと思います。小金井市の発展を考えると、エリア内に大学があります。それから住宅で在宅勤務ができますからソフト開発ができます。極めてうらやましいと思うのは、小金井市はコキンちゃんでしかつながりはないのですが、ジブリができると、そこは産業拠点と言ってもいいぐらいの広がりが出てくるだろうと思います。京都なんかだと、京都精華大学がマンガ学部というのを作って、そしてマンガのアシスタントを教育でやっているのですが、そんな展開もお話としてはある。そういう意味では、この展開というのはあるだろう。だけどそれがマスタープランでこのように小金井市が発展するというほどの大きさはないし、個別性が強すぎるので、基本向かないだろう。でも考えてみると、我々が考えているマスタープランというのは、こういったジブリとかソフト開発、大学との展開、住宅で在宅勤務する、そういうものを呼び込める形になっていると僕は思っています。このマスタープランの検討会に入るときに小金井市はマスタープランがあるからいいんですよ、評価も高いんですよと言つていただいた方もおられましたので、そういう意味ではマスタープランというのはとてもいいなと思っています。

3ページに土地利用現況図がありますて、これを見てみると、意外と小金井市と差がないんですね、武蔵野とか三鷹とかと比べると。例えばバブルというと若い方はご存じないでしょうけれど、30年ほど前は容積率の見直しもいっぱいやったんですね。学校には運動場がないといけないという文部省の規定も潰して、工学院大学の運動場をビルに変えるとか、そんなのもいっぱいやったのですが、こういうことをやるというのは実はみどりを減らすんですね。また住民の反対も起きます。賛否ともござります。

ものやつというのはマスタープランには向かないだろうし、今の方針でいいなと思いました。

4ページに都市計画道路の整備状況があるのですが、これを見ると金持の府中と言うとすごい僻んだ感覚がありますが、78%も完成しているんですね。非常に道が整備されている。小金井は38%、三鷹42%、国分寺が22%と低いので、東京都としては力を入れておられるのだろうなと思うのですが、先週、先々週、小金井市で車を走らせていました、シニア用の一人乗りの電動カーを見つけました。身障者の方だけかなと思ったら、結構シニア向けの電動カーは商売になっていて、ネットでも見つかるようになっています。自動車と電動カーは車両として道路を走ります。そこに歩行者が入ってしまうと非常に危険なので、歩行者のエリアと車道の部分を分けるというものが安全上必要なのかなと思いました。

というようなことで、いろいろとお時間を頂戴して話しておりましたが、今考えているマスタープランはよくできているなということでオチが締まらないのですが、ありがとうございました。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございました。参考資料2を分析していただきました。事務局から何か加えてのご発言はありますか。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。谷委員から参考資料についてさまざまな指摘をいただきました。少しだけこの資料についてご説明をさせていただきます。

参考資料の2ページと3ページをごらんいただきますと、2ページは小金井市と小金井市に隣接する7市の用途地域の指定割合をグラフ化してお示ししたものでございます。ここから読み取れる特徴的なところといたしましては、小金井市は住居系の地域は非常に多いけれども、非住居系の地域はすごく少ないという点でございます。非住居系の地域というのは、ここで行きますと、近隣商業地域、商業地域、準工地域です。小金井市には工業地域はございません。この3つの地域が非常に少なくて、そのほかの住居系の地域がすごく多いというようなことになっています。

3ページをごらんいただきますと、これは土地利用です。土地利用をごらんいただきますと、小金井市と他市とはそれほど差はないのかなと思っています。というのは、用途地域と土地利用というのは必ずしも1対1になっているわけではなくて、商業地域でもマンションは作れます。逆に住居系の地域でも、先ほど谷委員からもご指摘がございましたが、事務所が作れる場所もあるし、商業施設が作れる場所もあるということで、そういったことから用途地域の指定のイメージどおりの土地利用になっているわけではないということなのかなと思っています。ありがとうございます。

【野澤委員長】 ありがとうございました。それではほかの方からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【永田委員】 先ほど谷さんがおっしゃっていましたが、いろいろと議論してきた内容を盛り込んでいただきしております、特に農地の減少の問題であるとか、交通弱者への対応みたいな話、そのあたりも書いていただき非常に感謝申し上げるところでございます。非常にまとまっているなというのはおっしゃるとおりだと思います。

その中で、30ページで少し違和感があったのでお話ししたいと思います。③の新たな移動手段の検討のところですが、ここでは先端技術の活用ということで新技術がうたわれております。その後ろの「新たなまちづくり」というのは若干違和感を感じたのが正直なところでございます。このマスタートップラン自体は20年後的小金井のあり方を考えるという委員会ですので、「新たなまち」というよりは今のまちのあり方をどのように変えていくプランなのかなと個人的には思っております。ここがしっかりとこななかったということで少しお話しいたしました。

その後、MaaSの概念というのがございまして、どちらかというと、MaaSというのは定義を申しますと多種多様な交通機関、特に日本においてはいろいろな交通機関があるのですが、それをシームレスにつないで決済まで自動でやってしまおうという、多分そういう概念だったと思います。それがちょっと矮小化されているというか、ちょっとそういう感じがしております、どちらかというと小金井市は、先ほど3つの地域別計画の説明がありましたが、市民の方の移動のあり方とか仕組みについて、これは各地域によって導入される仕組みの必要性が異なってくるのだろうなと個人的には思っております。ですので、MaaSみたいな非常にざくっとした広い概念ではなく、もう少し絞ったほうがいいのかなというのが個人的な意見でございます。

その中で、「必要に応じて」という文言があるのですが、これは「各地域の必要性に応じて」ということなのかなと個人的には思っております。そこで自動運転だとか新たなモビリティということが書かれてあるのですが、この中には環境に配慮したというか、環境にやさしい自動車、EVであるとか、水素エネルギー、それから水素自動車、このあたりが入ってくるのでしょうかけれども、そういうものについてもう少し詳しい文言をつけ加えたほうがいいかなと個人的には思っています。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。確かに指摘されて改めて読んでみるとちょっと足りないかなという説明不足のところもありますし、これでは市民の方になかなか伝わりにくいところもあると思うので、もう少し表現を考えてみたほうがいいかなというのはご指摘のとおりかと思います。

そのほかございますでしょうか。

【雨宮委員】 前回私、ワクチンの2回目の接種がありまして倦怠感とか体力がないということで休ませていただき申し訳ございませんでした。

それから、私は失語障害がありまして何か言葉に出すと声が出ないときがありますので書いてきた

ものを読んでいいですか。

マスターplanの策定を検討する中で、私は障害者という立場、高齢者であること、また本町一丁目居住者の視点から会議の中でいくつかのお願いしました点を含め、申し上げます。

策定の基本的な考え方として、少子高齢化に対応したまちづくり、特に高齢者及び障害のある人など、誰でも歩いて暮らせるまちづくりを進めることができわかりやすくはっきりとした表示となっているので、大変ありがとうございます。

将来都市の構造、拠点ゾーン、道路交通についてですが、武蔵小金井駅周辺のまちの変化は著しく、高齢者や障害のある人にとっては複雑な感があり、以前は富士山が見えたが、現在はビル群の姿です。また個人商店も減少し、近くのスーパーでも交通面の不安があり、外出を控えがちになります。以前より障害のある人の姿をあまり見かけません。誰でも快適な、人にやさしい交通環境の整備を提唱しております、バリアフリー化の推進とあり、心強く思っております。

みどり、土地、公園についてですが、ここ数年来、古い家が1軒消え、あとに2～3軒建ち、庭が全くない、個人住宅のみどりが少なく、また近くに小公園もない。子どもの遊び場もない。高齢者や障害のある人の休む場もない。居住地であっても最小限は必要だと思います。

それから、これはお願いのような形なのですが、この間中学生の検討会で図書館、スポーツの場、文化の場、その他最も重要な要望が多かったと思います。現在市民体育館は北に1館あるのみ、南にも必要だと思いますが、どうにかできないかということで、無理かと思いますが、要望しておきます。私もこんな体をしていますが、スポーツをやっていますが、健康増進からもぜひ必要かと思いますので、市長によろしくお伝えください。よろしくお願いします。

【野澤委員長】 ありがとうございます。事務局から何か回答すべき点があればお願いします。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。高齢者も含め、すべての人が使いやすいまちということについては全くそのとおりでございまして、そこについてはバリアフリーの観点から書かせていただいております。もう一度ご意見を受けて点検してみたいと思います。

あと、古い家が立ち退いた後に数軒に建て替わってしまうというご指摘もございました。その点につきましても、敷地の最小限度という観点で何か都市計画的な検討を加えたほうがいいのではないかということで、その点につきましても記載をしているところでございます。

あと、中学生検討会からスポーツの場についての意見を頂戴していて、市域の南側にもスポーツができる体育館のような施設をというご意見も頂戴いたしました。これについては、所管する部署にお伝えをしてまいりたいと思います。事務局からは以上でございます。

【野澤委員長】 雨宮さん、よろしいでしょうか。

【雨宮委員】 もう 1 つ要望ですが、本庁舎にはエレベーターもないしエスカレーターもないということで、障害者に対してはだいぶバリアフリーの観点で不利かなと思うので、私なんかは歩けるからまあいいのですが、へーへーしながら上がってきている状態なんです。そういうことで、お願いで きればと思います。

あともう 1 点ですが、これはこんなことを言っていいのかわからないのですが、新福祉会館の進捗状況はわかりますか。もしわかつたら教えていただきたいと思います。

【野澤委員長】 事務局、いかがでしょう。

【事務局】 新庁舎及び新福祉会館の進捗状況ですが、今実施設計をしているところと聞いており ます。以上です。

【野澤委員長】 実施設計をやっているというと、来年着工ぐらいですね。そうすると、バリアフ リーの市役所ができますので、ご期待ください。ありがとうございました。

中学生検討会のご意見、実現できるものも実現できないものもあろうかと思いますが、あれをきちんと盛り込んでいくということは大事かなということは報告があったときにも議論が出ていたと思 いますので、もう 1 度その点もチェックしていただければと思います。

そのほかございますでしょうか。

【水庭委員】 水庭です。私のほうからは、このマスタープランの素案はかなりいろいろな意見が 入り込んできてよいものになったかと思っております。

ちょっと気になっているのが、前にもお伝えしたことがあるのですが、13 ページ、最初にいろいろな方がこのマスタープランを見ていく中で、計画の基本的なイメージというところにいろいろと入 れ込んでいただいているのかなと思うのですが、キーワードが挙がっている中のちょっと物足りない ものがありました。例えば農地が見えにくい形だったり、みどりというのはたくさん入れ込んでいた だいているのですが、水というキーワードが抜けているとか、先ほど意見があったところで、生態系 というと、例えば鳥とか昆虫が少しでも書いてあるとみどり豊かなまちづくりを目指しているんだと いうことがより、最初の絵なので、見えやすいかと思っています。

それで、いろいろなほかの市のマスタープランですと、本当に市街地づくりというのがメインにな っているかと思うのですが、小金井市は住民に対して寄り添った形で健康とか自然とかみどりをと ても大切にしていますので、そういったところをイメージの中にもう少し膨らませていただいてもよろ しいのかなと思いました。例えば農地、水のある修景、生態系として鳥とか蝶とかトンボとか代表的 なものがあつていいのかなと思いますし、あと、運動している姿とか、子どもの遊んでいる様子が入 ってくるとよりいいのかなと思いました。

私はこの最初のイラストよりも、次の個別に出てくるイラストがとてもいいなと思っています。それぞれの方針のところに出てきます、例えば18、19ページとか、32ページ、33ページのこういった絵がとてもいいなと思っているのですが、そういうものがないのでしたら、もうちょっとここにいろいろな要素をすべて入れていただけたら幸いです。ご検討いただければと思います。

【野澤委員長】 ありがとうございます。確かに18、19ページの絵のほうがいいですね。

【水庭委員】 個人の意見で大変申し訳ありません。イメージがつきやすいなと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

【野澤委員長】 ありがとうございます。

【山本委員】 山本でございます。先ほど生態系の問題をご紹介しましたが、争点になっています道路・交通の方針のところですが、26、28ページ、今回は検討中ということで書いていません。書かれていなことが実は重要だというのはこの例が示す通りであります。これは第8回の策定委員会、11月から12月ですかね、出てくるということで、このときまでに市の方で方針を出されて反映されてくるという感じだと思います。

これは意見というか、要望というか、私は環境市民会議の推薦枠で出でています、いろいろな環境団体の方から、正直言って突き上げられているようなこともあるので、第8回に向けて今検討されている中で、生態系の問題とか踏まえて、具体的には五日市街道の拡幅、3・1・6号線、野川広域のほう、それからはけを横切ってしまう3・4・1号線、さらに縦断する3・4・11号線、これについては扱いは別にしていただきたいと強く思っています。

ここで書いてしまうと、東京都の計画なのですが、さっき言いましたように、玉川上水で桜の景勝地を復活させたいということで小金井市が動かれて、東京都に環境団体の方で生態系を壊す伐採などいろいろ抗議をしたのですが、結局小金井市さんの方でこういう計画を立てています、だから私たちはやっているんですけど。つまり小金井市の計画が東京都の強硬な姿勢を誘発したというふうに取れます。

したがって、3・4・11号線については特に、先ほど言いましたけれども、せっかく40年もかけて野川の環境を再生させてくるという努力をして、それが4年ぐらい前からホタルという具体的に目に見える形で、わかる形で成果を上げてきているわけです。それから水田とかどじょう池とか野川再生の事業があります。その真横に今度大きな橋梁を作るということは、やはり環境に対して影響がないわけないんです。しかも小金井市の環境政策課のほうは生態系の調査をやっていないんですよね。やっていないのにもかかわらず、それを容認するような都市計画マスタープランが出てしまうということはとても市民感情としては納得がいかない点があるんです。東京都は東京都の考えがあるし、環

境調査もされているそうなのですが、第三者的な委員会を作つて透明性がある調査ではないんです。東京都の意向に沿つたような形でコンサル会社が「調査」をしてくるので、結果は目に見えているわけです。

したがいまして、いろいろ工夫もあるし、市の当局、市長さんの方も苦慮されていると思うのですが、第8回の策定委員会で出されてくる文言について、そういう市民、環境団体の強い懸念があるということを、中間報告のパブリックコメントでも反対が圧倒的だったわけですよね。それを踏まえた上で文言にしていただきたいというのが私の希望です。よろしくお願ひします。

【野澤委員長】 ご意見承りました。私も苦慮しています。いろいろ悩んでここまで来ているのですが、なかなか答えが出せない状況ですが、そろそろ時間切れになってきますので、マスタープランとしての結論を出さなければなとは思っております。

事務局から何か今のところの進捗状況でご報告できることがあれば。

【事務局】 特に。

【野澤委員長】 特になしということですね。では、次回までに「検討中」のページがちゃんと1つの形で出てくると。市の考えが示されて、今の山本委員のご意見が100%達成されるかどうかわかりませんが、それなりに市で議論した回答がここに出てくるものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

【市古委員】 都立大学の市古です。この委員会で議論してきたことをベースにうまくとりまとめさせていただいている点、事務局に感謝申し上げたいと思います。

その上で、素案をいか市民の方に見ていただけるか、理解していただけるという視点から2点、それから1点は質問ということをさせていただければと思います。

1点目は、部門別方針のところ、絵が出てくるわけですが、吹き出しにある表現が、目指す将来像の文言から取つていただいているかと思うのですが、もともとは将来像を表現するイラストというか、ペースということで作業いただいているかと思うのですが、ここまでわかりやすいイラストというか、風景が出てくると、逆に目指す将来像の文言にあまり引っ張られずに、この絵をうまく表現するテキストにしてもいいのではないか。例えばですか、18ページの1枚目出てくる「多様な動植物が生存している」という、これは目指す将来像の文言の中に入っているので挿入されていると思うのですが、ただこれを見ると親子が、色は塗られていないですが、カワセミとかヤマセミに出会えているということですね、この絵が示しているのはですね。そういった表現で、ほぼ目指す将来像の文言と同じだけれども、この絵を理解しやすい吹き出しにしていただくという、そういう表現の工夫はまだ

余地があるのかなと思いました。

2点目、地域別方針に断面図があります。例えば57ページ、国分寺崖線から小金井公園まで南北断面図ですが、これは結構大事な図だと思うので、少なくともこの断面図を16ページの将来都市構造図にも入れておいたらどうかと思いました。かつ、16ページの将来都市構造図にこういう断面で表現していますという、断面の入った線を入れて、そしてこの断面図を入れておくというのがいいのかなと思いました。57ページを含めて3地域の断面図は工夫というか、手を入れて表現いただいているので、これはもう1回ぐらい生かしてというか、将来都市構造図のところに入れてもわかりやすい表現になるかなと感じました。

それから、もう1点は質問ですが、小金井の都市計画マスターplan、もしくは都市計画まちづくりですごく大事なキーワードが「みどり」だと思うんです。39ページですが、この中で非常に特徴的だと思うのが、凡例の中の一番左下、みどりの軸（身近な交通軸）というのは改めてすごく僕は特徴的だと思うんです。一見反発しかねない要素を含めている。要は道路というコンクリート、アスファルトと、街路樹というところを調和させていくというのがすごくこだわりというか、大事な視点だと思うのですが、これは僕が外からの視点だからそういうふうに思ってしまうのかもしれないですが、ただ、外の視点からすると身近な交通軸をみどりと表現されているので、ここはもうちょっとうまく押し出す工夫をしていただいてもいいかな。押し出す工夫と言っても具体的にまだピンと来ていないうのですが、ただ外から見て交通軸をしっかりと緑の中に入れ込むのを都市計画として進めていきたいというのは、僕はすごく大事な、育ててくべきメッセージかなと感じました。3点目はあまりまとまっていませんが、そんなことを感じました。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。3点目は質問とおっしゃったけれど、質問になっていなかつたですね。ご意見として承っておきたいと思います。検討していただいたほうがいいかなと思いました。

断面の話は16ページにもという話だったのですが、僕の印象を話させてもらうと、わりと後ろのほうの断面図は現状の断面を書いてるので、それが将来構造図とマッチするかというと、必ずしも一致しないかなという思いもあるので、そのあたりは事務局と相談させていただきたいと思った次第です。あまりにも丁寧に現状できれいに断面図が書かれ過ぎてしまっているので、将来構造図の粗っぽさとなかなかマッチしない部分もあるかなという気もしました。

ほかにいかがでしょう。

【永田委員】 断面図に関してですが、はけから小金井公園まで多分上りというイメージがあるんですね。ですので、絵の中でデフォルメされて、少し上りになっているんだということを書いていた

だくとありがたいというのが1つでございます。

あと、42から44ページにかけて質問というか、ご意見させていただければと思います。災害ということで記載されているのですが、先ほど申し上げたとおり、国土強靭化の基本計画に基づいて多分市のほうで計画を策定されているはずなのですが、そのあたりの整合性がどう取られているのかご質問したいのが1点でございます。

あと、42から44ページにかけて質問というか、意見させていただければと思います。災害ということで記載されているのですが、先ほど申し上げたとおり、国土強靭化の基本計画に基づいて市のほうで計画を策定されていると思いますが、そのあたりの整合性がどう取られているのかご質問したいのが1点でございます。

また、土砂災害警戒区域等の話も記載されているのですが、そのあたりどういう形にするかというのもご検討いただければというのが意見でございます。

44ページの最後のところ、一昨日地震がございましたが、インフラについては書かれていることはよく理解できるのですが、もう少し工夫していただけないかと思っております。特に上水道に関しては東京都さんの事業であると認識しているのですが、一昨日の地震で千葉のほうで水管橋が落下したというニュースがございました。どこが劣化しているかというのはかなり専門的な目で見ないとわからないところがありますので、マスタープランとしてもう少し書きぶりを考えて頂けないか。当然電気、ガス、通信に関しては民間事業者の範疇なのですが、そのあたりについての書きぶりをもう少し考えていただいたらいいのかな、と個人的には思っております。

いずれにしても、我が国は地震国でございますので、そのあたりについてもう少しお願いできればというところです。以上です。

【野澤委員長】 災害に関するご意見でしたが、何か事務局から、ご質問があったと思いますが、お願いします。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。まず1点目の国土強靭化との整合性ということで、永田委員からもご指摘がありましたとおり、国土強靭化の地域計画というものを現在市では策定中でございまして、令和4年3月に向けて現在作業中です。今申し上げた地域計画につきましては、市の国土強靭化の最上位の指針でございますので、マスタープランをはじめ、その他各行政計画がそれぞれの部局で作られていますが、それらすべての国土強靭化に関する方針でございますので、マスタープランとしては整合を取らなければいけないという立場でございます。今まだ策定中でございますので、その策定には我々も作業として関わっておりますので、その点は連携を取りながらマスタープランにも反映させてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の土砂災害についての記載ということで、具体的には43ページの風水害への対策の3つ目のポチに「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域については東京都と連携し対策を検討します」という部分のご指摘かなと受け止めました。「対策を検討します」という記載がこれでいいのかなということかと思いますが、確かにおっしゃるとおり、ここにつきましては具体的に市としてどんな対策をするのかという点につきましては、実際この区域で対策をしなければならない場所というのは民有地であって、個人の資産に対して市としてどれぐらい公金を入れて対策ができるかという点についてはなかなか説明が難しい部分もございますので、ここについては記載を再検討させていただきたいと思います。

続きまして、インフラについて、特に上水道について地震を踏まえての耐震という面で記載の工夫をというご指摘でございます。これについては、東京都が上水道の整備をしているわけですが、今東京都のほうでは耐震性のある継ぎ手を使った上水管を整備し直していると聞いておりますが、具体的な東京都の動きなども踏まえて、地震を踏まえての記載の工夫というのがどこまでできるか検討してまいりたいと思っております。以上です。

【野澤委員長】 では、よろしくお願ひいたします。

ほかに。時間もだんだんなくなってきましたが。

【平尾委員】 平尾です。防災の話が出たので、私ちょっと感想になってしまいますが、61ページに災害時活動困難度のマップがあるのですが、私は緑町三丁目に住んでいて、桜町一丁目にある桜町病院に勤めていましたので、災害時活動困難度の危険度ランク4なんですね。それは前回のときに初めて知ってすごくびっくりしたのですが、普段の生活の中でも家の前の道がとても狭くて、対向車とすれ違えない。前から車が来ると空いているスペースによけてすれ違う。

それから、桜町病院もすごく近いのですが、道幅が狭くて、以前、火災報知機の誤報で消防車がすごくたくさん来てしまったことがあるのですが、小金井街道、五日市街道、東大通り、北大通りから入ってくる車が桜町病院のところで詰まって、一時的に周辺がすごい大渋滞してしまったことがあって、そういうことを考えると、今お話にもありました、地震があつてすごい揺れたときに、自分が避難するというのをイメージしたときに、私が住んでいるエリアは災害時の活動困難度、危険度4のころだなとふと思って、スムーズに逃げたり、スムーズに何か起こったときに救援物資が届いたりとか、そういうのが難しいエリアなのかなというのをすごい恐怖として実感したんです。

防災まちづくりの推進の2つ目のポチのところに、まさに「桜町一丁目及び緑町三丁目は防災・減災に向けた取り組みを検討します」と書かれていて、20年後的小金井をイメージしたときに、自分が住んでいるエリアがそうやって検討されているというのはすごくいいなと思う反面、いつ起きても

おかしくない大規模な災害が近づいてきていると感じると、一日でも早く、少しでもいいから何かちょっとずつ対策が取られていくって、何か変わっていくというのが実感できるような生活を送りたいというのが切実な今の私の実感です。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。事務局から何かございますか。まだ具体的に手はつけていないんですかね。

【事務局】 はい、まだです。

【野澤委員長】 まだですか。平尾さん、今後注意してほしいのですが、役所が「取り組みを検討します」と書いているときは注意したほうがいいです。何を言いたいかわかると思います。皆さんも注意しましょう。

ほかにいかがでしょう。まだご発言がない方に特にお願いしたいと思いますが、三笠さん、何かありますか。

【三笠委員】 今回の素案、マスタープランは非常によくできていると思うのですが、私は商工会のほうから出ているのですが、商店会などを生かしたまちづくりというので小金井の商工業、この辺についても一通りは書かれているのですが、これが10年後、20年後となると高齢化が始まるんです。今私たち商工会のほうでも検討しているのは、買い物困難者に対して今後商工会として、また小金井市、経済課が中心ですが、どうしていくかということで今検討を重ねております。今すぐという問題ではないのですが、いずれは来るであろう10年後、20年後というものは、その中でどうしていくことがベストなのか。過疎化になっている地域でも移動販売車がいるだろうとか、それから高齢者の結構元気な人たちはタクシーとか乗合のバスを使って駅周辺に連れていくことだとか、今現在そんなに調査して困っている地域というのは少ないので、個別になると、障害者、高齢者等はいるのですが、今後このマスタープランを作るに当たっては10年後の人手とか、高齢者比率も当然高くなっていくし、20年後だともっと高くなる。そのときの買い物弱者、この辺をどうしていくかというのは、どちらかと言えば経済課の分野に入るのですが、そういうことも商工会とも連携しながらマスタープランを作るのであれば織り込んでもらいたい。当然現在書かれていることというのは当たり前のことなのですが、役所全体の発展と、それから大事なのは地域コミュニティの活性化という部分、48ページですが、地域というのが移動販売をするにしても、地域がまとまってくれると非常に販売でも人的輸送でもできていくのではないかと思っています。

今現在ちょっと困っていると言われているところは、エレベーターのない4階建て、5階建ての住宅、例えばお米とか重たいものを運ぶのも結構大変だというお話を聞いております。便利になるところはある一方、大手スーパーさんなんかがとかいろいろやっておりますが、あまり利益にならないと

ころは積極的には動いていないなというのが今の現状です。

いずれにしろ、将来にわたっては買い物弱者というのは出てくる。これは小金井市だけの問題ではなく、東京都の中でもそういうところが出てくるだろう。今のうちから手を打っておかないと、買い物弱者とか老人、障害者、そういう人たちに対しての施策というものを考えていったほうがいいと私は思います。以上です。

【野澤委員長】 どうもありがとうございます。商工業の立場からという話でしたが、地域コミュニティまでかなり広いお話をさせていただきました。恐らく商工業、高齢化で衰退していくばかりでなく、小金井ぐらいですとこれまで議論して、ここにも書かれていますが、新しい産業が芽生えて定着してくるということが同時に進行すると思うので、そのあたりとのバランスも大事でしょうし、歩きやすい環境とか、先ほど永田委員からご指摘があったM a a Sというのをそういうことにも関連してくると思うので、そのあたりをうまくこのマスターplanで、トータルで読むとそういうことが実現していくんだということがわかりやすくなるといいかなと思います。

【若藤委員】 若藤です。私は特に意見ではございませんが、参考までにお伝えしたいことがあります。

先ほど冒頭に山本委員が野川の再生についてお話をされていたのですが、私は野川と国分寺崖線の間に暮らして50数年ぐらいになりまして、国分寺境、鞍尾根橋のすぐ近くに住んでいるのですが、子どものころはだいぶ野川の水がねずみ色をしていまして、コンクリートに固められていて、大雨のときには氾濫したり、生き物は全くいないという状況だったのですが、今野川の整備が進みまして、魚とか虫とか鳥とかカワセミだとか、先ほどホタルの話が出たのですが、10年ぐらい前にホタルがうちの近所で、2、3年ぐらいですが発生したというのがあってすごく感動して見ていた記憶がございます。今ではコロナ禍で、逆に密になるぐらいお花見の時期だとか夏休みには人がいっぱい来ていて、嬉しいところもあれば、複雑な思いもあるのですが、何をお伝えしたいかというのは、野川公園とか武蔵野公園のほうから西の鞍尾根橋あたりまで結構鳥とか虫が来ているのかなという感想と、生命力というか、そういう力を感じたという、感想です。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございました。ほかに何か言い残したことはありますか。よろしいですか。では、副委員長。

【高見副委員長】 では私からも。今日は第4章、まちづくりの実現に向けてというのが出てまいりまして、この委員会の初回に、都市計画マスターplanというのを幅広く書いてあるけれども、都市計画という部分でカバーできているところは限界があるから、この辺はどのように扱うのですかというご質問を申し上げたことと関連するのですが、まちづくりの実現に向けてという第4章は事前に

も事務局に申し上げましたが、今書かれていることですとほぼ何も書いていないという状態なので、もう少し積極的にやればいいなという反面、非常に重要なのは、81ページで、のっけから市民参加によるまちづくりが出てくるんですね。これは正しいと思うのですが、本文の3章のほうが市民参加、そう書いていないということに気づくわけです。私は実はまちづくり委員会をお手伝いしている立場を含めますと、マスタープランのほうでもう少しそういうことをしっかり書くべきではないかという気がします。

例を挙げますと、36ページですが、道路・交通ですとか、防災のごついところですとか、そういうところを市民が主導してやるというのは常識的に考えてやりづらいわけですが、ここで市民参加による市民が主役と言っているのは、身近な環境ですとかお住まいになっている方がまちづくりにどのように取り組むかということが中心になろうかと。そう思いますと、緑の創出であるとか、景観の形成であるとかいうのは一番馴染みがいい部分だと思うのですが、36ページの②を見ますと、公共施設の緑化、2つ目が街路樹、その次に行きまして、屋外広告物の規制というように、市民の方が何をするかということが全然触れられていないんですね。むしろそれが一番先にあって、公共はこういうことをやりますというのが4章の仕立て、市民が先にあって、行政は何をすると書いてある4章の仕立てには合っていると思うのですが、これはある意味不整合だと思うんです。多分4章と3章の書き方が全部がそうなっています。そういう意味で、4章は取つた感じがあるのですが、多分4章に書かれているように、市民が先に書かれて、主役であり、行政は何をするという書きぶりが正しいでしょうから、そういう点から、3章のいくつかの部分を点検していただくといいかなと思います。これはこの会議で毎回出ていますように、市民の委員の方が非常に積極的に自らのお考えを述べられ、それが反映しているマスタープランとして当然取るべき態度だし、そう思うと3章の部分がまだ行政側としてはちょっと古臭い書きぶりになってはいませんかということを、景観のところに例を挙げて申し上げましたので、今後はそういうことを点検し、そうすると自ずと4章のほうももうちょっと充実した内容になるのではないかと思います。

2点目はくだらないことなのですが、66ページですが、「JR中央本線連続立体交差事業など既存のストック」という言い方があるのですが、事業がストックという言い方は日本語としてちょっとおかしい。言わんとすることは、連続立体交差事業で作られた何であるかということを言うべきだろう。公租公課相当分15%の話なのかとか、専門領域的にはいろいろあるのですが、何かを指しているのか、それともJRもメニューに乗れるから立ち上げておこうかとか、それぐらいのことかわかりませんが、ここは自然だなと思います。

3点目、最後ですが、これは私の趣味が入るので賛同いただけなくてもいいのですが、先ほど来評

判のいいイラストの19ページと24ページですが、24ページのほうがやりやすいのですが、24ページのイラストの下ですが、実はちょっと愚痴を申し上げますが、近年、駅前広場というのは東京駅の改築であるとか、新しい調布駅を見てもわかるとおり、駅を出たらまず歩行者の空間がバーンとあって、車はその次。従来の駅前広場はみんな車が真ん中を全部使っていて、人は端っこを歩けとうのばかりだったのですが、近年そうではなくなってきています。残念ながらこちらの新しくできた駅前広場はわりと旧来型の格好をしているのですが、将来を示すマスタープランもそういうイラストではちと悲しいかなと思いまして、もうちょっと未来型の駅前広場になっているといいかなと思いました。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。確かにご指摘のとおりかなと思います。今までの日本の駅前広場はいわゆる交通広場だったので、人間のための広場としては非常にアバだということで、今例として挙げた東京駅の駅前であるとか、姫路の駅前が有名でありましたが、そういった試みがどんどん進んできていますので、イラストは現状的なことを書いているだけなので少し改正するというのは、あまり先走るとまた後でどうするという話もあるかもしれません、考えていく必要があるかなと思います。

4章については多分まだ皆さんも言いたいことがあろうかと思いますので、じっくり見ていただいて、お気づきの点があれば次回の委員会を待たずに事務局に伝えていただければと思います。私も高見さんと同じようなことを考えていて、そういうのが恐らく4章の内容にパラパラそういう態度が見えてきていると思うので、例えば83ページの3の冒頭の文章で、「まちづくりの展開にあたっては、市民への説明及び情報提供を行っていきます」、説明と情報提供しかしないのかなと懐疑的になるので、もう少し書く必要があるのかなと思います。

85ページの推進体制も、職員の育成はもちろん必要なですが、市民の担い手の育成というのも実は大事な仕事なんだろうなと思うので、何かそういうことも書いたほうがいいのではないかという気がしていました。4章はもう少し詰めていきたいと思います。

非常にたくさんのご意見をいただきましたので、またこれをもとに次回に向けて素案のブラッシュアップをしていきたいと思いますので、次回、今回検討中だったところも含めてもう1度議論することにしたいと思います。どうもありがとうございました。

3. 議題

(1) 小金井市都市計画マスタープラン市民協議会意見について

【野澤委員長】 では、次に次第3、その他（1）小金井市都市計画マスタープラン市民協議会意見について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より「小金井市都市計画マスタープラン 令和3年度市民協議会意見について」ご報告させていただきます。

資料3をご覧ください。2ページをご覧ください。市民協議会は3地域ごとに6つのテーマで、グループワークを行いました。武蔵小金井地域は6月26日、土曜日、午前10時から、東小金井地域は6月26日、土曜日、午後2時から、野川地域は6月27日、日曜日、午前10時からそれぞれ開催し、武蔵小金井地域はと東小金井地域はそれぞれ8名、野川地域は9名の市民の方々に参加いただきました。

次に3ページから5ページをご覧ください。今後関係部局と情報共有し、方針の参考とする意見を取りまとめました。3ページは、武蔵小金井地域、4ページは、東小金井地域、5ページは野川地域の取りまとめとなっております。各地域ともテーマごとに整理しております。個別具体のご意見も多くいただきましたので、第7回庁内検討委員会で情報共有させていただきました。また、6ページ以降は、地域ごとに、意見結果を各グループのテーマ別に整理した資料となります。こちらの資料については、ホームページでも既に公開しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

報告については以上となります。

【野澤委員長】 たくさんの方に参加していただいて、非常に充実した議論をした結果がまとまっていますが、今日のさつきの議題で資料編がこの後にくつつくという話をされていましたが、こういうものは資料編に載ってこないのですか。

【事務局】 事務局でございます。資料編の取り扱いにつきましては、どこまで載せるのかということについては現在検討しているところでございます。

今委員長からご指摘がございました市民協議会の検討結果につきましては、6ページ以降のところ、こちらにつきましては現在ホームページでも既に公開してございまして、市民の皆様がご覧になれる状況になっているところもございます。一方で、都市計画マスタープランは多様な市民参加で皆さんにご協力いただいた中で位置づけてございますので、どこまで載せられるのかということにつきましては今後協議を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

【野澤委員長】 ホームページにありますというの非常に不親切な言い方なので、マスタープラン本体と一緒にあることの意味というのもちゃんと考えてほしいと思います。中学生検討会の話も同様かと思います。

ほかにこの件に関して何かご質問とかご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

【高橋委員】 この資料の 11 ページを見たときにちょっと驚いてしまったのですが、これは市民の皆さんからの意見なのでどういういきさつがあったのかがわからないのですが、農地の活用と保全のところで、「農地が宅地化になる→規制が必要」と書いてあるので、これだけ見ると農家側からするとすごく恐ろしいことが書いてあるなど読まれてしまいます。資料として市民の皆さんからどういう経過があって、どういう意見があつてこういうふうに書くことになったのかということがもう少しあるようにしていただければ農家の側からすると安心できるのですが、基本的に多くの市民の皆様は農地の保全ということをお考えになっていただいているので我々としては非常にありがたい部分だなと思っています。農家の側として農地を売却するほとんどの場合が相続が発生し、それのためにやむなく売らざるを得ないという現状がありますので、それが規制されてしまうと農業をやらないほうがいいかなという判断のほうに移行してしまいますから、そういう部分の心配が発生しないように気を遣つていただけると農業委員会の会長としてはありがたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

【野澤委員長】 参加した市民の生のご意見だと考えるしかないので、それをあまり編集してしまうのもまずいかなと思いますが、ご意見はわかりましたので。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こういったことはぜひ十分に生かしてこの後最終的なまとめも含めてやっていきたいと思います。

では、そのほか議題にするもの是否有りますか。何か皆さんから確認しておきたいことがあれば。よろしいでしょうか。

事務局から何か連絡事項等がございましたらお願ひいたします。

【事務局】 3 点事務局からご案内させていただきます。

まず 1 点目でございます。次第に記載させていただいておりますが、次回の日程でございます。第 8 回策定委員会は令和 3 年 11 月 24 日（水）午後 6 時から本庁舎第一会議室で予定しておりますので、1 カ月ほど前に開催通知をお送りいたします。委員の皆様におかれましては多忙かとは存じますが、日程のご調整の上、ご参加いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、第 8 回策定委員会の後、12 月中旬からパブリックコメント、市民説明会などを予定しております。

次に 2 点目、今後の工程についてです。本日、机上に工程表をお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんください。前回の第 6 回策定委員会でお示しした工程表では、第 9 回策定委員会

の時期が3月の予定となっておりましたが、今回お示しさせていただいた工程表では4月上旬ごろに変更させていただきました。詳細な日時につきましては、開催通知等で改めてご連絡させていただきます。引き続きご協力をお願いいたします。

次に3点目、都市計画マスターplan策定委員報酬の支払いについてでございます。平成28年1月以後の金銭等の支払い等に係る法定調書に金銭等の支払いを受ける方の個人番号を記載する必要がございます。つきましては、本日席に配布しております給与所得の源泉徴収票をごらんください。給与所得の源泉徴収票の右上に記載がございます個人番号、氏名欄でございますが、自署していただくこととなっておりますので、自署いただきまして、第8回策定委員会にマイナンバーの確認できる資料とともにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、本日マイナンバーの確認ができる資料をお持ちの方は個人番号、氏名を自署していただきまして事務局職員へお声がけください。事務局からは以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の第7回マスターplan策定委員会はこれにて終了とさせていただきます。長時間にわたり熱心にご議論いただきましてどうもありがとうございました。

(終了)

以上

小金井市都市計画マスターplan

(素案)

令和3年11月時点

目 次

序章 都市計画マスタープラン見直しについて	1
1 都市計画マスタープランとは	2
2 都市計画マスタープランの位置付け	2
3 目標年次	2
4 策定体制	3
5 都市計画マスタープランの構成	4
第1章 都市を取り巻く状況	5
1 都市の現状	6
2 見直しの視点	9
3 これからのまちづくりに求められるもの	10
第2章 全体構想	11
1 まちづくりのテーマ・ <u>基本目標・まちづくりの基本的な考え方</u>	12
2 将来都市構造	14
3 分野別方針	17
1) 土地利用の方針	18
2) 道路・交通の方針	24
3) みどり・水・環境共生の方針	32
4) 安全・安心の方針	40
5) 生活環境の方針	46
第3章 地域別構想	53
1 地域区分	54
2 武蔵小金井地域	55
3 東小金井地域	63
4 野川地域	71
第4章 まちづくりの実現に向けて	79
1 まちづくりの基本的な進め方	80
2 市民参加によるまちづくり	81
3 まちづくりの手法	84
4 まちづくり推進体制	87
5 計画の進行管理	88

序章 都市計画マスタープラン見直しについて

小金井市都市計画マスタープラン

1 都市計画マスタープランとは	2
2 都市計画マスタープランの位置付け	2
3 目標年次	2
4 策定体制	3
5 都市計画マスタープランの構成	4

1 都市計画マスタープランとは

小金井市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、おおむね20年後的小金井市のまちづくりの将来像を示すものです。平成14年3月に策定され、平成24年3月に見直しを行っていますが、当初策定より20年が経過しました。

この間、社会経済情勢の変化及び上位計画である「第5次基本構想（以下「基本構想」という。）」が策定されたことを踏まえて、現行方針の検証、社会経済情勢及び関連計画などに即して総合的な見直しを行い、新たな時代を踏まえたまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランを策定します。

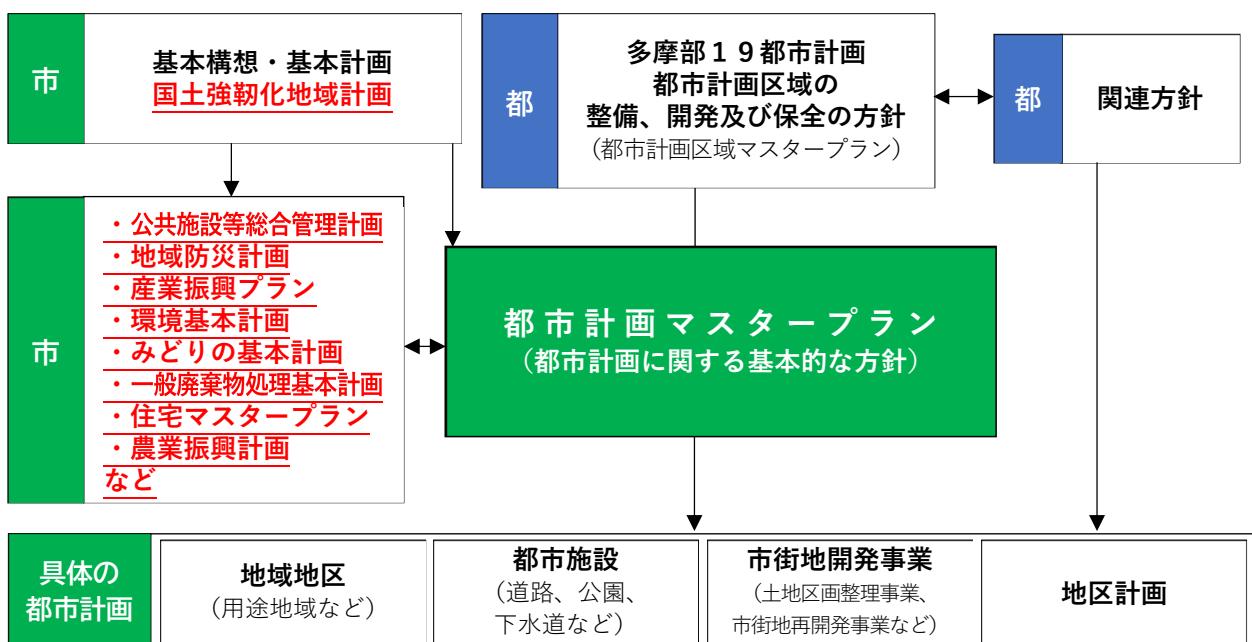
2 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、「都市計画法第18条の2に位置付けられた市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」です。

東京都が策定する「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めます。

基本構想に即し、将来のあるべき姿及びまちづくりの方針を検討し、都市づくりで目指すべき将来像を都市計画マスタープランにより示します。

【都市計画マスタープランの位置付け】



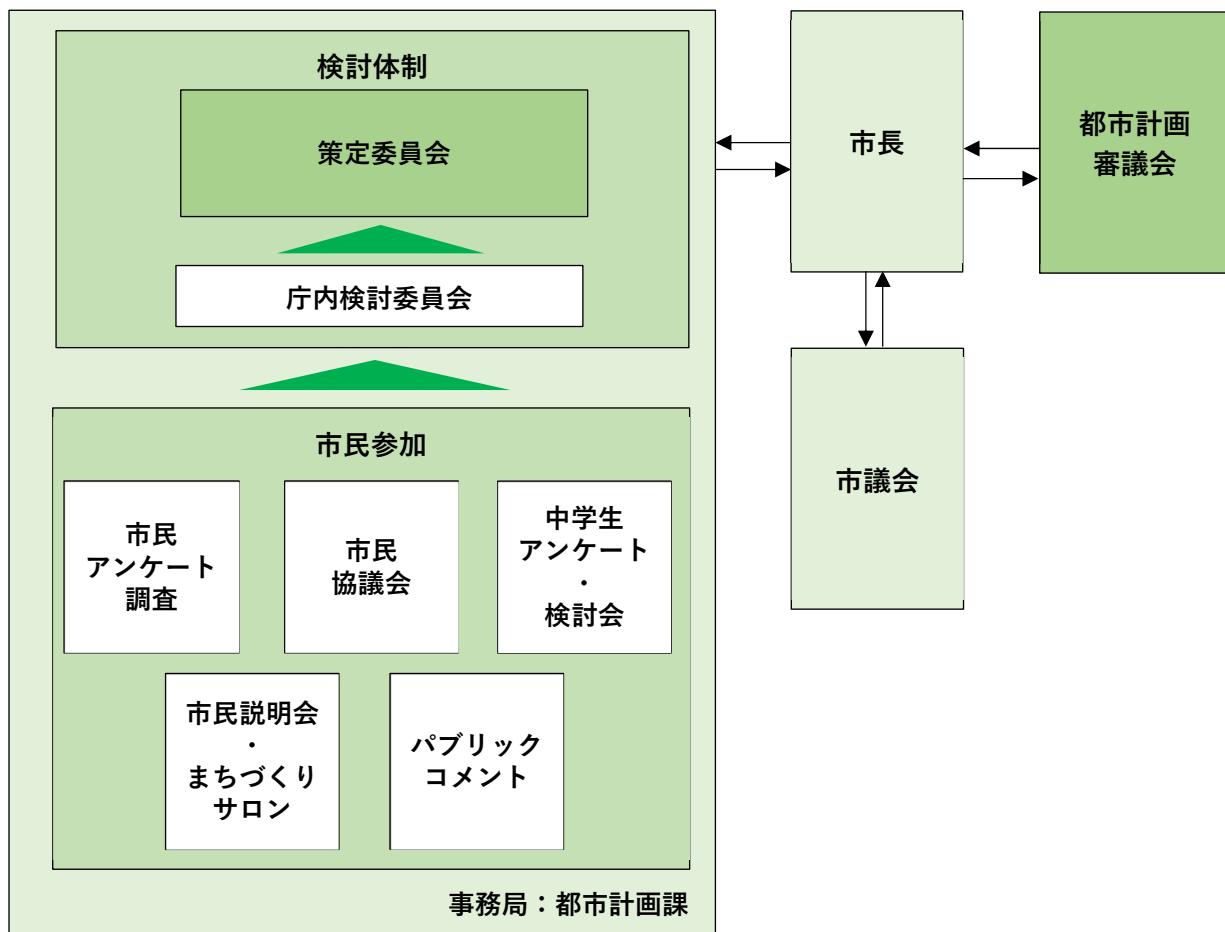
3 目標年次

おおむね20年後の2040年代を目標年次とします。

4 策定体制

都市計画マスタープランは、市民アンケート、市民協議会、中学生検討会、パブリックコメント及び市民説明会など多様な市民参加を経て、市内検討委員会（市内職員で構成）及び策定委員会（公募市民、関係機関・団体の代表者、学識経験を有する者、市職員で構成）での協議、都市計画審議会での審議、市議会への報告を行った上で策定しました。

【策定体制図】



5 都市計画マスタープランの構成

【都市計画マスタープランの構成】



第1章 都市を取り巻く状況

小金井市都市計画マスタープラン

1 都市の現状	6
2 見直しの視点	9
3 これからのまちづくりに求められるもの	10

1 都市の現状

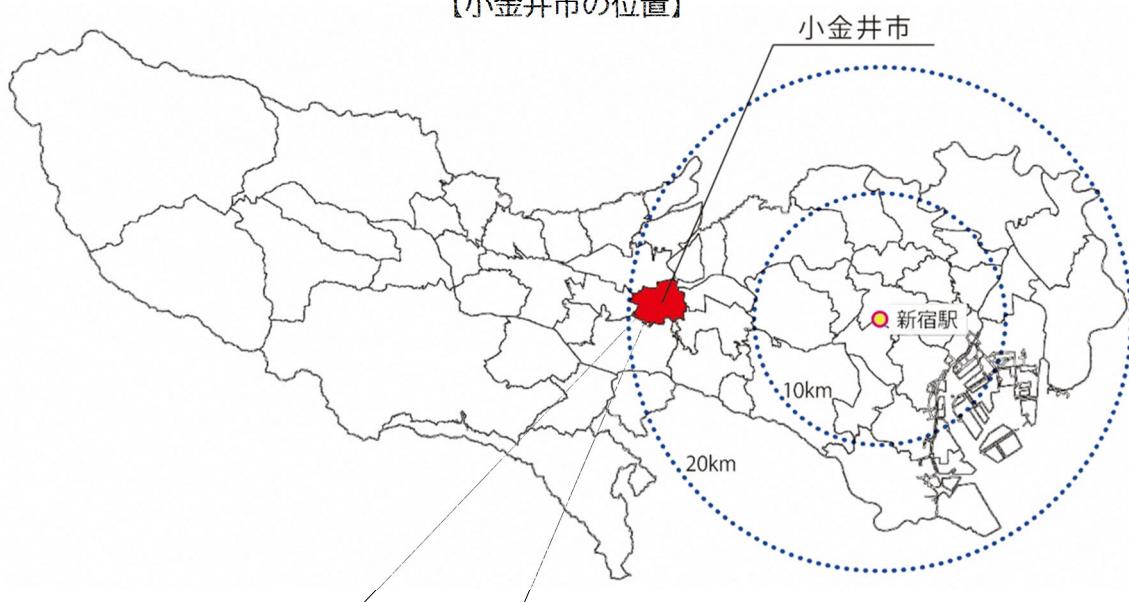
(1) 位置・地形

本市は、東京都の西部、新宿駅から約20km圏内に位置し、北は小平市及び西東京市、東は武蔵野市及び三鷹市、南は調布市及び府中市、西は国分寺市と接しています。市域は東西に約4km、南北に約3kmで、面積は約11.3km²です。

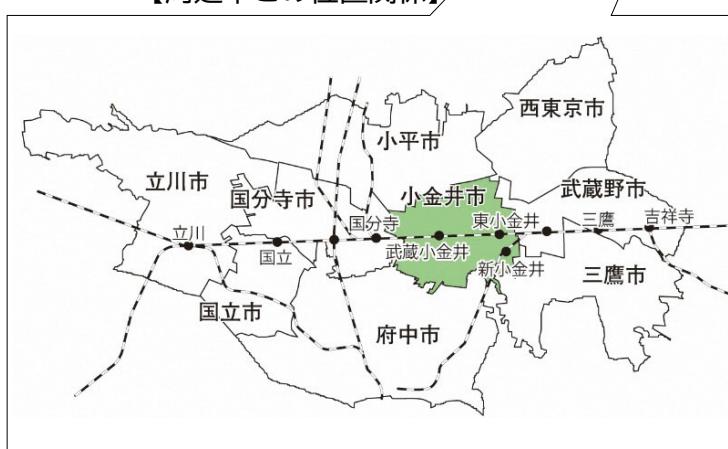
市内には、JR中央本線が東西に、西武多摩川線が東側に走っています。市域の北側には玉川上水、南側には野川が流れ、都立小金井公園、武蔵野公園など大規模な公園を有し、都会的な街並みと自然豊かな環境が共存する都市です。

市内の南部には、立川市から大田区まで続く延長約30kmの国分寺崖線（はけ）が横断し、武蔵野台地の地形構造を顕著に表しており、台地部と低地部を結ぶ斜面部には、崖線の緑地、変化のある坂道や地下水が湧き出ている場所もあり、みどり豊かな自然環境が形成されています。

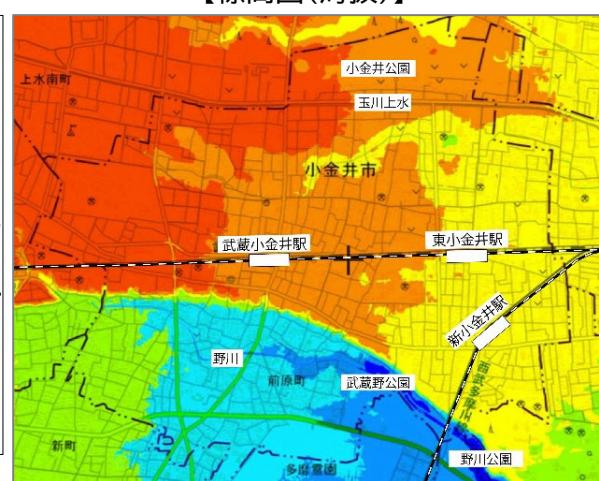
【小金井市の位置】



【周辺市との位置関係】



【標高図(海拔)】



参考:国土地理院電子地図

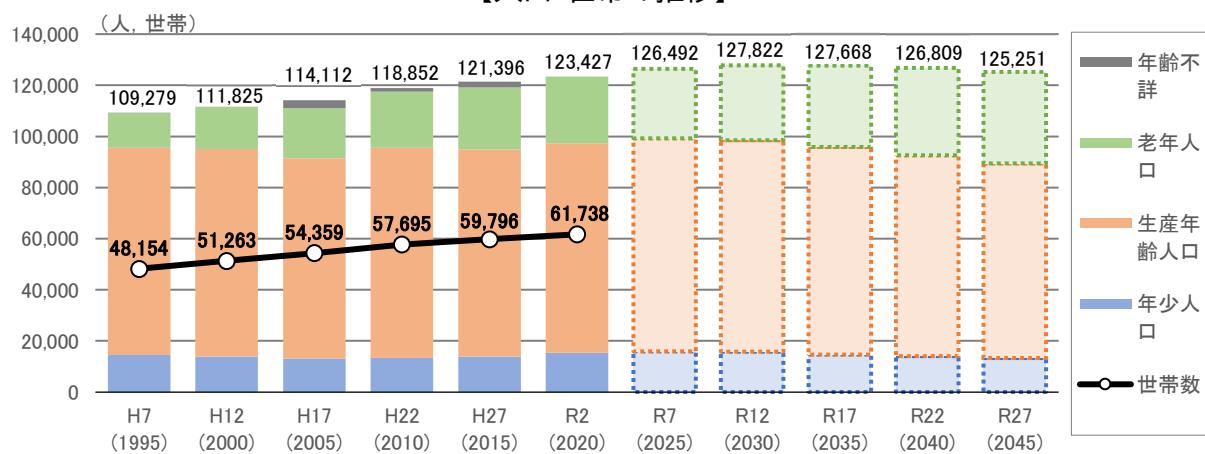
(2) 人口・世帯

本市の人口及び世帯数は一貫して増加傾向にあり、令和2年（2020年）現在で、123,427人、61,738世帯となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は15,314人（12.4%）、生産年齢人口（15～64歳）は81,981人（66.4%）、老人人口（65歳以上）は26,132人（21.2%）となっています。

将来人口は、令和12年（2030年）頃をピークとして減少に転じると予測されています。また、年齢3区分別でみると、今後は特に老人人口が大きく増加すると予測されています。

【人口・世帯の推移】



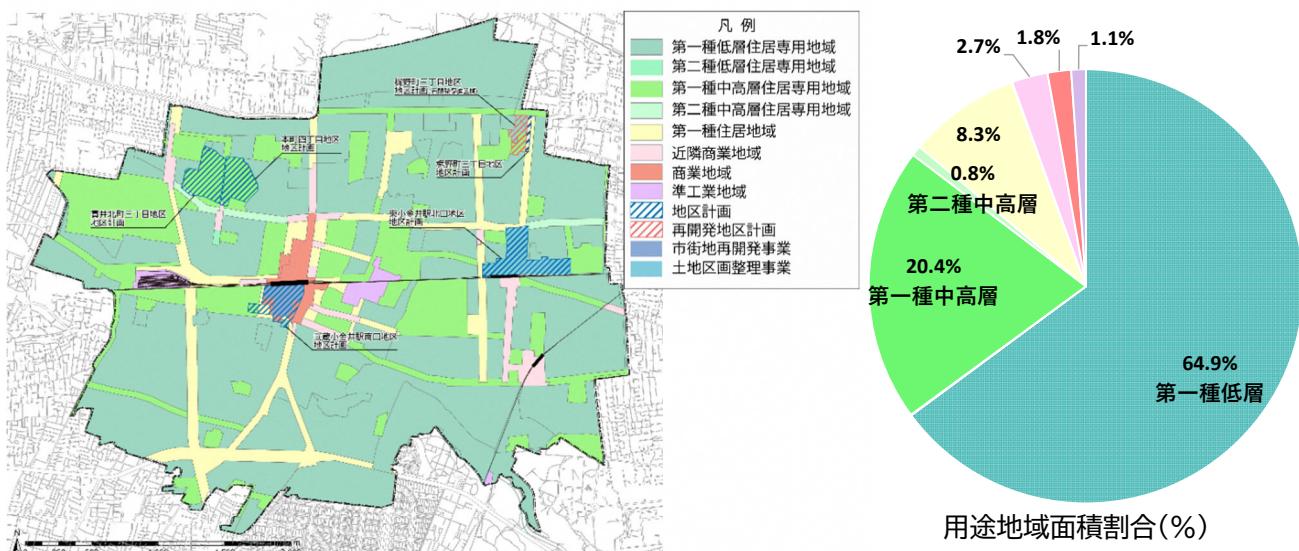
参考:H7～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳(10月1日現在)、R7～R27 小金井市人口ビジョン(各年4月1日)

(3) 都市計画

本市は全域が市街化区域であり、市域の多くは住居系用途地域が指定されています。市域全体の約65%が第一種低層住居専用地域となっています。

現在、東小金井駅北口土地区画整理事業が進められており、武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業は、令和3年5月に事業が完了しました。

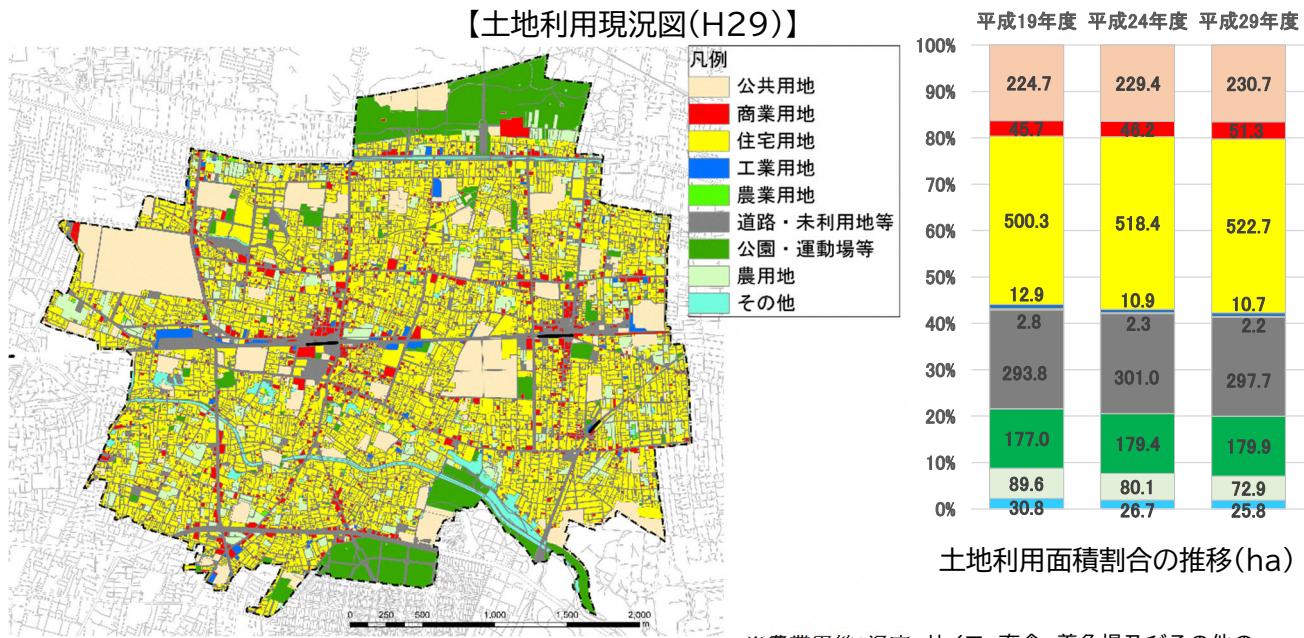
【用途地域・地区計画・市街地再開発事業・土地区画整理事業】



参考:東京都都市計画地理情報システム(平成29年10月版)

(4) 土地利用

駅周辺や幹線道路沿いに商業用地、市域全体に公共用地や公園・運動場などが広く分布し、その周辺のほとんどが住宅用地となっています。



参考:土地利用現況調査(平成19年、24年、29年)

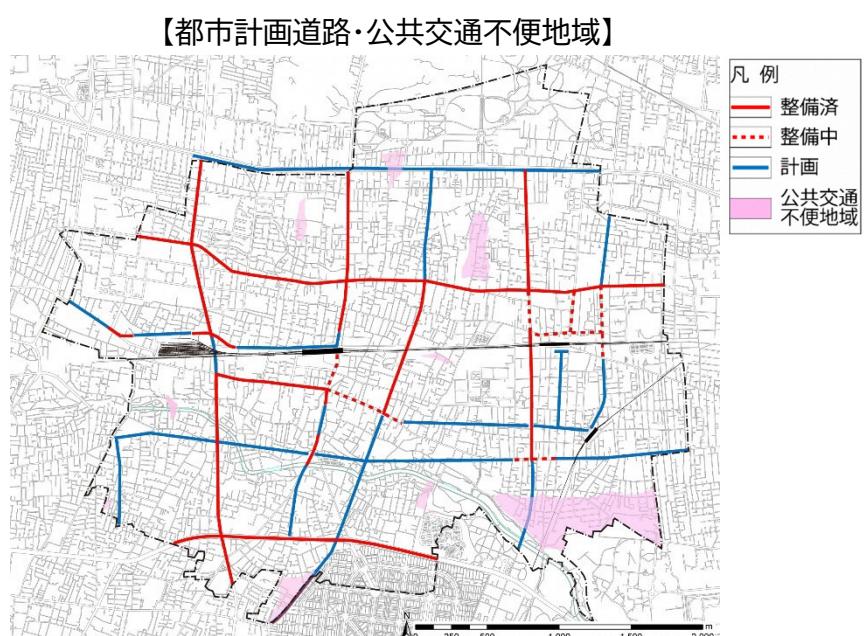
※農業用地:温室、サイロ、畜舎、養魚場及びその他の農林漁業施設

※農用地:田、畠、樹園地及び採草放牧地

(5) 道路・交通

東八道路、新小金井街道及び五日市街道などの広域幹線道路が通っており、都市計画道路の整備状況は47.7%となっています。（令和2年度末）

JR中央本線、路線バス及び小金井市コミュニティバス（CoCoバス）により公共交通ネットワークが形成されていますが、一部で公共交通不便地域が存在しています。

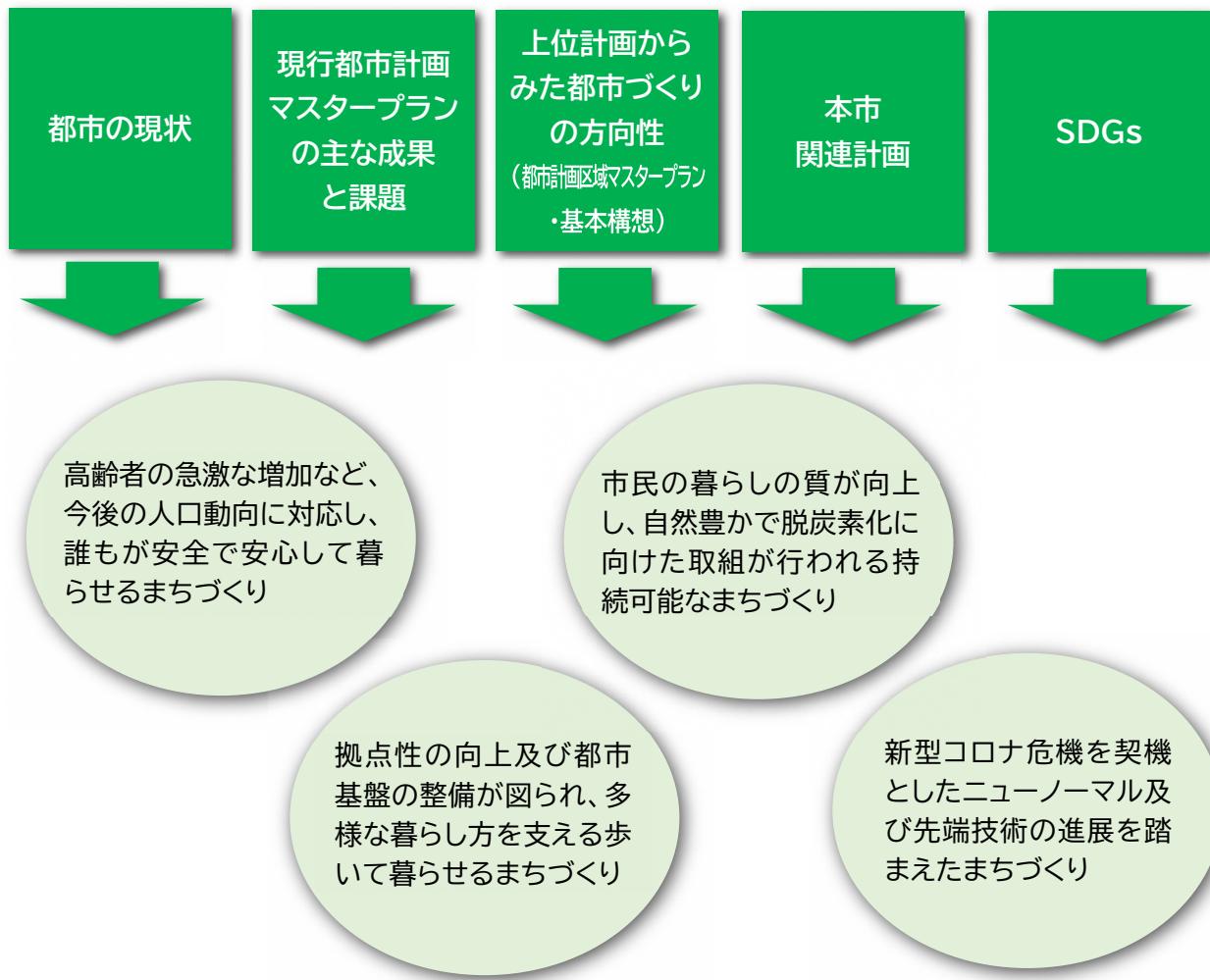


参考:東京都都市計画地理情報システム、小金井市、小金井市における公共交通不便地域図



2 見直しの視点

都市計画マスタープランの見直しに関する論点を、以下のように整理しました。



●SDGs(Sustainable Development Goals)とは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されます。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動などに関する、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。



3 これからのまちづくりに求められるもの

都市計画マスタープランのこれからのまちづくりに求められるものを、以下のように整理しました。

土地利用

中心市街地である武蔵小金井駅及び東小金井駅では、市民生活を支える都市機能を維持・充実させ、拠点性のさらなる向上を図るとともに、中心市街地以外では今後の高齢化の進展を踏まえ、身近な拠点の形成による、歩いて暮らせる持続可能なまちづくりが求められます。

道路・交通

市民の移動手段の確保のための持続可能な公共交通の維持・充実、交通だけでなく防災の観点からも重要な計画的な道路の整備及び歩行者空間・自転車利用環境など安全に配慮した交通環境の整備が求められます。

みどり・水・環境共生

みどり豊かな自然環境をいかしたまちづくり、温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す脱炭素社会に向けた省エネルギー対応及び緑化推進などのさらなる取組が求められます。

安全・安心

都市基盤の整備など防災・減災の取組による地域の強靭化、防犯機能の強化などによる日常生活の安全・安心に向けた取組及び都市施設などの適正な維持・管理が求められます。

生活環境

人々の生活様式が大きく変化している中で、誰もが暮らしやすいまちづくり及び貴重な都市農地の多様な機能をいかしたまちづくりが求められます。

第2章 全体構想

小金井市都市計画マスタートップラン

1 まちづくりのテーマ・ <u>基本目標</u>	
・ <u>まちづくりの基本的な考え方</u>	12
2 将来都市構造	14
3 分野別方針	17
1) 土地利用の方針	18
2) 道路・交通の方針	24
3) みどり・水・環境共生の方針	32
4) 安全・安心の方針	40
5) 生活環境の方針	46

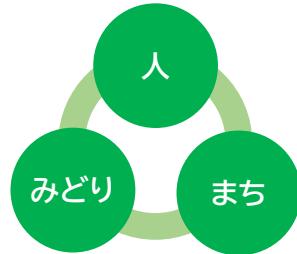


1 まちづくりのテーマ・基本目標・まちづくりの基本的な考え方

(1) まちづくりのテーマと基本目標

第5次基本構想では、誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、しあわせを感じられるまちを目指して、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像としています。

第5次基本構想の将来像、本市の現況及び見直しの視点などを踏まえ、本市で暮らす「人」、本市の魅力である豊かな「みどり」、人々の暮らしを支える「まち」が相互につながることにより、誰もが暮らしたいと思うまち、誰もが暮らし続けたいと思うまち、優しさがあふれるまちを目指して、都市計画マスタープランにおけるまちづくりのテーマと5つの基本目標を示します。



第5次基本構想

<将来像>

いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市



都市計画マスタープラン

<まちづくりのテーマ>

つながる「人・みどり・まち」

～暮らしたい　暮らし続けたい　優しさあふれる小金井～

<基本目標>



1. 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり
2. 人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり
3. 次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり
4. 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり
5. 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり

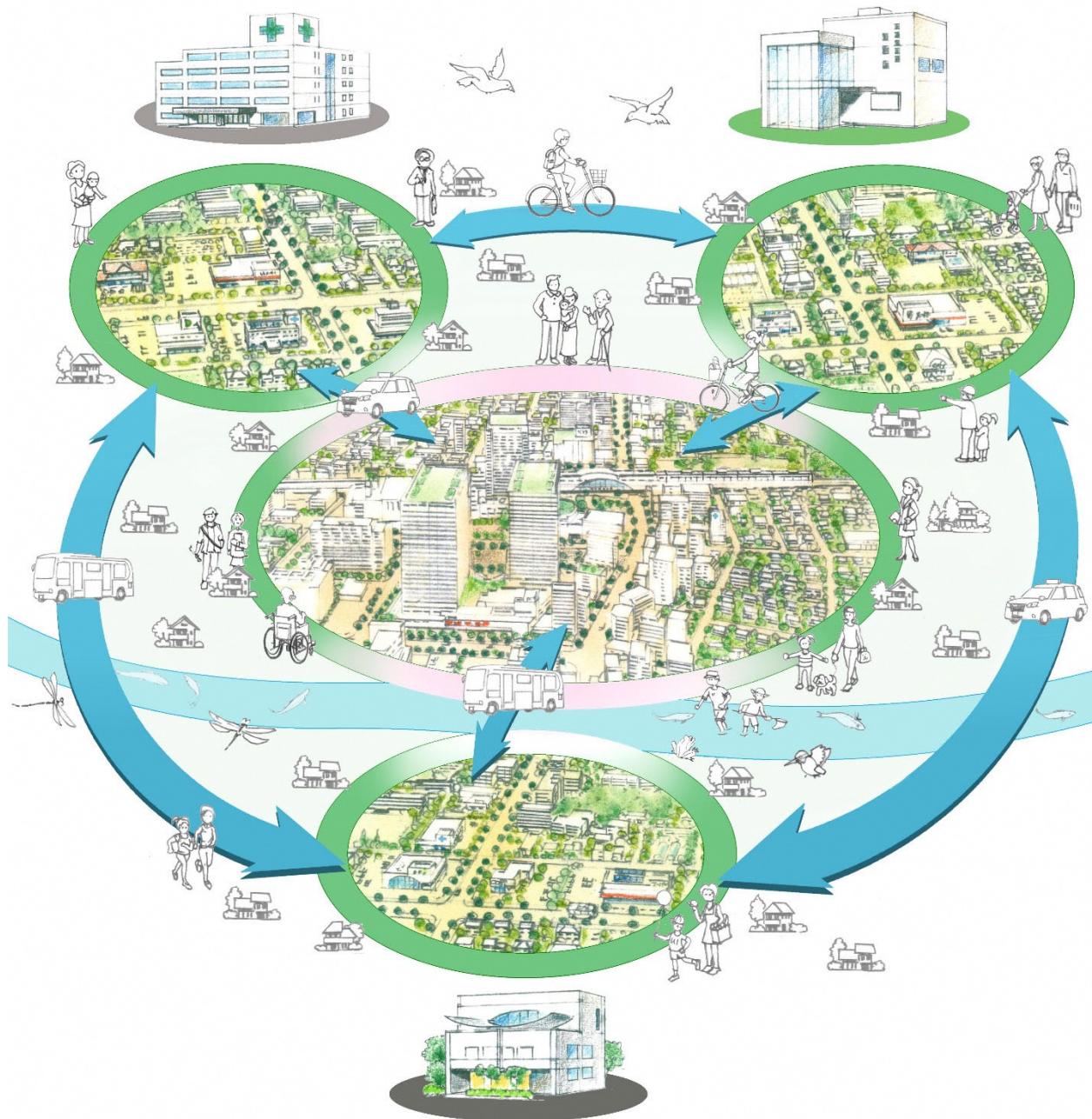
(2) まちづくりの基本的な考え方

中心市街地では、都心へのアクセスが良く利便性の高い武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺を中心として、にぎわい・活力が生まれるまちづくりを進めていきます。

中心市街地の以外の地域では、既存の商業施設などを中心として、少子高齢化に対応した、子ども、子育て世代、高齢者及び障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられることができるように、歩いて暮らせるまちづくりを進めていくとともに、公共交通も利用しながら、地域の生活を支える各種サービスを受けることができるまちづくりを進めていきます。

市内全域において、地域固有の資源である豊かな自然と都市が調和した良好な住環境が形成される持続可能なまちづくりを進めていきます。

【まちづくりの基本的な考え方のイメージ】



2 将来都市構造

まちづくりの実現に向けた目指すべき都市空間の骨格を示すため、都市計画マスタープランでは、将来都市構造として、「拠点」、「軸」、「ゾーン」を主な構成要素として、市のあるべき姿を示します。

■拠点とは

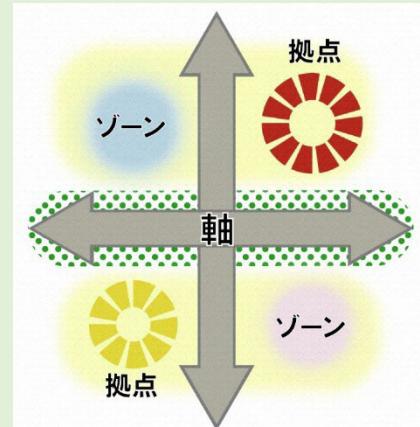
- ・都市機能の集積度合いが高く、周辺エリア（後背地）の生活を支える地区
- ・都市内のみどりの充実が図られ、市内外から人々が広域的に集まる地区

■軸とは

- ・市内の拠点間のみならず、市外の主要拠点などを結ぶもの
- ・広域的なもの及び連続性のあるもの

■ゾーンとは

- ・地域のまとまり及び生活圏又は土地利用の大きな方針などを示すエリア



(1) 拠点

拠点として、「都市機能の拠点」、「みどりの拠点」を位置付けます。

① 都市機能の拠点



中心拠点(武蔵小金井駅周辺)

商業、業務及び居住など様々な活動を支える都市機能が集積する武蔵小金井駅周辺を、にぎわいを形成する市の中心としての役割を担う中心拠点として位置付けます。



副次拠点(東小金井駅周辺)

東小金井駅北口土地区画整理事業により都市基盤整備が進み、魅力ある商業地など都市機能を備える東小金井駅周辺を、中心拠点を補完・連携する役割を担う副次拠点として位置付けます。



地域拠点

各地域での生活を支える生活利便施設が充実し、高齢者福祉・介護、障がい福祉、子育てなどの各種サービスが公共交通などを有効に活用して利用することもできる、にぎわいがある生活圏の中心地を、地域拠点として位置付けます。



行政・福祉総合拠点

新庁舎・（仮称）新福祉会館は、行政・福祉機能の集約による総合的サービス提供と災害時における防災の拠点となることから、行政・福祉総合拠点と位置付けます。

② みどりの拠点

みどりの拠点(広域交流拠点)

面的なみどりの広がりを持ち、みどりの充実が図られるとともに、市内外から広域的に人々が集まる場としてだけでなく、防災面でも活用する場として、大規模な都立公園、霊園及び大学にあるみどりの空間を、みどりの拠点と位置付けます。

(2) 軸

軸として、「広域連携軸」、「地域連携軸」、「みどりの軸」を位置付けます。



広域連携軸

市内外の拠点間の人・モノの円滑な移動を支える主要な動線又は都市構造の骨格の役割を担うものとして、五日市街道、新小金井街道、東八道路及びJR中央本線を広域連携軸と位置付けます。



地域連携軸

広域連携軸とともに本市の骨格を形成する動線として、都市計画道路など幹線道路及び西武多摩川線を、地域連携軸と位置付けます。



みどりの軸

崖線、河川、東西方向及び南北方向に連続する街路樹、みどりの拠点と拠点をつなぐみどりなどを、みどりの軸と位置付けます。

(3) ゾーン

ゾーンとして、「暮らしのゾーン」、「商業・業務ゾーン」、「みどりのゾーン」を位置付けます。



暮らしのゾーン

住宅を中心とした土地利用の状況を踏まえ、身近なみどりの創出など良好な住環境の形成に向けて、誰もが安全で安心して暮らすことができ、地域の特性に応じたまちづくりを推進する区域として、暮らしのゾーンを位置付けます。



商業・業務ゾーン

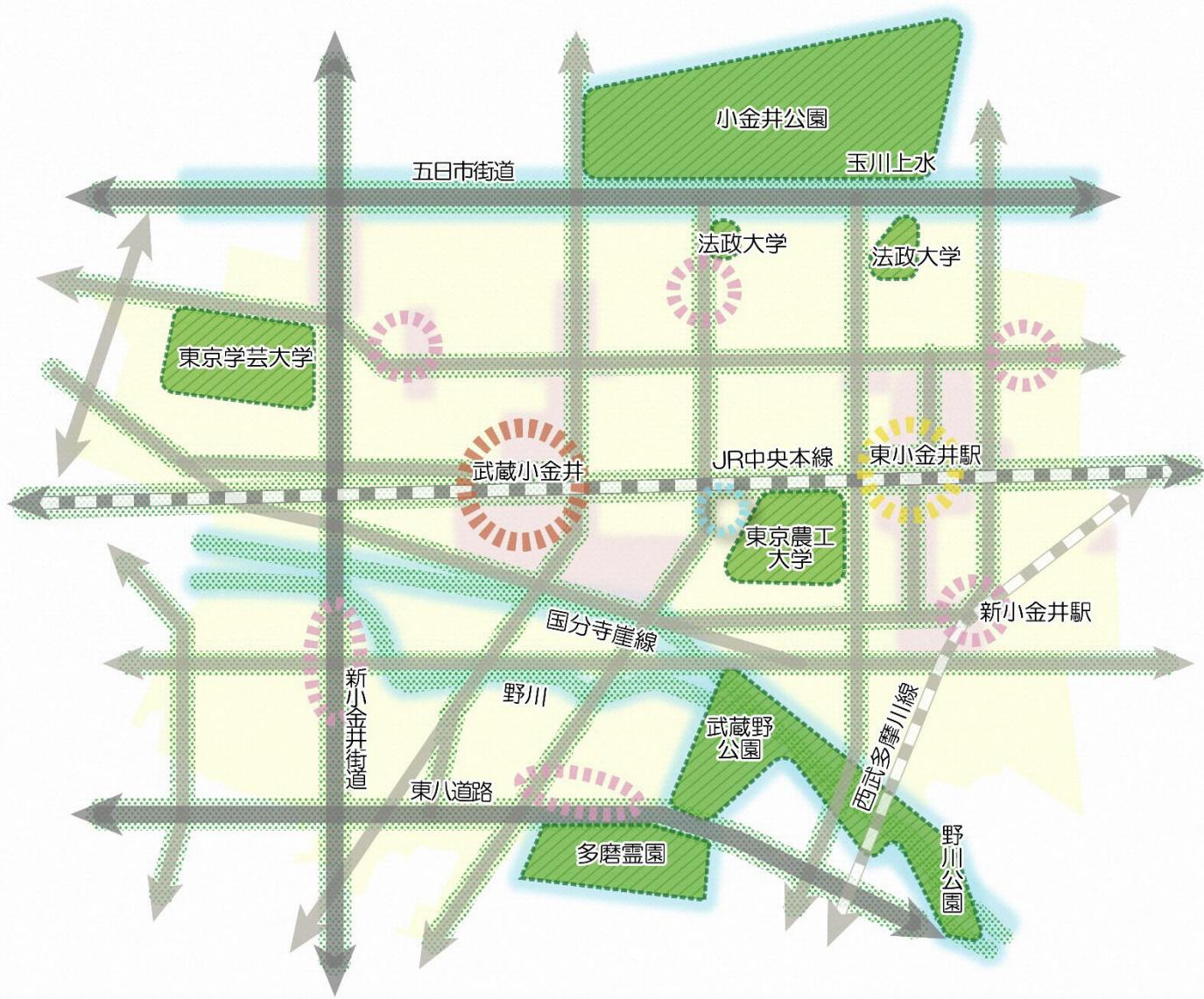
商業・業務施設と都市型住宅が共存する土地利用の状況を踏まえ、住環境との調和を図り、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進する区域として、商業・業務ゾーンを位置付けます。



みどりのゾーン

特色あるみどり及び特徴のある地形により、連続したみどり・水を有し、良好な景観を可能な限り維持・保全を行う区域として、みどりのゾーンを位置付けます。

【将来都市構造図】



拠点	軸	ゾーン
 中心拠点	 広域連携軸	 暮らしのゾーン
 副次拠点	 地域連携軸	 商業・業務ゾーン
 地域拠点	 みどりの軸	 みどりのゾーン
 行政・福祉総合拠点		
 みどりの拠点 (広域交流拠点)		

3 分野別方針

「まちづくりのテーマ」の実現に向けて設定した5つの基本目標を達成するため、目指す将来像とその取組方針を、以下の5つの分野ごとに示します。

まちづくりのテーマ	基本目標	分野別方針
つながる 「人・みどり・まち」 ～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる小金井～	<p>1. 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり</p> <p>2. 人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり</p> <p>3. 次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり</p> <p>4. 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>5. 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり</p>	<p>1) 土地利用の方針</p> <p>2) 道路・交通の方針</p> <p>3) みどり・水・環境共生の方針</p> <p>4) 安全・安心の方針</p> <p>5) 生活環境の方針</p>
		    
		  
		    
		   
		   
		    

1) 土地利用の方針

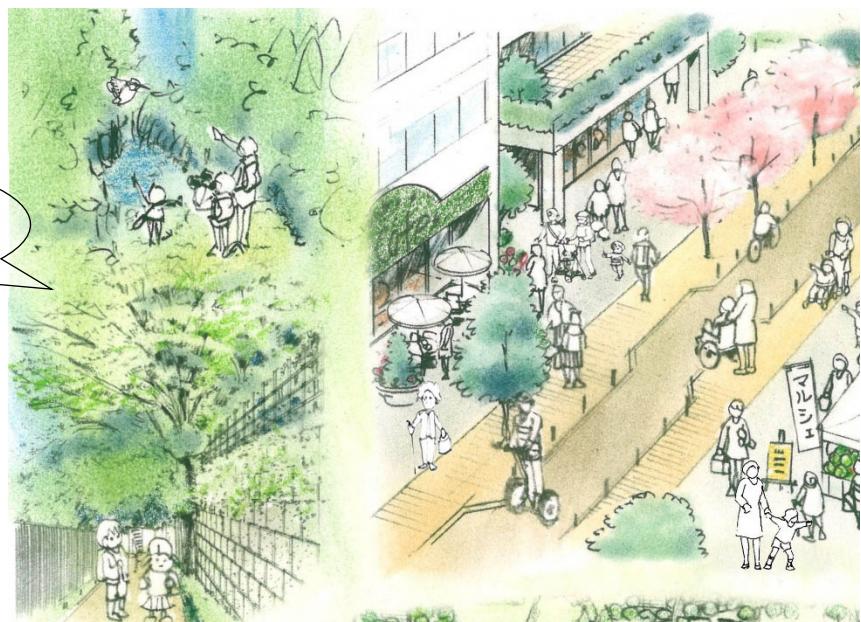
基本目標

快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり

本市では、JR中央本線連続立体交差事業が完了し、開かずの踏切が解消され南北の交通が円滑化されました。また、武蔵小金井駅南口市街地再開発事業が完了し、新たな人の流れが生まれています。さらに、東小金井駅北口地区画整理事業が進められており、新庁舎・（仮称）新福祉会館の方針も示されるなど、計画的なまちづくりが進められています。

まちづくりのテーマを実現するため、土地利用の方針では、これまで整備されてきたストックを活用することで市民生活を支える都市機能を維持・充実させ、拠点性のさらなる向上を図るとともに、今後の高齢化の進展を踏まえ、身近な拠点の形成による、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりを推進し、快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。

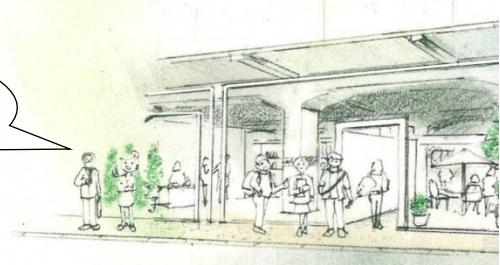
身近な場所で、豊かな自然が感じられるまち



駅周辺に様々な施設があり、人々が集まり、にぎわいと活気があるまち

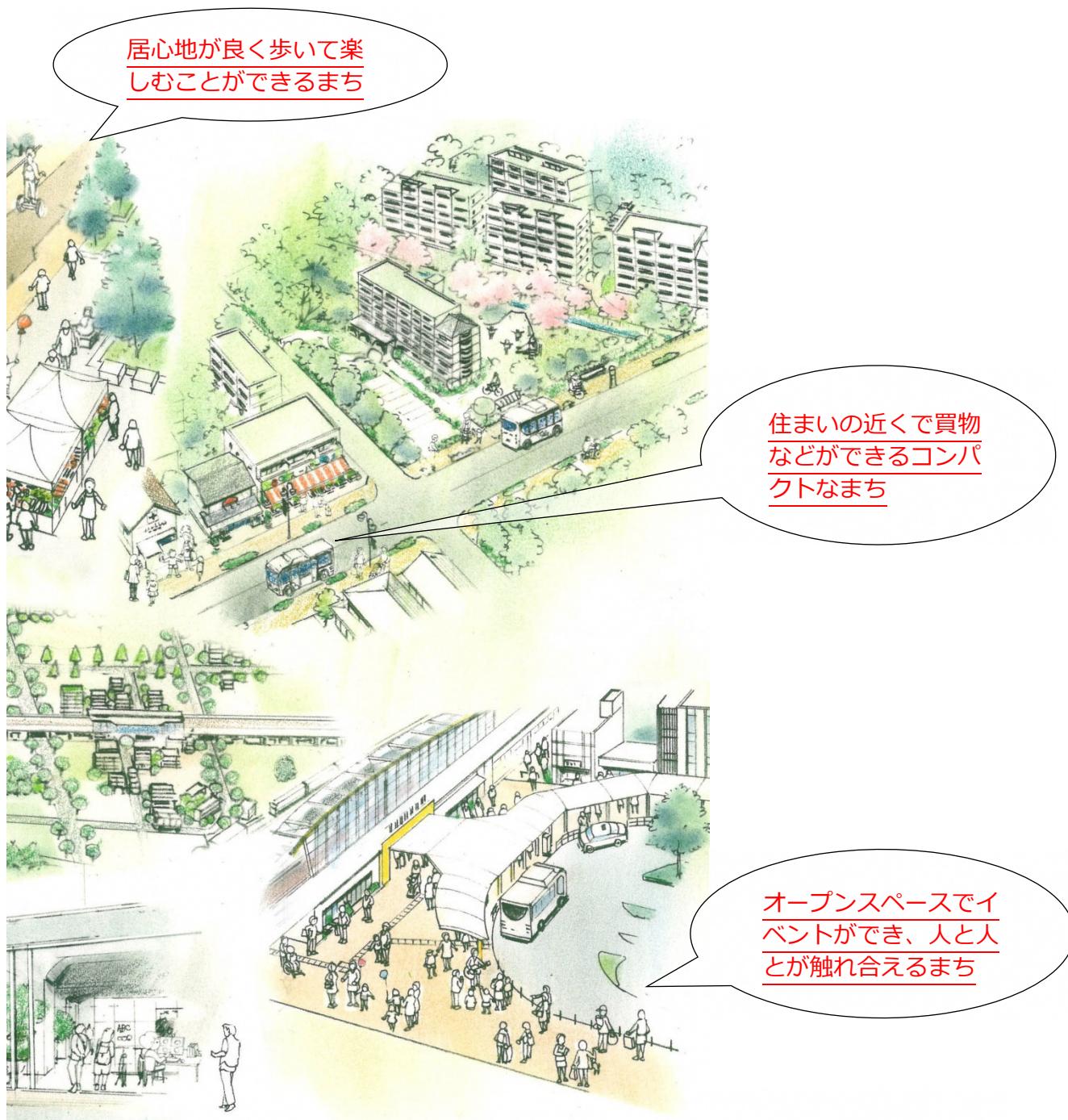


自分らしい暮らし方や働き方ができるまち



【目指す将来像】

- 中心拠点及び副次拠点は、商業・業務・居住など、様々な施設及び機能が集積し、居心地が良く楽しく歩ける空間が形成されたまち
- 多様な暮らし方・働き方ができる、人々の活動が盛んで新たな交流及び仕事が生み出されるなど、活力が生まれるまち
- 地域拠点では、身近な生活に必要なサービスなどが整い、多世代が集まりにぎわいのあり、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、コンパクトで歩いて暮らせるまち
- 自然環境の保全により、多様な動植物が生存できるみどり豊かなまち





(1) 拠点の形成

① 「中心拠点(武蔵小金井駅周辺)」における土地利用

- ・市の中心であり、楽しく歩くことのできるにぎわいのある魅力的な拠点として、まち自体の価値の向上を図ります。
- ・駅周辺の都市基盤をいかして、交通結節点としての拠点性の向上を図るとともに、南北間の回遊性を高めることにより、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良い空間の創出を図ります。
- ・企業、学校、市民及び市の連携のもとに、産業の育成を推進するとともに、多様な働き方などに対応した、都市機能の誘導を図ります。
- ・市街地再開発事業など計画的な土地の高度利用などにより、商業・業務・都市型住宅と調和のとれた土地利用を推進し、さらなるにぎわい・活力の創出を図ります。

写真

② 「副次拠点(東小金井駅周辺)」における土地利用

- ・市の東部地域の中心であり、魅力ある市街地を形成する拠点として、地域の活力とまちのイメージを高めます。
- ・既存のインキュベーション施設などをいかした新たな産業の創出を推進するとともに、多様な働き方などに対応した、都市機能の誘導を図ります。
- ・交通結節点として拠点性の向上を図るとともに、みどり豊かな落ち着きのある歩きたくなる居心地が良い空間などの創出を図ります。
- ・計画的に都市基盤を整備することにより、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成を推進します。

写真

③ 地域の生活を支える「地域拠点」における土地利用

- ・既存の商業機能をいかしながら、地域の生活を支える生活利便施設及び交流機能などの誘導に努めます。
- ・世代を超えて地域の人が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるにぎわいのある空間の形成を図ります。
- ・地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて、様々なまちづくり手法を活用した、適切な土地利用を検討します。

④ 「行政・福祉総合拠点」周辺における土地利用

- ・行政・福祉総合拠点周辺は、新たな交流の場が生まれることから、新庁舎・（仮称）新福祉会館を中心とした、商業・業務・都市型住宅などと調和のとれた土地利用を推進します。

(2) 土地利用の誘導方針

① 住宅系

●低層住宅地

- ・低層住宅地は、低層住宅地として維持するとともに、宅地内の緑化の推進などにより、ゆとりと潤いの居住空間を形成し、快適で良好な住宅地への誘導に努めます。
- ・良好な住環境の保持及び安全で快適なまちづくりを推進するため、建築物の敷地面積の最低限度の導入を検討します。
- ・農地の保全を図り、地域の魅力を向上させるため、居住環境と営農環境が調和した市街地の形成を図ります。

●中層住宅地

- ・駅周辺の利便性の高い住宅地及び従来から中層建築物が立地する沿道などは、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。

●大規模団地

- ・大規模団地のうち、建替時期にきている団地は、潤いと魅力がある都市環境を形成するため、必要に応じて、地区計画により敷地内の緑化推進を図り、住みやすい住宅地への誘導に努めます。
- ・都営住宅及び公社住宅の建替えにより創出された用地については、地域の状況を踏まえながら、東京都などの関係機関と連携して適切な活用を図ります。

② 商業系

●商業・業務地

- ・中心拠点及び副次拠点は、都市機能の集積・誘導を図るとともに、商業の活性化、回遊性の向上及び憩いの空間の確保など、都市基盤の整備及び計画的な土地の高度利用により、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を推進します。
- ・その他の商業・業務地は、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用を推進します。

③ 複合系

●沿道利用地

- ・広域幹線道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）の沿道は、沿道立地型の商業・業務・サービス施設を中心とした都市機能を導入し、地域の暮らしを支える個性的で魅力ある空間づくりを目指した土地利用を推進するとともに、広幅員道路をいかした市街地景観の形成に努めます。

●住商複合地

- ・幹線道路（広域幹線道路以外の都市計画道路）の沿道は、日常的な商業・業務・サービス施設と都市型住宅が調和し、魅力的で都市機能が集積した市街地に誘導するとともに、市街地景観の形成及び歩行空間の確保による快適な都市空間の形成に努めます。

④ 自然系

- ・国分寺崖線（はけ）、野川及び公園などは、自然環境を学ぶ場であるとともに、生き物のすみかなど多様な機能を有していることから、これらを保全し、活用することで、魅力ある自然と都市が調和した土地利用に努めます。

⑤ その他の土地利用の方針

●その他大規模土地利用

- ・敷地規模が大きい土地において、土地利用転換が行われる場合は、これまでの土地利用の経緯などを踏まえ、周辺環境との調和に配慮した、今後の適切な土地利用を検討します。

●庁舎跡地エリア

- ・現在の市役所周辺は、新庁舎・（仮称）新福祉会館への移転後においても、中心拠点に隣接するエリアとして、周辺市街地との調和に配慮した、多様な生活を支えられるよう、今後の土地利用を検討します。

●にぎわいと交流エリア

- ・中心拠点、副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶＪＲ中央本線沿線は、新たな人の流れが生まれることから、人の交流が更に盛んになるようにぎわいを形成するエリアとして、周辺の住宅地との調和を図り、適切な土地利用を検討します。

●地区計画制度などの活用

- ・地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを進めるため、必要に応じて、地区計画制度などの活用により、建築物の制限・緩和などを検討します。

●公共施設などの土地利用

- ・地域に必要な公共施設などについては、周辺環境の調和及び市民の利便性に配慮して、施設の更新への対応を計画的に進めるとともに、多機能化・複合化・転用に対応できるよう、必要に応じて適切な土地利用を検討します。

【コラム】 歩いて暮らせるまちづくりについて

生活に必要な機能などを各拠点に誘導することで、歩いて暮らせるまちづくりが実現し、さらに、公共交通などで各拠点を結ぶことで、生活利便性の維持・向上、地域経済活動の活性化、行政コストの削減及び環境負荷低減が期待できます。また、快適な交流・滞在空間を創出するウォーカブルなまちづくり（居心地が良く歩きたくなるまちづくり）を推進することで、都市に活力を生み出すことにつながります。

在宅勤務など、住宅周辺の身近なエリアで多様な活動が行われるようになってきたことから、身近な生活圏において、憩いの空間の重要性が再認識され、仕事及び休息・余暇にも活用できる居心地の良い空間などへのニーズの高まりに対応した、コンパクトで持続可能なまちづくりが求められています。

【方針図(土地利用)】



凡 例

2) 道路・交通の方針

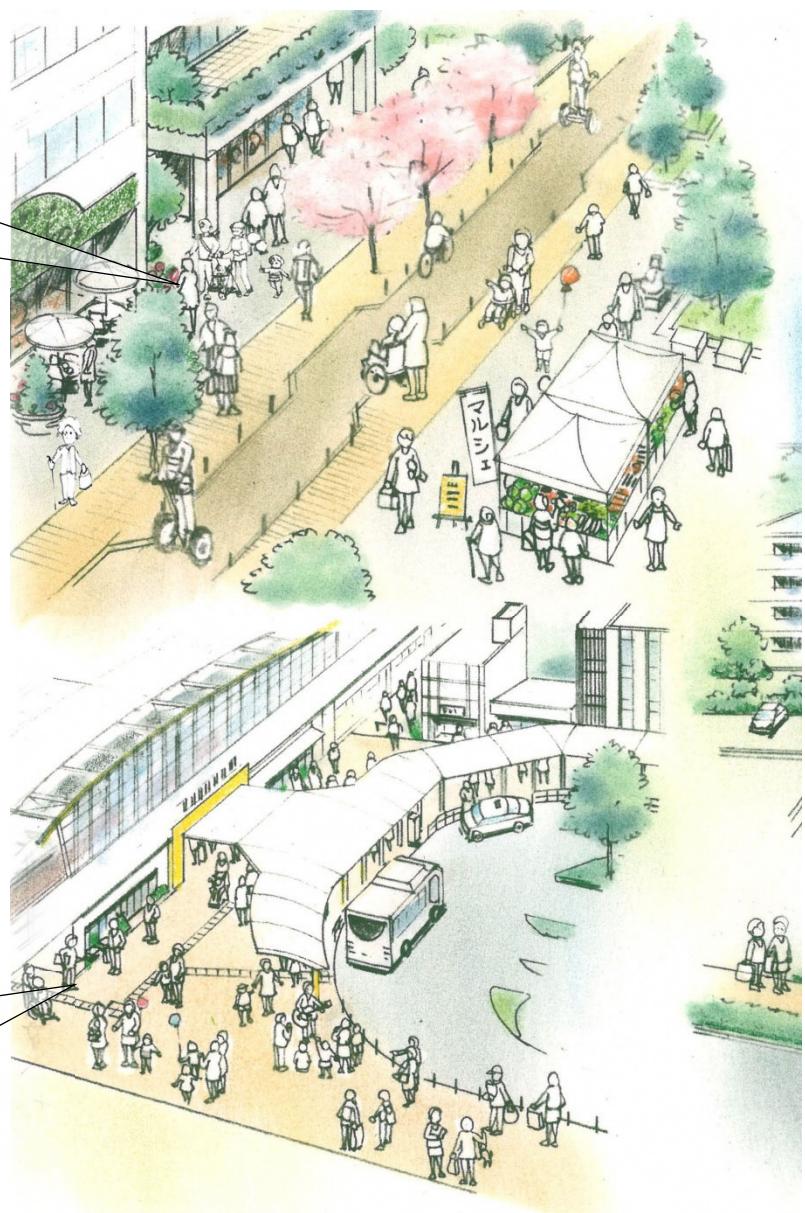
基本目標

人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり

都市における社会経済活動を支える道路は、都市交通の動脈としての交通機能としてだけでなく、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間の確保及び災害時の防災機能など多様な機能を有しております、その役割は重要なものとなっています。また、高齢化が進む中、坂の多い本市において、公共交通は、市民の移動手段として欠かせないものとなっています。

まちづくりのテーマを実現するため、道路・交通の方針では、持続可能な公共交通の維持・充実に向けた取組、円滑に移動できる道路網の整備及び人にやさしい交通環境の整備などを進め、人・モノの円滑な移動を実現するまちづくりを目指します。

ゆったりと安心して
歩ける歩行空間が整
備されたまち



移動手段を自由に
選択でき、円滑に
移動できるまち

【目指す将来像】

- 都市の骨格を形成する道路ネットワークが形成され、人・モノがスムーズに移動できるだけでなく、災害時の救助活動が円滑に行うことができるまち
- 自動車、自転車及び歩行者が区別された道路が整備され、子ども、高齢者及び障がいのある人など、誰もが安全で快適に移動できるまち
- まちなかは安全な歩行空間が確保され、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまち
- 公共交通及び新たな移動手段の活用などにより、移動手段を自由に選択でき、坂の多い市内を誰もが快適に円滑に移動できるまち

車道と歩道が区別され、誰もが安心して快適に移動できるまち



災害時でも消防車・救急車が円滑に移動できるまち



市民の誰もが公共交通や新しい移動手段で行きたい場所に移動できるまち



(1) 都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備

① 都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。
- ・今後、長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、見直すべきものは見直すとともに、必要に応じて、市は課題解決に向けた対応を東京都に要望します。

●広域幹線道路の整備

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、延焼遮断帯の形成・緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待されることから、未完成区間については、東京都に整備推進を要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮することを要望します。
- ・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境を形成することを要望します。

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】

都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】

都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

●幹線道路の整備

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の都市計画道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、未完成区間については、必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。
- ・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成を進めます。

都市計画道路 3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】

都市計画道路 3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】

都市計画道路 3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】

都市計画道路 3・4・8号線（新小金井久留米線）

都市計画道路 3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】

都市計画道路 3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】

都市計画道路 3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通りなど】

都市計画道路 3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通りなど】

都市計画道路 3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道など】

都市計画道路 3・4・15号線（府中国分寺線）

都市計画道路 3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通りなど】

② 都道の活用方針

- ・都市計画道路以外の都道（小金井街道一部及び連雀通り一部）については、当面現道を幹線道路として活用します。

主要地方道15号線（小金井街道）
都道134号線（連雀通り）

③ 生活道路の整備方針

- ・地区の生活交通及びコミュニティ活動の軸となり、また、災害時における身近な避難場所までの避難道路となる生活道路の整備を推進します。
- ・建替え及び宅地開発などにあわせて狭い道路の拡幅など、生活道路の改善を推進します。

【コラム】 優先整備路線について

東京都と特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業計画）」（平成28年3月策定）の中で、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を選定しています。これを優先整備路線といいます。

本方針においては、未着手の都市計画道路を対象に、道路整備の基本目標を踏まえ今後も必要な都市計画道路なのかどうかの検証（将来都市計画道路ネットワークの検証）が行われ、小金井市域では東京都施行の優先整備路線として都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外の2路線を選定しています。

2つの優先整備路線については、これまで市民の方々から環境に対する影響などを懸念する多くのご意見をパブリックコメント等でいただいており、また、市議会でも意見書や決議が可決されています。

これらを踏まえ、市では、2つの優先整備路線について、市民の方々の関心が高く、様々なご意見が寄せられていることから、今後の道路整備に対する考え方の参考とするために、アンケートを実施しました。

また、市長より東京都知事に対して、事業に関する考え方を直接伝えるとともに、市民への周知や事業の進め方について要望書を提出しています。

QRコード
(市の2路線
HP)

詳しい経過はホームページをご覧ください。

（2）誰もが安全で快適な、人にやさしい交通環境の整備

① 快適に移動できる歩行空間の形成

- ・子ども、高齢者及び障がいのある人など誰もが快適に移動できるよう、駅などの交通施設、主要施設及びそれらを結ぶ歩行空間について、車いす利用者の観点からの段差解消、幅員の確保、舗装の再整備及び視覚障がい者誘導用ブロックの整備などバリアフリー化を推進します。
- ・車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。
- ・学校周辺及び住宅地の生活道路において、関係機関と連携し、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ・遊歩道を適切に維持管理し、歩行者が快適に移動できる空間の確保に努めます。
- ・各拠点の周辺では、既存道路の幅員構成の検討及びベンチなどの設置により、回遊性を高める歩行空間の整備を図ります。
- ・路面標示及び道路反射鏡などの交通安全施設の適切な維持管理により、交通安全対策を推進します。

② 自転車利用環境の形成

- ・既存道路の幅員構成の変更及び都市計画道路の整備により、自転車走行空間の整備を推進し、市内での自転車ネットワークの形成を図ります。
- ・駅周辺などにおいて、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、自転車駐車場の整備を検討し、自転車利用環境の整備に努めます。
- ・交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つである自転車を、誰もが安全に安心して利用できるとともに、気軽に楽しめる環境づくりを進めていくため、自転車活用の推進に向けた計画の策定を検討します。
- ・自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上のため、市民に分かりやすい効果的な啓発を、関係機関と連携して推進します。

(3) 誰もが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系の構築

① 暮らしを支える公共交通体系の構築

- ・誰もが円滑に移動でき、市民の生活の質が維持・向上できるよう、将来的な交通需要への対応及び新たな都市のあり方に対応した都市交通の再構築を目指し、持続可能な運送サービス提供の確保に資する取組を推進するため、フィーダー交通の概念も踏まえ、小金井コミュニティバス（CoCoバス）再編後の公共交通のあり方について総合的に検討します。

② 交通結節機能の充実

- ・鉄道とバス、バスとバスとの乗り継ぎなど重要な交通結節点である武蔵小金井駅前及び東小金井駅前において、誰もが円滑に乗り継ぎができるよう、交通結節機能の充実に向けた仕組みづくりを検討します。

③ 新たな移動手段の検討

- ・社会の新しい動きを捉えて、MaaS（Mobility as a Service）及び先端技術などの活用により、地域の特性に応じて、環境に優しい自動車、自動運転、新たなモビリティ導入の可能性を踏まえた基盤整備及び新しい交通網の仕組みづくりなどについて検討します。

【コラム】 自動運転、新たなモビリティの導入について

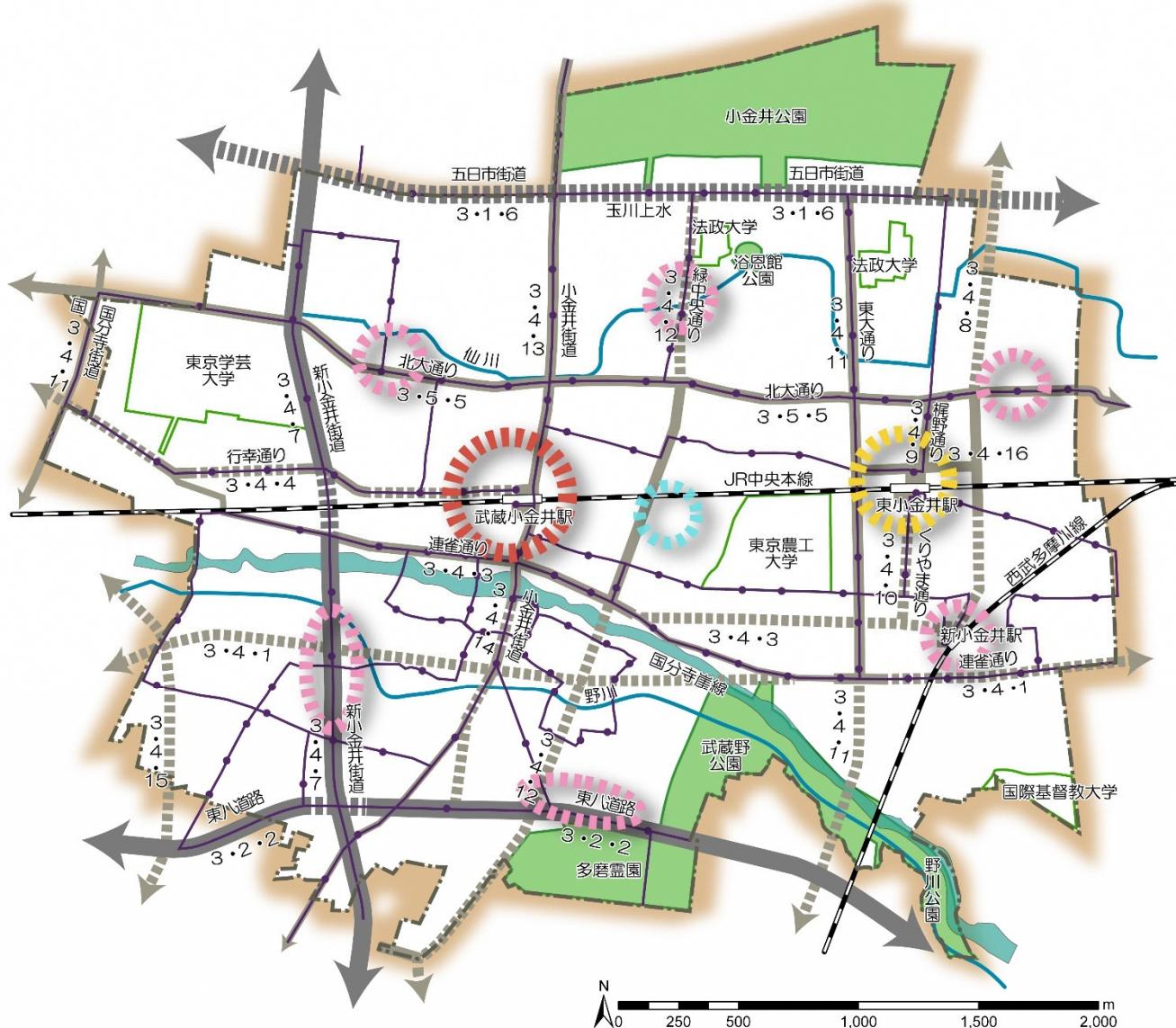
自動運転、個人の移動を支えるパーソナルモビリティ及びMaaSなど、移動を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。自動運転をはじめとした新たなモビリティは、交通事故の減少、輸送効率の向上及び慢性的な渋滞の解消など、社会に対して様々な影響をもたらすと考えられています。

その中でも、「歩いて暮らせるまちづくり」の推進を支える技術として、パーソナルモビリティの自動運転があります。

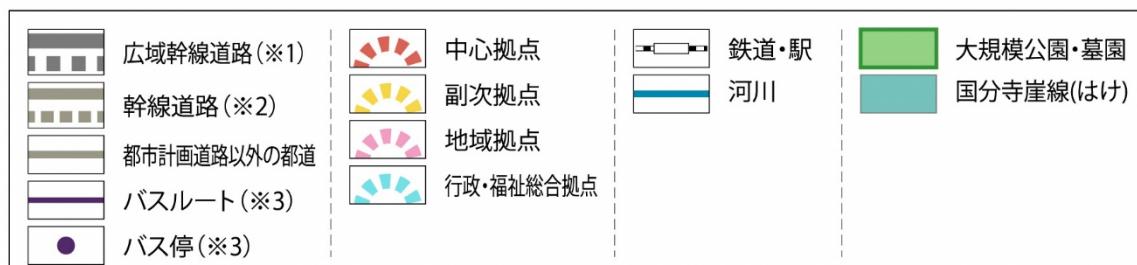
鉄道、バス及びタクシーなど公共交通機関を一つのサービスとしてシームレスに結ぶ移動（MaaS）の進展に伴い、公共交通機関同士の連携は進んでいます。一方で、高齢者及び障害のある人など、自宅から最寄りのバス停、到着した駅から目的地までの徒歩での移動（ラストワンマイル）に障壁（バリア）を感じ、外出をためらう人がいることが実情です。

このラストワンマイルのバリアを埋め、徒歩に代わる新しい移動のスタイルとして、パーソナルモビリティの自動運転技術の開発が進んでいます。さらに、アプリなどでの呼び出し、目的地までの自動走行及び乗り捨て後の無人回収などを行う、パーソナルモビリティのシェアリングサービスの実現に向けた実験も進んでおり、高齢者及び障害のある人などの移動は、大きく変わろうとしています。

【方針図(道路・交通)】



凡 例



<p>(※ 1) 実線：整備済み・整備中、点線：未完成</p>	<p>都市計画道路3・4・8号線（新小金井久留米線）</p>
<p>都市計画道路3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】</p>	<p>都市計画道路3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梗概通り】</p>
<p>都市計画道路3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】</p>	<p>都市計画道路3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】</p>
<p>都市計画道路3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】</p>	<p>都市計画道路3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通り】</p>
<p>(※ 2) 実線：整備済み・整備中、点線：未完成</p>	<p>都市計画道路3・4・12号線（多磨磨地・小金井公園線）【緑中央通りなど】</p>
<p>都市計画道路3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】</p>	<p>都市計画道路3・4・14号線（小金井駅前線）【小金井街道など】</p>
<p>都市計画道路3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】</p>	<p>都市計画道路3・4・15号線（府中国分寺線）</p>
<p>都市計画道路3・4・4号線（小金井日野調線）【行幸通り】</p>	<p>都市計画道路3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通りなど】</p>
<p>(※ 3) 令和3年10月現在</p>	



写真

写真

写真

3) みどり・水・環境共生の方針

基本目標

次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり

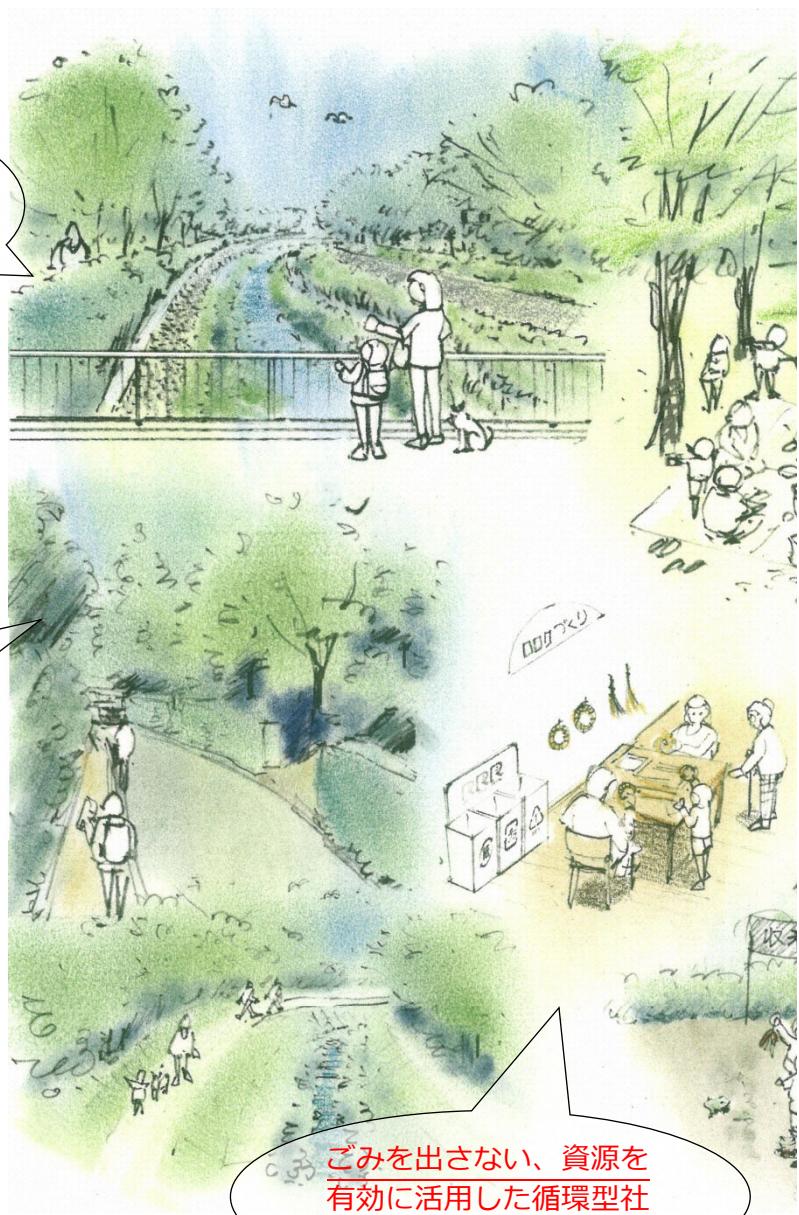
本市はみどりと水に恵まれた豊かな自然が形成されており、公園や農地、水辺などの景観を保ち、それらをいかすまちづくりが進められています。また、国は温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」、東京都は2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言しており、本市でも脱炭素化に向けた動きが広がってきています。

まちづくりのテーマを実現するため、みどり・水・環境共生の方針では、地域固有の資源である豊かなみどり・水をいかし、風景の保全と形成、みどりの保全・創出、循環型社会の推進及び脱炭素化に向けた取組など、次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくりを目指します。

多様な動植物が生存している、自然と共生したまち

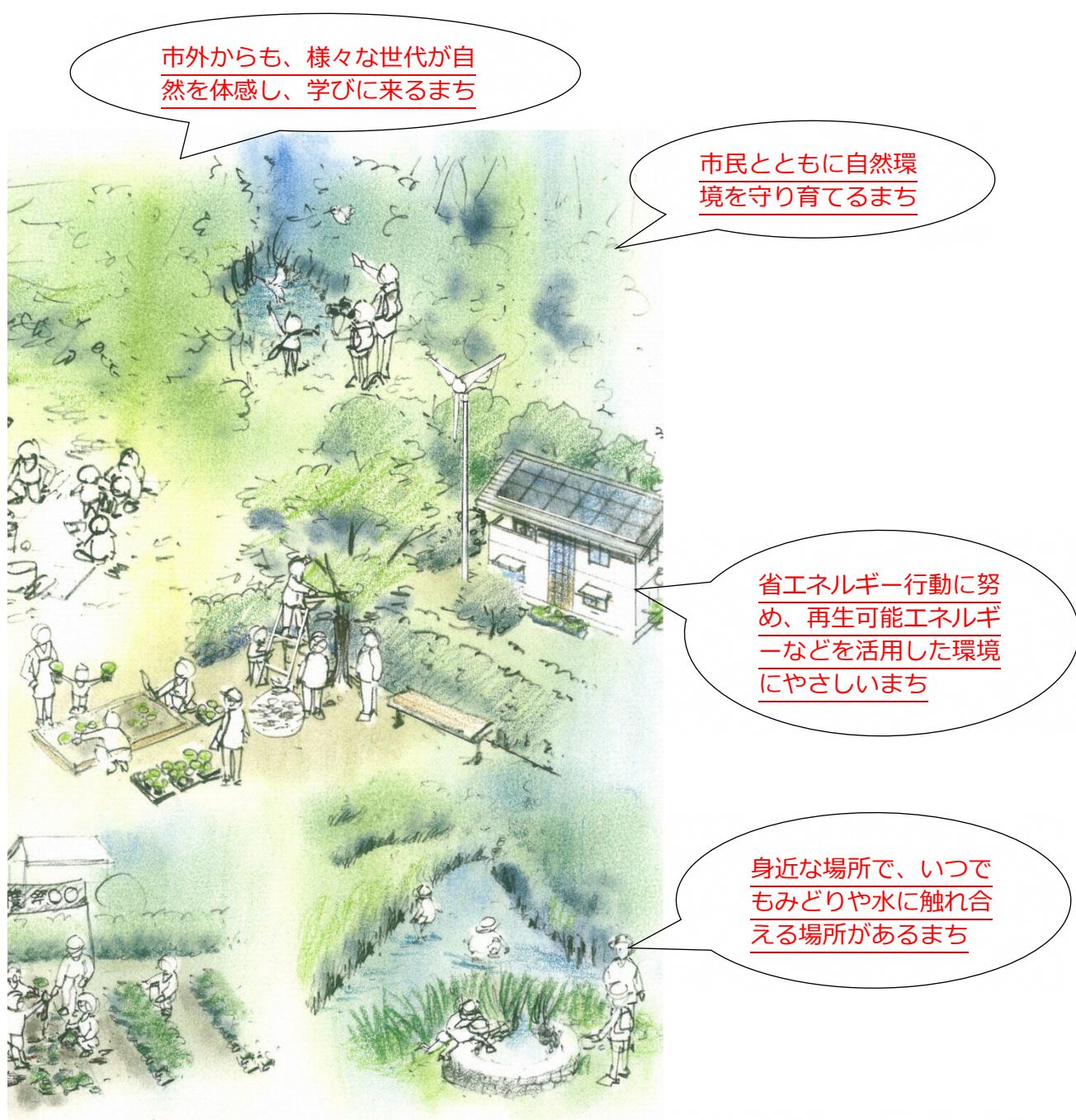
培われてきた自然の風景を、これからも守り育していくまち

ごみを出さない、資源を有効に活用した循環型社会が形成されるまち



【目指す将来像】

- 市内の豊かなみどり及び水辺などは、市民の憩いの場であるだけでなく、市外の人が訪れて楽しめる光景が広がっている、自然環境が持つ多様な機能を活用した魅力あるまち
- みどり・水に触れ合える環境が身近にあり、多世代で自然を学び、自然環境を守り育てる市民活動が活発なまち
- 美しさと風格を備えた風景の保全と形成が図られたまち
- ごみ減量、省エネルギー行動に努め、再生可能エネルギーを活用するなど、市民の一人ひとりの高い意識による限りある資源を有効に活用した環境にやさしいまち



(1) 小金井のみどり・水をいかしたグリーンインフラの推進

①みどりのネットワークの形成

- ・みどり・水を中心とする自然環境が有する機能の活用をグリーンインフラと捉え、まちなかの緑化推進、みどりの拠点となる都市公園などの整備及びみどりの軸となる国分寺崖線（はけ）などの周辺部のみどりの保全を進め、市内にあるみどりと水を結び、みどりのネットワークの形成を推進します。

●みどりの拠点

- ・みどりの拠点（広域交流拠点）は、大規模な都立公園、霊園及び大学を位置付け、防災面及びレクリエーション面などでの活用を図ります。
- ・みどりの拠点（身近な交流拠点）は、地域の人にとって身近なみどりである都市公園及び学校などを位置付け、市民の憩いの場として、潤い及び安全性が感じられるみどりの創出と適切な管理を図るとともに、防災面及びレクリエーション面などでの活用を図ります。

●みどりの軸

- ・みどりの軸（歴史と自然軸）は、市の歴史及び文化に関わりが深く広域的な連続性のあるみどり・水として、崖線、河川及び主要な道路などが複数重なる重要性が高い場所をまとめて位置付け、国分寺崖線（はけ）、玉川上水及び野川の良好な景観の保全を図ります。
- ・みどりの軸（身近な交通軸）は、東西につながるみどりの軸（歴史と自然軸）と直行・並行する都市計画道路及び鉄道沿線の緑化をみどりの軸（身近な交通軸）と位置付け、人通りが多く、市民・来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路及び鉄道沿線において、環境・景観に配慮した街路樹の整備及び維持管理などによる緑化を推進します。

【コラム】 グリーンインフラについて

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法であり、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本として、近年、欧米を中心に取組が進められています。

我が国では、既に従来の社会資本整備及び土地利用などの取組において、グリーンインフラと称していないものの、自然環境が持つ防災・減災、地域振興及び環境といった各種機能を活用した取組を実施してきています。

欧米のグリーンインフラの議論では、人工構造物及びグリーンインフラは双方の特性を踏まえ、各所・面的に使い分けるべきものとの議論があります。一方で、災害リスクが避けられず、土地利用の条件が厳しい我が国では、人工構造物及びグリーンインフラは概念上及び要素技術の上でも切り離すことができず、双方の特性を理解の上、組み合わせて使っていくことが重要です。

これらを踏まえて、社会資本整備及び土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成及び気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能な魅力ある国土づくり及び地域づくりを進めることが必要です。

② みどり・水の保全

- ・国分寺崖線（はけ）のみどりは、保全緑地制度など各種制度を活用することにより保全します。
- ・野川の水は、野川流域連絡会をはじめ、各種協議会を通じて、市民、東京都及び他自治体とともに引き続き保全を進めていきます。
- ・宅地開発に伴う屋敷林などの民有地のみどりの減少を抑制するため、保全緑地制度などを活用して民有地のみどりの維持に努めます。
- ・都市における農地を保全するため、営農しやすい環境づくり及び市民農園として活用するなど、農地減少の抑制を推進します。
- ・玉川上水では、史跡、名勝として良好な姿を保全するとともに、良好な景観形成を推進します。
- ・公園及び道路などの維持管理を市民との協働により進めるため、環境美化サポーターなどボランティア制度の活用を推進します。

③ みどりの創出

- ・住宅地の緑化、建築行為における緑化指導及び建築物の緑化など、市民・事業者と連携し、市街地における緑化を推進します。
- ・道路の幅員及び場所の特性に応じた都市計画道路など街路樹の整備を行い、みどりのネットワークの充実を図ります。
- ・公共施設は、一定の敷地面積以上の新設時には敷地内の緑化を推進するとともに、既存施設にあるみどりは、可能な限りみどりの量を維持し、質の向上を図ります。
- ・利用者の多い公園などを優先的に整備し、魅力向上を図るとともに、利用者の少ない公園などについては改善を図ります。

④ 生物多様性の維持

- ・国分寺崖線（はけ）及び野川などのみどり・水と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保された、自然と共生したまちづくりに努めます。
- ・関係機関と市が協働して、環境学習プログラム及びイベントなど学習機会の提供を推進します。

⑤ 水循環の保全

- ・地下水及び湧水について、モニタリングの実施・公表などによる普及啓発を図ります。
- ・宅地内の雨水浸透施設の設置及び道路内の透水性舗装の設置など、水の循環による地下水及び湧水の保全を推進します。
- ・一定以上の降雨時における下水道越流水の河川流入による水質汚濁を防止するため、雨水浸透施設などの設置により、河川環境の保全を推進します。

⑥ 親水空間の整備

- ・野川及び仙川の親水性を高めることなどを東京都に要望し、親水空間の整備を促進します。

(2) 小金井の特徴的な風景・景観の保全と形成

① 風景の保全と形成

- ・小金井公園、武蔵野公園及び野川公園などの公園、国分寺崖線（はけ）、野川、歴史・文化のある玉川上水の名勝小金井（サクラ）並木、大学、住宅地内の屋敷林及び農地など、小金井の特徴的なみどり・水が身边にある景観の保全と形成を、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。

② みどりの創出による都市景観の形成

- ・公共施設及び建築物の緑化など良好な都市景観の形成を、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。
- ・多くの市民が訪れる駅周辺及び都市計画道路沿道は、再開発などによる緑化、道路整備にあわせた街路樹の整備及びその適正な維持管理により、良好な都市景観の形成を推進します。

③ 良好的な景観形成

- ・景観法に基づく良好な景観形成に向けた取組を、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。
- ・東京都と連携して屋外広告物の規制を行い、良好な景観の形成及び危害の防止を推進します。
- ・良好な市街地景観を形成するため、無電柱化を推進します。
- ・良好な景観形成を図るため、都市における農地を環境・防災機能など多面的な利用に努めるとともに、市街地にあるべきみどりとして保全することを推進します。
- ・玉川上水周辺の一部は、風致地区に指定されていることから、武蔵野の野趣に富んだ自然的景観及びこれと一体となった史跡、名勝としての景観を維持します。

(3) 循環型都市の形成

① ごみ処理の適正化

- ・発生抑制を最優先とした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を基本方針として、市民・事業者と連携して、ごみを出さないライフスタイルの推進、再使用の促進及び資源循環システムの構築などに取り組み、循環型社会の形成を推進します。
- ・日常生活において排出されるごみを、事業者・関係機関との連携を図り、生活環境に支障が生じないよう適切かつ円滑に収集・運搬・処理・処分することにより、安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立を推進します。

(4) 環境共生まちづくりの推進

① 移動における低炭素化

- ・自動車の運行により排出される二酸化炭素の排出削減を進めるため、幹線道路の整備を計画的に進めることにより、交通量が分散され自動車交通の円滑化による大気汚染の軽減を推進します。
- ・自家用車利用から公共交通の利用及び徒步・自転車への交通手段の転換を推進します。
- ・公共施設への急速充電設備及び水素ステーションの整備などにより、電気自動車及び水素自動車など環境に優しい自動車が利用しやすい環境づくりを検討します。
- ・環境負荷の少ない自動車（低公害車）及び運転方法（エコドライブ）の情報提供などを行い、事業活動及び日常生活における環境負荷の低減に努めます。

② 建築物などにおける低炭素化

- ・地球温暖化を抑制するため、住宅における太陽光などの再生エネルギーの導入促進、H E M S (Home Energy Management System) 及びコーディネーションシステムの普及啓発、既存住宅の省エネルギー化、新築におけるZ E H (Net Zero Energy House) 及び東京ゼロエミ住宅などの普及啓発などに取り組み、低炭素社会の構築を推進します。
- ・公共施設では、環境に配慮し、消費エネルギーを低減化する設備を導入することを目指すとともに、再生可能エネルギーなどの導入を推進します。
- ・都市のヒートアイランド現象の緩和及び身近なみどりの創出を図るため、屋上緑化、壁面緑化及び生け垣造成を推進します。

【コラム】 地球温暖化とSDGs

気候変動問題の原因とされ、主に化石燃料の燃焼により排出される温室効果ガスは1990年と比較して50%以上増えています。この気候変動により、我が国においても、気温が上昇し、強い雨が増加するなど、深刻な影響を及ぼし始めています。

SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」では、温室効果ガスの排出の原因とする、地球温暖化が招く世界各地での気候変動及びその影響を軽減することが目標です。

地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、現在及び将来に予測される影響に対する「適応策」があります。

緩和策は、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減及び森林等の吸収源の増加などにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するための取組です。

適応策は、既に現れている、あるいは、中・長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間のあり方を調整し、被害を最小限に食い止める取組です。具体的には、都市化による気温上昇に加え、地球温暖化が重なることにより、熱中症の増大及び屋外活動が予測される中、緑化の推進、歩道における透水性舗装の実施などによる地表面の被覆の改善及び省エネルギーの推進などによる人工排熱の低減などを通じて、適応を図る事例があります。

今後、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る取組（緩和策）を着実に進めるとともに、既に現れている影響及び今後予想され中・長期的に避けることができない影響への適応する取組（適応策）を計画的に進めることが必要です。

【方針図(みどり・水・環境共生)】



凡 例

みどりの拠点 (広域交流拠点)	都市計画公園・緑地	広域幹線道路
みどりの拠点 (身近な交流拠点)	都市計画墓園	幹線道路
みどりの軸 (歴史と自然軸)	特別緑地保全地区	鉄道・駅
みどりの軸 (身近な交通軸)	国分寺崖線(はけ)	河川
	教育施設	玉川上水



写真



写真



写真

4) 安全・安心の方針

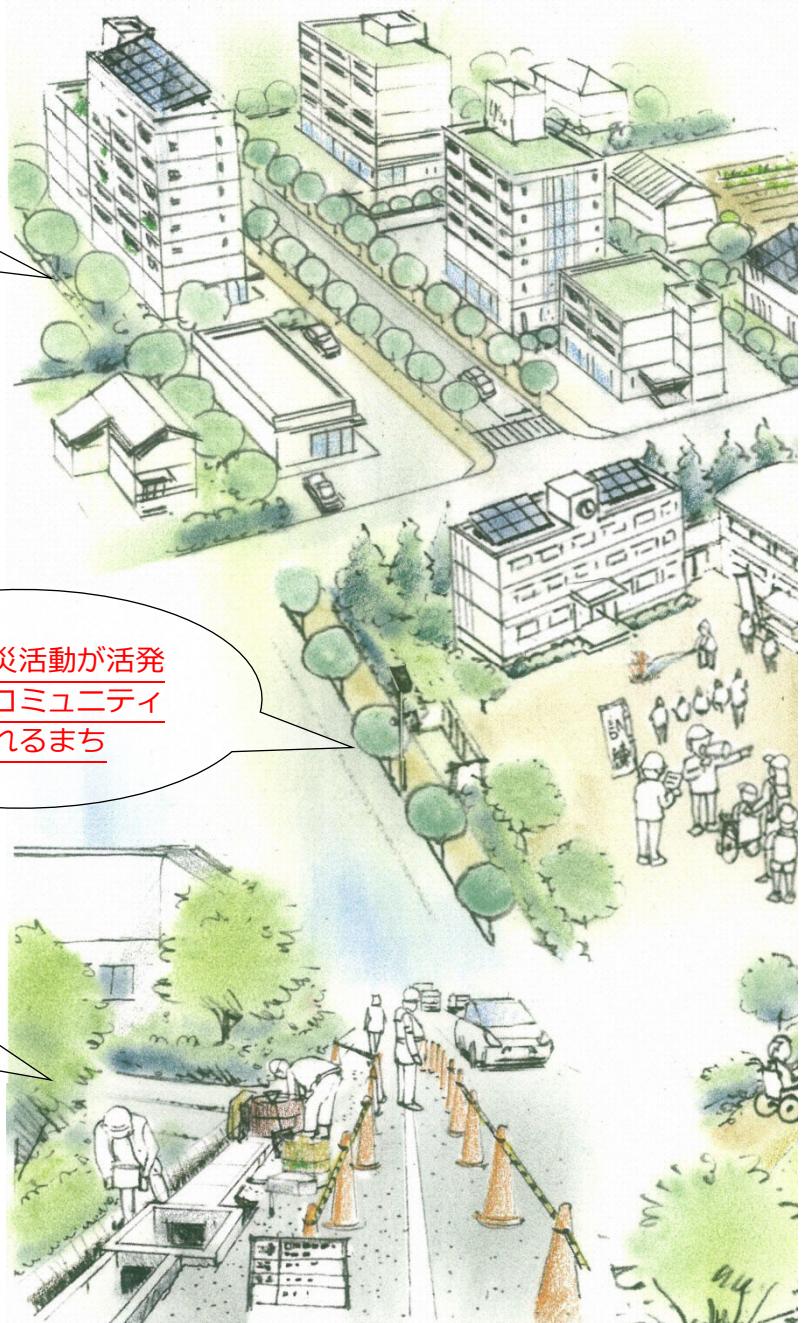
基本目標

誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり

東日本大震災が発生して10年が経過し、この間も各地では、地震及び豪雨など災害が続き、その度に大きな被害が繰り返されています。本市においても、いつ発生してもおかしくない、災害の被害拡大を防ぐための取組が進められています。また、日常生活における身近な安全・安心を確保するための取組及び都市生活に必要不可欠な公共施設などの計画的な維持管理が進められています。

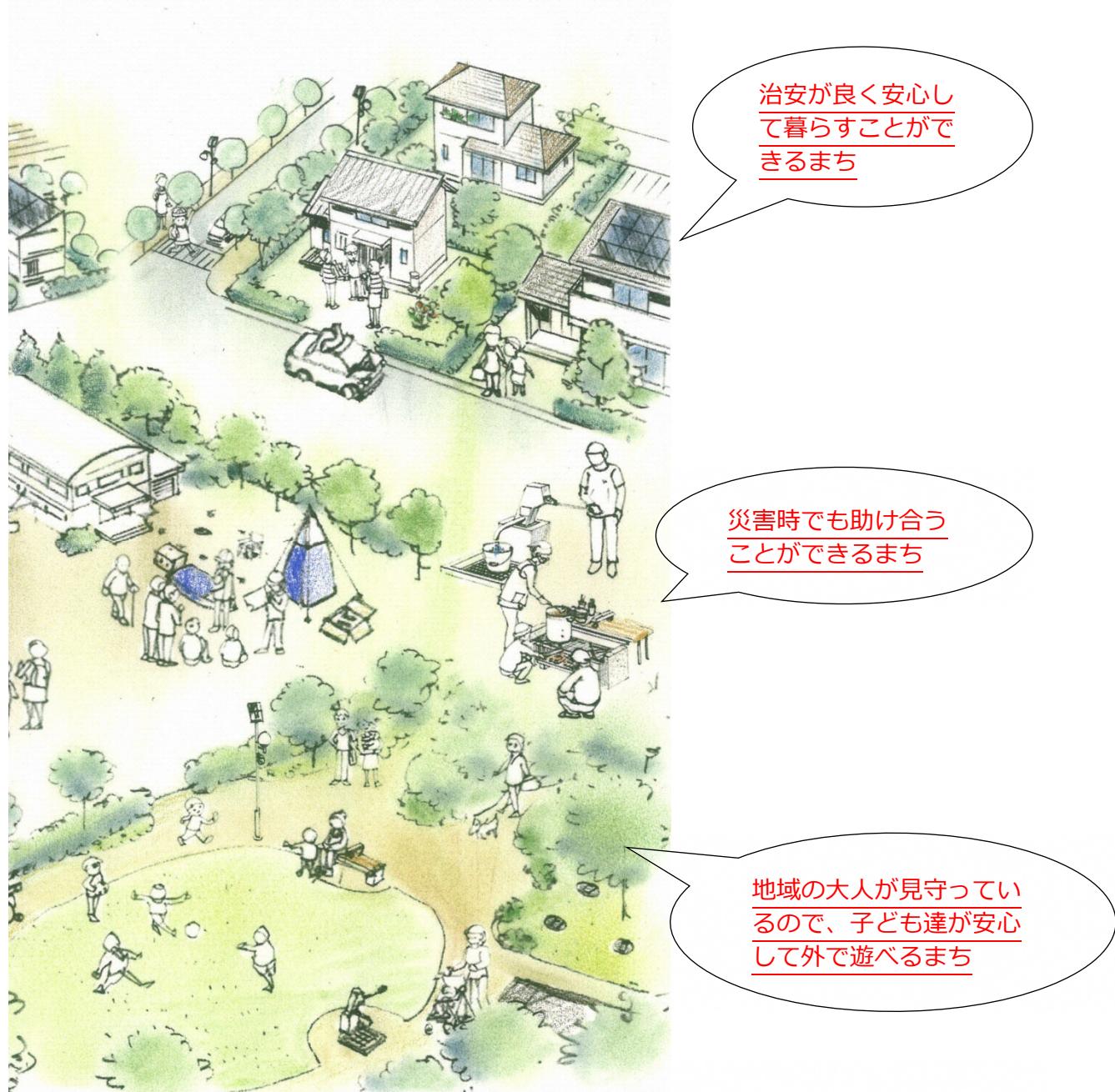
まちづくりのテーマを実現するため、安全・安心の方針では、防災・減災など地域の強靭化、地域の防災力向上に向けた取組及び都市施設などの適正な維持管理を進め、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

災害に強く、安全に安心して暮らせるまち



【目指す将来像】

- 地域特性に応じた災害への取組により、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つまち
- 公共施設などのインフラが適切に維持・更新され、安全で安心して暮らせるまち
- 地域における防災活動が充実し、災害時に助け合うことができ、安心して暮らせるまち
- 地域における見守り活動が充実しており、子どもが外で自由に遊ぶことができる、治安の良い、安心して暮らせるまち



(1) 災害に強い市街地の形成

① 防災上の都市基盤の整備推進

- ・市街地火災の延焼を防ぎ、災害時における広域避難場所、一時避難場所・避難所への避難経路及び救援活動時の輸送ネットワーク機能も担う延焼遮断帯の形成を推進し、地域の安全性の向上に努めます。
- ・延焼遮断帯に位置付けられた道路・鉄道の沿道建築物の不燃化及び耐震化を推進します。
- ・災害時における防災拠点をつなぐ交通ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送道路のあり方について検討します。
- ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するとともに、住宅については耐震診断及び耐震改修に対する支援を推進します。
- ・災害時における安全な避難及び救援活動の円滑化を図るため、無電柱化を推進し、都市防災機能の強化に努めます。

② 多様な防災拠点の整備

- ・行政・福祉総合拠点は、災害時における防災拠点としての機能強化を図ります。
- ・広域避難場所、一時避難場所及び避難所は、地域に応じた防災機能の強化を図るとともに、必要に応じて近隣市との連携を検討します。

③ 環境・防災まちづくりの推進

- ・道路が狭く住宅が密集している地区については、市街地の状況に応じ、敷地の細分化防止及び防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化などを推進し、安全で良好な住環境の形成に向けた取組に努めます。
- ・農地が点在し、無秩序に宅地化された地区については、地区の防災性の維持・向上に向けた取組を検討します。
- ・防災都市づくり推進計画（東京都）において指定された「木造住宅密集地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」については、防災性の向上に寄与する規制・誘導及び基盤施設の計画的な整備の推進について検討します。
- ・公園・緑地・農地などのオープンスペースの確保に努めます。
- ・倒壊による危険性を低減するため、危険なブロック塀などは早期に除去及び生け垣造成などを推進します。
- ・地震に関する地域危険度測定調査（東京都）において、地域危険度が高い地区については、防災・減災に向けた取組を検討します。

④ 情報通信機能の強化

- ・災害時の情報通信の確保に向け、防災機関などと相互に情報共有するとともに、市民に対し情報を分かりやすく、迅速かつ確実に伝達できるよう、ソーシャルメディアなどを活用し、情報手段の多重化・多様化を図ります。

⑤ 風水害への対策

- ・河川の整備及び下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策及び河川と下水道の連携による浸水対策を推進します。
- ・都市型水害に対する情報について、浸水予想区域図に基づくハザードマップの作成・公表など、広報及び啓発活動を様々な方法により実施します。
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域については、東京都と連携し、避難及び伝達方法の態勢整備を検討します。

⑥ 復興まちづくりの事前準備の検討

- ・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興で目指すまちづくりの目標設定をするとともに、その実施手法及び進め方など、復興まちづくりに向けた事前準備を検討します。

【コラム】 ハザードマップ・あなたのまちの地域危険度

「小金井市防災マップ」（ハザードマップ）は、いざという時の避難場所及び避難所などを地図で示すとともに、災害に対して備えておくべきことなどの防災情報が掲載されています。また、令和元年6月に東京都より公表された浸水予想区域図及び令和元年9月に東京都より指定された土砂災害（特別）警戒区域に関する情報が示されています。

東京都は、地震に関する地域危険度測定調査（第8回）として、「あなたのまちの地域危険度」を公表しており、地震に対する危険性を地域危険度として測定し、町丁目ごとに相対評価によるランク分け（5段階）を示しています。この地域危険度は、地震の揺れによる建物倒壊、火災の危険性、消火・救助など各種の災害対応活動の困難さを加味し総合危険度として、町丁目ごとに地震に対する地域の危険性を評価しています。

災害に強いまちづくりを進めるためには、道路・公園の整備とともに、避難訓練、建物の耐震化・不燃化など、日ごろから十分な備え及び対策を行うことが、被害軽減につながります。そのためにも、避難方法及び地域の危険度に関する情報を知ることは重要です。

写真

写真



（2）日常生活の安全・安心に向けたまちづくり

① 防犯機能の強化

- ・公園及び道路などにおけるまちの死角を無くした整備を進めるとともに、必要に応じて防犯カメラの設置及び照明の整備など、防犯性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

② 地域による防犯体制の充実

- ・地域の安全性を向上させるため、町会・自治会など地域コミュニティの強化及び関係機関との連携など、自助・共助・公助の継続的な取組により、地域の防犯体制の充実を図ります。

③ 空家等対策の推進

- ・空家等の発生予防及び所有者などによる適正な管理を促すことにより、管理不全となる空家等の増加防止に努めます。

④ 地域防災力の強化

- ・地域における防災力の向上を図るため、町会・自治会を中心とした自主防災組織の強化・結成の促進及び防災訓練などを実施し、地域コミュニティ機能及び市民の防災意識の維持・向上を推進します。
- ・地域の防災倉庫などの整備・充実に努めます。

（3）都市施設などの適正な維持・管理

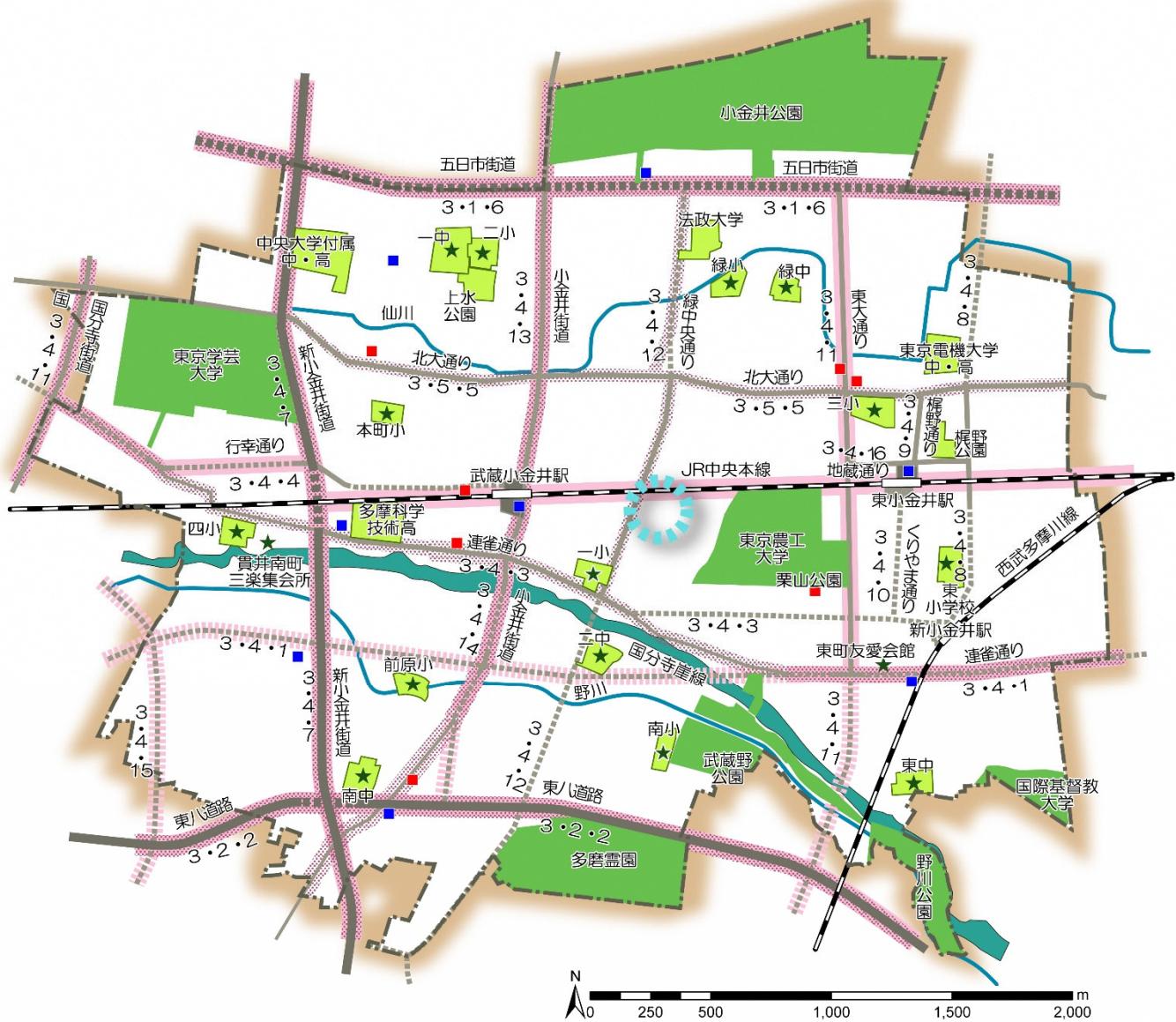
① 計画的な都市基盤などの維持管理の推進

- ・道路、橋りょう、上・下水道及び建築物など公共施設は、市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、東京都と連携して、適切なマネジメントサイクルに基づいた点検・診断・修繕などの維持管理及び耐震化・長寿命化を推進します。
- ・ライフラインである電気、ガス及び通信などについては、各事業者による定期的な点検、計画的な維持管理及び耐震化・長寿命化を促進します。

② 地籍調査の推進

- ・災害時に迅速な復旧・復興活動が可能になるとともに、土地境界紛争の未然防止及び登記手続の簡素化につなげるため、土地の実態及び状況を明確にする地籍調査事業を推進します。

【方針図(安全・安心)】



凡 例

This legend provides key symbols and their meanings for the evacuation route map:

- 行政・福祉総合拠点 (Administrative and Welfare General Base): Blue square with a white sunburst icon.
- 広域避難場所 (Wide-area Evacuation Site): Green square.
- 一時避難場所 (Temporary Evacuation Site): Yellow-green square.
- ★ 避難所 (Evacuation Site): Yellow-green square with a black star icon.
- 延焼遮断帯 (Flame Retardant Zone): Pink dotted line.
- 警察署・交番 (Police Station・Traffic Post): Blue square with a white square icon.
- 消防署・消防施設 (Fire Station・Fire Protection Facility): Red square with a white square icon.
- 緊急輸送道路 (Emergency Transport Road): Dotted line with diagonal hatching.
- 広域幹線道路 (Wide-area Expressway): Grey line with vertical hatching.
- 幹線道路 (Expressway): Grey line with horizontal hatching.
- 都市計画道路以外の都道 (Urban Planning Road Other than Metropolis Road): Grey line.
- 国分寺崖線(はけ) (Kiyosu Cliff Line): Teal line.
- 鉄道・駅 (Railway・Station): Grey line with a white square icon.
- 河川 (River): Blue line.

5) 生活環境の方針

基本目標

一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり

新型コロナ危機を契機とし、人々の生活様式は大きく変化しました（ニューノーマル）。暮らし方・働き方に対する意識及び価値観が多様化しており、大きな転換期を迎えております。また、本市には貴重な都市農地が多く残っており、農地の多様な機能をいかしたまちづくりを進めていく必要があります。

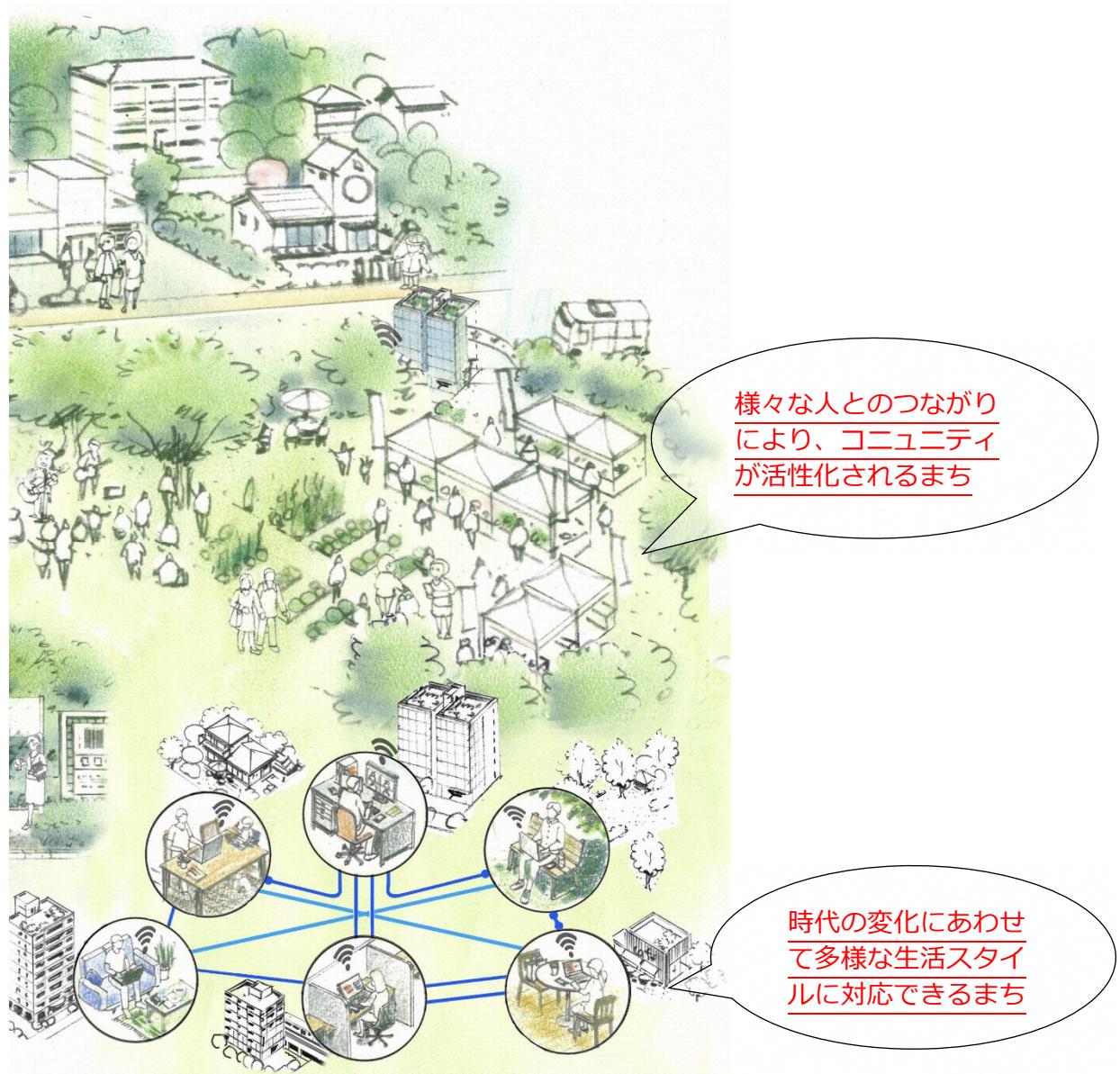
まちづくりのテーマを実現するため、生活環境の方針では、地域コミュニティの活性化、暮らしやすい住環境の形成、都市に残る貴重な農地の保全・活用により、一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくりを目指します。

歩ける範囲に生活に必要な施設があり、誰もが暮らしやすいまち



【目指す将来像】

- 地域では多様性及び様々な交流が生まれるコミュニティが形成され、人と人とのネットワークが広がっていくまち
- 地域では、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせる環境、子育てしやすい環境及び高齢者・障がいのある人が安心して過ごせる環境など、誰もが生活しやすい環境が整備されたまち
- 地域の歴史・文化をいかして、市内外から多くの人が集まり、回遊性のある誰もが楽しめるまち
- 市内に残された貴重な農地ではイベントが開催されるなど、農を身近に感じることができるまち
- 新型コロナ危機を契機とした、人々の生活様式の大きな変化（ニューノーマル）に対応した暮らしやすいまち



(1) 地域コミュニティの活性化

① 地域のコミュニティ活動及び交流を支援するまちづくり

- ・地域で身近に集まることができる施設について、既存施設の有効利用及び空家等の利活用など、地域住民とともに地域に必要な機能の導入を検討し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。
- ・学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、地域全体で子どもたちの学び・成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した地域学校協働活動を実施し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。
- ・町会・自治会活動の活性化を図るため、市民の加入を促すとともに、連携して活動することで、地域コミュニティ形成を支援します。
- ・子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるよう、公共施設、遊び場、公園及び道路環境の整備に努めるとともに、多世代が気軽に集まり交流できる地域コミュニティの形成を図ります。
- ・地域における良好な環境及び地域の価値を維持・向上させ、住み良いまちづくりを進めるために、地域が主体となった地区まちづくり計画の策定及びエリアマネジメント活動を支援します。
- ・大学・企業及び市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。

【コラム】 ニューノーマルなまちづくりについて

新型コロナ危機を契機として、リモートワークの急速な普及による場所を選ばない働き方及び自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は、我々が今まで「常識」と考えていた状態が変化をおこし、「新しい常識：ニューノーマル」に移行しています。

それに伴い、「暮らす」、「働く」場である都市に対するニーズも変化・多様化してきており、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方、暮らし方の選択肢を提供していくことが求められています。

今後のまちづくりは、市民一人ひとりの多様な暮らし方、働き方に的確に応え、機敏かつ柔軟に施策を実施することが必要であり、現在は都市の施設・インフラの整備が相当程度進展していることから、地域の資源として存在する既存の街路、公園及び民間空地などの官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用しながら、市民の多様な暮らし方、働き方に答えていくことが重要です。

写真

写真

(2) 多様な住環境の形成

① 誰もが暮らしやすい住環境の形成

- ・各地域において、多世代が集う生活に必要な施設を立地誘導することで、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用による必要なサービスを享受できる環境の整備を推進します。
- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、障がいのある人など誰もが、地域、暮らし及び生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を支える都市基盤の形成を図ります。
- ・多様な働き方の支援及び子育てしやすいまちづくりを推進するため、サテライトオフィスなどの働く場、子育て世代の在宅勤務及びリモートワークを支援する施設を、駅周辺だけではなく、既存施設の有効利用及び空家等の利活用などにより、各地域へ展開できる環境づくりに努めます。

② 魅力ある商店街づくり

- ・商店会及び事業者の自発的な取組を支援するとともに、回遊性の向上を図ることで、にぎわいの創出を図ります。

③ 健康まちづくりの推進

- ・外出のきっかけとなる都市機能及び施設を地域拠点に誘導するとともに、街路樹整備及び歩行空間の確保により、外出機会の創出及び頻度の向上による、高齢者及び障がいのある人など、誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりを推進します。
- ・医療・福祉施設などの健康に欠かせない施設への安全で快適に誰もが移動できる経路の整備をするとともに、公共交通機関によるアクセスの確保を推進します。
- ・「だれでも、いつでも、どこでも」市民が主体的に生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康の保持・増進ができる環境づくりを推進します。

④ 先端技術を活用した生活の質の向上につながるまちづくりの推進

- ・社会の新しい動きを捉えて、AIなど先端技術の活用、行政事務のデジタル化及びセキュリティ対策の充実を推進することで、地理的・時間的制約の克服など市民の生活の質の向上につながるまちづくりを推進します。

⑤ 歴史・文化をいかしたまちづくり

- ・国分寺崖線（はけ）、玉川上水の名勝小金井（サクラ）並木、公園及び坂など市内に点在する歴史・文化資源をはじめとする小金井の魅力を発信するための環境整備に努めます。
- ・周辺市と連携し、公共交通の利用及び自転車シェアリング（レンタサイクル）などの利用により、回遊性の向上を図ります。
- ・まち全体が活気を持ち、芸術文化に会える機会をつくり、市民主体の芸術文化事業実施において連携と協働の体制がつくられる、誰もが芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。

(3) 農のあるまちづくり

① 農地の保全・活用

- ・市街地にあるべきみどりとして、小金井のみどりを形成する大きな要素となっている農地の保全を図るため、市民農園及び農地などを活用した交流・地域づくりを推進します。
- ・農地は生産緑地地区の指定、生産緑地は特定生産緑地制度及び貸借制度の活用により、
都市農地の維持・保全を推進します。
- ・都市において貴重なみどりの空間である農地について、農作物の生産のみならず、防災、環境保全及び子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供など、多面的な機能を有する農地としての活用に努めます。

② 都市農業のさらなる魅力の発信

- ・収穫体験などの各種イベント、庭先販売所PR及び地域コミュニティ活動の場として農地を活用した新たな取組の紹介などを通じて小金井農業の魅力を発信し、市民の都市農業に対する理解や関心を高めるとともに、持続可能な都市農業の確立に向けた取組を推進します。

【コラム】 都市農業を保全する取組について

平成27年に都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市農業振興基本法が制定されました。それを受け、平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ位置づけを転換しました。

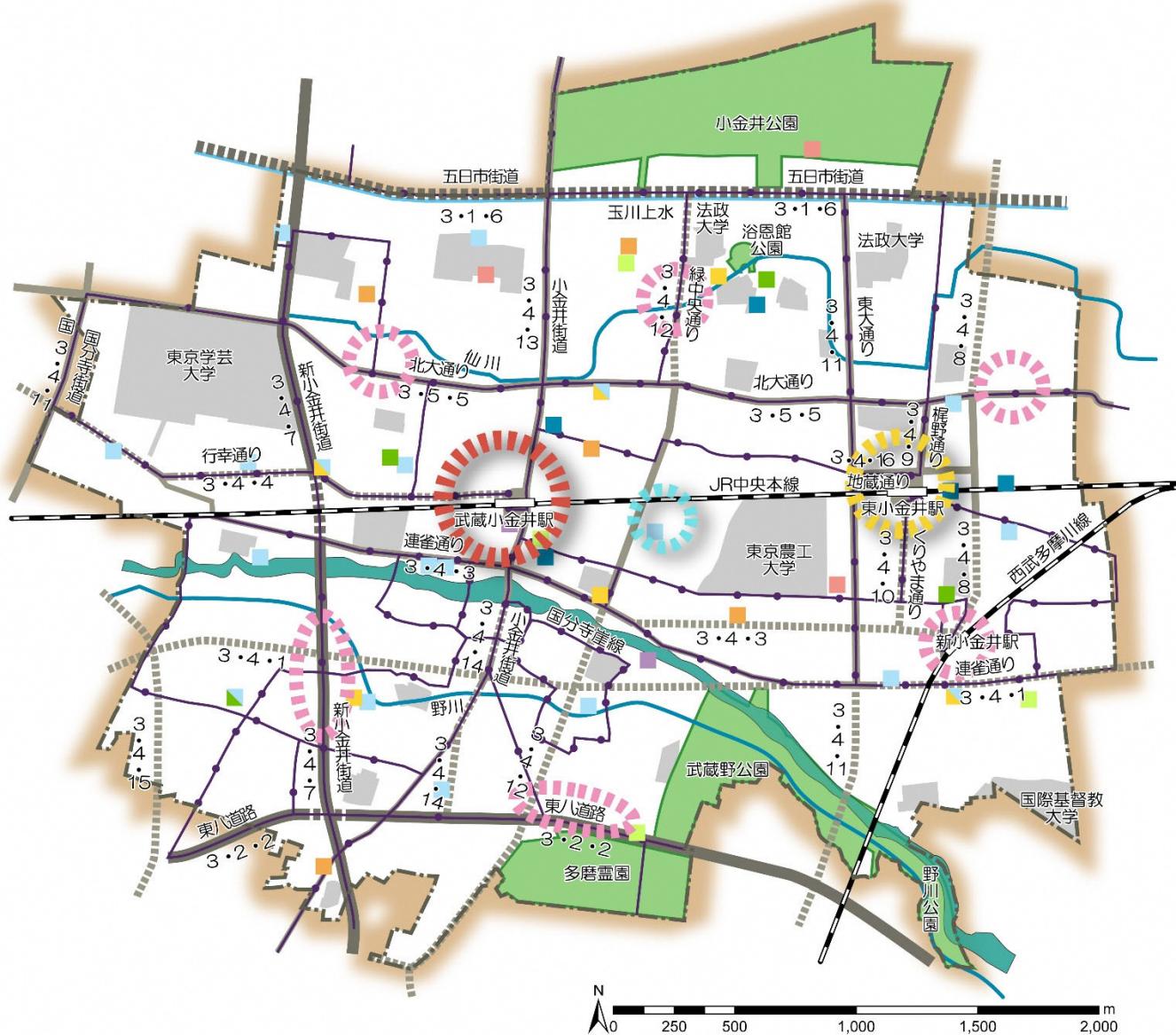
この都市農業を保全する取組の一つとして、本市では、「体験型市民農園」制度があります。

体験型市民農園は、市が開設する市民農園とは異なり、農家が開設し、農業の講習会を実施します。利用者は、その講習会で学んだ通り、自分の区画で農作業をします。利用者は、入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まき及び苗の植え付けから収穫まで体験します。自由に好きなものを作ることはできませんが、プロの技術で栽培した様々な野菜を収穫することができます。

体験型市民農園の特徴として、次があげられます。

- ・（農業のプロの指導）多くの利用者の労働力を活かし、減農薬農法に努めた、地域に受け継がれてきた栽培指導を農家が行います。苗、肥料及び農具も農家が用意します。
- ・（利用者間の交流）利用者は、みんなで同じ農作業を体験したり、イベント（収穫祭など）を通じて交流が深まり、新たなコミュニティの形成が図られます。
- ・（農業経営の安定化と省労力化）農家にとって、毎年安定した収入が見込めます。また、直接的な農作業の労力は軽減され、利用者の指導や交流などに労力がかかるが、自分で農作業を行うよりは、労力が節約できます。
- ・（行政コストの削減）農家が農業経営の一環として開設する農園のため、市は当初の施設整備費及び管理運営に助成と支援をするだけです。市が直接運営する農園と比べ、行政負担が軽減されます。

【方針図(生活環境)】



凡 例

The legend is organized into four columns separated by vertical dashed lines. The first column contains five items: '中心拠点' (Central Hub) with a red and orange sunburst icon, '副次拠点' (Secondary Hub) with a yellow and orange sunburst icon, '地域拠点' (Regional Hub) with a pink and orange sunburst icon, '行政・福祉総合拠点' (Administrative and Welfare Comprehensive Hub) with a blue and green sunburst icon, and '高齢者福祉・介護施設' (Senior Welfare and Care Facility) with an orange square icon. The second column contains five items: '子育て施設 (児童館)' (Childcare Facility (Children's Hall)) with a green square icon, '障がい福祉施設' (Disability Welfare Facility) with a blue square icon, '図書館' (Library) with a yellow square icon, 'コミュニティ施設 (公民館・集会所)' (Community Facility (Citizen's Hall - Assembly Hall)) with a light blue square icon, and '医療施設' (Medical Facility) with a light green square icon. The third column contains five items: '大規模公園・墓園' (Large-scale Park - Cemetery) with a green square icon, '国分寺崖線(はけ)' (Kokubunji Cliff Line) with a teal square icon, '鉄道・駅' (Railway - Station) with a black and white train icon, '河川' (River) with a blue horizontal line icon, and '玉川上水' (Tama River Upper Stream) with a light blue horizontal line icon. The fourth column contains three items: 'バスルート※' (Bus Route※) with a purple line icon, 'バス停※' (Bus Stop※) with a purple dot icon, and '都市計画道路以外の都道' (Urban Planning Road Other than Metropolis Roads) with a grey line icon.

※令和3年10月現在



写真



写真



写真

第3章 地域別構想

小金井市都市計画マスタートップ

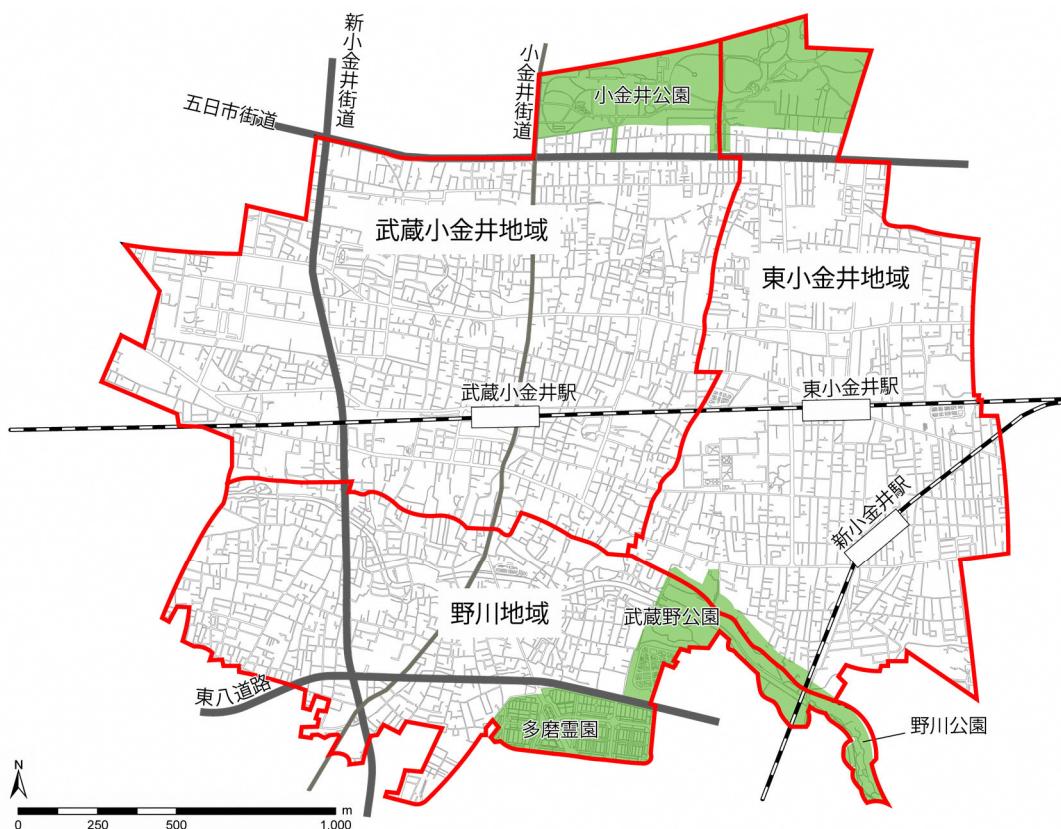
1 地域区分	54
2 武蔵小金井地域	55
3 東小金井地域	63
4 野川地域	71

1 地域区分

都市計画マスタープランでは、本市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域に区分します。

これまでの地域区分の基本的な考え方を踏まえ、JR中央本線武蔵小金井駅及び東小金井駅の駅勢圏（東西の区分）、地形などの自然的条件による生活圏（南北の区分）により、本市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域とし、地域別のもちづくりを推進します。

【地域区分図】



	小金井市	武蔵小金井地域	東小金井地域	野川地域
都市計画区域面積(km ²)	11.33	4.83	3.78	2.72
人口(人)	123,427	57,809	38,464	27,154
年少人口割合(%)	12.4	12.4	12.5	12.3
生産年齢人口割合(%)	66.4	66.9	67.9	63.3
老人人口割合(%)	21.2	20.7	19.6	24.4
世帯数(世帯)	61,738	29,315	19,525	12,898
人口密度(人/km ²)	10,901	11,981	10,184	9,983

注)人口・世帯数は令和2年10月1日現在(住民基本台帳)

2 武蔵小金井地域

(1) 地域の概要

武蔵小金井地域は、武蔵小金井駅を中心に大型商業施設が立地しているほか、マンションなどの都市型住宅が多く立地しており、3地域の中でも最も人口密度が高くなっています。また、武蔵小金井地域に立地する主要な施設として、武蔵小金井駅周辺に市役所本庁舎、第二庁舎、図書館本館及び公民館本館、北西部には東京学芸大学及び中央大学附属中学校・高校が立地しています。

なお、小金井街道及び新小金井街道などの幹線道路沿道には、飲食店などの多様な商業施設が立地しています。

今後、蛇の目ミシン工場跡地で新庁舎・（仮称）新福祉社会館建設が予定されており、武蔵小金井駅と予定地周辺を結ぶエリア及び駅北口再開発など新たなにぎわい・活力の創出が求められます。

【地域位置図】



武蔵小金井地域のこれまで

武蔵小金井地域は、武蔵小金井駅を中心に市の北西部に位置する地域であり、地域内には玉川上水及び仙川が通っています。

この地域は、大正15年の武蔵小金井駅の開設による交通利便性の向上及び近代的な大量生産を目指した蛇の目ミシン工場の移転を契機に、駅付近を中心に住宅地が形成され、流入人口が増加し始めました。その後、太平洋戦争を前に、貫井北町周辺に陸軍の技術研究所が建設されたことによる地場産業の発展、昭和30年代の公社住宅及び国家公務員住宅などの大規模団地の建設、また、昭和34年に武蔵小金井駅北口広場が整備され、駅周辺に金融機関及び大型店舗が開店し、近郊都市型の商業街として発展してきました。

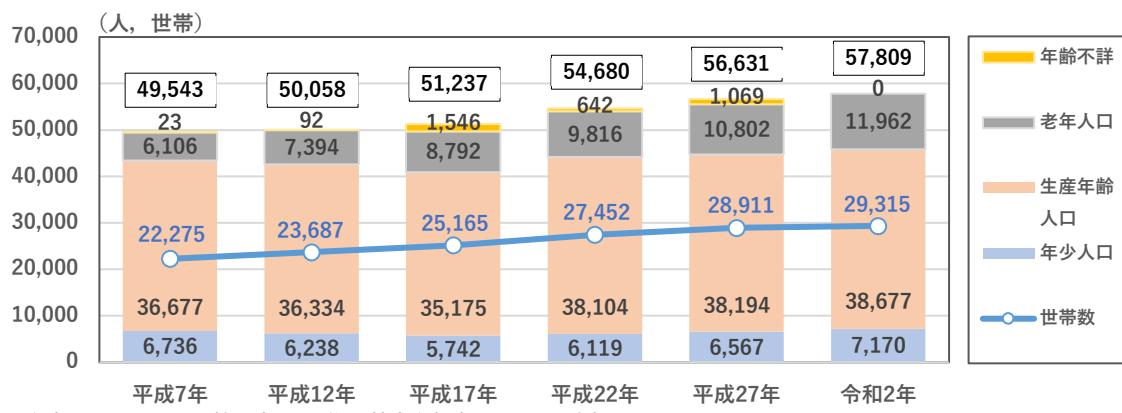
戦後の高度経済成長の一方で、基盤整備が追い付かず、南口駅前交通広場は整備不十分のまま、急激に都市化が進行しました。平成23年に武蔵小金井駅南口第1地区市街地再開発事業により、商業施設、文化施設、住宅などの複合施設及び交通広場が整備され、バスなどの交通結節点としての機能が充実しました。また、JR中央本線を横切る小金井街道の踏切は開かずの踏切として有名でしたが、平成25年に完了したJR中央本線連続立体交差事業によって小金井街道などの踏切はなくなり、駅南北の回遊性が向上しました。さらに、令和3年に、武蔵小金井南口第2地区市街地再開発事業が完了し、子育て支援施設を誘導するなど住商一体となった複合施設整備による市の中心として新たなにぎわいが形成されました。

写真

(2) 地域の現状

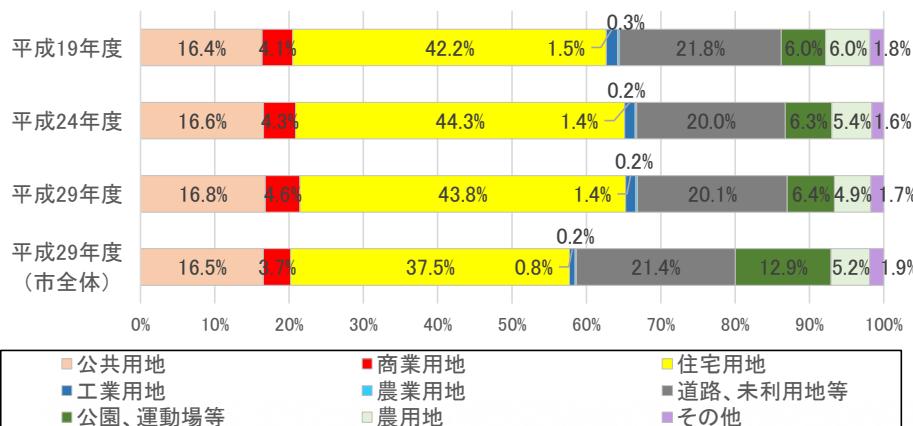
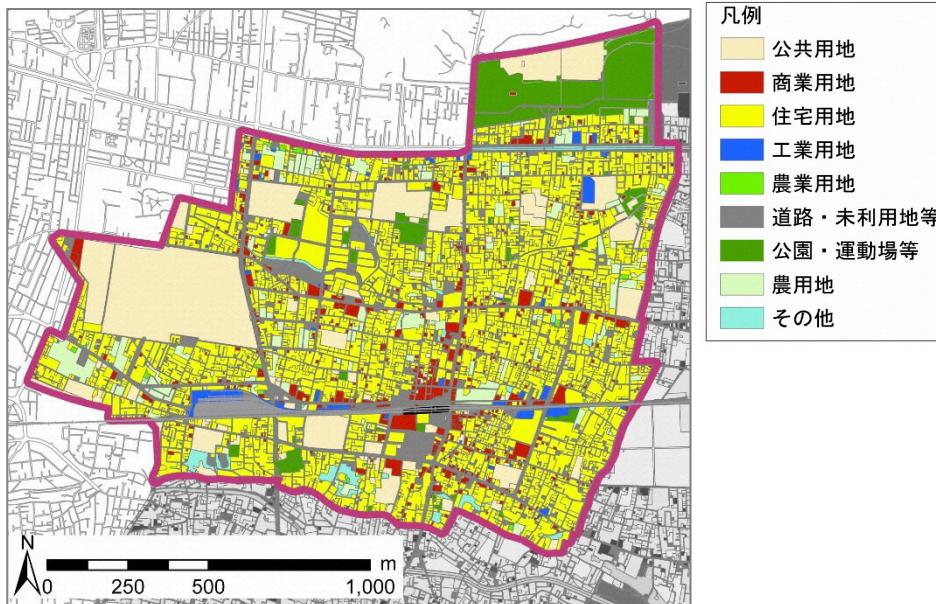
- 人口、世帯数とともに増加傾向であり、人口は3地域の中でこの20年間で最も伸び率が大きくなっています。
- 土地利用現況は、教育施設をはじめとした公共用地が点在している中、商業用地が武蔵小金井駅周辺と幹線道路沿いに広がり、その他は住宅用地が広がっています。なお、この10年間で、公共用地及び商業用地は微増していますが、農用地は減少しています。

【人口・世帯の推移】



参考:H7~H27 国勢調査、R2 住民基本台帳(10月1日現在)

【土地利用の現況(H29)】



参考:土地利用現況調査(平成19年、平成24年、平成29年)

※農業用地:温室、サイロ、畜舎、養魚場及びその他の農林漁業施設

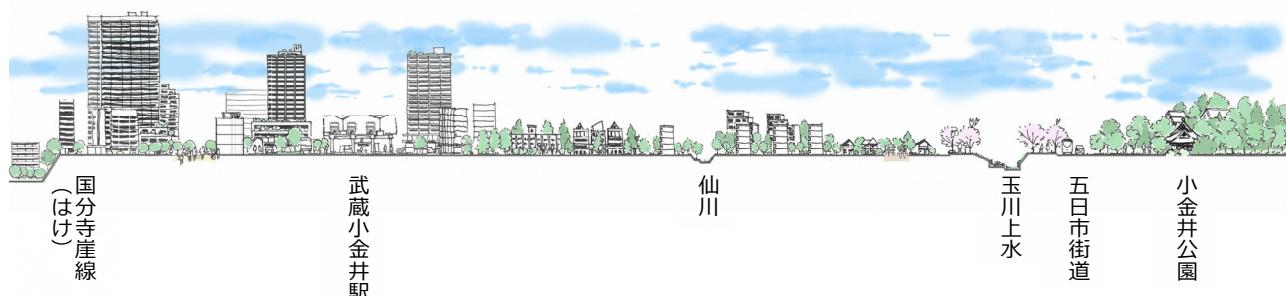
※農用地:田、畠、樹園地及び採草放牧地

(3) まちづくりの基本目標

多様な都市環境をいかした、にぎわいと交流の輪がひろがるまち

目指す将来像

- JR中央本線高架化に伴い円滑化された南北交通、市街地再開発事業で整備された商業施設及び広場などをいかした、快適で歩いて楽しいにぎわいのあるまち
- 新庁舎・(仮称)新福祉会館の建設及び武蔵小金井駅北口市街地再開発事業をいかした、新たな人の流れと交流が生まれるまち
- 地域の特性である風致地区及び特別緑地保全地区などをいかした魅力あるまちなみが形成されるまち
- 防災上必要な道路における無電柱化を推進するなど、災害に強いまち
- 玉川上水、名勝小金井(サクラ)及び地域のイベントなどをいかした、歴史文化を楽しめるまち



(4) 地域のまちづくりの方針

① 土地利用

●市街地再開発事業などをいかした、歩いて楽しいにぎわいのある拠点の形成

- ・JR中央本線連続立体交差事業及び武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業が完成したことにより、駅周辺の回遊性が向上したことによる新たな人の流れをいかし、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良いまちづくりを推進します。
- ・武蔵小金井駅北口は、市の玄関口にふさわしい地区として、歩いて楽しいにぎわいのある魅力的なまちに再生し、まちの価値を向上するため、市街地再開発事業などにより緑化及び広場の整備など周辺環境へ配慮し、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を図ります。あわせて、建築物等の規制・誘導及び都市計画道路などの整備を図ります。

●既存の商業機能などをいかした、地域の生活を支える歩いて暮らせる拠点の形成

- ・本町小学校近くの北大通り周辺の地域拠点は、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- ・URグリーンタウン周辺の地域拠点は、都市基盤を整備し、日常生活の買い物を中心とした地域の生活に必要な施設など、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

●良好な住宅地の形成

- ・定住人口の増加をめざし、従来から中層建築物が立地する小金井街道及び北大通り沿道は、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。
- ・新小金井街道沿道は、個性的で魅力ある商業施設と広幅員道路をいかした市街地景観が調和した空間づくりに努めます。

●資源物処理施設における土地利用

- ・資源物の適正処理及び良好な都市環境の形成を図るため、資源物処理施設における適切な土地利用を推進します。

●庁舎跡地エリアにおける、周辺の市街地と調和したまちづくり

- ・現在の市役所周辺は、中心拠点に隣接するエリアとして、周辺の市街地と調和した、適切な土地利用及び土地の高度利用による都市機能の誘導など、今後のまちづくりを検討します。

●にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくり

- ・中心拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶエリアとして、新たな人の流れと交流がうまれることから、既存商店街の活性化、JR中央本線高架下空間の活用、市街地再開発事業及び新庁舎・（仮称）新福祉会館などをいかし、周辺の住宅地との調和を図り、適切な土地利用を検討します。

② 道路・交通

●歩行空間・自転車利用環境の形成

- ・武蔵小金井駅周辺及び小金井公園周辺は、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、さらなるバリアフリー化を推進します。
- ・道路の幅員構成の変更及び都市計画道路の整備により、自転車ネットワークの形成を図るため、自転車走行空間の整備を推進します。新小金井街道、小金井街道の幹線道路及び駅周辺などの自転車交通量が多い道路は、自転車交通の整序化を図るため、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。
- ・武蔵小金井駅周辺の自転車等の放置禁止区域では、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、民間活力を含めた自転車駐車場の整備を検討します。
- ・上の原通り、けやき通り及び緑桜通りなどの生活道路については、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。

●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応

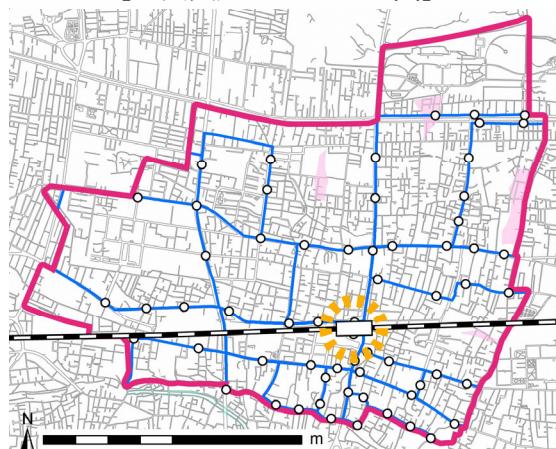
- ・地域における公共交通不便地域については、

小金井コミュニティバス（C o C o バス）を活用するとともに、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。

●円滑な移動を支える交通結節点としての機能の充実

- ・武蔵小金井駅周辺は、市の玄関口として、乗り換え利用者が多く市内外の人が行き交う特徴をいかし、多様な移動手段をつなぐモビリティ・ハブとして、誰もが円滑に移動できるよう、交通結節機能の充実に向けてM a a Sを活用した仕組みづくりを検討します。

【公共交通ネットワーク図】



凡例

○	交通結節点	□	駅	---	鉄道
○	バス停	—	バス路線	■	公共交通不便地域

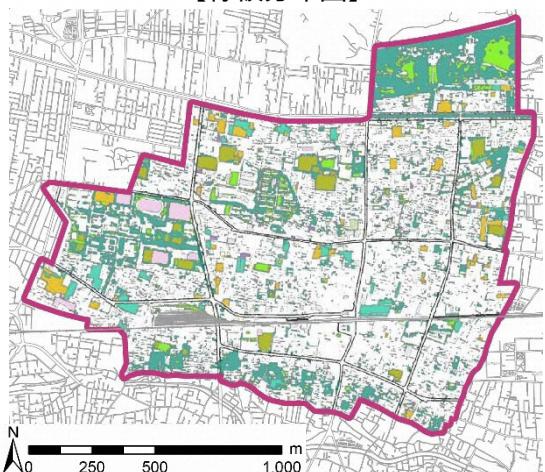
参考:小金井市における公共交通不便地域図

③ みどり・水・環境共生

●みどり・水の保全

- ・特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園、国分寺崖線緑地保全地域に指定されている三楽の森公共緑地などのみどりの維持・保全に努めます。
- ・貫井神社などの社寺林及び一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。
- ・建替えが進められている小金井本町住宅は、計画的な敷地内の緑化を推進します。

【緑被分布図】



凡例

樹木・樹木地	草地（管理）	草地（雑草地）	農地（樹木）
農地（その他）	管理されている裸地	その他の裸地	
人工芝等	駐車場（裸地）	駐車場（舗装）	水面

参考:小金井市みどりの実態調査報告書(令和2年3月)

●みどりの創出

- ・災害時の避難場所など、公園の多面的な活用を推進するため、小長久保公園及び三楽公園を拡張整備し、都市公園の充実を図ります。
- ・三楽の森公共緑地は国分寺崖線緑地保全地域に指定されており、三楽公園とともに環境学習の場として活用を図ります。
- ・浴恩館公園は、恵まれたみどりと文化財を活用した学習の場としての活用及び環境美化センターを中心とした多世代交流の場としても活用を図ります。

●風景・景観の保全と形成

- ・武蔵小金井駅周辺では、国分寺崖線（はけ）及び周辺市街地の景観などに配慮した形態及び意匠とともに、国分寺崖線（はけ）のみどりと調和した落ち着いた色調とするなど、市の玄関口として魅力ある都市景観の形成を推進します。
- ・緑化スペースを十分に確保できない市街地では、屋上緑化及び壁面緑化など多様な緑化手法により、魅力ある景観の形成を推進します。
- ・桜町一丁目、桜町二丁目及び貫井北町三丁目の玉川上水周辺では、風致地区制度に従い、季節感、潤い及び歴史が感じられる玉川上水の景観に親和するまちなみ形成を推進します。

●資源物処理施設の整備

- ・資源物処理施設の整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。

④ 安全・安心

●防災上の都市基盤の整備推進

- ・緊急輸送道路に指定されている五日市街道、小金井街道、連雀通り及び新小金井街道においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。
- ・新庁舎・（仮称）新福祉会館建設による防災拠点の移転に伴い、緊急輸送道路のあり方を検討します。
- ・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を推進します。また、既存道路においては、人通りが多く歩道が整備されているムサコ通り及び縁中央通りは優先的に整備を進め、北大通り、中央通り、農工大通り及び蛇の目通りなどでも整備を検討します。

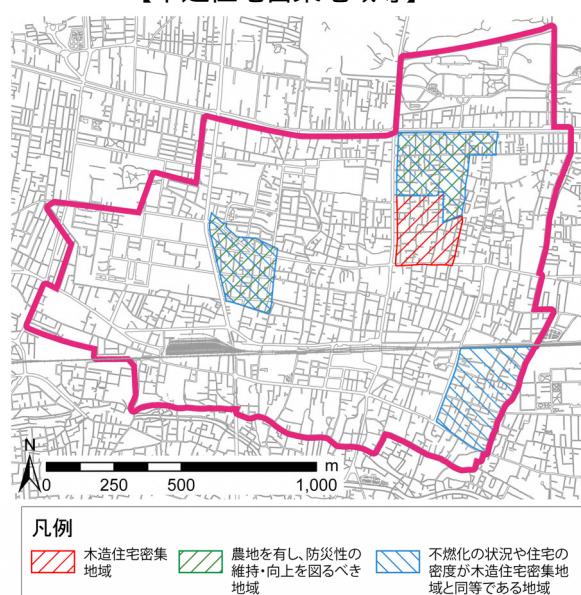
●多様な防災拠点としての活用

- ・小金井公園及び東京学芸大学は広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校などの学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能及び延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。

●防災まちづくりの推進

- ・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域」に指定されている本町三丁目、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている貫井北町二丁目及び桜町一丁目、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている貫井北町二丁目、桜町一丁目及び中町三丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けて検討します。

【木造住宅密集地域等】



参考:東京都防災都市づくり推進計画

●土砂災害警戒区域などへの対策

- ・国分寺崖線（はけ）を中心に、貫井南町三丁目、前原町三丁目及び中町一丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、避難及び伝達方法の態勢整備を検討します。

⑤ 生活環境

●大学などと連携したまちづくり

- ・東京学芸大学、情報通信研究機構及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。

●商店街をいかしたまちづくり

- ・武蔵小金井駅周辺、新小金井街道、北大通り、緑中央通り、農工大通り、行幸通り、上の原通り、ムサコ通り及びけやき通り沿いなどで回遊性のある商店街をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援に努めます。

●歴史・文化をいかしたまちづくり

- ・名勝小金井（サクラ）を復活させ、次世代へ継承するため、関係機関及び市民団体と連携・協働して、玉川上水及び名勝小金井（サクラ）などという歴史的文化遺産をいかした自然を楽しむ回遊性のあるまちづくりを推進します。
 - ・江戸東京たてもの園、文化財センター、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）、はけの森美術館などの施設の利用及び阿波踊りなどの地域のイベントにより、誰もが歴史及び芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。
 - ・平代坂、車屋の坂、白伝坊の坂及びなそい坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。

●農のあるまちづくり

- ・市民農園、セミナー農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。
 - ・小金井ファーマーズマーケット及び市内に多く点在する庭先直売所と連携し、市内農産物の普及への取組を推進します。
 - ・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。

【土砂災害警戒区域等】



参考:東京都土砂災害警戒区域マップ

【教育施設の状況】

A faint, horizontal, illegible stamp or signature, possibly a library or archival mark, located at the bottom of the page. It appears to be a series of small, dark, rectangular or square shapes arranged in a line.

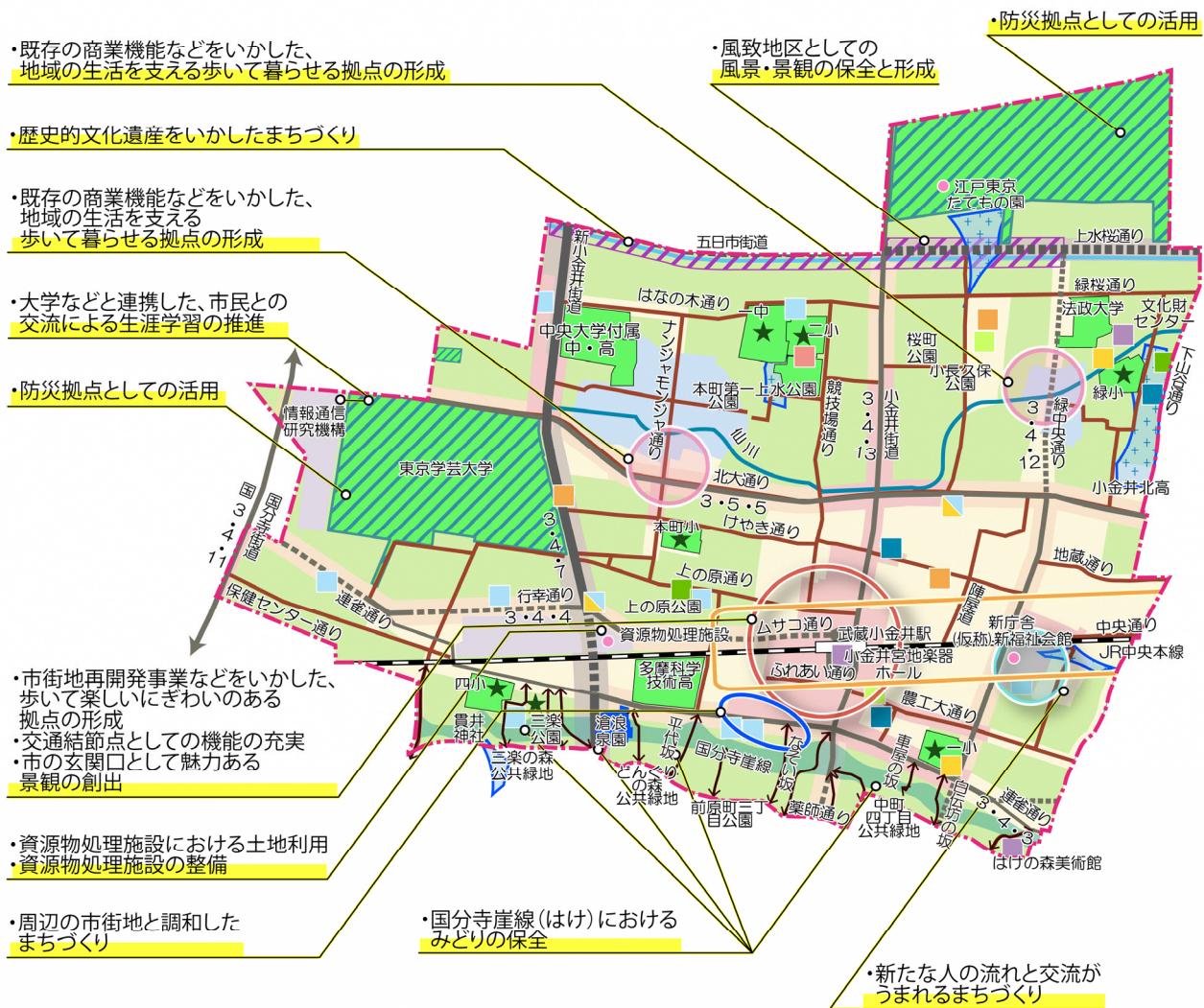
11. *Leptothrix* (Fig. 11)



参考: こがねいデータブック 2018

官地婆哭夫

【武藏小金井地域 まちづくり方針図】



凡例

 中心拠点	 低層住宅地	 広域幹線道路	 広域避難場所	 公共交通不便地域
 地域拠点	 中層住宅地	 幹線道路	 一時避難場所	 高齢者福祉・介護施設
 行政・福祉総合拠点	 住商複合地	 都市計画道路以外の都道	 避難所	 子育て施設 (児童館)
 にぎわいと交流エリア	 沿道利用地	 鉄道・駅	 風致地区	 障がい福祉施設
 庁舎跡地エリア	 商業・業務地	 主要な生活道路	 特別緑地保全地区	 図書館
	 大規模団地	 坂	 国分寺崖線(はけ)	 コミュニティ施設 (公民館・集会所)
	 その他大規模土地利用		 仙川	 医療施設
			 玉川上水	 文化施設
				 スポーツ施設
				 主な施設

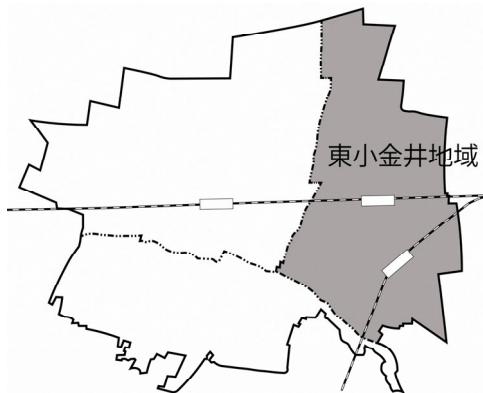
3 東小金井地域

(1) 地域の概要

東小金井地域は、現在、東小金井駅北口土地区画整理事業により、東小金井駅の北側は、交通広場、道路及び公園の都市基盤整備を進めているのにあわせ、JR中央本線高架下を活用した業務施設の整備など、商業・業務施設及び住宅などの整備が進められ、市の東部地域の中心として、新たなにぎわいが形成されています。また、東小金井地域に立地する主要な施設として、地域の北部に小金井公園、南部に武蔵野公園及び野川公園が位置し、東小金井駅周辺には東京農工大学及び法政大学などが立地しています。

今後、東小金井駅北口土地区画整理事業の完了にあわせて、新たな施設と既存施設が調和したまちづくりが求められます。

【地域位置図】



東小金井地域のこれまで

東小金井地域は、東小金井駅を中心に市の北東部に位置する地域であり、玉川上水及び仙川が通っています。

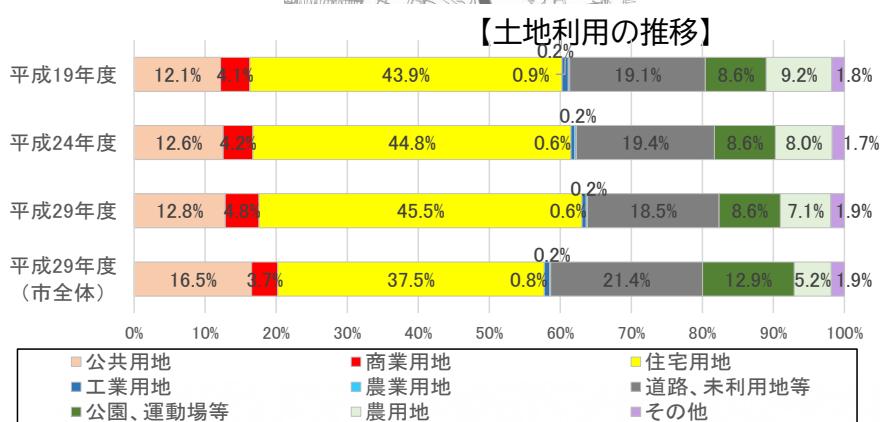
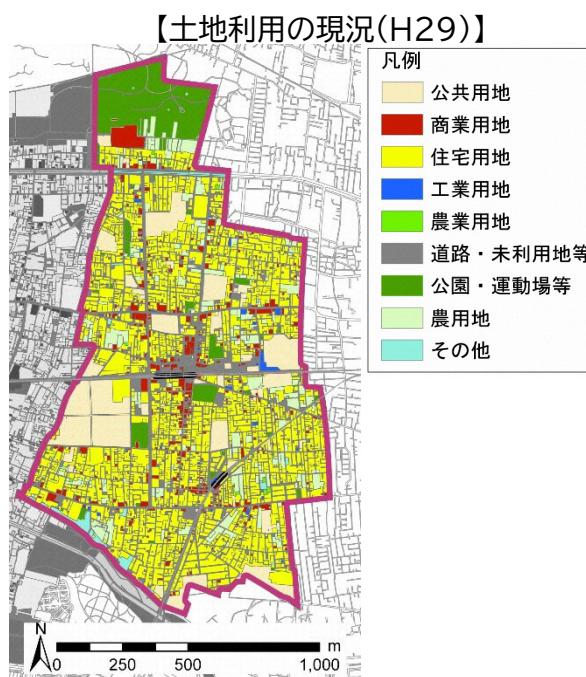
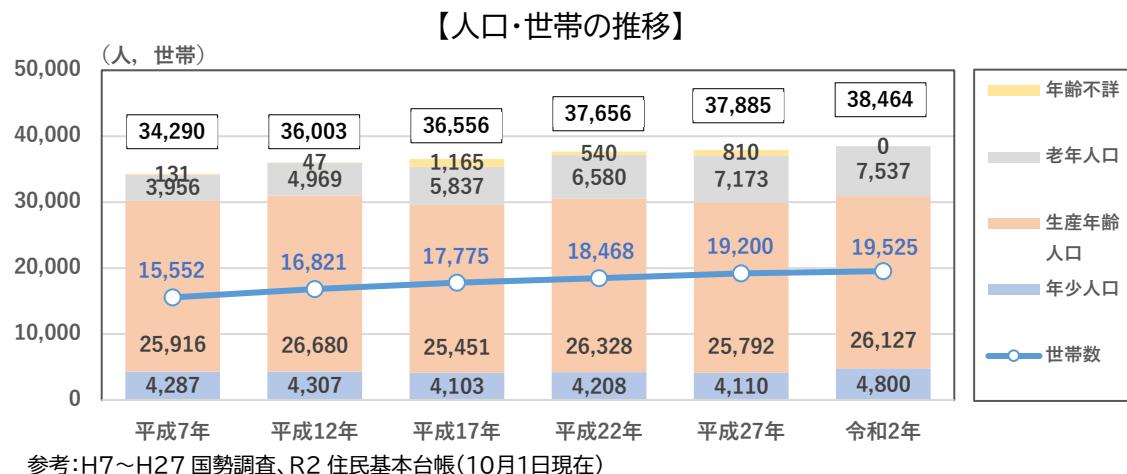
この地域は、大正6年に設置された多摩鉄道(現 西武多摩川線)新小金井駅があり、多摩川の砂利運送専用路線として運行され、昭和30年代ごろまでは、引き込み線から東町一丁目付近の砂利碎石工場へ運ばれていました。その後、農地など武蔵野の面影を残していた地域に、昭和39年に地域住民の新駅設置請願運動により東小金井駅が開設されたことを契機として、急激に住宅地が形成され、駅周辺部は十分な都市基盤が整備されないまま都市化が進行しました。このため、低層住居及び狭い道路が多い状況となっています。特に地域南部の東町二丁目付近は木造住宅密集地域に位置付けられています。

写真

写真

(2) 地域の現状

- 人口、世帯数ともに増加傾向にあります。
- 土地利用現況は、JR中央本線沿線を中心に、教育施設をはじめとした大規模な公共用地が点在している中、商業用地が東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺と幹線道路沿いに広がり、その他は住宅用地が広がっています。なお、この10年間で、住宅用地は増加していますが、農用地は減少しています。

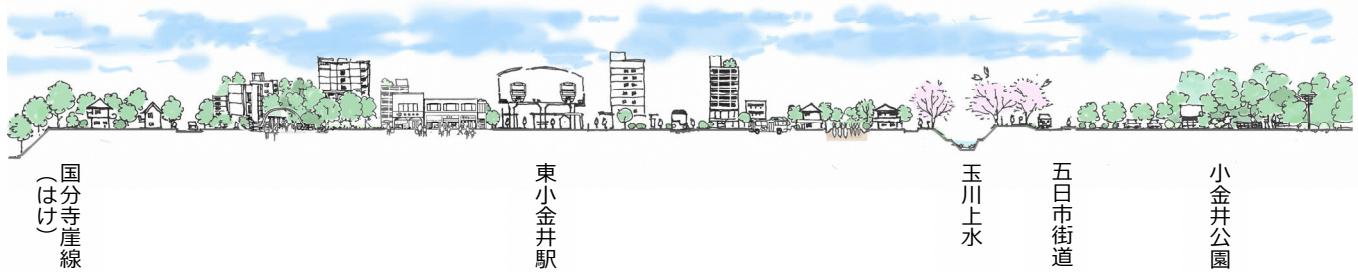


(3) まちづくりの基本目標

新たな魅力が創出され、個性と活力があふれるまち

目指す将来像

- 土地区画整理事業により整備された都市基盤をいかした、にぎわいと活力がうまれる新たな魅力が創出されるまち
- JR中央本線高架化に伴い円滑化された南北交通、JR中央本線高架下の商業施設及び新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設などをいかした、新たな人の流れと交流がうまれるまち
- 周辺と調和した景観を形成するなど、ゆとりと潤いが感じられるまち
- 防災上必要な道路における無電柱化を推進するなど、災害に強いまち
- 大学などとの連携、東小金井事業創造センター(KO-TO)、既存の商店街及び地域固有の産業をいかした、個性豊かな産業の育成及び学生が集いにぎわい・活力がうまれるまち



(4) 地域のまちづくり方針

① 土地利用

● 土地区画整理事業などをいかした、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成

- ・東小金井駅北口は、地区画整理事業の推進による計画的な都市基盤の整備及び地区計画の活用などにより、良好な住環境の形成を図るとともに、都市機能の集積・誘導により、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成を推進します。
- ・地区画整理事業区域内で取得しているまちづくり事業用地は、総合駐車場対策として駐車場運営を継続するとともに、今後の有効な整備活用に向けた検討を進めます。
- ・東小金井駅南口は、都市基盤の整備及び商業、業務施設の集積を図るとともに、住環境の改善を行い、地区の活性化を図ります。

● 商業地の活性化など地域の生活を支える、歩いて暮らせる拠点の形成

- ・新小金井駅周辺の地域拠点では、都市基盤を整備し、駅周辺の商業地の活性化及び住環境の改善を図るとともに、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・梶野町交差点東側の北大通り周辺の地域拠点では、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性のさらなる向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

●良好な住宅地の形成

- ・東小金井駅及び新小金井駅周辺は、周辺の住環境に留意しながら、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。
- ・東町一丁目などにみられるみどり豊かで良好な住宅地は、住環境の維持及び保全を推進します。

●にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流が生まれるまちづくり

- ・副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶエリアとして、新たな人の流れと交流が生まれることから、既存商店街の活性化、JR中央本線高架下空間の活用及び東小金井駅北口土地区画整理事業などをいかし、周辺住宅地との調和を図り、適切な土地利用を検討します。また、JR変電所付近のJR中央本線高架下空間の活用もあわせて検討します。

② 道路・交通

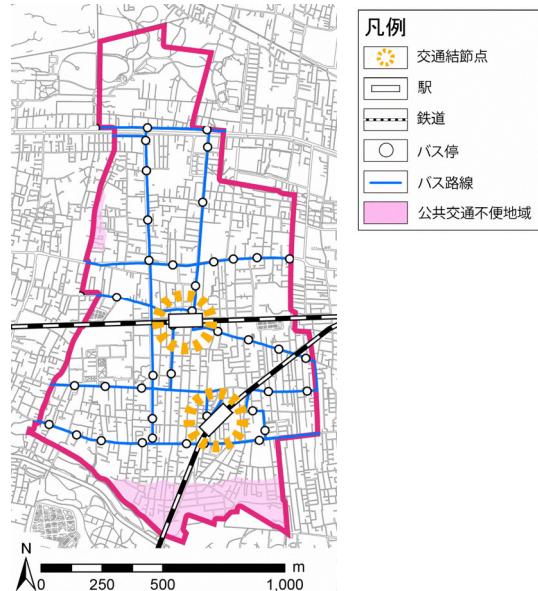
●歩行空間・自転車利用環境の形成

- ・東小金井駅、新小金井駅周辺及び小金井公園周辺は、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、さらなるバリアフリー化を推進します。
- ・自転車交通量の多い農工大通り、くりやま通り、富士見通り及び地蔵通りは、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。
- ・東小金井駅及び新小金井駅周辺の自転車等の放置禁止区域では、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、民間活力を含めた自転車駐車場の整備を検討します。
- ・梶野通り、緑桜通り、地蔵通り、農工大通り及び富士見通りなどの生活道路については、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。

●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応

- ・地域における公共交通不便地域については、
小金井コミュニティバス（CoCoバス）を活用するとともに、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。

【公共交通ネットワーク図】



●地域の多様な移動手段を支える交通結節点としての機能の充実

- ・東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺は、市内を循環するコミュニティバスの発着が主であることから、多様な移動手段をつなぐモビリティ・ハブとして、誰もが円滑に移動できるよう交通結節機能に向けてMaaSを活用した仕組みづくりを検討します。

参考:小金井市における公共交通不便地域図

③ みどり・水・環境共生

●みどりの保全

- ・一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。
- ・環境緑地については、ボランティアなどの活用により維持管理を推進します。
- ・**梶野公園では、梶野公園サポーター会議などボランティア制度を活用し、市民との共同による整備及び維持管理を推進します。**

●みどりの創出

- ・災害時の避難場所など、公園の多面的な活用を推進するため、梶野公園を拡張整備し、都市公園の充実を図るとともに、（仮称）東小金井駅北口地区画整理事業一号公園を新たに整備します。
- ・栗山公園などでは、さらなる魅力向上のため、指定管理者制度などの導入に向けて検討します。

●ゆとりや潤いが感じられる景観の形成

- ・東小金井駅北口地区地区計画区域内において、敷地内及び建物の緑化、周辺との調和及び景観形成に配慮した色彩にするなど、駅前でありながらゆとりや潤いが感じられるまちづくりを推進します。

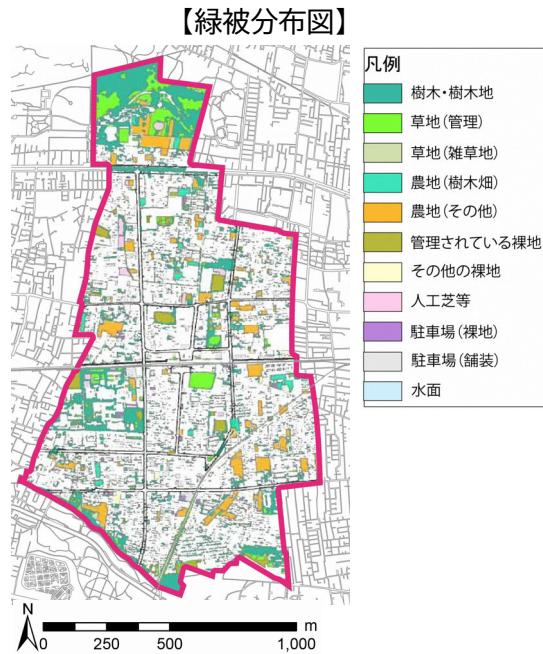
④ 安全・安心

●防災上の都市基盤の整備推進

- ・緊急輸送道路に指定されている五日市街道においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。
- ・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を推進します。また、既存道路においては、北大通り、中央通り、農工大通り及び富士見通りなどは、優先的に整備を検討します。

●多様な防災拠点としての活用

- ・小金井公園及び東京農工大学は、広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校等の学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能、延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。

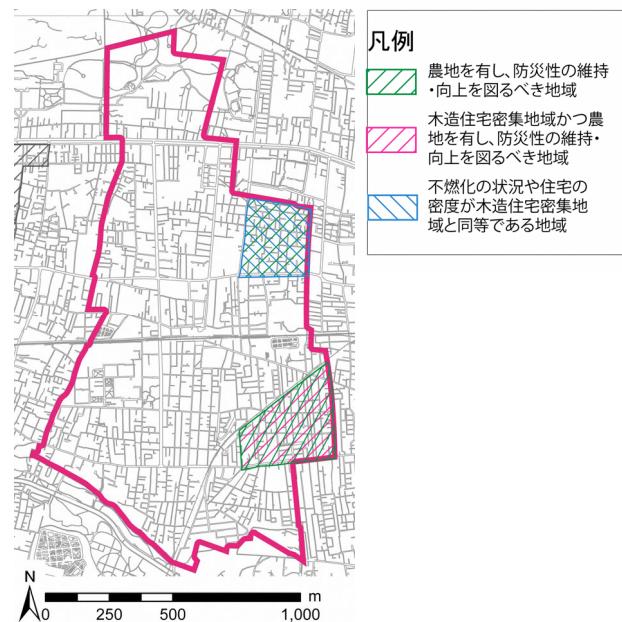


参考:小金井市みどりの実態調査報告書(令和2年3月)

●防災まちづくりの推進

- 防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域かつ農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている東町二丁目、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている梶野町二丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入の検討など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤施設の計画的な整備に向けて検討します。

【木造住宅密集地域等】



●土砂災害警戒区域などへの対策

- 国分寺崖線（はけ）を中心に、東町一丁目及び東町五丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、避難及び伝達方法の態勢整備を検討します。

【土砂災害警戒区域等】



⑤ 生活環境

●大学などと連携したまちづくり

- ・東京農工大学、法政大学及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。
- ・農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者支援などにより新事業・新産業の創出を推進します。

●商店街及び地域固有の事業・産業をいかしたまちづくり

- ・東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺は、学生が集い魅力ある商店街づくりを推進し、回遊性の向上を図ります。
- ・東大通り、北大通り、梶野通り、地蔵通り、富士見通り、都市計画道路3・4・8号線及びくりやま通り沿道などで回遊性のある商店街をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援を図ります。
- ・地域固有の事業・産業が、継続・活躍できるよう環境整備に努めます。
- ・東小金井事業創造センター（K O – T O）周辺では、創業支援施設の集積をいかして、周辺の住環境と調和した産業の振興を推進します。

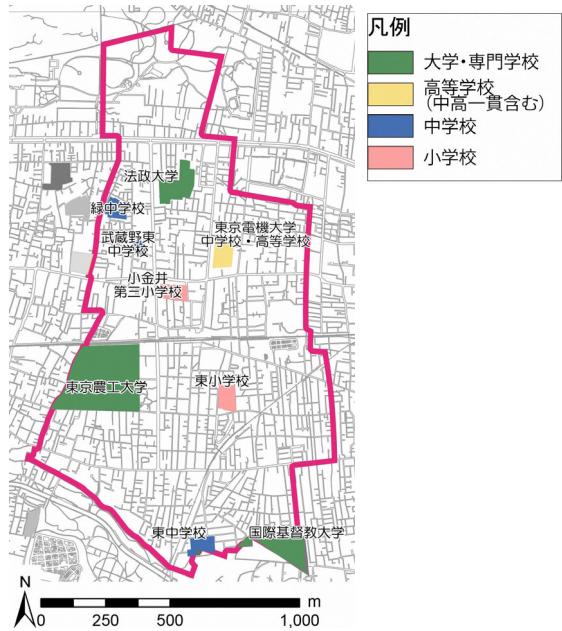
●歴史・文化をいかしたまちづくり

- ・ムジナ坂、みはらし坂及び二枚橋の坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。

●農のあるまちづくり

- ・市民農園、高齢者農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。
- ・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び東小金井駅周辺以外に多く点在する庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。

【教育施設の状況】



参考:こがねいデータブック 2018

【東小金井地域 まちづくり方針図】



凡例

中心拠点	低層住宅地	広域幹線道路	広域避難場所	公共交通不便地域
地域拠点	中層住宅地	幹線道路	一時避難場所	高齢者福祉・介護施設
にぎわいと交流エリア	住商複合地	都市計画道路以外の都道	避難所	子育て施設(児童館)
	沿道利用地	鉄道・駅	国分寺崖線(はけ)	障がい福祉施設
	商業・業務地	主要な生活道路	仙川	図書館
	大規模団地	坂	玉川上水	コミュニティ施設(公民館・集会所)
	その他大規模土地利用			医療施設
				文化施設
				スポーツ施設
				主な施設

4 野川地域

(1) 地域の概要

野川地域は、低層住居を中心とした住宅地が広がり、みどり豊かな住環境が形成されている一方、野川地域には鉄道駅がなく、コミュニティバス等の公共交通機関及び自転車が主な交通手段として利用されている。商業施設は幹線道路沿道に立地しているが、スーパー・マーケットなど日常生活を支える生活利便施設が地域東部で不足しています。

今後、魅力ある地域資源をいかしながら、住環境の保全とあわせて、駅周辺へのアクセス向上などが求められます。

【地域位置図】



野川地域のこれまで

野川地域は、市の南側に位置する地域であり、地域内には野川、武蔵野公園、野川公園及び多磨霊園など、多くのみどり・水を有する地域です。

野川地域には、大正12年に日本最初の大規模な公園墓地として造成された多磨霊園があり、霊園通りと小金井街道の交差点には昭和11年に東京都旧跡に指定された金井原古戦場の記念碑があります。

野川地域を流れる野川は、古くから氾濫が多かったことから、改修工事が進められることになり、昭和45年の収穫を最後に地域にある水田が全て姿を消しました。人口集中地区は、昭和35年は小金井街道を中心とした区域でしたが、昭和45年には野川地域全域となり、この時期に急速に宅地化が進みました。この急速な都市化が進む中、家庭排水が原因である野川の水質悪化が問題となり、地域の下水道整備が進み、野川の水質改善につながっています。その後、国分寺崖線(はけ)の湧水を集めて流れる野川は、自然再生事業など多自然川づくりを基本とした護岸の改修など、豊かな水辺の自然を回復する事業が進められ、本来の地域の自然が回復してきています。

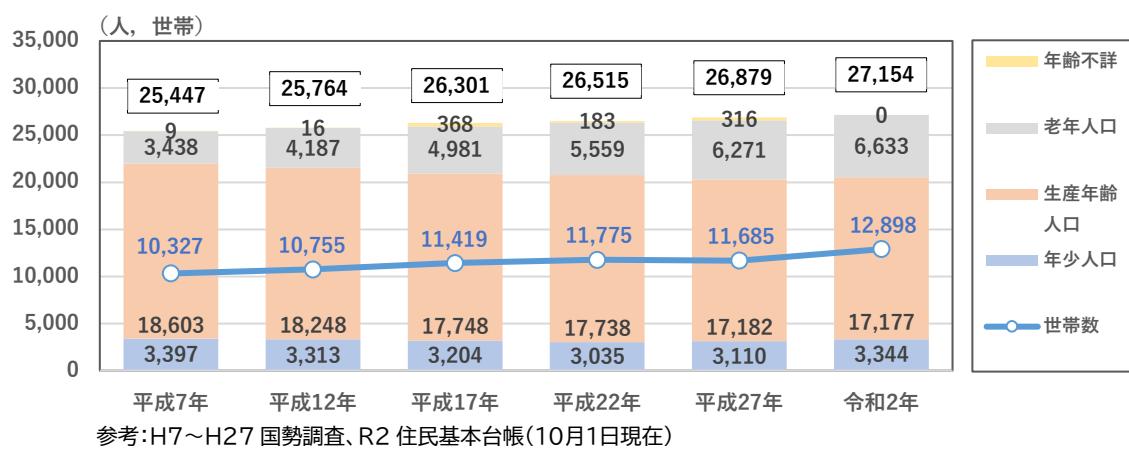
写真

写真

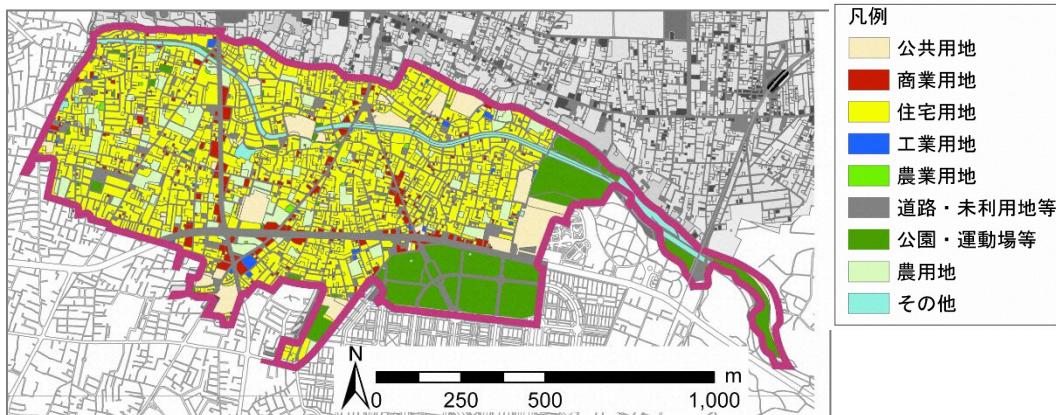
(2) 地域の現状

- 人口、世帯数とともに増加傾向ですが、人口は3地域の中でこの20年間で最も伸び率が小さくなっています。
- 土地利用現況は、市全体と比べて公共用地の割合が低く、住宅用地の割合が高くなっています。武蔵野公園及び多磨霊園などの公園・運動場等がまとまって立地しているとともに、商業用地が幹線道路沿いに広がっています。なお、この10年間で住宅用地は増加していますが、農用地は減少しています。

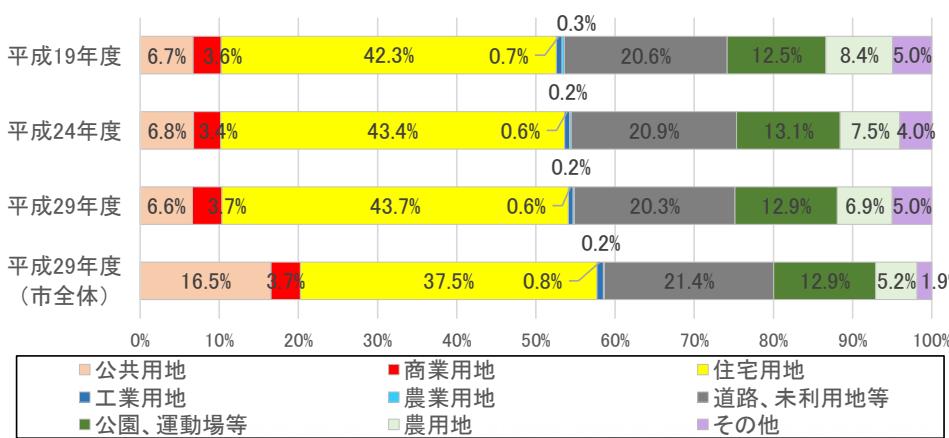
【人口・世帯の推移】



【土地利用の現況(H29)】



【土地利用の推移】



(3) まちづくりの基本目標

自然豊かでのんびりとしたやすらぎのある居心地の良いまち

目指す将来像

- 低層住宅を中心とした住宅地及び既存の商業施設をいかした、良好な住環境が形成される居心地の良いまち
- 新たな移動手段の活用による坂の多い市内を快適に移動できるまち
- 野川及び大規模公園など豊かな自然をいかした、市民の憩いの場としてのんびりとやすらぎのあるまち
- 緊急輸送道路に指定されている沿道建築物の耐震化を推進するなど、災害に強いまち
- 地域固有の資源である小金井神社及び金井原古戦場などをいかした、回遊性のあるまち



(4) 地域のまちづくり方針

① 土地利用

●地域資源をいかした、地域の生活を支える拠点の形成

- ・東八道路沿道の地域拠点は、既存の商業機能及び大規模な公園をいかしながら、生活利便性のさらなる向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- ・新小金井街道沿道の地域拠点は、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

●良好な住宅地の形成

- ・低層住宅を中心とした住宅地が広がり、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の形成を図ります。
- ・小金井貴井住宅は、建替えなどが生じた時には、潤いと魅力がある都市環境を形成するため、みどり豊かで良好な住宅地として適切な環境整備に努めます。

② 道路・交通

●歩行空間・自転車利用環境の形成

- ・自転車交通量の多い西の久保通り、七軒家通り及び靈園通りは、自転車交通の整序化を図るため、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。
- ・MaaS及び先端技術を活用した、新たな移動手段の導入及び坂の多い市内を円滑に移動できる仕組みづくりなどについて検討します。
- ・薬師通り、靈園通り、池の上通り及び西の久保通りなどについては、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。

●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応

- ・地域における公共交通不便地域については、小金井コミュニティバス（Co-Coバス）を活用するとともに、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。

●新たな移動手段の検討

- ・坂の多い市内を快適に移動するため、先端技術を活用した新たな移動手段として、MaaSなどを活用した仕組みづくりについて検討します。

③ みどり・水・環境共生

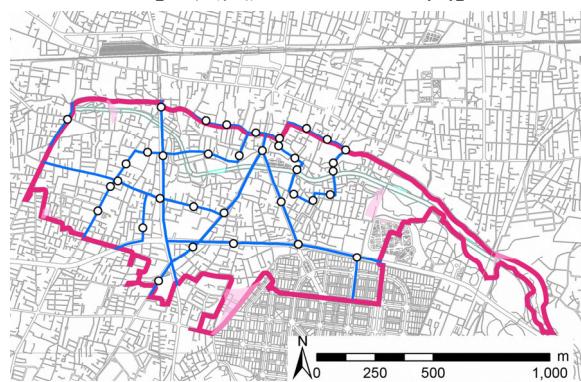
●みどりの保全

- ・野川周辺の連続したみどりは、保全緑地制度などを活用することにより、市民、東京都及び他自治体とともに保全を推進します。
- ・小金井神社などの社寺林及び一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。
- ・滄浪泉園及びはけの森美術館の湧水を身近にふれあうことができるよう、遊歩道及びはけの小路の維持管理に努めます。

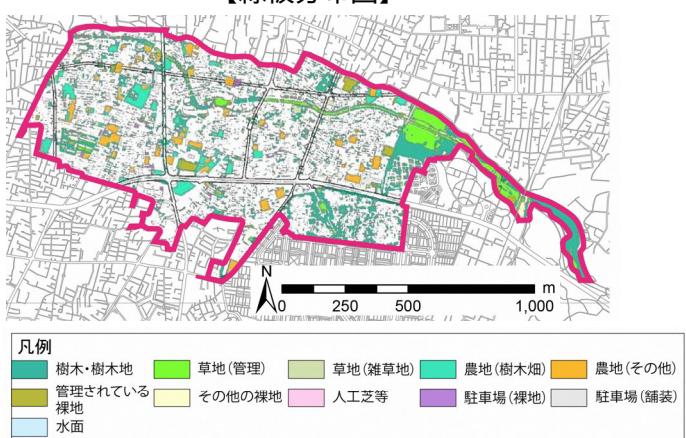
●みどりの創出

- ・野川公園及び武蔵野公園に隣接する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設は、周囲の景観に馴染むよう緑地帯などの確保を実施します。

【公共交通ネットワーク図】



【緑被分布図】



●市街地の緑化による景観の形成

- ・戸建住宅地が多いことから、生け垣造成の制度を活用するなどにより、市街地の緑化を推進します。

●不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備推進

- ・不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。

④ 安全・安心

●防災上の都市基盤の整備推進

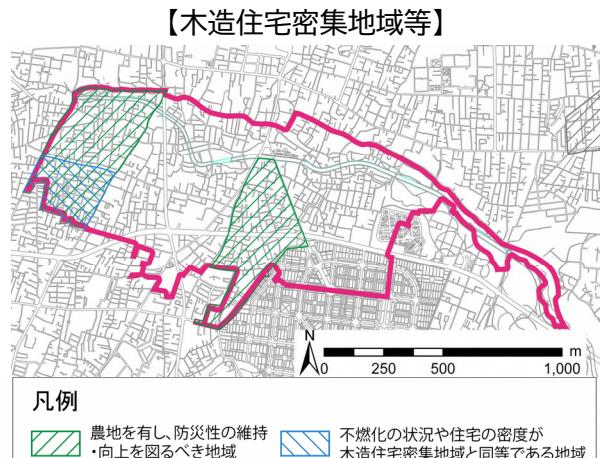
- ・緊急輸送道路に指定されている小金井街道、東八道路及び新小金井街道においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。
- ・幹線道路以外の比較的幅員の広い生活道路については、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を検討します。

●多様な防災拠点としての活用

- ・武蔵野公園、野川公園及び多磨霊園は、広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校等の学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能及び延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。

●防災まちづくりの推進

- ・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている貫井南町四丁目、貫井南町五丁目及び前原町四丁目、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている貫井南町五丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入の検討など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けて検討します。
- ・小金井貫井住宅は、今後建替えなどが生じた時には、地域の安全性の確保のため、災害時の避難場所としての活用など、関係機関と連携して、防災機能の強化に向けて検討します。



参考:東京都防災都市づくり推進計画

●土砂災害警戒区域などへの対策

- 国分寺崖線（はけ）を中心に、東町一丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、避難及び伝達方法の態勢整備を検討します。



参考:東京都土砂災害警戒区域マップ

⑤生活環境

●大学などと連携したまちづくり

- 東京工学院専門学校及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。

●商店街及び小規模店舗をいかしたまちづくり

- 東八道路、小金井街道、靈園通りを結ぶ回遊性のある商店街及び小規模店舗をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援に努めます。

●歴史・文化をいかしたまちづくり

- 国分寺崖線（はけ）、野川、小金井神社及び金井原古戦場などの地域固有の資源を活用して、歴史・文化を楽しむことができる回遊性のある歩行者及び自転車のためのネットワークづくりを図ります。
- 国分寺崖線（はけ）及び野川など、小金井の魅力を発信するための環境整備に努めます。
- 平代坂、なそい坂及びムジナ坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。

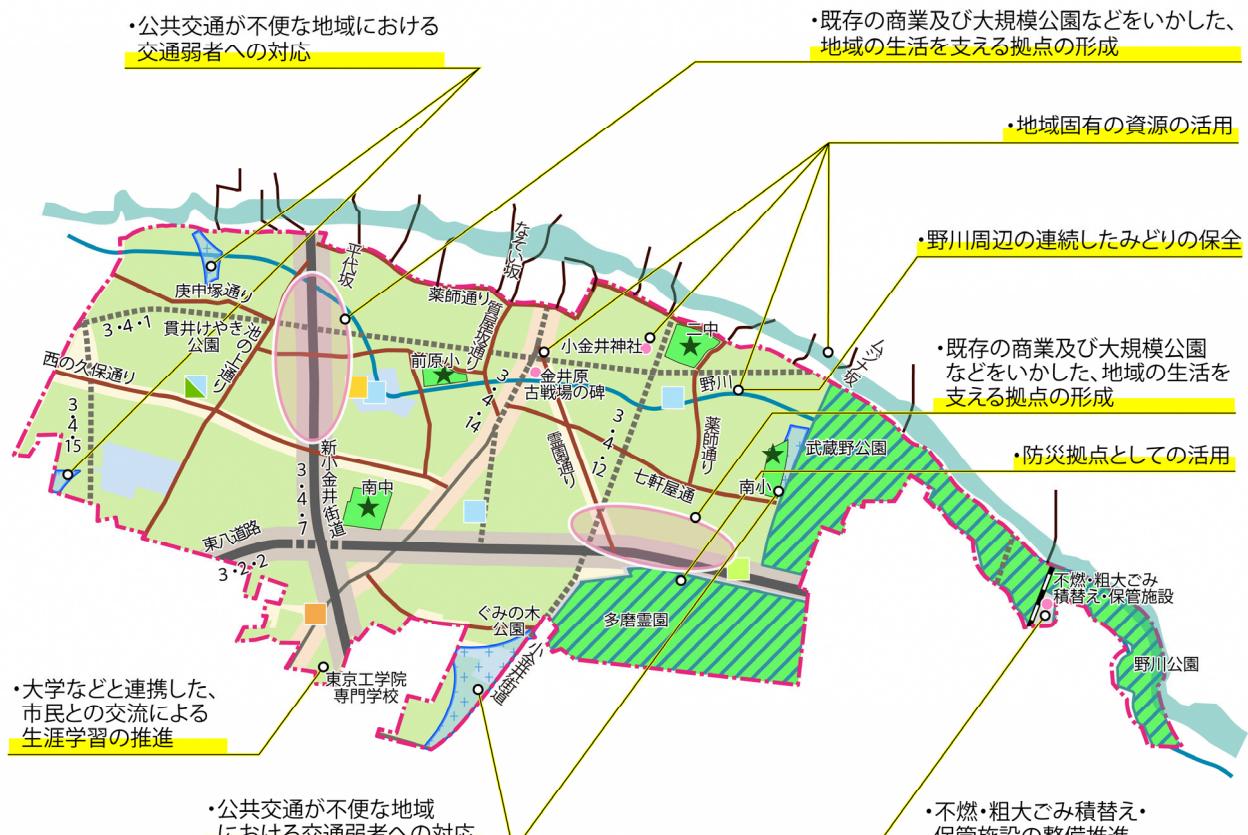
●農のあるまちづくり

- 市民農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。
- 持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。



参考:こがねいデータブック 2018

【野川地域 まちづくり方針図】



凡例

地域拠点	低層住宅地	広域幹線道路	広域避難場所	公共交通不便地域
	中層住宅地	幹線道路	一時避難場所	高齢者福祉・介護施設
	住商複合地	都市計画道路以外の都道	★ 避難所	子育て施設(児童館)
	沿道利用地	鉄道・駅	国分寺崖線(はけ)	障がい福祉施設
	商業・業務地	主要な生活道路	野川	図書館
	大規模団地	坂		コミュニティ施設(公民館・集会所)
その他大規模土地利用				医療施設
				文化施設
				スポーツ施設
				・ 主な施設



写真



写真



写真

第4章 まちづくりの実現に向けて

小金井市都市計画マスターplan

1 まちづくりの基本的な進め方	80
2 市民参加によるまちづくり	81
3 まちづくりの手法	84
4 まちづくり推進体制	87
5 計画の進行管理	88

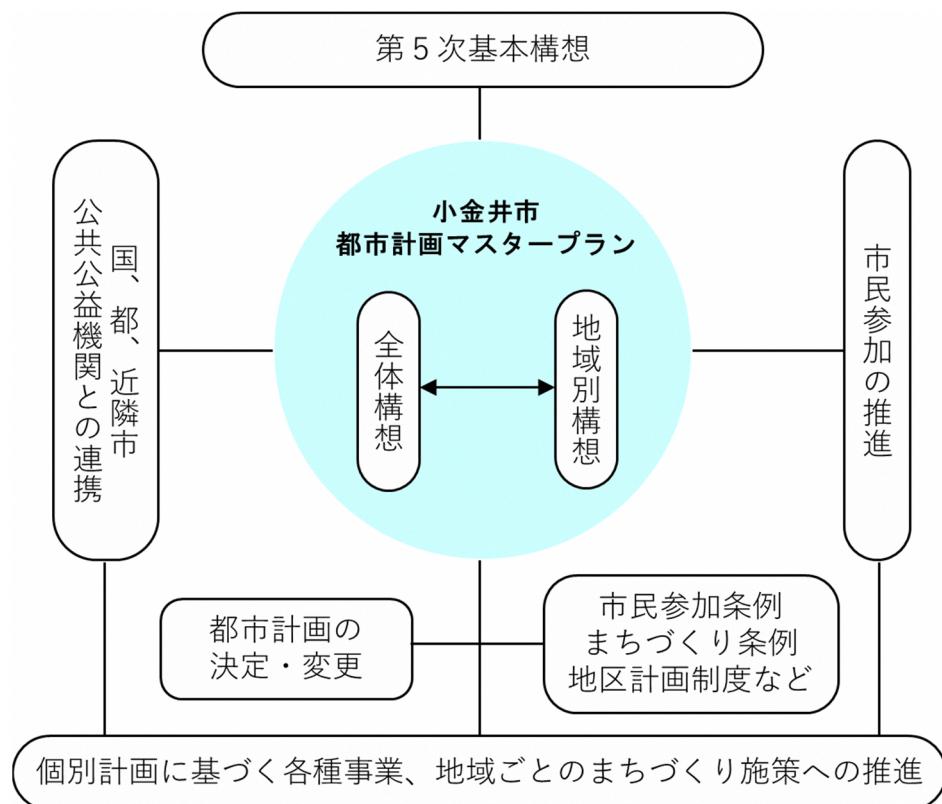
1 まちづくりの基本的な進め方

都市計画マスタープランは、多様な市民参加を経て策定された、今後のまちづくりの将来像を示すものです。都市計画マスタープランで位置付けられた考え方を踏まえ、各個別計画に基づき事業を推進していくことで、まちづくりの実現を推進します。

都市計画マスタープランが目指す将来都市像を実現していくためには、市民、事業者及び市が相互に連携・協力しながら、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

さらに、まちづくり手法の活用、まちづくり推進体制の充実を図るとともに、定期的に進捗状況を把握し、その結果をフィードバックしながら計画的なまちづくりを推進し、社会経済情勢及び上位計画の変化などを踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行うものとします。

【まちづくりの進め方】



2 市民参加によるまちづくり

(1) 協働によるまちづくりの考え方

都市計画マスタープランが目指す将来都市像を実現するため、地域で暮らし・働き・学ぶ住民、町会・自治会、市民団体、企業及び大学などが参画し、市が一体となって、協働によるまちづくりを推進します。

(2) まちづくりの主体と役割

まちづくりの主体である市民・事業者・行政のぞれぞれの役割を明確にした上で、相互の協力・連携により、その取組が相乗的な効果を得ることが求められます。

① 市民の役割

市民一人ひとり、町会・自治会及びまちづくり活動団体などは、周辺の環境に配慮した住まいづくりなど、まちづくりに対する関心を持ち、地域の課題を認識し、その課題解決に向けて自らできるところからまちづくり活動に取り組み、自分たちの身近なまちを見直し、より良いまちにしていくために、地域の人々とともに考え、実行することが求められます。

② 事業者などの役割

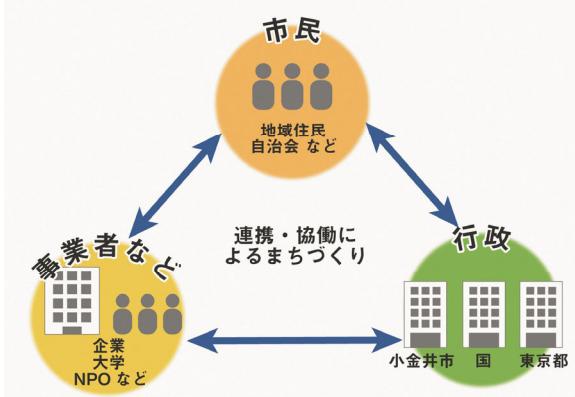
事業者は、事業活動が、地域に大きな影響を与えるという自覚と責任を持ち、また、学校は、市民が目指すまちづくりに協力し、良好な環境が確保されるよう努めることが求められます。

③ 行政の役割

市は、国・東京都・他自治体と連携・協働しながら、まちづくりの主体である市民及び事業者に対し、情報提供や意識啓発などのまちづくり活動に関する支援を行います。

また、都市計画マスタープランの周知を図るとともに、市民の意見を尊重し、府内の関係部署との連携を図りながら、都市計画マスタープランに基づく施策・事業を展開します。

【協働のまちづくり】

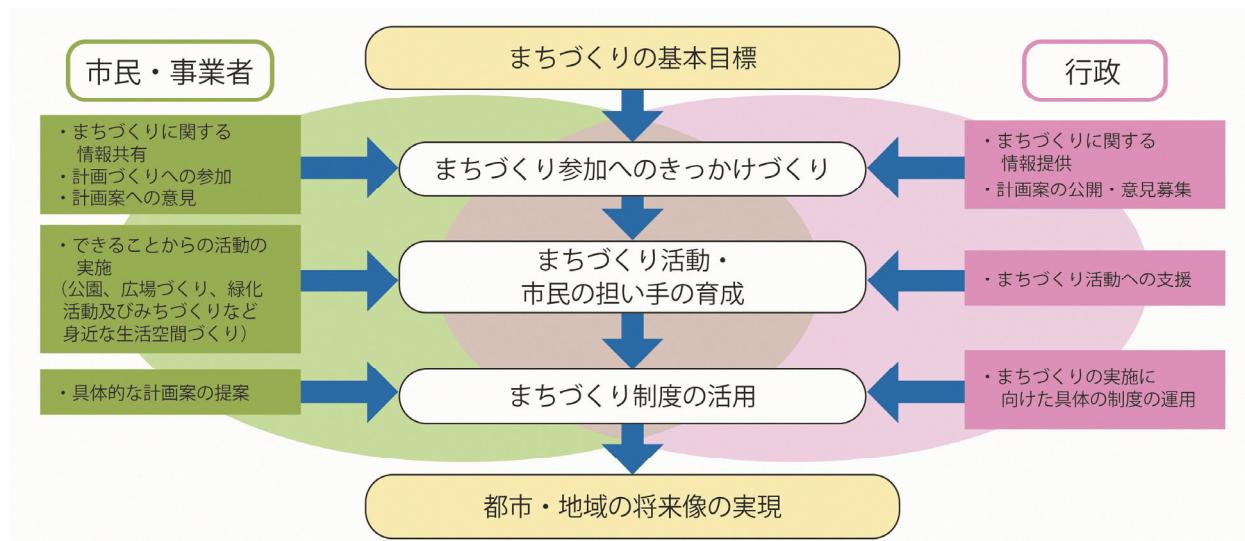


(3) まちづくりの推進方法

都市計画マスタープランに基づき、まちづくり及び各種の事業を推進するためには、市民及び事業者などの理解・協力とともに、まちづくりへの市民の自主的な活動及びこれに対する行政の支援など、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりが必要となります。

協働によるまちづくりを推進するためには、「まちづくり参加へのきっかけづくり」、「市民が主体となったまちづくり活動」及び「まちづくり制度の活用」という各段階において市民・事業者・行政がお互いの役割を認識して、実践していくことが求められています。

【まちづくりの推進方法】



① まちづくり参加へのきっかけづくり

市民のまちづくりに対する気運を波及させていくためには、様々なメディアを活用し、まちづくりに関する情報提供のシステムの確立を図るとともに、まちづくりに関連したイベントなどを通して、市民だけではなく、本市で働き集う人々も対象とした啓発活動を展開していきます。

また、市民がさまざまな分野の計画づくりに携わることは、その後の市民が主体となつたまちづくりへの大きなきっかけになることから、各種計画の策定における積極的な市民の参加を推進していきます。

② まちづくり活動・市民の担い手の育成

まちづくりを推進するためには、地域のリーダーとなる人の存在が不可欠であることから、地域のリーダーとして活躍するための情報及び場の提供など、人づくりへの支援を行っていきます。

市民がまちづくりを自主的に進めていくために、まちづくりの相談機能の充実、まちづくり条例に基づく自主的なまちづくり活動をする住民協議会などへの支援及びエリアマネジメント活動の支援を行っていきます。

③ まちづくり制度の活用

地区の特定に応じたきめ細やかなまちづくり及び特定のテーマに基づいたまちづくりを実現するため、市独自の制度である小金井市まちづくり条例を活用したまちづくりを推進していきます。

小金井市まちづくり条例は、市民など、事業者及び小金井市による協働の精神を基にそれぞれの責務などを明らかにするとともに、まちづくりの仕組み、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続、建築基準法の規定に基づく建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的として制定されています。

写真



写真



写真



3 まちづくりの手法

市のまちづくりの基本的な考え方を示した都市計画マスタープランに基づき、各種の事業やまちづくりを進めていくために、都市計画の決定・変更及び地区計画など、まちづくり制度の活用によるきめ細やかなまちづくりの展開を行っていきます。

なお、まちづくりの展開にあたっては、市民の様々な参加機会を設けるとともに、市民への丁寧な説明及び情報提供を行っていきます。

(1) 土地の合理的な利用を図るために

都市計画区域内の土地をその利用目的により区分し、建築物などにについて必要な制限をすることにより、土地の合理的な利用を図るための制度として、次の用途地域制度などがあります。

●用途地域制度

土地利用の混在防止、地域の環境に応じた土地利用の誘導及び良好な生活環境の保護及び業務の利便増進などを図るため、住居系、商業系及び工業系の大枠として土地利用を定めるもので13種類あります。これらの種類ごとに建築できる建物の用途、建ぺい率及び容積率などの建築規制が定められています。

(2) まちの骨格となる都市施設を整備するために

都市計画道路、都市計画公園及びごみ処理施設などの都市の骨格を形成し、市街地を性格付ける都市施設についての計画を、都市計画法に基づき都市計画決定する制度があります。都市計画決定は、その都市計画の実現を担保するものであり、土地利用に一定の制限がかかります。また、都市施設の整備にあたっては、市民の理解を深めるため、丁寧な説明・対応に努めます。

(3) 面的な市街地の改善のために

資金を投入して、都市基盤を面的に改善していく市街地整備制度として、市街地再開発事業及び土地区画整理事業などがあります。

●市街地再開発事業

土地の細分化、老朽化した木造建築物の密集及び十分な公共施設がなく都市機能の低下が見られる区域において、都市機能の更新のため、建物及び公共施設の整備を行う事業のことで、居住者の各々の土地や建物を、事業後の再開発ビルの床に権利変換する手法です。

●土地区画整理事業

敷地の形状が不整形であり、道路基盤整備の遅れなど公共施設が不十分な区域などにおいて、道路及び公園などの都市基盤を整備・改善するとともに、居住者の各々の土地を、これら都市基盤整備にあわせて整形化し、面的にまちをつくりかえる手法です。

（4）きめ細やかなまちづくりのために

市民の参加と協力のもと、重要な生活道路の整備及びより細やかな土地利用・建物の誘導など、地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを実現する制度として、地区計画制度、建築協定及び小金井市まちづくり条例における地区まちづくり計画などがあります。

●地区計画制度

地区計画制度は、同じような特徴を持つ地区単位で、生活道路、公園、土地利用及び建物に関する整備及び誘導の方針を、きめ細やかにかつ実現性の高い計画として定めることができる手法です。地区計画制度は、都市計画法で計画策定の段階から地区住民及び地権者の意向を十分に反映することが義務付けられた市民参加のまちづくりをめざすことができます。地区計画制度には、まちづくりの目的に応じて、規制の強化だけでなく緩和を行う場合もあります。

●建築協定

建築協定は、建築基準法に基づき、住宅地としての環境及び商店街としての利便性を維持増進し、地域の環境を保全、改善することを目的に土地所有者全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠等に関する基準を定める、住民発意によるまちづくりの促進ができる手法です。

●地区まちづくり計画・テーマ型まちづくり（小金井市まちづくり条例）

小金井市まちづくり条例における地区まちづくり計画は、一定の要件を満たすことで地区まちづくり協議会又はテーマ型まちづくり協議会を設置でき、市民発意のまちづくりを進めることができる手法です。計画内容に対して、一定の地区住民の理解を得られたものは、市長に計画を提案できる仕組みになっています。

写真



写真



（5）適切な開発などを誘導するために

小金井市まちづくり条例において、一定規模以上の民間による宅地開発などが行われる場合、必要に応じて市が指導又は助言する仕組みがあります。

●大規模土地取引行為

周辺のまちづくりに及ぼす影響が大きい大規模土地取引を行う方々からの届出により、市は土地利用転換の動向を早期に把握し、土地取引に際して予めまちづくりの方針などを届出者へ伝えることで、取引後の適正な土地利用を誘導します。

大規模土地取引行為を締結しようとする者は、契約を締結しようとする3か月前までに市長に届け出が必要となります。

●大規模開発事業

特に周辺環境への影響が大きい大規模開発事業では、大規模開発事業の構想を早期に住民等に周知するとともに、新たな土地利用構想に対する市の考え方や要望を具体的な計画が固まる前の段階で事業者等に伝えることにより、周辺環境との調和や計画的な土地利用を誘導します。

大規模開発事業を行おうとする者は、構想段階早期からの手続きが必要となります。

●指定開発事業

一定規模の宅地開発などをを行う事業者に対し、周辺住民に対する事業内容の周知や整備基準に沿った公共施設の整備などに係る指導・助言を行うことで、無秩序な開発による環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を推進します。

指定開発事業を行おうとする者は、事業の計画及び工事着手・完了、公共施設の引渡しなどの際に、条例に基づく協議及び届出などが必要となります。

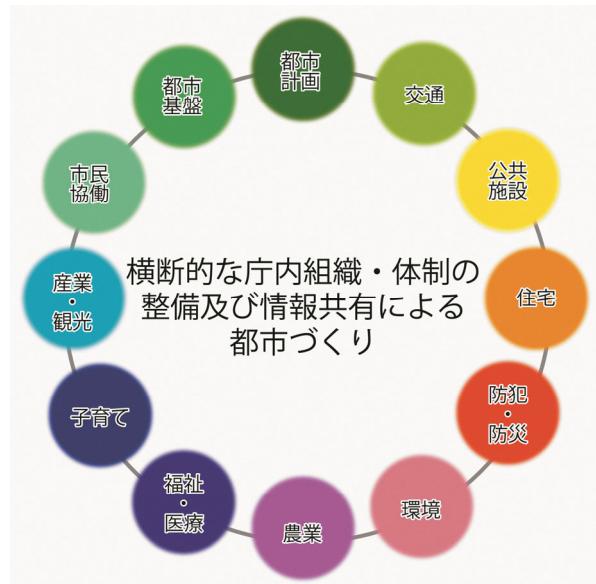
4 まちづくり推進体制

(1) 推進体制の充実

都市計画マスタープランを実現するためには、弾力的で、効率的な府内組織・体制の整備が必要です。また、福祉・子育て・農業・文化などの各分野とも情報共有及び連携をしながら総合的に進めます。

また、長期的な視点の中で、継続的かつ効果的に施策・事業を進めていくために、国・東京都はもとより、隣接市、警察・消防、公共交通機関、公団・公社及び電力・電話・ガスなどの諸機関との連携を強化し、まちづくりへの協力を要請していきます。

【横断的な府内組織・体制の整備】



(2) まちづくり職員の育成

市民が主体となるまちづくりを支援していくためには、まちづくりについて知識及び熱意のある職員の育成が必要です。そのため、先進的なまちづくり事例を学習する研修及び関係機関との交流などを通じて、専門的に取り組める職員を育成していきます。

(3) 情報発信の充実

市は、市報、ホームページ及びツイッターなど**広報**媒体を活用し、広く市民へ情報発信するとともに、デジタル化の進展などを踏まえた情報発信を検討していきます。

(4) 協働の拠点づくり

協働によるまちづくりに関する認知度を高め、きっかけを生み出すためには、協働の拠点づくりが必要です。

市民・事業者及び市との橋渡しをしながら、市民・事業者が主体となるまちづくりを推進していく協働の拠点として、（仮称）市民協働支援センターを開設するとともに、コーディネートできる人材を育成することで、取組の普及及び促進を図ります。



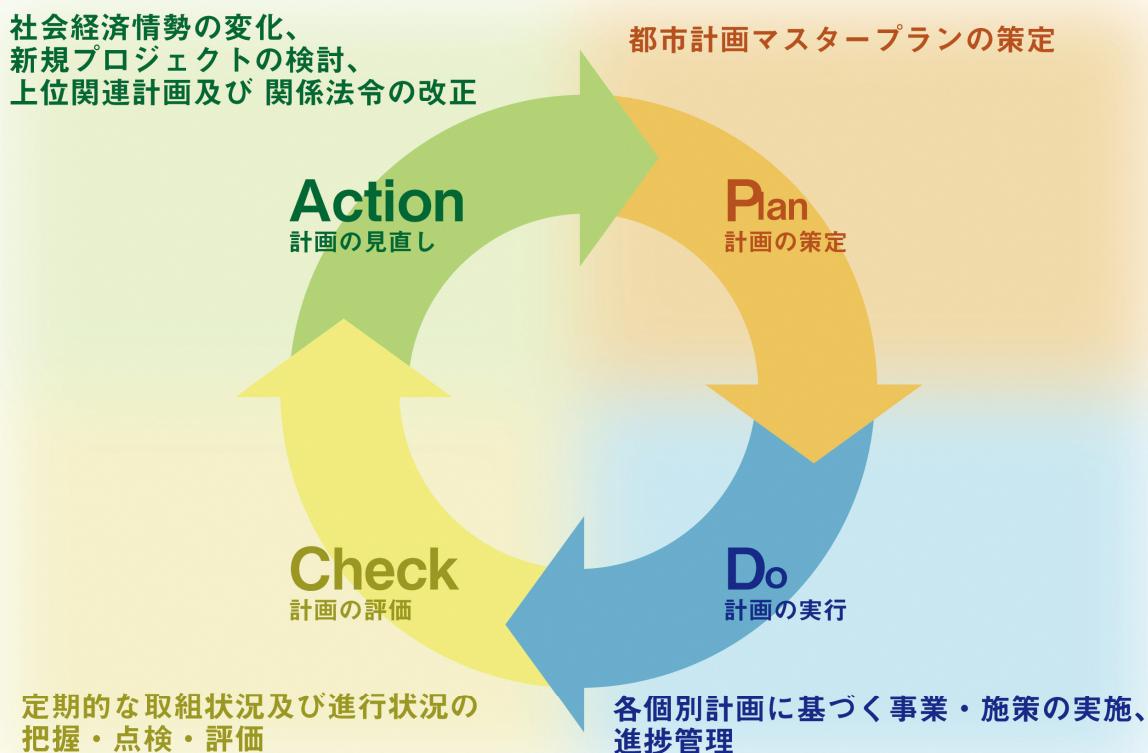
5 計画の進行管理

都市計画マスタープランは、おおむね20年後のまちづくりの将来像を示しています。今後の時代の変化に対応しながら、計画的なまちづくりを推進するため、全体の進行管理を行っていきます。

「PDCAサイクル」のプロセスに基づき、計画（Plan）を実行（Do）し、その効果・成果を評価（Check）しながら、必要に応じて計画の見直し（Action）を行うことで、都市計画マスタープランの継続的な進行管理を行います。

まちづくりのテーマである「つながり「人・みどり・まち」～暮らしたい　暮らし続けたい　優しさあふれる小金井～」を実現するためには、本プランを踏まえた各個別計画に基づき、事業・施策を実施し、進捗管理を行うことが必要となります。その事業・施策の取組状況及び進捗状況を定期的に把握し、本プランの進捗状況について点検・評価していきます。

【PDCA サイクル】



市民説明会・まちづくりサロン・パネル展示・パブリックコメントについて

1 市民説明会・まちづくりサロン

市民説明会・まちづくりサロンは、同日・同会場で実施する。

	市民説明会	まちづくりサロン
開催日時・会場	日程：令和3年12月22日（水） 時間：午後7時～午後8時30分 会場：宮地楽器ホール小ホール	日程：令和3年12月22日（水） 時間：午後2時～午後6時 会場：宮地楽器ホール1階
	日程：令和3年12月25日（土） 時間：午後2時～午後3時30分 会場：萌え木ホール	日程：令和3年12月25日（土） 時間：午前10時～午後1時 会場：萌え木ホール
	日程：令和3年12月26日（日） 時間：午後2時～午後3時30分 会場：マロンホール2階	日程：令和3年12月26日（日） 時間：午前10時～午後1時 会場：マロンホール1階
実施方法	・都市計画マスターplan（素案）をスライドにより説明を行い、質疑応答形式による意見聴取を行う。	・市が考えるまちの将来像について、意見交換・懇談を行う。



2 パネル展示

市が考えるまちの将来像などのパネル展示を、以下の開催日時・会場で実施する。

- ・日程：令和3年12月22日（水）、時間：午後2時～午後9時、会場：宮地楽器ホール1階
- ・日程：令和3年12月23日（木）、時間：午前10時～午後8時、会場：宮地楽器ホール1階
- ・日程：令和3年12月25日（土）、時間：午前10時～午後4時、会場：萌え木ホール
- ・日程：令和3年12月26日（日）、時間：午前10時～午後4時、会場：マロンホール1階

3 パブリックコメント

都市計画マスタープラン(素案)について、以下の内容にて、パブリックコメントを実施する。
なお、意見内容と検討結果については公表する。

(1) 期間 (予定)

令和3年12月15日（水）から令和4年1月14日（金）まで

(2) 公開場所 (予定)

都市計画課（市役所第二庁舎5階）、広報秘書課広聴係（同1階）、情報公開コーナー（同6階）、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、保健センター、総合体育館、図書館（本館）、公民館（本館、東分館、緑分館、貫井北分館、貫井南分館）、市ホームページ

傍聴者意見用紙

- ◆小金井市都市計画マスタープラン策定委員会へのご意見がございましたら、以下にご記入のうえ、委員会終了後に、会場内の事務局職員までご提出ください。次回開催される策定委員会で資料として配布するとともに、ホームページでの公開資料となります。
- ◆なお、資料としての配布やホームページでの公開を希望されない方は、次のチェックボックスにチェック□をお願いします。（□ 資料の配布・公開を希望しない）

。 P57. 66.74 まちづくりの断面図について

掲載することは大賛成ですが、標高がまた表現されていないのは改善してほしいです。玉川上水が最も標高が高く、アーチ橋"ウン"があるのが小金井の特徴です。
高低差を表現してください。

。 P26 道路網の整備

優先整備路線 3. 4. 1号線 3. 4. 11号線

~~アーチ橋~~に集めた庄路の反対の意見をふまえ
明確に「見直し」と表記することを求めます。

提出日 2021年 10月 9日 ※原文のまま配付しますので、氏名について
も公開の対象となります。

氏名 安田 桂子

(事務局)

小金井市都市整備部都市計画課都市計画係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先: 042-387-9859

FAX: 042-386-2619 E-mail: s060199@koganei-shi.jp

第2章 全体構想

1 まちづくりのテーマ・基本目標・まちづくりの基本的な考え方

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P12	(1) まちづくりのテーマと基本目標 第5次基本構想では、誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、しあわせを感じられるまちを目指して、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像としています。 第5次基本構想の将来像、本市の現況及び見直しの視点などを踏まえ、本市で暮らす「人」、本市の魅力である豊かな「みどり」、人々の暮らしを支える「まち」が相互につながることにより、誰もが暮らしたいと思うまち、誰もが暮らし続けたいと思うまち、優しさがあふれるまちを目指して、都市計画マスタープランにおけるまちづくりのテーマと5つの基本目標を示します。	(1) まちづくりのテーマと基本目標 第5次基本構想では、誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、しあわせを感じられるまちを目指して、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像としています。 第5次基本構想の将来像、本市の現況及び見直しの視点などを踏まえ、本市で暮らす「人」、本市の魅力である豊かな「みどり」、人々の暮らしを支える「まち」が相互につながることにより、誰もが暮らしたいと思うまち、誰もが暮らし続けたいと思うまち、優しさがあふれるまちを目指して、都市計画マスタープランにおけるまちづくりのテーマと5つの基本目標を示します。
P12	<まちづくりのテーマ> つながる「人・みどり・まち」 ～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる小金井～	<まちづくりのテーマ> つながる「人・みどり・まち」 ～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる小金井～
P13	<基本目標> 1. 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり 2. 人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり 3. 次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり 4. 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり 5. 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり	<基本目標> 1. 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり 2. 人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり 3. 次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり 4. 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり 5. 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり
P13	(2) まちづくりの基本的な考え方 中心市街地では、都心へのアクセスが良く利便性の高い武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺を中心として、にぎわい・活力が生まれるまちづくりを進めています。 中心市街地の以外の地域では、既存の商業施設などを中心として、少子高齢化に対応した、子ども、子育て世代、高齢者及び障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、歩いて暮らせるまちづくりを進めていくとともに、公共交通も利用しながら、地域の生活を支える各種サービスを受けることができるまちづくりを進めています。 市内全域において、地域固有の資源である豊かな自然と都市が調和した良好な住環境が形成される持続可能なまちづくりを進めています。	(2) まちづくりの基本的な考え方 中心市街地では、都心へのアクセスが良く利便性の高い武蔵小金井駅周辺及び東小金井駅周辺を中心として、にぎわい・活力が生まれるまちづくりを進めています。 中心市街地の以外の地域では、既存の商業施設などを中心として、少子高齢化に対応した、子ども、子育て世代、高齢者及び障がいのある人など、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを進めていくとともに、公共交通も利用しながら、地域の生活を支える各種サービスを受けることができるまちづくりを進めています。 市内全域において、地域固有の資源である豊かな自然と都市が調和した良好な住環境が形成される持続可能なまちづくりを進めています。
P13	【まちづくりの基本的な考え方図】	【まちづくりの基本的な考え方図】

2 将来都市構造図

P14	まちづくりの実現に向けた目指すべき都市空間の骨格を示すため、都市計画マスタープランでは、将来都市構造として、「拠点」、「軸」、「ゾーン」を主な構成要素として、市のあるべき姿を示します。	まちづくりの実現に向けた目指すべき都市空間の骨格を示すため、都市計画マスタープランでは、将来都市構造として、「拠点」、「軸」、「ゾーン」を主な構成要素として、市のあるべき姿を示します。
P14	■拠点とは ・都市機能の集積度合いが高く、周辺エリア（後背地）の生活を支える地区 ・都市内のみどりの充実が図られ、市内外から人々が広域的に集まる地区 ■軸とは ・市内の拠点間のみならず、市外の主要拠点などを結ぶもの ・広域的なもの及び連続性のあるもの ■ゾーンとは ・地域のまとまり及び生活圏又は土地利用の大きな方針などを示すエリア	■拠点とは ・都市機能の集積度合いが高く、周辺エリア（後背地）の生活を支える地区 ・都市内のみどりの充実が図られ、市内外から人々が広域的に集まる地区 ■軸とは ・市内の拠点間のみならず、市外の主要拠点などを結ぶもの ・広域的なもの及び連続性のあるもの ■ゾーンとは ・地域のまとまり及び生活圏又は土地利用の大きな方針などを示すエリア

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P14	(1) 抱点 抱点として、「都市機能の抱点」、「みどりの抱点」を位置付けます。	(1) 抱点 抱点として、「都市機能の抱点」、「みどりの抱点」を位置付けます。
P14	① 都市機能の抱点 中心抱点（武藏小金井駅周辺） 商業、業務及び居住など様々な活動を支える都市機能が集積する武藏小金井駅周辺を、にぎわいを形成する市の中心としての役割を担う中心抱点として位置付けます。	① 都市機能の抱点 中心抱点（武藏小金井駅周辺） 商業、業務及び居住など様々な活動を支える都市機能が集積する武藏小金井駅周辺を、にぎわいを形成する市の中心としての役割を担う中心抱点として位置付けます。
P14	副次抱点（東小金井駅周辺） 東小金井駅北口土地区画整理事業により都市基盤整備が進み、魅力ある商業地など都市機能を備える東小金井駅周辺を、中心抱点を補完・連携する役割を担う副次抱点として位置付けます。	副次抱点（東小金井駅周辺） 東小金井駅北口土地区画整理事業により都市基盤整備が進み、魅力ある商業地など都市機能を備える東小金井駅周辺を、中心抱点を補完・連携する役割を担う副次抱点として位置付けます。
P14	地域抱点 各地域での生活を支える生活利便施設が充実し、高齢者福祉・介護、障がい福祉、子育てなどの各種サービスが公共交通などを有効に活用して利用することもできる、にぎわいがある生活圏の中心地を、地域抱点として位置付けます。	地域抱点 各地域での生活を支える生活利便施設が充実し、高齢者福祉・介護、障がい福祉、子育てなどの各種サービスが公共交通などを有効に活用して利用することもできる、にぎわいがある生活圏の中心地を、地域抱点として位置付けます。
P14	行政・福祉総合抱点 新庁舎・（仮称）新福祉会館は、行政・福祉機能の集約による総合的サービス提供と災害時における防災の抱点となることから、行政・福祉総合抱点と位置付けます。	行政・福祉総合抱点 新庁舎・（仮称）新福祉会館は、行政・福祉機能の集約による総合的サービス提供と災害時における防災の抱点となることから、行政・福祉総合抱点と位置付けます。
P15	② みどりの抱点 みどりの抱点（広域交流抱点） 面的なみどりの広がりを持ち、みどりの充実が図られるとともに、市内外から広域的に人々が集まる場としてだけでなく、防災面でも活用する場として、大規模な都立公園、霊園及び大学にあるみどりの空間を、みどりの抱点と位置付けます。	② みどりの抱点 みどりの抱点（広域交流抱点） 面的なみどりの広がりを持ち、みどりの充実が図られるとともに、市内外から広域的に人々が集まる場としてだけでなく、防災面でも活用する場として、大規模な都立公園、霊園及び大学にあるみどりの空間を、みどりの抱点と位置付けます。
P15	(2) 軸 軸として、「広域連携軸」、「地域連携軸」、「みどりの軸」を位置付けます。	(2) 軸 軸として、「広域連携軸」、「地域連携軸」、「みどりの軸」を位置付けます。
P15	広域連携軸 市内外の抱点間の人・モノの円滑な移動を支える主要な動線又は都市構造の骨格の役割を担うものとして、五日市街道、新小金井街道、東八道路及びJR中央本線を広域連携軸と位置付けます。	広域連携軸 市内外の抱点間の人・モノの円滑な移動を支える主要な動線又は都市構造の骨格の役割を担うものとして、五日市街道、新小金井街道、東八道路及びJR中央本線を広域連携軸と位置付けます。
P15	地域連携軸 広域連携軸とともに本市の骨格を形成する動線として、都市計画道路など幹線道路及び西武多摩川線を、地域連携軸と位置付けます。	地域連携軸 広域連携軸とともに本市の骨格を形成する動線として、都市計画道路など幹線道路及び西武多摩川線を、地域連携軸と位置付けます。
P15	みどりの軸 崖線、河川、東西方向及び南北方向に連続する街路樹、みどりの抱点と抱点をつなぐみどりなどを、みどりの軸と位置付けます。	みどりの軸 崖線、河川、東西方向及び南北方向に連続する街路樹、みどりの抱点と抱点をつなぐみどりなどを、みどりの軸と位置付けます。
P15	(3) ゾーン ゾーンとして、「暮らしのゾーン」、「商業・業務ゾーン」、「みどりのゾーン」を位置付けます。	(3) ゾーン ゾーンとして、「暮らしのゾーン」、「商業・業務ゾーン」、「みどりのゾーン」を位置付けます。
P15	暮らしのゾーン 住宅を中心とした土地利用の状況を踏まえ、身近なみどりの創出など良好な住環境の形成に向けて、誰もが安全で安心して暮らすことができ、地域の特性に応じたまちづくりを推進する区域として、暮らしのゾーンを位置付けます。	暮らしのゾーン 住宅を中心とした土地利用の状況を踏まえ、身近なみどりの創出など良好な住環境の形成に向けて、誰もが安全で安心して暮らすことができ、地域の特性に応じたまちづくりを推進する区域として、暮らしのゾーンを位置付けます。
P15	商業・業務ゾーン 商業・業務施設と都市型住宅が共存する土地利用の状況を踏まえ、住環境との調和を図りつつ、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進する区域として、商業・業務ゾーンを位置付けます。	商業・業務ゾーン 商業・業務施設と都市型住宅が共存する土地利用の状況を踏まえ、住環境との調和を図りつつ、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進する区域として、商業・業務ゾーンを位置付けます。
P15	みどりのゾーン 特色あるみどり及び特徴のある地形により、連続したみどり・水を有し、良好な景観を可能な限り維持・保全を行う区域として、みどりのゾーンを位置付けます。	みどりのゾーン 特色あるみどり及び特徴のある地形により、連続したみどり・水を有し、良好な景観を可能な限り維持・保全を行う区域として、みどりのゾーンを位置付けます。
P16	【将来都市構造図】	【将来都市構造図】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
3 分野別方針		
P17	「まちづくりのテーマ」の実現に向けて設定した5つの基本目標を達成するため、目指す将来像とその取組方針を、以下の5つの分野ごとに示します。	「まちづくりのテーマ」の実現に向けて設定した5つの基本目標を達成するため、目指す将来像とその取組方針を、以下の5つの分野ごとに示します。
1) 土地利用の方針		
P18	<p>基本目標 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり</p> <p>本市では、JR中央本線連続立体交差事業が完了し、開かずの踏切が解消され南北の交通が円滑化されました。また、武蔵小金井駅南口市街地再開発事業が完了し、新たな人の流れが生まれています。さらに、東小金井駅北口土地区画整理事業が進められており、新庁舎・（仮称）新福祉社会館の方針も示されるなど、計画的なまちづくりが進められています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、土地利用の方針では、これまで整備されてきたストックを活用することで市民生活を支える都市機能を維持・充実させ、拠点性のさらなる向上を図るとともに、今後の高齢化の進展を踏まえ、身近な拠点の形成による、<u>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる</u>、歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりを推進し、快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。</p>	<p>基本目標 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくり</p> <p>本市では、JR中央本線連続立体交差事業が完了し、開かずの踏切が解消され南北の交通が円滑化されました。また、武蔵小金井駅南口市街地再開発事業が完了し、新たな人の流れが生まれています。さらに、東小金井駅北口土地区画整理事業が進められており、新庁舎・（仮称）新福祉社会館の方針も示されるなど、計画的なまちづくりが進められています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、土地利用の方針では、これまで整備されてきたストックを活用することで市民生活を支える都市機能を維持・充実させ、拠点性のさらなる向上を図るとともに、今後の高齢化の進展を踏まえ、身近な拠点の形成による、歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりを推進し、快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。</p>
P19	<p>目指す将来像</p> <p>■中心拠点及び副次拠点は、商業・業務・居住など、様々な施設及び機能が集積し、居心地が良く楽しく歩ける空間が形成されたまち</p> <p>■多様な暮らし方・働き方ができ、人々の活動が盛んで新たな交流及び仕事が生み出されるなど、活力が生まれるまち</p> <p>■地域拠点では、身近な生活に必要なサービスなどが整い、多世代が集まりにぎわいのあり、<u>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる</u>、コンパクトで歩いて暮らせるまち</p> <p>■自然環境の保全により、多様な動植物が生存できるみどり豊かなまち</p>	<p>目指す将来像</p> <p>■中心拠点及び副次拠点は、商業・業務・居住など、様々な施設及び機能が集積し、居心地が良く楽しく歩ける空間が形成されたまち</p> <p>■多様な暮らし方・働き方ができ、人々の活動が盛んで新たな交流及び仕事が生み出されるなど、活力が生まれるまち</p> <p>■地域拠点では、身近な生活に必要なサービスなどが整い、多世代が集まりにぎわいのある、コンパクトで歩いて暮らせるまち</p> <p>■自然環境の保全により、多様な動植物が生存できるみどり豊かなまち</p>
P18 P19	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>身近な場所で、豊かな自然が感じられるまち</u> ・<u>駅周辺に様々な施設があり、人々が集まり、にぎわいと活気があるまち</u> ・<u>自分らしい暮らし方や働き方ができるまち</u> ・<u>居心地が良く歩いて楽しむことができるまち</u> ・<u>住まいの近くで買物などができるコンパクトなまち</u> ・<u>オープンスペースでイベントができ、人と人との触れ合えるまち</u> 	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>多様な動植物が生存している</u> ・<u>商業・業務・居住など、様々な施設・機能が集積している</u> ・<u>多様な暮らし方及び働き方ができる</u> ・<u>居心地が良く楽しく歩ける空間が形成されている</u> ・<u>コンパクトで歩いて暮らせる</u> ・<u>身近な生活に必要なサービスが整っている</u> ・<u>人々の活動が盛んになっている</u>
P20	(1) 拠点の形成	(1) 拠点の形成
P20	① 「中心拠点（武蔵小金井駅周辺）」における土地利用	① 「中心拠点（武蔵小金井駅周辺）」における土地利用
P20	・市の中心であり、楽しく歩くことのできるにぎわいのある魅力的な拠点として、まち自体の価値の向上を図ります。	・市の中心であり、楽しく歩くことのできるにぎわいのある魅力的な拠点として、まち自体の価値の向上を図ります。
P20	・駅周辺の都市基盤をいかして、交通結節点としての拠点性の向上を図るとともに、南北間の回遊性を高めることにより、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良い空間の創出を図ります。	・駅周辺の都市基盤をいかして、交通結節点としての拠点性の向上を図るとともに、南北間の回遊性を高めることにより、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良い空間の創出を図ります。
P20	・企業、学校、市民及び市の連携のもとに、産業の育成を推進するとともに、多様な働き方などに対応した、都市機能の誘導を図ります。	・企業、学校、市民及び市の連携のもとに、産業の育成を推進するとともに、多様な働き方などに対応した、都市機能の誘導を図ります。
P20	・市街地再開発事業など計画的な土地の高度利用などにより、 <u>商業・業務・都市型住宅と調和のとれた土地利用を推進</u> し、さらなるにぎわい・活力の創出を図ります。	・市街地再開発事業など計画的な土地の高度利用により、さらなるにぎわい・活力の創出を図ります。
P20	② 「副次拠点（東小金井駅周辺）」における土地利用	② 「副次拠点（東小金井駅周辺）」における土地利用
P20	・市の東部地域の中心であり、魅力ある市街地を形成する拠点として、地域の活力とまちのイメージを高めます。	・市の東部地域の中心であり、魅力ある市街地を形成する拠点として、地域の活力とまちのイメージを高めます。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P20	・既存のインキュベーション施設などをいかした新たな産業の創出を推進するとともに、多様な働き方などに対応した、都市機能の誘導を図ります。	・既存のインキュベーション施設などをいかした新たな産業の創出を推進するとともに、多様な働き方などに対応した、都市機能の誘導を図ります。
P20	・交通結節点として拠点性の向上を図るとともに、みどり豊かな落ち着きのある歩きたくなる居心地が良い空間などの創出を図ります。	・交通結節点として拠点性の向上を図るとともに、みどり豊かな落ち着きのある歩きたくなる居心地が良い空間などの創出を図ります。
P20	・ <u>計画的に都市基盤を整備することにより</u> 、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成を推進します。	・ <u>土地区画整理事業による</u> 都市基盤整備 <u>をいかし</u> 、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成を推進します。
P20	③ 地域の生活を支える「地域拠点」における土地利用	③ 地域の生活を支える「地域拠点」における土地利用
P20	・既存の商業機能をいかしながら、地域の生活を支える生活利便施設及び交流機能などの誘導に努めます。	・既存の商業機能をいかしながら、地域の生活を支える生活利便施設及び交流機能などの誘導に努めます。
P20	・世代を超えて地域の人が集い、 <u>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる</u> 、歩いて暮らせるにぎわいのある空間の形成を図ります。	・世代を超えて地域の人が集い、歩いて暮らせるにぎわいのある空間の形成を図ります。
P20	・地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて、様々な <u>まちづくり</u> 手法を活用した、 <u>適切</u> な土地利用を検討します。	・地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて、様々な <u>誘導</u> 手法を活用した、 <u>適正</u> な土地利用を検討します。
P20	④ 「行政・福祉総合拠点」周辺における土地利用	④ 「行政・福祉総合拠点」周辺における土地利用
P20	・ <u>行政・福祉総合拠点周辺は、新たな交流の場が生まれることから、新庁舎・（仮称）新福祉会館を中心とした、商業・業務・都市型住宅などと調和のとれた土地利用を推進します。</u>	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・ <u>新庁舎・（仮称）新福祉会館は、行政・福祉総合拠点として、各種機能の集約による総合的サービス提供と災害時における防災の拠点として、周辺環境に配慮した土地利用を推進します。</u>
P20	—	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・ <u>新庁舎・（仮称）新福祉会館は、行政・福祉総合拠点、災害時の防災拠点としての機能に加え、マルチスペースなどの設置による新たな人の流れが生まれることから、周辺に配慮しつつ、中心拠点及び副次拠点と連携した土地利用を推進します。</u>
P21	(2) 土地利用の誘導方針	(2) 土地利用の誘導方針
P21	① 住宅系	① 住宅系
P21	●低層住宅地	●低層住宅地
P21	・低層住宅地は、低層住宅地として維持するとともに、宅地内の緑化の推進などにより、ゆとりと潤いの居住空間を形成し、快適で良好な住宅地への誘導に努めます。	・低層住宅地は、低層住宅地として維持するとともに、宅地内の緑化の推進などにより、ゆとりと潤いの居住空間を形成し、快適で良好な住宅地への誘導に努めます。
P21	・良好な住環境の保持及び安全で快適なまちづくりを推進するため、建築物の敷地面積の最低限度の導入を検討します。	・良好な住環境の保持及び安全で快適なまちづくりを推進するため、建築物の敷地面積の最低限度の導入を検討します。
P21	・農地の保全を図り、地域の魅力を向上させるため、居住環境と営農環境が調和した市街地の形成を図ります。	・農地の保全を図り、地域の魅力を向上させるため、居住環境と営農環境が調和した市街地の形成を図ります。
P21	●中層住宅地	●中層住宅地
P21	・駅周辺の利便性の高い住宅地及び従来から中層建築物が立地する沿道などは、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。	・駅周辺の利便性の高い住宅地及び従来から中層建築物が立地する沿道などは、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。
P21	●大規模団地	●大規模団地
P21	・大規模団地のうち、建替時期にきている団地は、潤いと魅力がある都市環境を形成するため、必要に応じて、地区計画により敷地内の緑化推進を図り、住みやすい住宅地への誘導に努めます。	・大規模団地のうち、建替時期にきている団地は、潤いと魅力がある都市環境を形成するため、必要に応じて、地区計画により敷地内の緑化推進を図り、住みやすい住宅地への誘導に努めます。
P21	・都営住宅及び公社住宅の建替えにより創出された用地については、地域の状況を踏まえながら、東京都などの関係機関と連携して適切な活用を図ります。	・都営住宅及び公社住宅の建替えにより創出された用地については、地域の状況を踏まえながら、東京都などの関係機関と連携して適切な活用を図ります。
P21	② 商業系	② 商業系
P21	●商業・業務地	●商業・業務地
P21	・中心拠点及び副次拠点は、都市機能の集積・誘導を図るとともに、商業の活性化、回遊性の向上及び憩いの空間の確保など、都市基盤の整備及び計画的な土地の高度利用により、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を推進します。	・中心拠点及び副次拠点は、都市機能の集積・誘導を図るとともに、商業の活性化、回遊性の向上及び憩いの空間の確保など、都市基盤の整備及び計画的な土地の高度利用により、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を推進します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P21	・その他の商業・業務地は、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用を推進します。	・その他の商業・業務地は、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用を推進します。
P21	③ 複合系	③ 複合系
P21	●沿道利用地	●沿道利用地
P21	・広域幹線道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）の沿道は、沿道立地型の商業・業務・サービス施設を中心とした都市機能を導入し、地域の暮らしを支える個性的で魅力ある空間づくりを目指した土地利用を <u>推進</u> するとともに、広幅員道路をいかした市街地景観の形成に努めます。	・広域幹線道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）の沿道は、沿道立地型の商業・業務・サービス施設を中心とした都市機能を導入し、地域の暮らしを支える個性的で魅力ある空間づくりを目指した土地利用を <u>誘導</u> するとともに、広幅員道路をいかした市街地景観の形成に努めます。
P21	●住商複合地	●住商複合地
P21	・幹線道路（ <u>広域幹線道路以外の</u> 都市計画道路）の沿道は、日常的な商業・業務・サービス施設と都市型住宅が調和し、魅力的で都市機能が集積した市街地に誘導するとともに、市街地景観の形成及び歩行空間の確保による快適な都市空間の形成に努めます。	・幹線道路（都市計画道路）の沿道は、日常的な商業・業務・サービス施設と都市型住宅が調和し、魅力的で都市機能が集積した市街地に誘導するとともに、市街地景観の形成及び歩行空間の確保による快適な都市空間の形成に努めます。
P22	④ 自然系	④ 自然系
P22	・国分寺崖線（はけ）、野川及び公園などは、 <u>自然環境を学ぶ場であるとともに、生き物のすみかなど多様な機能を有していることから、これらを保全し、活用することで、魅力ある自然と都市が調和した土地利用に努めます。</u>	・国分寺崖線（はけ）、野川、公園 <u>及び農地などの自然系土地利用は、みどりと水の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生態系再生などを通じた多様な動植物の生存環境の確保に努めます。</u>
P22	⑤ その他の土地利用の方針	⑤ その他の土地利用の方針
P22	●その他大規模土地利用	●その他大規模土地利用
P22	・敷地規模が大きい土地において、土地利用転換が行われる場合は、これまでの土地利用の経緯などを踏まえ、周辺環境との調和に配慮した、 <u>今後の適切な土地利用を検討します。</u>	・敷地規模が大きい土地 <u>利用</u> において、土地利用転換が行われる場合は、これまでの土地利用の経緯などを踏まえ、周辺環境との調和に配慮した、 <u>適切な土地利用への誘導を図ります。</u>
P22	●庁舎跡地エリア	●庁舎跡地エリア
P22	・現在の市役所周辺は、新庁舎・（仮称）新福祉会館への移転後においても、中心拠点に隣接するエリアとして、周辺市街地との調和に <u>配慮した</u> 、多様な生活を支えられるよう、今後の土地利用を検討します。	・現在の市役所周辺は、新庁舎・（仮称）新福祉会館への移転後においても、中心拠点に隣接するエリアとして、周辺の市街地と <u>調和</u> し、多様な生活を支えられるよう、今後の土地利用を検討します。
P22	●にぎわいと交流エリア	●にぎわいと交流エリア
P22	・中心拠点、副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶJR中央本線沿線は、新たな人の流れが生まれることから、人の交流が更に盛んになるようなにぎわいを形成するエリアとして、周辺の住宅地との調和を図り <u>適切な土地利用を検討します。</u>	・中心拠点、副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶJR中央本線沿線は、新たな人の流れが生まれることから、人の交流が更に盛んになるようなにぎわいを形成するエリアとして、周辺の住宅地との調和を図り <u>つつ</u> 適切な土地利用を検討します。
P22	●地区計画制度などの活用	●地区計画などの活用
P22	・地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを進めるため、必要に応じて、 <u>地区計画制度などの活用により、建築物の制限・緩和などを検討します。</u>	・地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを進めるため、必要に応じて、建築物の制限・緩和などを検討します。
P22	●公共施設などの土地利用	●公共施設などの土地利用
P22	・地域に必要な公共施設などについては、周辺環境の調和及び市民の利便性に配慮して、施設の更新への対応を計画的に進めるとともに、多機能化・複合化・転用に対応できるよう、必要に応じて適切な土地利用を検討します。	・施設の更新への対応を計画的に進めるとともに、転用などをする場合には、必要に応じて適切な土地利用を検討します。
P22	—	・地域に必要な公共施設などについては、周辺環境との調和に配慮しつつ、施設の更新も視野に入れた適切な土地利用の誘導に努めます。
P23	【方針図（土地利用）】	【方針図（土地利用）】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
2) 道路・交通の方針		
P24	<p>基本目標 人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり</p> <p>都市における社会・経済活動を支える道路は、都市交通の動脈としての交通機能としてだけでなく、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間の確保及び災害時の防災機能など多様な機能を有しており、その役割は重要なものとなっています。また、高齢化が進む中、坂の多い本市において、公共交通は、市民の移動手段として欠かせないものとなっています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、道路・交通の方針では、持続可能な公共交通の維持・充実に向けた取組、円滑に移動できる道路網の整備及び人にやさしい交通環境の整備などを進め、人・モノの円滑な移動を実現するまちづくりを目指します。</p>	<p>基本目標 人・モノの円滑な移動を実現するまちづくり</p> <p>都市における社会・経済活動を支える道路は、都市交通の動脈としての交通機能としてだけでなく、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間の確保及び災害時の防災機能など多様な機能を有しており、その役割は重要なものとなっています。また、高齢化が進む中、坂の多い本市において、公共交通は、市民の移動手段として欠かせないものとなっています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、道路・交通の方針では、持続可能な公共交通の維持・充実に向けた取組、円滑に移動できる道路網の整備及び人にやさしい交通環境の整備などを進め、人・モノの円滑な移動を実現するまちづくりを目指します。</p>
P25	<p>目標将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■都市の骨格を形成する道路ネットワークが形成され、人・モノがスムーズに移動できるだけでなく、災害時の救助活動が円滑に行うことができるまち ■自動車、自転車及び歩行者が区別された道路が整備され、子ども、高齢者及び障がいのある人など、誰もが安全で快適に移動できるまち ■まちなかは安全な歩行空間が確保され、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまち ■公共交通及び新たな移動手段の活用などにより、<u>移動手段を自由に選択でき、坂の多い市内を誰もが快適に円滑に移動できるまち</u> 	<p>目標将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■都市の骨格を形成する道路ネットワークが形成され、人・モノがスムーズに移動できるだけでなく、災害時の救助活動が円滑に行うことができるまち ■自動車、自転車及び歩行者が区別された道路が整備され、子ども、高齢者及び障がいのある人など、誰もが安全で快適に移動できるまち ■まちなかは安全な歩行空間が確保され、車中心からひと中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまち ■公共交通及び新たな移動手段の活用などにより、<u>坂の多い市内を誰もが快適に円滑に移動できるまち</u> ■移動手段を自由に選択でき、誰もが円滑に移動できるまち
P24 P25	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりと安心して歩ける歩行空間が整備されたまち ・移動手段を自由に選択でき、円滑に移動できるまち ・車道と歩道が区別され、誰もが安心して快適に移動できるまち ・災害時でも消防車・救急車が円滑に移動できるまち ・市民の誰もが公共交通や新しい移動手段で行きたい場所に移動できるまち 	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居心地が良く歩きたくなる ・車中心から人中心の空間への転換 ・移動手段を自由に選択でき、円滑に移動できる ・誰もが安全で快適に移動できる ・人・モノがスムーズに移動できる ・災害時の救助活動が円滑に行うことが出来る ・公共交通などにより誰もが円滑に移動できる
P26	(1) 都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備	(1) 都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備
P26	① <u>都市計画道路の整備方針</u>	—
P26	・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。	—
P26	・今後、長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、見直すべきものは見直すとともに、必要に応じて、市は課題解決に向けた対応を東京都に要望します。	—
P26	● <u>広域幹線道路の整備</u>	① <u>広域幹線道路の整備方針</u>
P26	・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する <u>都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）</u> を広域幹線道路と位置付けます。	【検討中】 ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する <u>路線</u> を広域幹線道路と位置付け、未施行区間の都市計画道路については、東京都に整備推進を要望します。
P26	・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、延焼遮断帯の形成・緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、未完成区間については、東京都に整備推進を要望します。	—
P26	・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮することを要望します。	—
P26	・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境を形成することを要望します。	—
	都市計画道路3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】 都市計画道路3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】 都市計画道路3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】	都市計画道路3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】 都市計画道路3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】 都市計画道路3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P26	●幹線道路の整備	② 幹線道路の整備方針
P26	・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に <u>地域の交通</u> を処理する <u>広域幹線道路以外の都市計画道路</u> を幹線道路と位置付けます。	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に <u>市内</u> の交通を処理する <u>路線</u> を幹線道路と位置付けます。
P26	・幹線道路は、 <u>地域交通を円滑に処理する</u> とともに、 <u>延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上</u> 及び <u>通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果</u> が期待されることから、未完成区間については、 <u>必要な道路整備を計画的に推進します</u> 。なお、東京都が事業を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。	—
P26	・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。	—
P26	・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成を進めます。	—
	都市計画道路3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】 都市計画道路3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】 都市計画道路3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】 都市計画道路3・4・8号線（新小金井久留米線） 都市計画道路3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】 都市計画道路3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】 都市計画道路3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通りなど】 都市計画道路3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通りなど】 都市計画道路3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道など】 都市計画道路3・4・15号線（府中国分寺線） 都市計画道路3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通りなど】	都市計画道路3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通り（一部）】 都市計画道路3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通り（一部）】 都市計画道路3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】 都市計画道路3・4・8号線（新小金井久留米線） 都市計画道路3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】 都市計画道路3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通り（一部）】 都市計画道路3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通り】 都市計画道路3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通り（一部）】 都市計画道路3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道（一部）】 都市計画道路3・4・15号線（府中国分寺線） 都市計画道路3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地蔵通り（一部）】
P26	—	●都市計画道路の整備
P26	—	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・東京都と連携して、 <u>地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成、自然環境及び景観などの保全</u> を勘案して、 <u>道路整備を計画的に進めます</u> 。
P26	—	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・整備に当たっては、 <u>自転車歩行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成</u> を進めます。
P26	—	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・なお、 <u>社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します</u> 。
P27	② 都道の活用方針	●都道の活用
P27	・都市計画道路以外の都道（小金井街道一部及び連雀通り一部）については、当面現道を幹線道路として活用します。	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・都市計画道路以外の都道（小金井街道一部及び連雀通り一部）については、当面現道を幹線道路として活用します。
P27	③ 生活道路の整備方針	③ 生活道路の整備
P27	・地区の生交通及びコミュニティ活動の軸となり、また、災害時における身近な避難場所までの避難道路となる生活道路の整備を推進します。	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・地区の生交通及びコミュニティ活動の軸となり、また、災害時における身近な避難場所までの避難道路となる生活道路の整備を推進します。
P27	・建替え及び宅地開発などにあわせて狭い道路の拡幅など、生活道路の改善を推進します。	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・建替え及び宅地開発などにあわせて狭い道路の拡幅など、生活道路の改善を推進します。
P28	（2）誰もが安全で快適な、人にやさしい交通環境の整備	（2）誰もが安全で快適な、人にやさしい交通環境の整備
P28	① 快適に移動できる歩行空間の形成	① 快適に移動できる歩行空間の形成
P28	・子ども、高齢者及び障がいのある人など誰もが快適に移動できるよう、駅などの交通施設、主要施設及びそれらを結ぶ歩行空間について、車いす利用者の観点からの段差解消、幅員の確保、舗装の再整備及び視覚障がい者誘導用ブロックの整備などバリアフリー化を推進します。	・子ども、高齢者及び障がいのある人など誰もが快適に移動できるよう、駅などの交通施設、主要施設及びそれらを結ぶ歩行空間について、車いす利用者の観点からの段差解消、幅員の確保、舗装の再整備及び視覚障がい者誘導用ブロックの整備などバリアフリー化を推進します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P28	・車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。	・車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。
P28	・学校周辺及び住宅地の生活道路において、関係機関と連携し、安全な歩行空間の確保に努めます。	・学校周辺及び住宅地の生活道路において、関係機関と連携し、安全な歩行空間を確保に努めます。
P28	・遊歩道を適切に維持管理し、歩行者が快適に移動できる空間の確保に努めます。	・遊歩道を適切に維持管理し、歩行者が快適に移動できる空間の確保に努めます。
P28	・各拠点の周辺では、既存道路の幅員構成の検討及びベンチなどの設置により、回遊性を高める歩行空間の整備を図ります。	・各拠点の周辺では、既存道路の幅員構成の検討及びベンチなどの設置により、回遊性を高める歩行空間の整備を図ります。
P28	・路面標示及び道路反射鏡などの交通安全施設の適切な維持管理により、交通安全対策を推進します。	・路面標示及び道路反射鏡などの交通安全施設の適切な維持管理により、交通安全対策を推進します。
P28	② 自転車利用環境の形成	② 自転車利用環境の形成
P28	・既存道路の幅員構成の変更及び都市計画道路の整備により、自転車走行空間の整備を推進し、市内での自転車ネットワークの形成を図ります。	・既存道路の幅員構成の変更及び都市計画道路の整備により、自転車走行空間の整備を推進し、市内での自転車ネットワークの形成を図ります。
P28	・駅周辺などにおいて、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、自転車駐車場の整備を検討し、自転車利用環境の整備に努めます。	・駅周辺などにおいて、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、自転車駐車場の整備を検討し、自転車利用環境の整備に努めます。
P28	・交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つである自転車を、誰もが安全に安心して利用できるとともに、気軽に楽しめる環境づくりを進めていくため、自転車活用の推進に向けた計画の策定を検討します。	・交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つである自転車を、誰もが安全に安心して利用できるとともに、気軽に楽しめる環境づくりを進めていくため、自転車活用の推進に向けた計画の策定を検討します。
P28	・自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上のため、市民に分かりやすい効果的な啓発を、関係機関と連携して推進します。	・自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上のため、市民に分かりやすい効果的な啓発を、関係機関と連携して推進します。
P29	(3) 誰もが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系の構築	(3) 誰もが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系の構築
P29	① 暮らしを支える公共交通体系の構築	① 暮らしを支える公共交通体系の構築
P29	・誰もが円滑に移動でき、市民の生活の質が維持・向上できるよう、将来的な交通需要への対応及び新たな都市のあり方に対応した都市交通の再構築を目指し、持続可能な運送サービス提供の確保に資する取組を推進するため、フィーダー交通の概念も踏まえ、 小金井コミュニティバス（CoCoバス）再編後の公共交通のあり方について総合的に検討します。	・誰もが円滑に移動でき、市民の生活の質が維持・向上できるよう、将来的な交通需要への対応及び新たな都市のあり方に対応した都市交通の再構築を目指し、持続可能な運送サービス提供の確保に資する取組を推進するため、フィーダー交通の概念も踏まえ、 地域公共交通の活性化及び再生について検討します。
P29	—	・社会経済情勢などを踏まえながら、公共交通が不便な地域における交通弱者への対応、路線バスを補完するサービスの提供、日常生活に即した運行サービスの提供及び持続可能な運行形態・サービスの提供を基本方針として、 小金井市コミュニティバス（CoCoバス）の再編について、必要に応じて検討します。
P29	② 交通結節機能の充実	② 交通結節機能の充実
P29	・鉄道とバス、バスとバスとの乗り継ぎなど重要な交通結節点である武蔵小金井駅前及び東小金井駅前において、誰もが円滑に乗り継ぎができるよう、交通結節機能の充実に向けた仕組みづくりを検討します。	・鉄道とバス、バスとバスとの乗り継ぎなど重要な交通結節点である武蔵小金井駅前及び東小金井駅前において、誰もが円滑に乗り継ぎができるよう、交通結節機能の充実に向けた仕組みづくりを検討します。
P29	③ 新たな移動手段の検討	③ 新たな移動手段の検討
P29	・社会の新しい動きを捉えて、 Ma a S (Mobility as a Service) 及び先端技術などの活用により、地域の特性に応じて、環境に優しい自動車、自動運転、新たなモビリティ導入の可能性を踏まえた基盤整備及び新しい交通網の仕組みづくりなどについて検討します。	・社会情勢の変化及び先端技術の活用による新たなまちづくりに対応するため、 Ma a S (Mobility as a Service) の概念に基づき、必要に応じて、自動運転、新たなモビリティ導入の可能性を踏まえた基盤整備及び新しい交通網の仕組みづくりなどについて検討します。
P30	【方針図（道路・交通）】	【方針図（道路・交通）】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
3) みどり・水・環境共生の方針		
P32	<p>基本目標 次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり</p> <p>本市はみどりと水に恵まれた豊かな自然が形成されており、公園や農地、水辺などの景観を保ち、それらをいかすまちづくりが進められています。また、国は温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」、東京都は2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言しており、本市でも<u>脱炭素化</u>に向けた動きが広がってきています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、みどり・水・環境共生の方針では、地域固有の資源である豊かなみどり・水をいかし、風景の保全と形成、みどりの保全・創出、循環型社会の推進及び脱炭素化に向けた取組など、次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくりを目指します。</p>	<p>基本目標 次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくり</p> <p>本市はみどりと水に恵まれた豊かな自然が形成されており、公園や農地、水辺などの景観を保ち、それらをいかすまちづくりが進められています。また、国は温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」、東京都は2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言しており、本市でも<u>地球温暖化抑制</u>に向けた動きが広がってきています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、みどり・水・環境共生の方針では、地域固有の資源である豊かなみどり・水をいかし、風景の保全と形成、みどりの保全・創出、循環型社会の推進及び脱炭素化に向けた取組など、次世代に誇れる自然と都市が調和したまちづくりを目指します。</p>
P33	<p>目指す将来像</p> <p>■市内<u>豊かなみどり及び水辺など</u>は、市民の憩いの場であるだけでなく、市外の人が訪れて<u>楽しめる</u>光景が広がっている、自然環境が持つ多様な機能を活用した魅力あるまち</p> <p>■みどり・水に触れ合える環境が身近にあり、多世代で自然を学び、自然環境を守り育てる市民活動が活発なまち</p> <p>■美しさと風格を備えた風景の保全と形成が図られたまち</p> <p>■ごみ減量、省エネルギー行動に努め、再生可能エネルギーを活用するなど、市民の一人ひとりの高い意識による限りある資源を有効に活用した環境にやさしいまち</p>	<p>目指す将来像</p> <p>■市内にある<u>豊かなみどり及び水辺空間</u>は、市民の<u>散策及び</u>憩いの場であるだけでなく、市外から多くの人が訪れて<u>楽しむ</u>光景が広がるとともに、自然環境が持つ多様な機能を活用した魅力あるまち</p> <p>■みどり・水に触れ合える環境が身近にあり、多世代で自然を学び、自然環境を守り育てる市民活動が活発なまち</p> <p>■美しさと風格を備えた風景の保全と形成が図られたまち</p> <p>■ごみ減量、省エネルギー及び再生エネルギーなど、市民一人ひとりの高い意識による限りある資源を有効に活用した環境にやさしいまち</p>
P32 P33	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な動植物が生存している、自然と共生したまち ・培われてきた自然の風景を、これからも守り育てていくまち ・ごみを出さない、資源を有効に活用した循環型社会が形成されているまち ・市外からも、様々な世代が自然を体感し、学びに来るまち ・市民とともに自然環境を守り育てるまち ・省エネルギー行動に努め、再生可能エネルギーなどを活用した環境にやさしいまち ・身近な場所で、いつでもみどりや水に触れ合える場所があるまち 	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が持つ多様な機能を活用している ・美しさと風格を備えた風景の保全と形成が図られている ・ごみ減量により限りある資源を有効に活用している ・多世代で自然を学んでいる ・自然環境を守り育てる市民活動が活発になっている ・省エネルギー及び再生エネルギーなどを活用し、限りある資源を有効に活用している ・みどり・水に触れ合える環境が身近にある ・市民活動が活発 ・みどり・水に触れ合える
P34	<p>(1) 小金井のみどり・水をいかしたグリーンインフラの推進</p> <p>① みどりのネットワークの形成</p> <p>・みどり・水を中心とする自然環境が有する機能の活用をグリーンインフラと捉え、まちなかの緑化推進、みどりの拠点となる都市公園などの整備及びみどりの軸となる国分寺崖線（はけ）などの周辺部のみどりの保全を進め、市内にあるみどりと水を結び、みどりのネットワークの形成を推進します。</p>	<p>(1) 小金井のみどり・水をいかしたグリーンインフラの推進</p> <p>① みどりのネットワークの形成</p> <p>・まちなかの緑化推進、みどりの拠点となる都市公園などの整備及びみどりの軸となる国分寺崖線（はけ）などの周辺部のみどりの保全を進め、市内にあるみどりと水を結び、みどりのネットワークの形成を推進します。</p>
P34	<p>●みどりの拠点</p> <p>・みどりの拠点（広域交流拠点）は、大規模な都立公園、霊園及び大学を位置付け、防災面及びレクリエーション面などの活用を図ります。</p> <p>・みどりの拠点（身近な交流拠点）は、地域の人にとて身近なみどりである都市公園及び学校などを位置付け、市民の憩いの場として、潤い及び安全性が感じられるみどりの創出と適切な管理を図るとともに、防災面及びレクリエーション面などの活用を図ります。</p>	<p>●みどりの拠点</p> <p>・みどりの拠点（広域交流拠点）は、大規模な都立公園、霊園及び大学を位置付け、防災面及びレクリエーション面などの活用を図ります。</p> <p>・みどりの拠点（身近な交流拠点）は、地域の人にとて身近なみどりである都市公園及び学校などを位置付け、市民の憩いの場として、潤い及び安全性が感じられるみどりの創出と適切な管理を図るとともに、防災面及びレクリエーション面などの活用を図ります。</p>

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P34	<p>●みどりの軸</p> <p>・みどりの軸（歴史と自然軸）は、市の歴史及び文化に関わりが深く広域的な連続性のあるみどり・水として、崖線、河川及び主要な道路などが複数重なる重要性が高い場所をまとめて位置付け、国分寺崖線（はけ）、玉川上水及び野川の良好な景観の保全を図ります。</p> <p>・みどりの軸（身近な交通軸）は、東西につながるみどりの軸（歴史と自然軸）と直行・並行する都市計画道路及び鉄道沿線の緑化をみどりの軸（身近な交通軸）と位置付け、人通りが多く、市民・来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路及び鉄道沿線において、環境・景観に配慮した街路樹の整備及び維持管理などによる緑化を推進します。</p>	<p>●みどりの軸</p> <p>・みどりの軸（歴史と自然軸）は、市の歴史及び文化に関わりが深く広域的な連続性のあるみどり・水として、崖線、河川及び主要な道路などが複数重なる重要性が高い場所をまとめて位置付け、国分寺崖線（はけ）、玉川上水及び野川の良好な景観の保全を図ります。</p> <p>・みどりの軸（身近な交通軸）は、東西につながるみどりの軸（歴史と自然軸）と直行・並行する都市計画道路及び鉄道沿線の緑化をみどりの軸（身近な交通軸）と位置付け、人通りが多く、市民・来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路及び鉄道沿線において、環境・景観に配慮した街路樹の整備及び維持管理などによる緑化を推進します。</p>
P35	② みどり・水の保全	② みどり・水の保全
P35	<p>・国分寺崖線（はけ）のみどりは、保全緑地制度など各種制度を活用することにより保全します。</p>	<p>・国分寺崖線（はけ）及び野川の連続したみどり・水は、保全緑地制度及び自然再生事業などを活用することにより、市民、東京都及び他自治体とともに保全を推進します。</p>
P35	<p>・野川の水は、野川流域連絡会をはじめ、各種協議会を通じて、市民、東京都及び他自治体とともに引き続き保全を進めています。</p>	—
P35	<p>・宅地開発に伴う屋敷林などの民有地のみどりの減少を抑制するため、保全緑地制度などを活用して民有地のみどりの維持に努めます。</p>	<p>・宅地開発に伴う屋敷林などのみどりの減少を抑制するため、保全緑地制度などを活用して民有地のみどりの維持に努めます。</p>
P35	<p>・都市における農地を保全するため、営農しやすい環境づくり及び市民農園として活用するなど、農地減少の抑制を推進します。</p>	<p>・都市における農地を保全するため、営農しやすい環境づくり及び市民農園として活用するなど、農地減少の抑制を推進します。</p>
P35	<p>・玉川上水では、史跡、名勝として良好な姿を保全するとともに、良好な景観形成を推進します。</p>	<p>・玉川上水では、史跡、名勝として良好な姿を保全するとともに、良好な景観形成を推進します。</p>
P35	<p>・公園及び道路などの維持管理を市民との協働により進めるため、環境美化サポーターなどボランティア制度の活用を推進します。</p>	<p>・公園及び道路などの維持管理を市民との協働により進めるため、環境美化サポーター制度の活用を推進します。</p>
P35	③ みどりの創出	③ みどりの創出
P35	<p>・住宅地の緑化、建築行為における緑化指導及び建築物の緑化など、市民・事業者と連携し、市街地における緑化を推進します。</p>	<p>・住宅地の緑化、建築行為における緑化指導及び建築物の緑化などにより、市街地における緑化を推進します。</p>
P35	<p>・道路幅員及び場所の特性に応じた街路樹の整備を行い、みどりのネットワークの充実を図ります。</p>	<p>・都市計画道路など街路樹などの植栽を行い、みどりのネットワークの充実を図ります。</p>
P35	<p>・公共施設は、一定の敷地面積以上の新設時には敷地内の緑化を推進するとともに、既存施設にあるみどりは、可能な限りみどりの量を維持しつつ、質の向上を図ります。</p>	<p>・公共施設は、一定の敷地面積以上の新設時には敷地内の緑化を推進するとともに、既存施設にあるみどりは、可能な限りみどりの量を維持しつつ、質の向上を図ります。</p>
P35	<p>・利用者の多い公園などを優先的に整備し、魅力向上を図るとともに、利用者の少ない公園などについては改善を図ります。</p>	<p>・利用率の高い公園などを優先的に整備し、魅力向上を図るとともに、利用者の少ない公園などについては改善を図ります。</p>
P35	④ 生物多様性の維持	④ 生物多様性の維持
P35	<p>・国分寺崖線（はけ）及び野川などのみどり・水と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保された、自然と共生したまちづくりに努めます。</p>	<p>・野川の自然再生に関し、関係機関と市が協働し継続して取り組み、生物の生息空間の適正な維持管理を推進します。</p>
P35	<p>・関係機関と市が協働して、環境学習プログラム及びイベントなど学習機会の提供を推進します。</p>	<p>・関係機関と市が協働して、環境学習プログラム及びイベントなど学習機会の提供を推進します。</p>
P35	⑤ 水循環の保全	⑤ 水循環の保全
P35	<p>・地下水及び湧水について、モニタリングの実施・公表などによる普及啓発を図ります。</p>	<p>・地下水及び湧水について、モニタリングの実施・公表などによる普及啓発を図ります。</p>
P35	<p>・宅地内の雨水浸透施設の設置及び道路内の透水性舗装の設置など、水の循環による地下水及び湧水の保全を推進します。</p>	<p>・宅地内の雨水浸透施設の設置及び道路内の透水性舗装の設置など、水の循環による地下水及び湧水の保全を推進します。</p>
P35	<p>・一定以上の降雨時における下水道越流水の河川流入による水質汚濁を防止するため、雨水浸透施設などの設置により、河川環境の保全を推進します。</p>	<p>・一定以上の降雨時における下水道越流水の河川流入による水質汚濁を防止するため、雨水浸透施設などの設置により、河川環境の保全を推進します。</p>
P35	⑥ 親水空間の整備	⑥ 親水空間の整備

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P35	・野川及び仙川の親水性を高めることなどを東京都に要望し、親水空間の整備を促進します。	・野川及び仙川の親水性を高めることなどを東京都に要望し、親水空間の整備を促進します。
P36	(2) 小金井の特徴的な風景・景観の保全と形成	(2) 小金井の特徴的な風景・景観の保全と形成
P36	① 風景の保全と形成	① 風景の保全と形成
P36	・小金井公園、武蔵野公園及び野川公園などの公園、国分寺崖線（はけ）、野川、歴史・文化のある玉川上水の名勝小金井（サクラ）並木、大学、住宅地内の屋敷林及び農地など、小金井の特徴的なみどり・水が身近にある景観の保全と形成を、 <u>市民・事業者・関係機関と連携して</u> 推進します。	・小金井公園、武蔵野公園及び野川公園などの公園、国分寺崖線（はけ）、野川、歴史・文化のある玉川上水の名勝小金井（サクラ）並木、大学、住宅地内の屋敷林及び農地など、小金井の特徴的なみどり・水が身近にある風景の保全と形成を推進します。
P36	② みどりの創出による都市景観の形成	② みどりの創出による都市景観の形成
P36	・公共施設及び建築物の緑化など、良好な都市景観の形成を <u>市民・事業者・関係機関と連携して</u> 推進します。	・公共施設及び建築物の緑化など、良好な都市景観の形成を推進します。
P36	・多くの市民が訪れる駅周辺及び <u>都市計画</u> 道路沿道は、 <u>再開発などによる緑化</u> 、道路整備にあわせた街路樹の整備及びその適正な維持管理により、良好な都市景観の形成を推進します。	・多くの市民が訪れる駅周辺及び幹線道路沿道は、道路整備にあわせた街路樹などの植栽及びその適正な維持管理により、良好な都市景観の形成を推進します。
P36	③ 良好的な景観形成	③ 良好的な景観形成
P36	・景観法に基づく良好な景観形成に向けた取組を、 <u>市民・事業者・関係機関と連携して</u> 推進します。	・景観法に基づく良好な景観形成に向けた取組を、 <u>関係機関と連携して</u> 推進します。
P36	・東京都と連携して屋外広告物の規制を行い、良好な景観の形成及び危害の防止を推進します。	・東京都と連携して屋外広告物の規制を行い、良好な景観の形成及び危害の防止を推進します。
P36	・良好な市街地景観を形成するため、無電柱化を推進します。	・良好な市街地景観を形成するため、無電柱化を推進します。
P36	・良好な景観形成を図るため、 <u>都市における農地を</u> 環境・防災機能など多面的な利用に努めるとともに、市街地にあるべきみどりとして保全することを推進します。	・良好な景観形成を図るため、環境・防災機能など多面的な利用に努めるとともに、 <u>都市における農地を</u> 市街地にあるべきみどりとして保全することを推進します。
P36	・玉川上水周辺の一部は、風致地区に指定されていることから、武蔵野の野趣に富んだ自然的景観及びこれと一体となつた史跡、名勝としての景観を維持します。	・玉川上水周辺の一部は、風致地区に指定されていることから、武蔵野の野趣に富んだ自然的景観及びこれと一体となつた史跡、名勝としての景観を維持します。
P36	(3) 循環型都市の形成	(3) 循環型都市の形成
P36	① ごみ処理の適正化	① ごみ処理の適正化
P36	・発生抑制を最優先とした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を基本方針として、市民・事業者と連携して、ごみを出さないライフスタイルの推進、再使用の促進及び資源循環システムの構築などに取り組み、循環型社会の形成を <u>推進</u> します。	・発生抑制を最優先とした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を基本方針として、市民・事業者・ <u>行政</u> が連携して、ごみを出さないライフスタイルの推進、再使用の促進及び資源循環システムの構築などに取り組み、循環型社会の形成を <u>目指</u> します。
P36	・日常生活において排出されるごみを、 <u>事業者・関係機関</u> との連携を図り、生活環境に支障が生じないよう適切かつ円滑に収集・運搬・処理・処分することにより、安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立を推進します。	・日常生活において排出されるごみを、 <u>関係機関及び事業者</u> との連携を図り、生活環境に支障が生じないよう適切かつ円滑に収集・運搬・処理・処分することにより、安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立を推進します。
P37	(4) 環境共生まちづくりの推進	(4) 環境共生まちづくりの推進
P37	① 移動における低炭素化	① 移動における低炭素化
P37	・自動車の運行により排出される二酸化炭素の排出削減を進めるため、幹線道路の整備を計画的に進めることにより、交通量が分散され自動車交通の円滑化による大気汚染の軽減を推進します。	・自動車の運行により排出される二酸化炭素の排出削減を進めるため、幹線道路の整備を計画的に進めることにより、交通量が分散され自動車交通の円滑化による大気汚染の軽減を推進します。
P37	・自家用車利用から公共交通の利用及び徒歩・自転車への交通手段の転換を推進します。	・自家用車利用から公共交通の利用及び徒歩・自転車への交通手段の転換を推進します。
P37	・公共施設への急速充電設備及び水素ステーションの整備などにより、電気自動車及び水素自動車など環境に優しい自動車が利用しやすい環境づくりを検討します。	・公共施設への急速充電設備及び水素ステーションの整備などにより、電気自動車及び水素自動車など環境に優しい自動車が利用しやすい環境づくりを検討するともに、導入に努めます。
P37	・環境負荷の少ない自動車（低公害車）及び運転方法（エコドライブ）の情報提供などを行い、事業活動及び日常生活における環境負荷の低減に努めます。	・環境負荷の少ない自動車（低公害車）及び運転方法（エコドライブ）の情報提供などを行い、事業活動及び日常生活における環境負荷の低減に努めます。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P37	② 建築物などにおける低炭素化	② 建築物などにおける低炭素化
P37	・地球温暖化を抑制するため、住宅における太陽光などの再生エネルギーの導入促進、HEMS (Home Energy Management System) 及びコーポレートネーションシステムの普及啓発、既存住宅の省エネルギー化、新築におけるZEH (Net Zero Energy House) 及び東京ゼロエミ住宅などの普及啓発などに取り組み、低炭素社会の構築を推進します。	・地球温暖化を抑制するため、住宅における太陽光などの再生エネルギーの導入促進、HEMS (Home Energy Management System) 及びコーポレートネーションシステムの普及啓発、既存住宅の省エネルギー化、新築におけるZEH (Net Zero Energy House) 及び東京ゼロエミ住宅などの普及啓発などに取り組み、低炭素社会の構築を推進します。
P37	・公共施設では、環境に配慮し、消費エネルギーを低減化する設備を導入することを目指すとともに、再生可能エネルギーなどの導入を推進します。	・公共施設では、環境に配慮し、消費エネルギーを低減化する設備を導入することを目指すとともに、再生可能エネルギーなどの導入を推進します。
P37	・都市のヒートアイランド現象の緩和及び身近なみどりの創出を図るため、屋上緑化、壁面緑化及び生け垣造成を推進します。	・都市のヒートアイランド現象の緩和及び身近なみどりの創出を図るため、屋上緑化、壁面緑化及び生け垣造成を推進します。
P38	【方針図（みどり・水・環境共生）】	【方針図（みどり・水・環境共生）】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
4) 安全・安心の方針		
P40	<p>基本目標 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>東日本大震災が発生して10年が経過し、この間も各地では、地震及び豪雨など災害が続き、その度に大きな被害が繰り返されています。本市においても、いつ発生してもおかしくない、災害の被害拡大を防ぐための取組が進められています。また、日常生活における身近な安全・安心を確保するための取組及び都市生活に必要不可欠な公共施設などの計画的な維持管理が進められています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、安全・安心の方針では、防災・減災など地域の強靭化、地域の防災力向上に向けた取組及び都市施設などの適正な維持管理を進め、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。</p>	<p>基本目標 誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>東日本大震災が発生して10年が経過し、この間も各地では、地震及び豪雨など災害が続き、その度に大きな被害が繰り返されています。本市においても、いつ発生してもおかしくない、災害の被害拡大を防ぐための取組が進められています。また、日常生活における身近な安全・安心を確保するための取組及び都市生活に必要不可欠な公共施設などの計画的な維持管理が進められています。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、安全・安心の方針では、防災・減災など地域の強靭化、地域の防災力向上に向けた取組及び都市施設などの適正な維持管理を進め、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。</p>
P41	<p>目標将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域特性に応じた災害への取組により、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つまち ■公共施設などのインフラが適切に維持・更新され、安全で安心して暮らせるまち ■地域における防災活動が充実し、災害時に助け合うことができ、安心して暮らせるまち ■地域における見守り活動が充実しており、子どもが外で自由に遊ぶことができる、治安の良い、安心して暮らせるまち 	<p>目標将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域特性に応じた災害への取組により、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つまち ■公共施設などのインフラが適切に維持・更新され、安全で安心して暮らせるまち ■地域における防災活動が充実し、災害時に助け合うことができ、安心して暮らせるまち ■地域における見守り活動が充実しており、子どもが外で自由に遊ぶことができる、治安の良い、安心して暮らせるまち
P40 P41	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強く、安全に安心して暮らせるまち ・地域の防災活動が活発で、地域コミュニティが強化されているまち ・生活に不自由が生じない、インフラが整ったまち ・治安が良く安心して暮らすことができるまち ・災害時でも助け合うことができるまち ・地域の大人が見守っているので、子ども達が安心して外で遊べるまち 	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・致命的な被害を負わないよさと、速やかに回復するしなやかさを持っている ・地域における防災活動が充実している ・インフラを適切に維持・更新している ・治安が良い ・安心して暮らしている ・災害時に助け合うことができる ・子どもが外で自由に遊ぶことができる
P42	(1) 災害に強い市街地の形成	(1) 災害に強い市街地の形成
P42	① 防災上の都市基盤の整備推進	① 防災上の都市基盤の整備推進
P42	・市街地火災の延焼を防ぎ、災害時における広域避難場所、一時避難場所・避難所への避難経路及び救援活動時の輸送ネットワーク機能も担う延焼遮断帯の形成を推進し、地域の安全性の向上に努めます。	・市街地火災の延焼を防ぎ、災害時における広域避難場所、一時避難場所・避難所への避難経路及び救援活動時の輸送ネットワーク機能も担う延焼遮断帯の形成を推進し、地域の安全性の向上に努めます。
P42	・延焼遮断帯に位置付けられた道路・鉄道の沿道建築物の不燃化及び耐震化を推進します。	・延焼遮断帯に位置付けられた道路・鉄道の沿道建築物の不燃化及び耐震化を推進します。
P42	・災害時における防災拠点をつなぐ交通ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送道路のあり方について検討します。	・災害時における防災拠点をつなぐ交通ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送道路のあり方について検討します。
P42	・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するとともに、住宅については耐震診断及び耐震改修に対する支援を推進します。	・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するとともに、住宅については耐震診断及び耐震改修に対する支援を推進します。
P42	・災害時における安全な避難及び救援活動の円滑化を図るため、無電柱化を推進し、都市防災機能の強化に努めます。	・災害時における安全な避難及び救援活動の円滑化を図るため、無電柱化を推進し、都市防災機能の強化に努めます。
P42	② 多様な防災拠点の整備	② 多様な防災拠点の整備
P42	・行政・福祉総合拠点は、災害時における防災拠点としての機能強化を図ります。	・行政・福祉総合拠点は、災害時における防災拠点としての機能強化を図ります。
P42	・広域避難場所、一時避難場所及び避難所は、地域に応じた防災機能の強化を図るとともに、必要に応じて近隣市との連携を検討します。	・広域避難場所、一時避難場所及び避難所は、地域に応じた防災機能の強化を図るとともに、必要に応じて近隣市との連携を検討します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P42	③ 環境・防災まちづくりの推進	③ 環境・防災まちづくりの推進
P42	・道路が狭く住宅が密集している地区については、市街地の状況に応じ、敷地の細分化防止及び <u>防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化などを推進し、安全で良好な住環境の形成に向けた取組に努めます。</u>	・道路が狭く住宅が密集している地区については、市街地の状況に応じ、敷地の細分化防止及び建築物の不燃化を進め、安全で良好な住環境の形成に向けた取組を検討します。
P42	・農地が点在し、無秩序に宅地化された地区については、地区の防災性の維持・向上に向けた取組を検討します。	・農地が点在し、無秩序に宅地化された地区については、地区の防災性の維持・向上に向けた取組を検討します。
P42	・防災都市づくり推進計画（東京都）において指定された「木造住宅密集地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」については、防災性の向上に寄与する規制・誘導及び基盤施設の計画的な整備の推進について検討します。	・防災都市づくり推進計画（東京都）において指定された「木造住宅密集地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造密集地域と同等である地域」については、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤施設の計画的な整備の推進について検討します。
P42	・公園・緑地・農地などのオープンスペースの確保に努めます。	・公園・緑地・農地などのオープンスペースの確保に努めます。
P42	・倒壊による危険性を低減するため、危険なブロック塀などは早期に除去及び生け垣造成などを推進します。	・倒壊による危険性を低減するため、危険なブロック塀などは早期に除去及び生け垣造成などを推進します。
P42	・ <u>地震に関する地域危険度測定調査（東京都）において、地域危険度が高い地区については、防災・減災に向けた取組を検討します。</u>	—
P42	④ 情報通信機能の強化	④ 情報通信機能の強化
P42	・災害時の情報通信の確保に向け、防災機関などと相互に情報共有するとともに、市民に対し情報を分かりやすく、迅速かつ確実に伝達できるよう、ソーシャルメディアなどを活用し、情報手段の多重化・多様化を図ります。	・災害時の情報通信の確保に向け、防災機関などと相互に情報共有するとともに、市民に対し情報を分かりやすく、迅速かつ確実に伝達できるよう、ソーシャルメディアなどを活用し、情報手段の多重化・多様化を図ります。
P43	⑤ 風水害への対策	⑤ 風水害への対策
P43	・河川の整備及び下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策及び河川と下水道の連携による浸水対策を推進します。	・河川の整備及び下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策及び河川と下水道の連携による浸水対策を推進します。
P43	・都市型水害に対する情報について、浸水予想区域図に基づくハザードマップの作成・公表など、広報及び啓発活動を様々な方法により実施します。	・都市型水害に対する情報について、浸水予想区域図に基づくハザードマップの作成・公表など、広報及び啓発活動を様々な方法により実施します。
P43	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域については、東京都と連携し、 <u>避難及び伝達方法の態勢整備</u> を検討します。	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域については、東京都と連携し、 <u>対策</u> を検討します。
P43	⑥ 復興まちづくりの事前準備の検討	⑥ 復興まちづくりの事前準備の検討
P43	・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興時に想定される課題を想定し、復興で目指すまちづくりの目標設定をするとともに、その実施手法及び進め方など、復興まちづくりに向けた事前準備を検討します。	・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興時に想定される課題を想定し、復興で目指すまちづくりの目標設定をするとともに、その実施手法及び進め方など、復興まちづくりに向けた事前準備を検討します。
P44	(2) 日常生活の安全・安心に向けたまちづくり	(2) 日常生活の安全・安心に向けたまちづくり
P44	① 防犯機能の強化	① 防犯機能の強化
P44	・公園及び道路などにおけるまちの死角を無くした整備を進めるとともに、 <u>必要に応じて</u> 防犯カメラの設置及び照明の整備など、防犯性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	・公園及び道路などにおけるまちの死角を無くした整備を進めるとともに、防犯カメラの設置及び照明の整備など、防犯性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
P44	② 地域による防犯体制の充実	② 地域による防犯体制の充実
P44	・地域の安全性を向上させるため、町会・自治会など地域コミュニティの強化及び関係機関との連携など、自助・共助・公助の継続的な取組により、地域の防犯体制の充実を図ります。	・地域の安全性を向上させるため、町会・自治会など地域コミュニティの強化及び関係機関との連携など、自助・共助・公助の継続的な取組により、地域の防犯体制の充実を図ります。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P44	③ 空家等対策の推進	③ 空家等対策の推進
P44	・空家等の発生予防及び所有者などによる適正な管理を促すことにより、管理不全となる空家等の増加防止に努めます。	【第7回では検討中として新たな案を示さず、以下は中間報告案】 ・空家等の発生予防、適正管理及び利活用を促進するとともに、空家等に関する情報提供及び助言などの必要な支援に取り組みます。
P44	④ 地域防災力の強化	④ 地域防災力の強化
P44	・地域における防災力の向上を図るため、町会・自治会を中心とした自主防災組織の強化・結成の促進及び防災訓練などを実施し、地域コミュニティ機能及び市民の防災意識の維持・向上を推進します。	・地域における防災力の向上を図るため、町会・自治会を中心とした自主防災組織の強化・結成の促進及び防災訓練などを実施し、地域コミュニティ機能及び市民の防災意識の維持・向上を推進します。
P44	・地域の防災倉庫などの整備・充実に努めます。	・地域の防災倉庫などの整備・充実に努めます。
P44	(3) 都市施設などの適正な維持・管理	(3) 都市施設などの適正な維持・管理
P44	① 計画的な都市基盤などの維持管理の推進	① 計画的な都市基盤などの維持管理の推進
P44	・道路、橋りょう、上・下水道及び建築物など公共施設は、 <u>市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、東京都と連携して、</u> 適切なマネジメントサイクルに基づいた点検・診断・修繕などの維持管理及び耐震化・長寿命化を推進します。	・道路、橋りょう、上・下水道及び建築物など公共施設は、適切なマネジメントサイクルに基づいた修繕などの維持管理を推進します。
P44	・ライフラインである電気、ガス及び通信などについては、各事業者による定期的な点検、計画的な維持管理及び耐震化・長寿命化を促進します。	・ライフラインである電気、ガス及び通信などについては、各事業者による定期的な点検、計画的な維持管理及び耐震化・長寿命化を促進します。
P44	② 地籍調査の推進	② 地籍調査の推進
P44	・災害時に迅速な復旧・復興活動が可能になるとともに、土地境界紛争の未然防止及び登記手続の簡素化につなげるため、土地の実態及び状況を明確にする地籍調査事業を推進します。	・災害時に迅速な復旧・復興活動が可能になるとともに、土地境界紛争の未然防止及び登記手続の簡素化につなげるため、土地の実態及び状況を明確にする地籍調査事業を推進します。
P45	【方針図（安全・安心）】	【方針図（安全・安心）】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
5) 生活環境の方針		
P46	<p>基本目標 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり</p> <p>新型コロナ危機を契機とし、人々の生活様式は大きく変化しました（ニューノーマル）。暮らし方・働き方に対する意識及び価値観が多様化しており、大きな転換期を迎えてています。また、本市には貴重な都市農地が多く残っており、農地の多様な機能をいかしたまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、生活環境の方針では、地域コミュニティの活性化、暮らしやすい住環境の形成、都市に残る貴重な農地の保全・活用により、一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくりを目指します。</p>	<p>基本目標 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくり</p> <p>新型コロナ危機を契機とし、人々の生活様式は大きく変化しました（ニューノーマル）。暮らし方・働き方に対する意識及び価値観が多様化しており、大きな転換期を迎えています。また、本市には貴重な都市農地が多く残っており、農地の多様な機能をいかしたまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>まちづくりのテーマを実現するため、生活環境の方針では、地域コミュニティの活性化、暮らしやすい住環境の形成、都市に残る貴重な農地の保全・活用により、一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくりを目指します。</p>
P47	<p>目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域では多様性及び様々な交流が生まれるコミュニティが形成され、人ととのネットワークが広がっていくまち ■地域では、<u>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる</u>、歩いて暮らせる環境、子育てしやすい環境及び高齢者・障がいのある人が安心して過ごせる環境など、誰もが生活しやすい環境が整備されたまち ■地域の歴史・文化をいかして、市内外から多くの人が集まり、回遊性のある誰もが楽しめるまち ■市内に残された貴重な農地ではイベントが開催されるなど、農を身近に感じることができるまち ■新型コロナ危機を契機とした、人々の生活様式の大きな変化（ニューノーマル）に対応した暮らしやすいまち 	<p>目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域では多様性及び様々な交流が生まれるコミュニティが形成され、人ととのネットワークが広がっていくまち ■地域では、歩いて暮らせる環境、子育てしやすい環境及び高齢者が健康で安心して過ごせる環境など、誰もが生活しやすい環境が整備されたまち ■地域の歴史・文化をいかして、市内外から多くの人が集まり、回遊性のある誰もが楽しめるまち ■市内に残された貴重な農地ではイベントが開催されるなど、農を身近に感じることができるまち ■新型コロナ危機を契機とした、人々の生活様式の大きな変化（ニューノーマル）に対応した暮らしやすいまち
P46 P47	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩ける範囲に生活に必要な施設があり、誰もが暮らしやすいまち ・様々な人たちと新たな交流が生まれるまち ・身近に農に触れ合えるまち ・歴史や文化が身近にあるまち ・様々な人のつながりにより、コミュニティが活性化されるまち ・時代の変化にあわせて多様な生活スタイルに対応できるまち 	<p>(イラストコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが生活しやすい環境が整備されている ・多様性及び様々な交流が生まれている ・農を身近に感じることができる ・地域の歴史及び文化をいかしている ・人ととのネットワークが広がっている ・ニューノーマルに対応し、暮らしやすい
P48	(1) 地域コミュニティの活性化	(1) 地域コミュニティの活性化
P48	① 地域のコミュニティ活動及び交流を支援するまちづくり	① 地域のコミュニティ活動及び交流を支援するまちづくり
P48	・地域で身近に集まることができる施設について、既存施設の有効利用及び空家等の利活用など、地域住民とともに地域に必要な機能の導入を検討し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。	・地域で身近に集まることができる施設について、既存施設の有効利用及び空家の利活用など、地域住民とともに地域に必要な機能の導入を検討し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。
P48	・学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、地域全体で子どもたちの学び・成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した地域学校協働活動を実施し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。	・学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、地域全体で子どもたちの学び・成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した地域学校協働活動を実施し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。
P48	・町会・自治会活動の活性化を図るため、市民の加入を促すとともに、連携して活動することで、地域コミュニティ形成を支援します。	・町会・自治会活動の活性化を図るため、市民の加入を促すとともに、連携して活動することで、地域コミュニティ形成を支援します。
P48	・子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるよう、公共施設、遊び場、公園及び道路環境の整備に努めるとともに、多世代が気軽に集まり交流できる地域コミュニティの形成を図ります。	・子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるよう、公共施設、遊び場、公園及び道路環境の整備に努めるとともに、多世代が気軽に集まり交流できる地域コミュニティの形成を図ります。
P48	・地域における良好な環境及び地域の価値を維持・向上させ、住み良いまちづくりを進めるために、地域が主体となつた地区まちづくり計画の策定及びエリアマネジメント活動を支援します。	・地域における良好な環境及び地域の価値を維持・向上させ、住み良いまちづくりを進めるために、地域が主体となつた地区まちづくり計画の策定及びエリアマネジメント活動を支援します。
P48	・大学・企業及び市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。	・大学・企業等及び市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P49	(2) 多様な住環境の形成	(2) 多様な住環境の形成
P49	① 誰もが暮らしやすい住環境の形成	① 誰もが暮らしやすい住環境の形成
P49	・各地域において、多世代が集う生活に必要な施設を立地誘導することで、 <u>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる</u> 歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用による必要なサービスを享受できる環境の整備を推進します。	・各地域において、多世代が集う生活に必要な施設を立地誘導することで、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用による必要なサービスを享受できる環境の整備を推進します。
P49	・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、 <u>障がいのある人など誰もが、地域、暮らし及び生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会</u> を支える都市基盤の形成を図ります。	・高齢者及び障がいのある人など、 <u>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム</u> を支える都市基盤の形成を図ります。
P49	・多様な働き方の支援及び子育てしやすいまちづくりを推進するため、サテライトオフィスなどの働く場、子育て世代の在宅勤務及びリモートワークを支援する施設を、駅周辺だけではなく、 <u>既存施設の有効利用及び空家等の利活用</u> などにより、各地域へ展開できる環境づくりに努めます。	・多様な働き方の支援及び子育てしやすいまちづくりを推進するため、サテライトオフィスなどの働く場、子育て世代の在宅勤務及びリモートワークを支援する施設を、駅周辺だけではなく、 <u>空家等の利活用及び既存施設などの活用</u> により、各地域へ展開できる環境づくりに努めます。
P49	② 魅力ある商店街づくり	② 魅力ある商店街づくり
P49	・商店会及び事業者の自発的な取組を支援するとともに、回遊性の向上を図ることで、にぎわいの創出を図ります。	・商店会及び事業者の自発的な取組を支援するとともに、回遊性の向上を図ることで、にぎわいの創出を図ります。
P49	③ 健康まちづくりの推進	③ 健康まちづくりの推進
P49	・外出のきっかけとなる都市機能及び施設を地域拠点に誘導するとともに、街路樹整備及び歩行空間の確保により、外出機会の創出及び頻度の向上による、高齢者及び障がいのある人など、誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりを推進します。	・外出のきっかけとなる都市機能及び施設を地域拠点に誘導するとともに、街路樹整備及び歩行空間の確保により、外出機会の創出及び頻度の向上による、高齢者及び障がいのある人など、誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりを推進します。
P49	・医療・福祉施設などの健康に欠かせない施設への安全で快適に誰もが移動できる経路の整備をするとともに、公共交通機関によるアクセスの確保を推進します。	・医療・福祉施設などの健康に欠かせない施設への安全で快適に誰もが移動できる経路の整備をするとともに、公共交通機関によるアクセスの確保を推進します。
P49	・「だれでも、いつでも、どこでも」市民が主体的に生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康の保持・増進ができる環境づくりを推進します。	・「だれでも、いつでも、どこでも」市民が主体的に生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康の保持・増進ができる環境づくりを推進します。
P49	④ 先端技術を活用した生活の質の向上に <u>つながる</u> まちづくりの推進	④ 先端技術を活用した生活の質の向上によるまちづくりの推進
P49	・社会の新しい動きを捉えて、 <u>A.Iなど先端技術の活用、行政事務のデジタル化及びセキュリティ対策の充実を推進する</u> ことで、 <u>地理的・時間的制約の克服など市民の生活の質の向上につながる</u> まちづくりを推進します。	・社会経済状況の進展を踏まえ、 <u>I.C.T及びA.Iなどの先端技術を適切に活用した</u> まちづくりを推進します。
P49	⑤ 歴史・文化をいかしたまちづくり	⑤ 歴史・文化をいかしたまちづくり
P49	・国分寺崖線（はけ）、玉川上水の名勝小金井（サクラ）並木、公園及び坂など市内に点在する歴史・文化資源をはじめとする小金井の魅力を発信するための環境整備に努めます。	・国分寺崖線（はけ）、玉川上水の名勝小金井（サクラ）並木、公園及び坂など市内に点在する歴史・文化資源をはじめとする小金井の魅力を発信するための環境整備に努めます。
P49	・周辺市と連携し、公共交通の利用及び自転車シェアリング（レンタサイクル）などの利用により、回遊性の向上を図ります。	・周辺市と連携し、公共交通の利用及び自転車シェアリング（レンタサイクル）などの利用により、回遊性の向上を図ります。
P49	・まち全体が活気を持ち、芸術文化に出会える機会をつくり、市民主体の芸術文化事業実施において連携と協働の体制がつくられる、誰もが芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。	・まち全体が活気を持ち、芸術文化に出会える機会をつくり、市民主体の芸術文化事業実施において連携と協働の体制がつくられる、誰もが芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P50	(3) 農のあるまちづくり	(3) 農のあるまちづくり
P50	① 農地の保全・活用	① 農地の保全・活用
P50	・市街地にあるべきみどりとして、小金井のみどりを形成する大きな要素となっている農地の保全を図るため、市民農園及び農地などを活用した交流・地域づくりを推進します。	・市街地にあるべきみどりとして、小金井のみどりを形成する大きな要素となっている農地の保全を図るため、市民農園及び農地などを活用した交流・地域づくりを推進します。
P50	・農地は生産緑地地区の指定、生産緑地は特定生産緑地制度及び貸借制度の活用により、都市農地の維持・保全を推進します。	・生産緑地については、特定生産緑地制度及び生産緑地の貸借制度の活用を推進します。
P50	・都市において貴重なみどりの空間である農地について、農作物の生産のみならず、防災、環境保全及び子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供など、多面的な機能を有する農地としての活用に努めます。	・都市において貴重なみどりの空間である農地について、農作物の生産のみならず、防災、環境保全及び子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供など、多面的な機能を有する農地としての活用に努めます。
P50	② 都市農業のさらなる魅力の発信	② 都市農業のさらなる魅力の発信
P50	・収穫体験などの各種イベント、庭先販売所PR及び地域コミュニティ活動の場として農地を活用した新たな取組の紹介などを通じて小金井農業の魅力を発信し、市民の都市農業に対する理解や関心を高めるとともに、持続可能な都市農業の確立に向けた取組を推進します。	・収穫体験などの各種イベント、庭先販売所PR及び地域コミュニティ活動の場として農地を活用した新たな取組の紹介などを通じて小金井農業の魅力を発信し、市民の都市農業に対する理解や関心を高めるとともに、持続可能な都市農業の確立に向けた取組を推進します。
P51	【方針図（生活環境）】	【方針図（生活環境）】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
第3章 地域構想		
1 地域区分		
P54	<p>都市計画マスターplanでは、本市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域に区分します。</p> <p>これまでの地域区分の基本的な考え方を踏まえ、JR中央本線武蔵小金井駅及び東小金井駅の駅勢圏（東西の区分）、地形などの自然的条件による生活圏（南北の区分）により、本市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域とし、地域別のまちづくりを推進します。</p>	<p>都市計画マスターplanでは、本市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域に区分します。</p> <p>これまでの地域区分の基本的な考え方を踏まえ、JR中央本線武蔵小金井駅及び東小金井駅の駅勢圏（東西の区分）、地形などの自然的条件による生活圏（南北の区分）により、本市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域とし、地域別のまちづくりを推進します。</p>
P54	【地域区分図】	【地域区分図】
P54	【地域比較表】	【地域比較表】
2 武蔵小金井地域		
P55	<p>(1) 地域の概要</p> <p>武蔵小金井地域は、武蔵小金井駅を中心に大型商業施設が立地しているほか、マンションなどの都市型住宅が多く立地しており、3地域の中でも最も人口密度が高くなっています。また、武蔵小金井地域に立地する主要な施設として、武蔵小金井駅周辺に市役所本庁舎、第二庁舎、図書館本館及び公民館本館、北西部には東京学芸大学及び中央大学附属中学校・高校が立地しています。</p> <p>なお、小金井街道及び新小金井街道などの幹線道路沿道には、飲食店などの多様な商業施設が立地しています。</p> <p>今後、蛇の目ミシン工場跡地で新庁舎・（仮称）新福祉会館建設が予定されており、武蔵小金井駅と予定地周辺を結ぶエリア及び駅北口再開発など新たにぎわい・活力の創出が求められます。</p>	<p>(1) 地域の概要</p> <p>武蔵小金井地域は、武蔵小金井駅を中心に大型商業施設が立地しているほか、マンションなどの都市型住宅が多く立地しており、3地域の中でも最も人口密度が高くなっています。また、武蔵小金井地域に立地する主要な施設として、武蔵小金井駅周辺に市役所本庁舎、第二庁舎、図書館本館及び公民館本館、北西部には東京学芸大学及び中央大学附属中学校・高校が立地しています。</p> <p>なお、小金井街道及び新小金井街道などの幹線道路沿道には、飲食店などの多様な商業施設が立地しています。</p> <p>今後、蛇の目ミシン工場跡地で新庁舎・（仮称）新福祉会館建設が予定されており、武蔵小金井駅と予定地周辺を結ぶエリア及び駅北口再開発など新たにぎわい・活力の創出が求められます。</p>
P55	【地域位置図】	【地域位置図】
P55	<p>武蔵小金井地域は、武蔵小金井駅を中心に市の北西部に位置する地域であり、地域内には玉川上水及び仙川が通っています。</p> <p>この地域は、大正15年の武蔵小金井駅の開設による交通利便性の向上及び近代的な大量生産を目指した蛇の目ミシン工場の移転を契機に、駅付近を中心に住宅地が形成され、流入人口が増加し始めました。その後、太平洋戦争を前に、貫井北町周辺に陸軍の技術研究所が建設されたことによる地場産業の発展、昭和30年代の公社住宅及び国家公務員住宅などの大規模団地の建設、また、昭和34年に武蔵小金井駅北口広場が整備され、駅周辺に金融機関及び大型店舗が開店し、近郊都市型の商業街として発展してきました。</p> <p>戦後の高度経済成長の一方で、基盤整備が追い付かず、南口駅前交通広場は整備不十分のまま、急激に都市化が進行しました。<u>平成23年に武蔵小金井駅南口第1地区市街地再開発事業により、商業施設、文化施設、住宅などの複合施設及び交通広場が整備され、バスなどの交通結節点としての機能が充実しました。</u>また、JR中央本線を横切る小金井街道の踏切は開かずの踏切として有名でしたが、平成25年に完了したJR中央本線連続立体交差事業によって小金井街道などの踏切はなくなり、駅南北の回遊性が向上しました。さらに、令和3年に、武蔵小金井南口第2地区市街地再開発事業が完了し、<u>子育て支援施設を誘導するなど住商一体となった複合施設整備による市の中心として新たにぎわいが形成されました。</u></p>	<p>武蔵小金井地域のこれまで</p> <p>武蔵小金井地域は、武蔵小金井駅を中心に市の北西部に位置する地域であり、地域内には玉川上水及び仙川が通っています。</p> <p>この地域は、大正15年の武蔵小金井駅の開設による交通利便性の向上及び近代的な大量生産を目指した蛇の目ミシン工場の移転を契機に、駅付近を中心に住宅地が形成され、流入人口が増加し始めました。その後、太平洋戦争を前に、貫井北町周辺に陸軍の技術研究所が建設されたことによる地場産業の発展、昭和30年代の公社住宅及び国家公務員住宅などの大規模団地の建設、また、昭和34年に武蔵小金井駅北口広場が整備され、駅周辺に金融機関及び大型店舗が開店し、近郊都市型の商業街として発展してきました。</p> <p>戦後の高度経済成長の一方で、基盤整備が追い付かず、南口駅前交通広場は整備不十分のまま、急激に都市化が進行しました。また、JR中央本線を横切る小金井街道の踏切は開かずの踏切として有名でしたが、平成25年に完了したJR中央本線連続立体交差事業によって小金井街道などの踏切はなくなり、駅南北の回遊性が向上しました。さらに、令和3年に、武蔵小金井南口第2地区市街地再開発事業が完了し、<u>商業施設、文化施設、住宅などの複合施設及び交通広場の整備による市の中心として新たにぎわいが形成され、バスなどの交通結節点となっています。</u></p>

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P56	(2) 地域の現状 ■人口、世帯数ともに増加傾向であり、人口は3地域の中でこの20年間で最も伸び率が大きくなっています。 ■土地利用現況は、教育施設はじめとした公共用地が点在している中、商業用地が武蔵小金井駅周辺と幹線道路沿いに広がり、その他は住宅用地が広がっています。なお、この10年間で、公共用地及び商業用地は微増していますが、農用地は減少しています。	(2) 地域の現状 ■人口、世帯数ともに増加傾向であり、人口は3地域の中でこの20年間で最も伸び率が大きくなっています。 ■土地利用現況は、教育施設はじめとした公共用地が点在している中、商業用地が武蔵小金井駅周辺と幹線道路沿いに広がり、その他は住宅用地が広がっています。なお、この10年間で、公共用地及び商業用地は微増していますが、農用地は減少しています。
P56	【人口・世帯の推移図】	【人口・世帯の推移図】
P56	【土地利用の現況 (H29) 図】	【土地利用の現況 (H29) 図】
P56	【土地利用の推移図】	【土地利用の推移図】
P57	(3) まちづくりの目標 多様な都市環境をいかした、にぎわいと交流の輪がひろがるまち	(3) まちづくりの目標 多様な都市環境をいかした、にぎわいと交流の輪がひろがるまち
P57	目指す将来像 ■JR中央本線高架化に伴い円滑化された南北交通、市街地再開発事業で整備された商業施設及び広場などをいかした、快適で歩いて楽しいにぎわいのあるまち ■新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設及び武蔵小金井駅北口市街地再開発事業をいかした、新たな人の流れと交流が生まれるまち ■地域の特性である風致地区及び特別緑地保全地区などをいかした魅力あるまちなみが形成されるまち ■防災上必要な道路における無電柱化を推進するなど、災害に強いまち ■玉川上水、名勝小金井（サクラ）及び地域のイベントなどをいかした、歴史文化を楽しめるまち	目指す将来像 ■JR中央本線連続立体交差事業、武蔵小金井駅南口市街地再開発事業及び商業施設など既存のストックをいかした、快適で歩いて楽しいにぎわいのあるまち ■新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設及び武蔵小金井駅北口市街地再開発事業をいかした、新たな人の流れと交流が生まれるまち ■地域の特性である風致地区及び特別緑地保全地区などをいかした魅力あるまちなみが形成されるまち ■防災上必要な道路における無電柱化を推進するなど、災害に強いまち ■玉川上水、名勝小金井（サクラ）及び地域のイベントなどをいかした、歴史文化を楽しめるまち
P57	【地域のイメージイラスト】	【地域のイメージイラスト】
P57	(4) 地域のまちづくりの方針	(4) 地域のまちづくりの方針
P57	① 土地利用	① 土地利用
P57	●市街地再開発事業などをいかした、歩いて楽しいにぎわいのある拠点の形成	●市街地再開発事業などをいかした、歩いて楽しいにぎわいのある拠点の形成
P57	・JR中央本線連続立体交差事業及び武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業が完成したことに伴い、駅周辺の回遊性が向上したことによる新たな人の流れをいかし、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良いまちづくりを推進します。	・JR中央本線連続立体交差事業及び武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業が完成したことに伴い、駅周辺の回遊性が向上したことによる新たな人の流れをいかし、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良いまちづくりを推進します。
P57	・武蔵小金井駅北口は、市の玄関口にふさわしい地区として、歩いて楽しいにぎわいのある魅力的なまちに再生し、まちの価値を向上するため、市街地再開発事業などにより緑化及び広場の整備など周辺環境へ配慮し、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を図ります。あわせて、建築物等の規制・誘導及び都市計画道路などの整備を図ります。	・武蔵小金井駅北口は、市街地再開発事業により市の玄関口にふさわしい地区として、歩いて楽しいにぎわいのある魅力的なまちに再生し、まちの価値を向上するため、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を図ります。あわせて、建築物等の規制及び誘導並びに都市計画道路などの整備を図ります。
P57	●既存の商業機能などをいかした、地域の生活を支える歩いて暮らせる拠点の形成	●既存の商業機能などをいかした、地域の生活を支える歩いて暮らせる拠点の形成
P57	・本町小学校近くの北大通り周辺の地域拠点は、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	・本町小学校近くの北大通り周辺の地域拠点は、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集う、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
P57	・URグリーンタウン周辺の地域拠点は、都市基盤を整備し、日常生活の買い物を中心とした地域の生活に必要な施設など、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	・URグリーンタウン周辺の地域拠点は、日常生活の買い物を中心とした地域の生活に必要な施設の誘導を図るとともに、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集う、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
P58	●良好な住宅地の形成	●良好な住宅地の形成
P58	・定住人口の増加をめざし、従来から中層建築物が立地する小金井街道及び北大通り沿道は、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。	・定住人口の増加をめざし、従来から中層建築物が立地する小金井街道及び北大通り沿道は、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。
P58	・新小金井街道沿道は、個性的で魅力ある商業施設と広幅員道路をいかした市街地景観が調和した空間づくりに努めます。	・新小金井街道沿道は、個性的で魅力ある商業施設と広幅員道路をいかした市街地景観が調和した空間づくりを目指します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P58	●資源物処理施設における土地利用	—
P58	・資源物の適正処理及び良好な都市環境の形成を図るため、資源物処理施設における適切な土地利用を推進します。	—
P58	●庁舎跡地エリアにおける、周辺の市街地と調和したまちづくり	●庁舎跡地エリアにおける、周辺の市街地と調和したまちづくり
P58	・現在の市役所周辺は、中心拠点に隣接するエリアとして、周辺の市街地と調和した、適切な土地利用及び土地の高度利用による都市機能の誘導など、今後のまちづくりを検討します。	・現在の市役所周辺は、中心拠点に隣接するエリアとして、周辺の市街地と調和した、適切な土地利用及び土地の高度利用による都市機能の誘導など、今後のまちづくりを検討します。
P58	●にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくり	●にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくり
P58	・中心拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶエリアとして、新たな人の流れと交流がうまれることから、既存商店街の活性化、JR中央本線高架下空間の活用、市街地再開発事業及び新庁舎・（仮称）新福祉会館などをいかし、周辺の住宅地との調和を図りつつ適切な土地利用を検討します。	・中心拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶエリアとして、新たな人の流れと交流がうまれることから、既存商店街の活性化、JR中央本線高架下空間の活用、市街地再開発事業及び新庁舎・（仮称）新福祉会館などをいかし、周辺の住宅地との調和を図りつつ適切な土地利用を検討します。
P58	② 道路・交通	② 道路・交通
P58	●歩行空間・自転車利用環境の形成	●歩行空間・自転車利用環境の形成
P58	・武蔵小金井駅周辺及び小金井公園周辺は、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、さらなるバリアフリー化を推進します。	・武蔵小金井駅周辺及び小金井公園周辺は、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、さらなるバリアフリー化を推進します。
P58	・道路の幅員構成の変更及び都市計画道路の整備により、自転車ネットワークの形成を図るため、自転車走行空間の整備を推進します。新小金井街道、小金井街道の幹線道路及び駅周辺などの自転車交通量が多い道路は、自転車交通の整序化を図るため、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。	・道路の幅員構成の変更及び都市計画道路の整備により、自転車ネットワークの形成を図るため、自転車走行空間の整備を推進します。新小金井街道、小金井街道の幹線道路及び駅周辺などの自転車交通量が多い道路は、自転車交通の整序化を図るため、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。
P58	・武蔵小金井駅周辺の自転車等の放置禁止区域では、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、民間活力を含めた自転車駐車場の整備を検討します。	・武蔵小金井駅周辺の自転車等の放置禁止区域では、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、民間活力を含めた自転車駐車場の整備を検討します。
P58	・上の原通り、けやき通り及び緑桜通りなどの生活道路については、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。	・上の原通り、けやき通り及び緑桜通りなどの生活道路については、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。
P59	●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応	—
P59	・地域における公共交通不便地域については、小金井コミュニティバス（C o C o バス）を活用するとともに、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。	—
P59	●円滑な移動を支える交通結節点としての機能の充実	●円滑な移動を支える交通結節点としての機能の充実
P59	・武蔵小金井駅周辺は、市の玄関口として、乗り換え利用者が多く市内外の人が行き交う特徴をいかし、多様な移動手段をつなぐモビリティ・ハブとして、誰もが円滑に移動できるよう、交通結節機能の充実に向けてMa a Sを活用した仕組みづくりを検討します。	・武蔵小金井駅周辺は、市の玄関口として、乗り換え利用者が多く市内外の人が行き交う特徴をいかし、多様な移動手段をつなぐモビリティ・ハブとして、誰もが円滑に移動できるよう、交通結節機能の充実に向けてMa a Sを活用した仕組みづくりを検討します。
P59	【公共交通ネットワーク図】	【公共交通ネットワーク図】
P59	③ みどり・水・環境共生	③ みどり・水・環境共生
P59	●みどり・水の保全	●みどり・水の保全
P59	・特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園、国分寺崖線緑地保全地域に指定されている三楽の森公共緑地などのみどりの維持・保全に努めます。	・特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園、国分寺崖線緑地保全地域に指定されている三楽の森公共緑地などのみどりの維持・保全に努めます。

頁	要素【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P59	・貫井神社などの社寺林及び一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。	・貫井神社などの社寺林及び一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。
P59	—	・三楽公園及び浴恩館公園は、環境美化サポーター及び自治会など地域住民との協働による整備及び維持管理を推進します。
P59	・建替えが進められている <u>小金井</u> 本町住宅は、計画的な敷地内の緑化を推進します。	・建替えが進められている <u>公社</u> 本町住宅は、計画的な敷地内の緑化を推進します。
P59	【緑被分布図】	【緑被分布図】
P59	●みどりの創出	●みどりの創出
P59	・災害時の避難場所など、公園の多面的な活用を推進するため、小長久保公園及び三楽公園を拡張整備し、都市公園の充実を図ります。	・災害時の避難場所など、公園の多面的な活用を推進するため、小長久保公園及び三楽公園を拡張整備し、都市公園の充実を図ります。
P59	・三楽の森公共緑地は国分寺崖線緑地保全地域に指定されており、三楽公園とともに環境学習の場として活用を図ります。	・三楽の森公共緑地は国分寺崖線緑地保全地域に指定されており、三楽公園とともに環境学習の場として活用を図ります。
P59	・浴恩館公園は、恵まれたみどりと文化財を活用した学習の場としての活用及び環境美化サポーターを中心とした多世代交流の場としても活用を図ります。	・浴恩館公園は、恵まれたみどりと文化財を活用した学習の場としての活用及び環境美化サポーターを中心とした多世代交流の場としても活用を図ります。
P60	●風景・景観の保全と形成	●風景・景観の保全と形成
P60	・武蔵小金井駅周辺では、国分寺崖線（はけ）及び周辺市街地の景観などに配慮した形態及び意匠とともに、国分寺崖線（はけ）のみどりと調和した落ち着いた色調となるなど、市の玄関口として魅力ある都市景観の形成を推進します。	・武蔵小金井駅周辺では、国分寺崖線（はけ）及び周辺市街地の景観などに配慮した形態及び意匠とともに、国分寺崖線のみどりと調和した落ち着いた色調となるなど、市の玄関口として魅力ある都市景観の形成を推進します。
P60	・緑化スペースを十分に確保できない市街地では、屋上緑化及び壁面緑化など多様な緑化手法により、魅力ある景観の形成を推進します。	・緑化スペースを十分に確保できない市街地では、屋上緑化及び壁面緑化など多様な緑化手法により、魅力ある景観の形成を推進します。
P60	・桜町一丁目、桜町二丁目及び貫井北町三丁目の玉川上水周辺では、風致地区制度に従い、季節感、潤い及び歴史が感じられる玉川上水の景観に親和するまちなみ形成を推進します。	・桜町一丁目、桜町二丁目及び貫井北町三丁目の玉川上水周辺では、風致地区制度に従い、季節感、潤い及び歴史が感じられる玉川上水の景観に親和するまちなみ形成を推進します。
P60	●資源物処理施設の整備	●資源物処理施設の整備
P60	・資源物処理施設の整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、 <u>市民に開かれた</u> 、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。	・資源物処理施設の整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、 <u>将来にわたる</u> 安全・安心・安定的な適正処理を推進します。
P60	④ 安全・安心	④ 安全・安心
P60	●防災上の都市基盤の整備推進	●防災上の都市基盤の整備推進
P60	・緊急輸送道路に指定されている <u>五日市街道</u> 、 <u>小金井街道</u> 、 <u>連雀通り</u> 及び <u>新小金井街道</u> においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。	・緊急輸送道路に指定されている小金井街道、 <u>新小金井街道</u> 及び連雀通りにおいては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。
P60	・新庁舎・（仮称）新福祉会館建設による防災拠点の移転に伴い、緊急輸送道路のあり方を検討します。	・新庁舎・（仮称）新福祉会館への防災拠点の移転に伴い、緊急輸送道路のあり方を検討します。
P60	・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を推進します。また、既存道路においては、人通りが多く歩道が整備されているムサコ通り及び緑中央通りは優先的に整備を進め、北大通り、中央通り、農工大通り及び蛇の目通りなどでも整備を検討します。	・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を推進します。また、既存道路においては、人通りが多く歩道が整備されているムサコ通り及び緑中央通りは優先的に整備を進め、北大通り、中央通り、農工大通り及び蛇の目通りなどでも整備を検討します。
P60	●多様な防災拠点としての活用	●多様な防災拠点としての活用
P60	・小金井公園及び東京学芸大学は広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校などの学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能及び延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。	・小金井公園及び東京学芸大学は広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校などの学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能及び延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P60	●防災まちづくりの推進	●防災まちづくりの推進
P60	・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域」に指定されている本町三丁目、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている貫井北町二丁目及び桜町一丁目、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている貫井北町二丁目、桜町一丁目及び中町三丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けて検討します。また、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定等による都市農地の維持・保全を推進します。	・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域」に指定されている本町三丁目、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている貫井北町二丁目及び桜町一丁目、「不燃化の状況や住宅の密度が木造密集地域と同等である地域」に指定されている貫井北町二丁目、桜町一丁目及び中町三丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けて検討します。また、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定等による都市農地の維持・保全を推進します。
P60	—	・道路が狭く、住宅が密集し、地震に関する地域危険度測定調査（東京都）において、災害時活動困難度が高い地区として位置付けられた桜町一丁目及び緑町三丁目は、防災・減災に向けた取組を検討します。
P60	【木造住宅密集地域等】	【木造住宅密集地域等】
P60	【災害時活動困難度】	【災害時活動困難度】
P61	●土砂災害警戒区域などへの対策	●土砂災害警戒区域などへの対策
P61	・国分寺崖線（はけ）を中心に、貫井南町三丁目、前原町三丁目及び中町一丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、 <u>避難及び伝達方法の態勢整備</u> を検討します。	・国分寺崖線（はけ）を中心に、貫井南町三丁目、前原町三丁目及び中町一丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、 <u>対策</u> を検討します。
P61	⑤ 生活環境	⑤ 生活環境
P61	●大学などと連携したまちづくり	●大学などと連携したまちづくり
P61	・東京学芸大学、情報通信研究機構及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。	・東京学芸大学、情報通信研究機構及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。
P61	【教育施設の状況】	【教育施設の状況】
P61	●商店街をいかしたまちづくり	●商店街 <u>など</u> をいかしたまちづくり
P61	・武蔵小金井駅周辺、新小金井街道、北大通り、緑中央通り、農工大通り、行幸通り、上の原通り、ムサコ通り及びけやき通り沿いなどで回遊性のある商店会をいかして、地域に広がる商店街及び事業者の自発的な取組の支援に努めます。	・武蔵小金井駅周辺、新小金井街道、北大通り、緑中央通り、農工大通り、行幸通り、上の原通り、ムサコ通り及びけやき通り沿いなどで回遊性のある商店街をいかして、地域に広がる商店街及び事業者の自発的な取組の支援に努めます。
P61	●歴史・文化をいかしたまちづくり	●歴史・文化をいかしたまちづくり
P61	・名勝小金井（サクラ）を復活させ、次世代へ継承するため、関係機関及び市民団体と連携・協働して、玉川上水及び名勝小金井（サクラ）などという歴史的文化遺産をいかした自然を楽しむ回遊性のあるまちづくりを推進します。	・名勝小金井（サクラ）を復活させ、次世代へ継承するため、関係機関及び市民団体と連携・協働して、玉川上水及び名勝小金井（サクラ）などという歴史的文化遺産をいかした自然を楽しむ回遊性のあるまちづくりを推進します。
P61	・江戸東京たてもの園、文化財センター、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター） <u>はけ</u> の森美術館などの施設の利用及び阿波踊りなどの地域のイベントにより、誰もが歴史及び芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。	・江戸東京たてもの園、文化財センター、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター） <u>及び</u> はけの森美術館などの施設の利用並びに阿波踊りなどの地域のイベントなどにより、誰もが歴史及び芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。
P61	・平代坂、車屋の坂、白伝坊の坂及びなそい坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。	・平代坂、車屋の坂、白伝坊の坂及びなそい坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。
P61	●農のあるまちづくり	●農のあるまちづくり
P61	・市民農園、セミナー農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。	・市民農園、セミナー農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。
P61	・小金井ファーマーズマーケット及び市内に多く点在する庭先直売所と連携し、市内農産物の普及への取組を推進します。	・小金井ファーマーズマーケット及び市内に多く点在する庭先直売所と連携し、市内農産物の普及への取組を推進します。
P61	・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。	・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。
P62	【武蔵小金井地域 まちづくりの方針図】	【武蔵小金井地域 まちづくりの方針図】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
3 東小金井地域		
P63	<p>(1) 地域の概要</p> <p>東小金井地域は、現在、東小金井駅北口土地区画整理事業により、東小金井駅の北側は、交通広場、道路及び公園の都市基盤整備を進めているのにあわせ、JR中央本線高架下を活用した業務施設の整備など、商業・業務施設及び住宅などの整備が進められ、市の東部地域の中心として、新たなにぎわいが形成されています。また、東小金井地域に立地する主要な施設として、地域の北部に小金井公園、南部に武蔵野公園及び野川公園が位置し、東小金井駅周辺には東京農工大学及び法政大学などが立地しています。</p> <p>今後、東小金井駅北口土地区画整理事業の完了にあわせて、新たな施設と既存施設が調和したまちづくりが求められます。</p>	<p>(1) 地域の概要</p> <p>東小金井地域は、現在、東小金井駅北口土地区画整理事業により、東小金井駅の北側は、交通広場、道路及び公園の都市基盤整備を進めているのにあわせ、JR中央本線高架下を活用した業務施設の整備など、商業・業務施設及び住宅などの整備が進められ、市の東部地域の中心として、新たなにぎわいが形成されています。また、東小金井地域に立地する主要な施設として、地域の北部に小金井公園、南部に武蔵野公園及び野川公園が位置し、東小金井駅周辺には東京農工大学及び法政大学などが立地しています。</p> <p>今後、東小金井駅北口土地区画整理事業の完了にあわせて、新たな施設と既存施設が調和したまちづくりが求められます。</p>
P63	【地域位置図】	【地域位置図】
P63	<p>東小金井地域のこれまで</p> <p>東小金井駅を中心に市の北東部に位置する地域であり、玉川上水及び仙川が通っています。この地域は、大正6年に設置された多摩鉄道（現 西武多摩川線）新小金井駅があり、多摩川の砂利運送専用路線として運行され、昭和30年代ごろまでは、引き込み線から東町一丁目付近の砂利碎石工場へ運ばれていました。その後、農地など武蔵野の面影を残していた地域に、昭和39年に地域住民の新駅設置請願運動により東小金井駅が開設されたことを契機として、急激に住宅地が形成され、駅周辺部は十分な都市基盤が整備されないまま都市化が進行しました。このため、低層住居及び狭い道路が多い状況となっています。特に地域南部の東町二丁目付近は木造住宅密集地域に位置付けられています。</p>	<p>東小金井地域のこれまで</p> <p>東小金井駅を中心に市の北東部に位置する地域であり、玉川上水及び仙川が通っています。この地域は、大正6年に設置された多摩鉄道（現 西武多摩川線）新小金井駅があり、多摩川の砂利運送専用路線として運行され、昭和30年代ごろまでは、引き込み線から東町一丁目付近の砂利碎石工場へ運ばれていました。その後、農地など武蔵野の面影を残していた地域に、昭和39年に地域住民の新駅設置請願運動により東小金井駅が開設されたことを契機として、急激に住宅地が形成され、駅周辺部は十分な都市基盤が整備されないまま都市化が進行しました。このため、低層住居及び狭い道路が多い状況となっています。特に地域南部の東町二丁目付近は木造住宅密集地域に位置付けられています。</p>
P64	<p>(2) 地域の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ■人口、世帯数ともに増加傾向にあります。 ■土地利用現況は、JR中央本線沿線を中心に、教育施設をはじめとした大規模な公共用地が点在している中、商業用地が東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺と幹線道路沿いに広がり、その他は住宅用地が広がっています。なお、この10年間で、住宅用地は増加していますが、農用地は減少しています。 	<p>(2) 地域の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ■人口、世帯数ともに増加傾向にあります。 ■土地利用現況は、JR中央本線沿線を中心に、教育施設をはじめとした大規模な公共用地が点在している中、商業用地が東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺と幹線道路沿いに広がり、その他は住宅用地が広がっています。なお、この10年間で、住宅用地は増加していますが、農用地は減少しています。
P64	【人口・世帯の推移】	【人口・世帯の推移】
P64	【土地利用の現況（H29）】	【土地利用の現況（H29）】
P64	【土地利用の推移】	【土地利用の推移】
P65	<p>(3) まちづくりの基本目標</p> <p>新たな魅力が創出され、個性と活力があふれるまち</p>	<p>(3) まちづくりの基本目標</p> <p>新たな魅力が創出され、個性と活力があふれるまち</p>
P65	<p>目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土地区画整理事業により整備された都市基盤をいかした、にぎわいと活力がうまれる新たな魅力が創出されるまち ■JR中央本線高架化に伴い円滑化された南北交通、JR中央本線高架下の商業施設及び新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設などをいかした、新たな人の流れと交流がうまれるまち ■周辺と調和した景観を形成するなど、ゆとりと潤いが感じられるまち ■防災上必要な道路における無電柱化を推進するなど、災害に強いまち ■大学などとの連携、東小金井事業創造センター（KO-TO）、既存の商店街及び地域固有の産業をいかした、個性豊かな産業の育成及び学生が集いにぎわい・活力がうまれるまち 	<p>目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■東小金井駅北口土地区画整理事業をいかした、にぎわいと活力がうまれる新たな魅力が創出されるまち ■JR中央本線連続立体交差事業など既存のストック及び新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設などをいかした、新たな人の流れと交流がうまれるまち ■周辺と調和した景観を形成するなど、ゆとりと潤いが感じられるまち ■防災上必要な道路における無電柱化を推進するなど、災害に強いまち ■大学などとの連携、東小金井事業創造センター（KO-TO）、既存の商店街及び地域固有の産業をいかした、個性豊かな産業の育成及び学生が集いにぎわい・活力がうまれるまち
P65	【地域のイメージイラスト】	【地域のイメージイラスト】
P65	(4) 地域のまちづくり方針	(4) 地域のまちづくり方針
P65	① 土地利用	① 土地利用
P65	●土地区画整理事業などをいかした、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成	●土地区画整理事業などをいかした、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P65	・東小金井駅北口は、土地区画整理事業の推進による計画的な都市基盤の整備及び地区計画の活用などにより、良好な住環境の形成を図るとともに、都市機能の集積・誘導により、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成を推進します。	・東小金井駅北口は、土地区画整理事業の推進による計画的な都市基盤の整備及び地区計画の活用などにより、良好な住環境の形成を図るとともに、都市機能の集積・誘導により、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成を推進します。
P65	・土地区画整理事業区域内で取得しているまちづくり事業用地は、総合駐車場対策として駐車場運営を継続するとともに、今後の有効な整備活用に向けた検討を進めます。	・土地区画整理事業区域内で取得しているまちづくり事業用地は、総合駐車場対策として駐車場運営を継続するとともに、今後の有効な整備活用に向けた検討を進めます。
P65	・東小金井駅南口は、都市基盤の整備及び商業、業務施設の集積を図るとともに、住環境の改善を行い、地区の活性化を図ります。	・東小金井駅南口は、都市基盤の整備及び商業、業務施設の集積を図るとともに、住環境の改善を行い、地区の活性化を図ります。
P65	●商業地の活性化など地域の生活を支える、歩いて暮らせる拠点の形成	●商業地の活性化など地域の生活を支える、歩いて暮らせる拠点の形成
P65	・新小金井駅周辺の地域拠点では、都市基盤を整備し、駅周辺の商業地の活性化及び住環境の改善を図るとともに、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを推進します。	・新小金井駅周辺の地域拠点では、都市基盤を整備し、駅周辺の商業地の活性化及び住環境の改善を図るとともに、多世代が集う、歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを推進します。
P65	・梶野町交差点東側の北大通り周辺の地域拠点では、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性のさらなる向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	・梶野町交差点東側の北大通り周辺の地域拠点では、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性のさらなる向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集う、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
P66	●良好な住宅地の形成	●良好な住宅地の形成
P66	・東小金井駅及び新小金井駅周辺は、周辺の住環境に留意しながら、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。	・東小金井駅及び新小金井駅周辺は、周辺の住環境に留意しながら、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。
P66	・東町一丁目などにみられるみどり豊かで良好な住宅地は、住環境の維持及び保全を推進します。	・東町一丁目などにみられるみどり豊かで良好な住宅地は、住環境の維持及び保全を推進します。
P66	●にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくり	●にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれるまちづくり
P66	・副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶエリアとして、新たな人の流れと交流がうまれることから、既存商店街の活性化、JR中央本線高架下空間の活用及び東小金井駅北口土地区画整理事業などをいかし、周辺住宅地との調和を図りつつ適切な土地利用を検討します。また、JR変電所付近のJR中央本線高架下空間の活用もあわせて検討します。	・副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶエリアとして、新たな人の流れと交流がうまれることから、既存商店街の活性化、JR中央本線高架下空間の活用及び東小金井駅北口土地区画整理事業などをいかし、周辺住宅地との調和を図りつつ適切な土地利用を検討します。また、JR変電所付近のJR中央本線高架下空間の活用もあわせて検討します。
P66	② 道路・交通	② 道路・交通
P66	●歩行空間・自転車利用環境の形成	●歩行空間・自転車利用環境の形成
P66	・東小金井駅、新小金井駅周辺及び小金井公園周辺は、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、さらなるバリアフリー化を推進します。	・東小金井駅、新小金井駅周辺及び小金井公園周辺は、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、さらなるバリアフリー化を推進します。
P66	・自転車交通量の多い農工大通り、くりやま通り、富士見通り及び地蔵通りは、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。	・自転車交通量の多い農工大通り、くりやま通り、富士見通り及び地蔵通りは、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。
P66	・東小金井駅及び新小金井駅周辺の自転車等の放置禁止区域では、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、民間活力を含めた自転車駐車場の整備を検討します。	・東小金井駅及び新小金井駅周辺の自転車等の放置禁止区域では、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、民間活力を含めた自転車駐車場の整備を検討します。
P66	・梶野通り、緑桜通り、地蔵通り、農工大通り及び富士見通りなどの生活道路については、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。	・梶野通り、緑桜通り、地蔵通り、農工大通り及び富士見通りなどの生活道路については、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。
P66	●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応	●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応
P66	・地域における公共交通不便地域については、小金井コミュニティバス（CoCoバス）を活用するとともに、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。	・東町一丁目及び東町五丁目付近における公共交通不便地域については、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P66	【公共交通ネットワーク図】	【公共交通ネットワーク図】
P66	●地域の多様な移動手段を支える交通結節点としての機能の充実	●地域の多様な移動手段を支える交通結節点としての機能の充実
P66	・東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺は、市内を循環するコミュニティバスの発着が主であることから、多様な移動手段をつなぐモビリティ・ハブとして、誰もが円滑に移動できるよう交通結節機能に向けてMa a Sを活用した仕組みづくりを検討します。	・東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺は、市内を循環するコミュニティバスの発着が主であることから、多様な移動手段をつなぐモビリティ・ハブとして、誰もが円滑に移動できるよう交通結節機能に向けてMa a Sを活用した仕組みづくりを検討します。
P67	③ みどり・水・環境共生	③ みどり・水・環境共生
P67	●みどりの保全	●みどりの保全
P67	・一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。	・一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。
P67	・環境緑地については、ボランティアなどの活用により維持管理を推進します。	・ <u>梶野町四丁目及び緑町一丁目などにある環境</u> 緑地については、ボランティアなどの活用により維持管理を推進します。
P67	・梶野公園では、梶野公園サポーター会議などボランティア制度を活用し、市民との共同による整備及び維持管理を推進します。	—
P67	【緑被分布図】	【緑被分布図】
P67	●みどりの創出	●みどりの創出
P67	・災害時の避難場所など、公園の多面的な活用を推進するため、梶野公園を拡張整備し、都市公園の充実を図るとともに、(仮称) 東小金井駅北口土地区画整理事業一号公園を新たに整備します。	・災害時の避難場所など、公園の多面的な活用を推進するため、梶野公園を拡張整備し、都市公園の充実を図るとともに、(仮称) 東小金井駅北口土地区画整理事業一号公園を新たに整備します。
P67	・栗山公園などでは、さらなる魅力向上のため、指定管理者制度などの導入に向けて検討します。	・栗山公園では、さらなる魅力向上のため、指定管理者制度などの導入に向けて検討します。
P67	●ゆとりや潤いが感じられる景観の形成	●ゆとりや潤いが感じられる景観の形成
P67	・東小金井駅北口地区地区計画区域内において、敷地内及び建物の緑化、周辺との調和及び景観形成に配慮した色彩にするなど、駅前でありながらゆとりや潤いが感じられるまちづくりを推進します。	・東小金井駅北口地区地区計画区域内において、敷地内及び建物の緑化、周辺との調和及び景観形成に配慮した色彩にするなど、駅前でありながらゆとりや潤いが感じられるまちづくりを推進します。
P67	④ 安全・安心	④ 安全・安心
P67	●防災上の都市基盤の整備推進	●防災上の都市基盤の整備推進
P67	・緊急輸送道路に指定されている五日市街道においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。	・緊急輸送道路に指定されている五日市街道においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。
P67	・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を推進します。また、既存道路においては、北大通り、中央通り、農工大通り及び富士見通りなどは、優先的に整備を検討します。	・都市計画道路の整備にあわせて、無電柱化を推進します。また、既存道路においては、北大通り、中央通り、農工大通り及び富士見通りなどは、優先的に整備を検討します。
P67	●多様な防災拠点としての活用	●多様な防災拠点としての活用
P67	・小金井公園及び東京農工大学は、広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校等の学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能、延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。	・小金井公園及び東京農工大学は、広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校等の学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能、延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。
P68	●防災まちづくりの推進	●防災まちづくりの推進
P68	・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域かつ農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている東町二丁目、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている梶野町二丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入の検討など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤施設の計画的な整備に向けて検討します。また、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定等による都市農地の維持・保全を推進します。	・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域かつ農地を有し防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている東町二丁目、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている梶野町二丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入の検討など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤施設の計画的な整備に向けて検討します。また、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定等による都市農地の維持・保全を推進します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P68	—	・道路が狭く、住宅が密集し、地震に関する地域危険度測定調査（東京都）において、災害時活動困難度が高い地区として位置づけられた東町一丁目及び東町三丁目は、防災・減災に向けた取組を検討します。
P68	【木造住宅密集地域等】	【木造住宅密集地域等】
P68	【災害時活動困難度】	【災害時活動困難度】
P68	●土砂災害警戒区域などへの対策	●土砂災害警戒区域などへの対策
P68	・国分寺崖線（はけ）を中心に、東町一丁目及び東町五丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、 <u>避難及び伝達方法の態勢整備</u> を検討します。	・国分寺崖線（はけ）を中心に、東町一丁目及び東町五丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、 <u>対策</u> を検討します。
P69	⑤ 生活環境	⑤ 生活環境
P69	●大学などと連携したまちづくり	●大学などと連携したまちづくり
P69	・東京農工大学、法政大学及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。	・東京農工大学、法政大学及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。
P69	・農工大・多摩小金井ベンチャーポート <u>入居者支援</u> などにより新事業・新産業の創出を推進します。	・農工大・多摩小金井ベンチャーポートなどにより新事業・新産業の創出を推進します。
P69	【教育施設の状況】	【教育施設の状況】
P69	●商店街及び地域固有の <u>事業・産業</u> などをいかしたまちづくり	●商店街及び地域固有の産業などをいかしたまちづくり
P69	・東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺は、学生が集い魅力ある商店街づくりを推進し、回遊性の向上を図ります。	・東小金井駅周辺及び新小金井駅周辺は、学生が集い魅力ある商店街づくりを推進し、回遊性の向上を図ります。
P69	・東大通り、北大通り、梶野通り、地蔵通り、富士見通り、都市計画道路3・4・8号線及びくりやま通り沿道などで回遊性のある商店街をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援を図ります。	・東大通り、北大通り、梶野通り、地蔵通り、富士見通り、都市計画道路3・4・8号線及びくりやま通り沿道などで回遊性のある商店街をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援を図ります。
P69	・地域固有の <u>事業・産業</u> が、 <u>継続・活躍</u> できるよう <u>な環境整備</u> に努めます。	・地域固有の産業が引き続き活躍できるよう <u>規制緩和</u> などを検討します。
P69	・東小金井事業創造センター（KO-T O）周辺では、創業支援施設の集積をいかして、周辺の住環境と調和した産業の振興を推進します。	・東小金井事業創造センター（KO-T O）周辺では、創業支援施設の集積をいかして、周辺の住環境と調和した産業の振興を推進します。
P69	●歴史・文化をいかしたまちづくり	●歴史・文化をいかしたまちづくり
P69	・ムジナ坂、みはらし坂及び二枚橋の坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。	・ムジナ坂、みはらし坂及び二枚橋の坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。
P69	●農のあるまちづくり	●農のあるまちづくり
P69	・市民農園、高齢者農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。	・市民農園、高齢者農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。
P69	・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び東小金井駅周辺以外に多く点在する庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。	・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び東小金井駅周辺以外に多く点在する庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。
P70	【東小金井地域 まちづくりの方針図】	【東小金井地域 まちづくりの方針図】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
4 野川地域		
P71	<p>(1) 地域の概要</p> <p>野川地域は、低層住居を中心とした住宅地が広がり、みどり豊かな住環境が形成されている一方、野川地域には鉄道駅がなく、コミュニティバス等の公共交通機関及び自転車が主な交通手段として利用されている。商業施設は幹線道路沿道に立地しているが、スーパー・マーケットなど日常生活を支える生活利便施設が地域東部で不足しています。今後、魅力ある地域資源をいかしながら、住環境の保全とあわせて、駅周辺へのアクセス向上などが求められます。</p>	<p>(1) 地域の概要</p> <p>野川地域は、低層住居を中心とした住宅地が広がり、みどり豊かな住環境が形成されている一方、野川地域には鉄道駅がなく、コミュニティバス等の公共交通機関及び自転車が主な交通手段として利用されている。商業施設は幹線道路沿道に立地しているが、スーパー・マーケットなど日常生活を支える生活利便施設が地域東部で不足しています。今後、魅力ある地域資源をいかしながら、住環境の保全とあわせて、駅周辺へのアクセス向上などが求められます。</p>
P71	【地域位置図】	【地域位置図】
P71	<p>野川地域のこれまで</p> <p>野川地域は、市の南側に位置する地域であり、地域内には野川、武蔵野公園、野川公園及び多磨霊園など、多くのみどり・水を有する地域です。</p> <p>野川地域には、大正12年に日本最初の大規模な公園墓地として造成された多磨霊園があり、霊園通りと小金井街道の交差点には昭和11年に東京・都旧跡に指定された金井原古戦場の記念碑があります。</p> <p>野川地域を流れる野川は、古くから氾濫が多かったことから、改修工事が進められることになり、昭和45年の収穫を最後に地域にある水田が全て姿を消しました。人口集中地区は、昭和35年は小金井街道を中心とした区域でしたが、昭和45年には野川地域全域となり、この時期に急速に宅地化が進みました。この急速な都市化が進む中、家庭排水が原因である野川の水質悪化が問題となり、地域の下水道整備が進み、野川の水質改善につながっています。その後、国分寺崖線（はけ）の湧水を集めて流れる野川は、自然再生事業など多自然川づくりを基本とした護岸の改修など、豊かな水辺の自然を回復する事業が進められ、本来の地域の自然が回復してきています。</p>	<p>野川地域のこれまで</p> <p>野川地域は、市の南側に位置する地域であり、地域内には野川、武蔵野公園、野川公園及び多磨霊園など、多くのみどり・水を有する地域です。</p> <p>野川地域には、大正12年に日本最初の大規模な公園墓地として造成された多磨霊園があり、霊園通りと小金井街道の交差点には昭和11年に東京・都旧跡に指定された金井原古戦場の記念碑があります。</p> <p>野川地域を流れる野川は、古くから氾濫が多かったことから、改修工事が進められることになり、昭和45年の収穫を最後に地域にある水田が全て姿を消しました。人口集中地区は、昭和35年は小金井街道を中心とした区域でしたが、昭和45年には野川地域全域となり、この時期に急速に宅地化が進みました。この急速な都市化が進む中、家庭排水が原因である野川の水質悪化が問題となり、地域の下水道整備が進み、野川の水質改善につながっています。その後、国分寺崖線（はけ）の湧水を集めて流れる野川は、自然再生事業など多自然川づくりを基本とした護岸の改修など、豊かな水辺の自然を回復する事業が進められ、本来の地域の自然が回復されつつあります。</p>
P72	<p>(2) 地域の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ■人口、世帯数ともに増加傾向ですが、人口は3地域の中でこの20年間で最も伸び率が小さくなっています。 ■土地利用現況は、市全体と比べて公共用地の割合が低く、住宅用地の割合が高くなっています。武蔵野公園及び多磨霊園などの公園・運動場等がまとまって立地しているとともに、商業用地が幹線道路沿いに広がっています。なお、この10年間で住宅用地は増加していますが、農用地は減少しています。 	<p>(2) 地域の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ■人口、世帯数ともに増加傾向ですが、人口は3地域の中でこの20年間で最も伸び率が小さくなっています。 ■土地利用現況は、市全体と比べて公共用地の割合が低く、住宅用地の割合が高くなっています。武蔵野公園及び多磨霊園などの公園・運動場等がまとまって立地しているとともに、商業用地が幹線道路沿いに広がっています。なお、この10年間で住宅用地は増加していますが、農用地は減少しています。
P72	【人口・世帯の推移】	【人口・世帯の推移】
P72	【土地利用の現況（H29）】	【土地利用の現況（H29）】
P72	【土地利用の推移】	【土地利用の推移】
P73	<p>(3) まちづくりの基本目標</p> <p>自然豊かでのんびりとしたやすらぎのある居心地の良いまち</p>	<p>(3) まちづくりの基本目標</p> <p>自然豊かでのんびりとしたやすらぎのある居心地の良いまち</p>
P73	<p>目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■低層住宅を中心とした住宅地及び既存の商業施設をいかした、良好な住環境が形成される居心地の良いまち ■新たな移動手段の活用による坂の多い市内を快適に移動できるまち ■野川及び大規模公園など豊かな自然をいかした、市民の憩いの場としてのんびりとやすらぎのあるまち ■緊急輸送道路に指定されている沿道建築物の耐震化を推進するなど、災害に強いまち ■地域固有の資源である小金井神社及び金井原古戦場などをいかした、回遊性のあるまち 	<p>目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■低層住宅を中心とした住宅地及び既存の商業施設をいかした、良好な住環境が形成される居心地の良いまち ■新たな移動手段の活用による坂の多い市内を快適に移動できるまち ■野川及び大規模公園など豊かな自然をいかした、市民の憩いの場としてのんびりとやすらぎのあるまち ■緊急輸送道路に指定されている沿道建築物の耐震化を推進するなど、災害に強いまち ■地域固有の資源である小金井神社及び金井原古戦場などをいかした、回遊性のあるまち
P73	【地域のイメージイラスト】	【地域のイメージイラスト】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P73	(4) 地域のまちづくり方針	(4) 地域のまちづくり方針
P73	① 土地利用	① 土地利用
P73	●地域資源をいかした、地域の生活を支える拠点の形成	●地域資源をいかした、地域の生活を支える拠点の形成
P73	・東八道路沿道の地域拠点は、既存の商業機能及び大規模な公園をいかしながら、生活利便性のさらなる向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	・東八道路沿道の地域拠点は、既存の商業機能及び大規模な公園をいかしながら、生活利便性のさらなる向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集う、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
P73	・新小金井街道沿道の地域拠点は、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集い、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。	・新小金井街道沿道の地域拠点は、既存の商業機能をいかしながら、生活利便性の向上と地域の活動・交流を支える機能・サービスの誘導を図り、多世代が集う、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
P73	●良好な住宅地の形成	●良好な住宅地の形成
P73	・低層住宅を中心とした住宅地が広がり、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の形成を図ります。	・低層住宅を中心とした住宅地が広がり、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の形成を図ります。
P73	・小金井貫井住宅は、建替えなどが生じた時には、潤いと魅力がある都市環境を形成するため、みどり豊かで良好な住宅地として適切な環境整備に努めます。	・公社貫井住宅は、建替えなどが生じた時には、潤いと魅力がある都市環境を形成するため、みどり豊かで良好な住宅地として適切な環境整備に努めます。
P74	② 道路・交通	② 道路・交通
P74	●歩行空間・自転車利用環境の形成	●歩行空間・自転車利用環境の形成
P74	・自転車交通量の多い西の久保通り、七軒家通り及び霊園通りは、自転車交通の整序化を図るため、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。	・自転車交通量の多い西の久保通り、七軒家通り及び霊園通りは、自転車交通の整序化を図るため、自転車ナビマークなどを関係機関と連携し、整備に努めます。
P74	・Maas及び先端技術を活用した、新たな移動手段の導入及び坂の多い市内を円滑に移動できる仕組みづくりについて検討します。	・Maas及び先端技術を活用した、新たな移動手段の導入及び坂の多い市内を円滑に移動できる仕組みづくりについて検討します。
P74	・薬師通り、霊園通り、池の上通り及び西の久保通りなどについては、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。	・薬師通り、霊園通り、池の上通り及び西の久保通りなどについては、歩行者及び自転車が安心して移動できるよう、維持管理に努めます。
P74	●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応	●公共交通が不便な地域における交通弱者への対応
P74	・地域における公共交通不便地域については、小金井コミュニティバス(CoCoバス)を活用するとともに、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。	・前原町四丁目付近における公共交通不便地域については、パーソナルモビリティなどの新たな移動手段の検討及び公共交通の走行空間を確保するなど、公共交通不便地域の解消に努めます。
P74	【公共交通ネットワーク図】	【公共交通ネットワーク図】
P74	●新たな移動手段の検討	●新たな移動手段の検討
P74	・坂の多い市内を快適に移動するため、先端技術を活用した新たな移動手段として、Maasなどを活用した仕組みづくりについて検討します。	・坂の多い市内を快適に移動するため、先端技術を活用した新たな移動手段などMaasを活用した仕組みづくりについて検討します。
P74	③ みどり・水・環境共生	③ みどり・水・環境共生
P74	●みどりの保全	●みどりの保全
P74	・野川周辺の連続したみどりは、保全緑地制度などを活用することにより、市民、東京都及び他自治体とともに保全を推進します。	・野川周辺の連続したみどりは、保全緑地制度及び自然再生事業などを活用することにより、市民、東京都及び他自治体とともに保全を推進します。
P74	・小金井神社などの社寺林及び一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。	・小金井神社などの社寺林及び一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などの活用を促進し、保全を推進します。
P74	・滄浪泉園及びはけの森美術館の湧水を身近にふれあうことができるよう、遊歩道及びはけの小路の維持管理に努めます。	・滄浪泉園及びはけの森美術館の湧水を身近にふれあうことができるよう、遊歩道及びはけの小路の維持管理に努めます。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P74	【緑被分布図】	【緑被分布図】
P74	●みどりの創出	●みどりの創出
P74	・野川公園及び武蔵野公園に隣接する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設は、周囲の景観に馴染むよう緑地帯などの確保を実施します。	・野川公園及び武蔵野公園に隣接する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設は、周囲の景観に馴染むよう緑地帯などの確保を実施します。
P75	●市街地の緑化による景観の形成	●市街地の緑化による景観の形成
P75	・戸建住宅地が多いことから、生け垣造成の制度を活用するなどにより、市街地の緑化を推進します。	・戸建住宅地が多いことから、生け垣造成の制度を活用するなどにより、市街地の緑化を推進します。
P75	●不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備推進	●不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備推進
P75	・不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、 <u>市民に開かれ</u> た、安全・安心・安定的な適正処理を推進します。	・不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、 <u>将来にわたる安全</u> ・安心・安定的な適正処理を推進します。
P75	④ 安全・安心	④ 安全・安心
P75	●防災上の都市基盤の整備推進	●防災上の都市基盤の整備推進
P75	・緊急輸送道路に指定されている小金井街道、 <u>東八道路</u> 及び <u>新小金井街道</u> においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。	・緊急輸送道路に指定されている小金井街道、 <u>新小金井街道</u> 及び東八道路においては、優先的に沿道建築物の耐震化を推進します。
P75	・幹線道路以外の比較的幅員の広い生活道路については、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を検討します。	・幹線道路以外の比較的幅員の広い生活道路については、車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を検討します。
P75	●多様な防災拠点としての活用	●多様な防災拠点としての活用
P75	・武蔵野公園、野川公園及び多磨霊園は、広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校等の学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能及び延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。	・武蔵野公園、野川公園及び多磨霊園は、広域避難場所としての活用を行うとともに、小学校、中学校等の学校及び公共施設は、一時避難場所及び避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能及び延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮した管理を推進します。
P75	●防災まちづくりの推進	●防災まちづくりの推進
P75	・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている貫井南町四丁目、貫井南町五丁目及び前原町四丁目、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている貫井南町五丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入の検討など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けて検討します。また、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定等による都市農地の維持・保全を推進します。	・防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている貫井南町四丁目、貫井南町五丁目及び前原町四丁目、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている貫井南町五丁目は、敷地面積の最低限度及び新防火区域の導入の検討など、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けて検討します。また、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定等による都市農地の維持・保全を推進します。
P75	—	・ <u>道路が狭く、住宅が密集し、地震に関する地域危険度測定調査（東京都）において、災害時活動困難度が高い地区として位置付けられた前原町二丁目及び貫井南町五丁目は、防災・減災に向けた取組を検討します。</u>
P75	・ <u>小金井</u> 貫井住宅は、今後建替えなどが生じた時には、地域の安全性の確保のため、災害時の避難場所としての活用など、関係機関と連携して、防災機能の強化に向けて検討します。	・ <u>公社</u> 貫井住宅は、今後建替えなどが生じた時には、地域の安全性の確保のため、災害時の避難場所としての活用など、関係機関と連携して、防災機能の強化に向けて検討します。
P75	【木造住宅密集地域等】	【木造住宅密集地域等】
P75	【災害時活動困難度】	【災害時活動困難度】
P76	●土砂災害警戒区域などへの対策	●土砂災害警戒区域などへの対策
P76	・国分寺崖線（はけ）を中心に、東町一丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、 <u>避難及び伝達方法の態勢整備</u> を検討します。	・国分寺崖線（はけ）を中心に、東町一丁目で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、東京都と連携し、 <u>対策</u> を検討します。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P76	⑤生活環境	⑤生活環境
P76	●大学などと連携したまちづくり	●大学などと連携したまちづくり
P76	・東京工学院専門学校及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。	・東京工学院専門学校及び地域の事業所と、市民との交流による生涯学習の推進など、大学などと連携したまちづくりを推進します。
P76	【教育施設の状況】	【教育施設の状況】
P76	●商店街及び小規模店舗をいかしたまちづくり	●商店街及び小規模店舗などをいかしたまちづくり
P76	・東八道路、小金井街道、靈園通りを結ぶ回遊性のある商店街及び小規模店舗をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援に努めます。	・東八道路、小金井街道、靈園通りを結ぶ回遊性のある商店街及び小規模店舗をいかして、地域に広がる商店会及び事業者の自発的な取組の支援に努めます。
P76	●歴史・文化をいかしたまちづくり	●歴史・文化をいかしたまちづくり
P76	・国分寺崖線（はけ）、野川、小金井神社及び金井原古戦場などの地域固有の資源を活用して、歴史・文化を楽しむことができる回遊性のある歩行者及び自転車のためのネットワークづくりを図ります。	・国分寺崖線（はけ）、野川、小金井神社及び金井原古戦場などの地域固有の資源を活用して、歴史文化を楽しむことができる回遊性のある歩行者及び自転車のためのネットワークづくりを図ります。
P76	・国分寺崖線（はけ）及び野川など、小金井の魅力を発信するための環境整備に努めます。	・国分寺崖線（はけ）及び野川のしだれ桜など、小金井の魅力を発信するための環境整備に努めます。
P76	・平代坂、なそい坂及びムジナ坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。	・平代坂、なそい坂及びムジナ坂などの国分寺崖線（はけ）の坂道の保全及び舗装の維持管理に努めます。
P76	●農のあるまちづくり	●農のあるまちづくり
P76	・市民農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。	・市民農園及び農地を活用し、子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供による交流・地域づくりを推進します。
P76	・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。	・持続可能な都市農業の発展に向けて、収穫体験などの各種イベント及び庭先販売所において小金井農業の魅力を発信するなど、市民の都市農業に対する理解及び関心を高める取組を推進します。
P77	【野川地域 まちづくりの方針図】	【野川地域 まちづくりの方針図】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
第4章 まちづくりの実現に向けて		
1 まちづくりの基本的な進め方		
P80	<p>都市計画マスターplanは、多様な市民参加を経て策定された、今後のまちづくりの将来像を示すものです。都市計画マスターplanで位置付けられた考え方を踏まえ、各個別計画に基づき事業を推進していくことで、まちづくりの実現を推進します。</p> <p>都市計画マスターplanが目指す将来都市像を実現していくためには、市民、事業者及び市が相互に連携・協力しながら、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。</p> <p>さらに、まちづくり手法の活用、まちづくり推進体制の充実を図るとともに、定期的に進捗状況を把握し、その結果をフィードバックしながら計画的なまちづくりを推進し、社会経済情勢及び上位計画の変化などを踏まえ、都市計画マスターplanの見直しを行うものとします。</p>	<p>都市計画マスターplanは、多様な市民参加を経て策定された、今後のまちづくりの将来像を示すものです。都市計画マスターplanで位置付けられた考え方を踏まえ、各個別計画に基づき事業を推進していくことで、まちづくりの実現を推進します。</p> <p>都市計画マスターplanが目指す将来都市像を実現していくためには、市民、事業者及び市が相互に連携・協力しながら、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。</p> <p>さらに、まちづくり手法の活用、まちづくり推進体制の充実を図るとともに、定期的に進捗状況を把握し、その結果をフィードバックしながら計画的なまちづくりを推進し、社会経済情勢及び上位計画の変化などを踏まえ、本都市計画マスターplanの見直しを行うものとします。</p>
P80	【まちづくりの進め方】	【まちづくりの進め方】
2 市民参加によるまちづくり		
P81	(1) 協働によるまちづくりの考え方	(1) 協働によるまちづくりの考え方
P81	都市計画マスターplanが目指す将来都市像を実現するため、地域で暮らし・働き・学ぶ住民、町会・自治会、市民団体、企業及び大学などが参画し、市が一体となって、協働によるまちづくりを推進します。	都市計画マスターplanが目指す将来都市像を実現するため、地域で暮らし・働き・学ぶ住民、町会・自治会、市民団体、企業及び大学などが参画し、市が一体となって、協働によるまちづくりを推進します。
P81	(2) まちづくりの主体と役割	(2) まちづくりの主体と役割
P81	まちづくりの主体である市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にした上で、相互の協力・連携により、その取組が相乗的な効果を得ることが求められます。	まちづくりの主体である市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にした上で、相互の協力・連携により、その取組が相乗的な効果を得ることが求められます。
P81	① 市民の役割	① 市民の役割
P81	市民一人ひとり、町会・自治会及びまちづくり活動団体などは、周辺の環境に配慮した住まいづくりなど、まちづくりに対する関心を持ち、地域の課題を認識し、その課題解決に向けて自らできるところからまちづくり活動に取り組み、自分たちの身近なまちを見直し、より良いまちにしていくために、地域の人々とともに考え、実行することが求められます。	市民一人ひとり、町会・自治会及びまちづくり活動団体などは、周辺の環境に配慮した住まいづくりなど、まちづくりに対する関心を持ち、地域の課題を認識し、その課題解決に向けて自らできるところからまちづくり活動に取り組み、自分たちの身近なまちを見直し、より良いまちにしていくために、地域の人々とともに考え、実行することが求められます。
P81	② 事業者などの役割	② 事業者などの役割
P81	事業者は、事業活動が、地域に大きな影響を与えるという自覚と責任を持ち、また、学校は、市民が目指すまちづくりに協力し、良好な環境が確保されるよう努めることができます。	事業者は、事業活動が、地域に大きな影響を与えるという自覚と責任を持ち、また、学校は、市民が目指すまちづくりに協力し、良好な環境が確保されるよう努めることができます。
P81	③ 行政の役割	③ 行政の役割
P81	市は、国・東京都・他自治体と連携・協働しながら、まちづくりの主体である市民及び事業者に対し、情報提供や意識啓発などのまちづくり活動に関する支援を行います。	市は、国・東京都・他自治体と連携・協働しながら、まちづくりの主体である市民及び事業者に対し、情報提供や意識啓発などのまちづくり活動に関する支援を行います。
	また、都市計画マスターplanの周知を図るとともに、市民の意見を尊重し、府内の関係部署との連携を図りながら、都市計画マスターplanに基づく施策・事業を展開します。	また、都市計画マスターplanの周知を図るとともに、市民の意見を尊重し、府内の関係部署との連携を図りながら、都市計画マスターplanに基づく施策・事業を展開します。
P81	【協働のまちづくり】	【協働のまちづくり】
P82	(3) まちづくりの推進方法	(3) まちづくりの推進方法
P82	都市計画マスターplanに基づき、まちづくり及び各種の事業を推進するためには、市民及び事業者などの理解・協力とともに、まちづくりへの市民の自主的な活動及びこれに対する行政の支援など、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりが必要となります。	都市計画マスターplanに基づき、まちづくり及び各種の事業を推進するためには、市民及び事業者などの理解・協力とともに、まちづくりへの市民の自主的な活動及びこれに対する行政の支援など、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりが必要となります。
	協働によるまちづくりを推進するためには、「まちづくり参加へのきっかけづくり」、「市民が主体となったまちづくり活動」及び「まちづくり制度の活用」という各段階において市民・事業者・行政がお互いの役割を認識して、実践していくことが求められています。	協働によるまちづくりを推進するためには、「まちづくり参加へのきっかけづくり」、「市民が主体となったまちづくり活動」及び「まちづくり制度の活用」という各段階において市民・事業者・行政がお互いの役割を認識して、実践していくことが求められています。
P82	【まちづくりの推進方法】	【まちづくりの推進方法】

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P82	① まちづくり参加へのきっかけづくり	① まちづくり参加へのきっかけづくり
P82	市民のまちづくりに対する気運を波及させていくためには、様々なメディアを活用し、まちづくりに関する情報提供のシステムの確立を図るとともに、まちづくりに関連したイベントなどを通して、市民だけではなく、本市で働き集う人々も対象とした啓発活動を展開していきます。 また、市民がさまざまな分野の計画づくりに携わることは、その後の市民が主体となったまちづくりへの大きなきっかけになることから、各種計画の策定における積極的な市民の参加を推進していきます。	市民のまちづくりに対する気運を波及させていくためには、様々なメディアを活用し、まちづくりに関する情報提供のシステムの確立を図るとともに、まちづくりに関連したイベントなどを通して、市民だけではなく、本市で働き集う人々も対象とした啓発活動を展開していきます。 また、市民がさまざまな分野の計画づくりに携わることは、その後の市民が主体となったまちづくりへの大きなきっかけになることから、各種計画の策定における積極的な市民の参加を推進していきます。
P82	② まちづくり活動・市民の担い手の育成	② まちづくり活動
P82	まちづくりを推進するためには、地域のリーダーとなる人の存在が不可欠であることから、地域のリーダーとして活躍するための情報及び場の提供など、人づくりへの支援を行っていきます。 市民がまちづくりを自主的に進めていくために、まちづくりの相談機能の充実、まちづくり条例に基づく自主的なまちづくり活動をする住民協議会などへの支援及びエリアマネジメント活動の支援を行っていきます。	市民がまちづくりを自主的に進めていくために、まちづくりの相談機能の充実、まちづくり条例に基づく自主的なまちづくり活動をする住民協議会などへの支援及びエリアマネジメント活動の支援を行っていきます。 <u>また、</u> まちづくりを推進するためには、地域のリーダーとなる人の存在が不可欠であることから、地域のリーダーとして活躍するための情報及び場の提供など、人づくりへの支援を行っていきます。
P83	③ まちづくり制度の活用	
P83	<u>地区の特定に応じたきめ細やかなまちづくり及び特定のテーマに基づいたまちづくりを実現するため、市独自の制度である小金井市まちづくり条例を活用したまちづくりを推進していきます。</u> <u>小金井市まちづくり条例は、市民など、事業者及び小金井市による協働の精神を基にそれぞれの責務などを明らかにするとともに、まちづくりの仕組み、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続、建築基準法の規定に基づく建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的として制定されています。</u>	

3 まちづくりの手法

P84	市のまちづくりの基本的な考え方を示した都市計画マスタープランに基づき、各種の事業やまちづくりを進めていくために、都市計画の決定・変更及び地区計画など、まちづくり制度の活用によるきめ細やかなまちづくりの展開を行っていきます。 なお、まちづくりの展開にあたっては、 <u>市民の様々な参加機会を設けるとともに、市民への丁寧な説明及び情報提供を行っていきます。</u>	市のまちづくりの基本的な考え方を示した都市計画マスタープランに基づき、各種の事業やまちづくりを進めていくために、都市計画の決定・変更及び地区計画など、まちづくり制度の活用によるきめ細やかなまちづくりの展開を行っていきます。 なお、まちづくりの展開にあたっては、市民への説明及び情報提供を行っていきます。
P84	(1) 土地の合理的な利用を図るために	(1) 土地の合理的な利用を図るために
P84	<u>都市計画区域内の土地をその利用目的により区分し、建築物などについて必要な制限をすることにより、土地の合理的な利用を図るための制度として、次の用途地域制度などがあります。</u>	都市計画区域内の土地をその利用目的により区分して、建築物などに対するルールを決めたりする制度として、次の用途地域制度などがあります。
P84	●用途地域制度	●用途地域制度
P84	土地利用の混在防止、地域の環境に応じた土地利用の誘導及び良好な生活環境の保護及び業務の利便増進などを図るために、住居系、商業系及び工業系の大枠として土地利用を定めるもので13種類あります。これらの種類ごとに建築できる建物の用途、建ぺい率及び容積率などの建築規制が定められています。	土地利用の混在防止、地域の環境に応じた土地利用の誘導及び良好な生活環境の保護及び業務の利便増進などを図るために、住居系、商業系及び工業系の大枠として土地利用を定めるもので13種類あります。これらの種類ごとに建築できる建物の用途、建ぺい率及び容積率などの建築規制が定められています。
P84	(2) まちの骨格となる都市施設を整備するために	(2) 公共的・根幹的な都市施設を整備するために
P84	都市計画道路、都市計画公園及びごみ処理施設などの <u>都市の骨格を形成し、市街地を性格付ける</u> 都市施設についての計画を、都市計画法に基づき都市計画決定する制度があります。都市計画決定は、その都市計画の実現を担保するものであり、土地利用に一定の制限がかかります。 <u>また、都市施設の整備にあたっては、市民の理解を深めるため、丁寧な説明・対応に努めます。</u>	都市計画道路、都市計画公園及びごみ処理場などの都市施設についての計画を、都市計画法に基づき都市計画決定する制度があります。都市計画決定は、その都市計画の実現を担保するものであり、土地利用に一定の制限がかかります。
P84	(3) 面的な市街地の改善のために	(3) 面的な市街地の改善のために
P84	資金を投入して、都市基盤を面的に改善していく市街地整備制度として、市街地再開発事業及び土地区画整理事業などがあります。	資金を投入して、都市の基盤を面的に変えていく市街地整備制度として、市街地再開発事業及び土地区画整理事業などがあります。
P84	●市街地再開発事業	●市街地再開発事業
P84	<u>土地の細分化、老朽化した木造建築物の密集及び十分な公共施設がなく都市機能の低下が見られる</u> 区域において、都市機能の更新のため、建物及び公共施設の整備を行う事業のことで、居住者の各々の土地や建物を、事業後の再開発ビルの床に権利変換する手法です。	<u>鉄道駅周辺などの利便性の高い</u> 区域などにおいて、都市機能の更新のため、建物及び公共施設の整備を行う事業のことで、居住者の各々の土地や建物を、事業後の再開発ビルの床に権利変換する手法です。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
P84	●土地区画整理事業	●土地区画整理事業
P84	敷地の形状が不整形であり、道路基盤整備の遅れなど公共施設が不十分な区域などにおいて、道路及び公園などの都市基盤を整備・改善するとともに、居住者の各々の土地を、これら都市基盤整備にあわせて整形化し、面的にまちをつくりかえる手法です。	敷地の形状が不整形であり、道路基盤整備の遅れた区域などにおいて、道路及び公園などの都市基盤を整備・改善するとともに、居住者の各々の土地を、これら都市基盤整備にあわせて整形化し、面的にまちをつくりかえる手法です。
P85	(4) きめ細やかなまちづくりのために	(4) きめ細やかなまちづくりのために
P85	市民の参加と協力のもと、重要な生活道路の整備及びより細やかな土地利用・建物の誘導など、地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを実現する制度として、地区計画制度、建築協定及び小金井市まちづくり条例における地区まちづくり計画などがあります。	市民の参加と協力のもと、重要な生活道路の整備及びより細やかな土地利用・建物の誘導など、地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを実現する制度として、地区計画制度、建築協定及び小金井市まちづくり条例における地区まちづくり計画などがあります。
P85	●地区計画制度	●地区計画制度
P85	地区計画制度は、同じような特徴を持つ地区単位で、生活道路、公園、土地利用及び建物に関する整備及び誘導の方針を、きめ細やかにかつ実現性の高い計画として定めることができる手法です。地区計画制度は、都市計画法で計画策定の段階から地区住民及び地権者の意向を十分に反映することが義務付けられた市民参加のまちづくりをめざすことができます。地区計画制度には、まちづくりの目的に応じて、規制の強化だけでなく緩和を行う場合もあります。	地区計画制度は、同じような特徴を持つ地区単位で、生活道路、公園、土地利用及び建物に関する整備及び誘導の方針を、きめ細やかにかつ実現性の高い計画として定めることができる手法です。地区計画制度は、都市計画法で計画策定の段階から地区住民及び地権者の意向を十分に反映することが義務付けられた市民参加のまちづくりをめざすことができます。
P85	●建築協定	●建築協定
P85	建築協定は、建築基準法に基づき、住宅地としての環境及び商店街としての利便性を維持増進し、地域の環境を保全、改善することを目的に土地所有者全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠等に関する基準を定める、住民発意によるまちづくりの促進ができる手法です。	建築協定は、建築基準法に基づき、住宅地としての環境及び商店街としての利便性を維持増進し、地域の環境を保全、改善することを目的に土地所有者全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠等に関する基準を定める、住民発意によるまちづくりの促進ができる手法です。
P85	●地区まちづくり計画・テーマ型まちづくり（小金井市まちづくり条例）	●地区まちづくり計画・テーマ型まちづくり（小金井市まちづくり条例）
P85	小金井市まちづくり条例における地区まちづくり計画は、一定の要件を満たすことで地区まちづくり協議会又はテーマ型まちづくり協議会を設置でき、市民発意のまちづくりを進めることができる手法です。計画内容に対して、一定の地区住民の理解を得られたものは、市長に計画を提案できる仕組みになっています。	小金井市まちづくり条例は、都市計画法及び建築基準法だけでは対応できない地区において、地区の特定に応じたきめ細やかなまちづくり及び特定のテーマに基づいたまちづくりを実現する市独自の制度であり、市民との協働によるまちづくりを前提として制定されています。 地区まちづくり計画は、一定の要件を満たすことで地区まちづくり協議会、又は、テーマ型まちづくり協議会を設置でき、市民発意のまちづくりを進めることができる手法です。計画内容に対して、一定の地区住民の理解を得られたものは、市長に計画を提案できる仕組みになっています。
P86	(5) 適切な開発などを誘導するため	(5) 適切な開発などを誘導するため
P86	小金井市まちづくり条例において、一定規模以上の民間による宅地開発などが行われる場合、必要に応じて市が指導又は助言する仕組みがあります。	小金井市まちづくり条例において、一定規模以上の民間による宅地開発などが行われる場合、必要に応じて市が指導又は助言する仕組みがあります。
P86	●大規模土地取引行為	●大規模土地取引行為
	周辺のまちづくりに及ぼす影響が大きい大規模土地取引を行う方々からの届出により、市は土地利用転換の動向を早期に把握し、土地取引に際して予めまちづくりの方針などを届出者へ伝えることで、取引後の適正な土地利用を誘導します。 大規模土地取引行為を締結しようとする者は、契約を締結しようとする3か月前までに市長に届け出が必要となります。	大規模土地取引行為を締結しようとする者は、契約を締結しようとする3か月前までに市長に届け出が必要です。
P86	●大規模開発事業	●大規模開発事業
P86	特に周辺環境への影響が大きい大規模開発事業では、大規模開発事業の構想を早期に住民等に周知するとともに、新たな土地利用構想に対する市の考え方や要望を具体的な計画が固まる前の段階で事業者等に伝えることにより、周辺環境との調和や計画的な土地利用を誘導します。 大規模開発事業を行おうとする者は、構想段階早期からの手続きが必要となります。	大規模開発事業を行おうとする者は、事業計画の変更が可能な時期までに、土地利用構想を市長に届け出が必要です。土地利用構想の公告・縦覧、周辺住民への説明会、周辺住民が意見書を提出できる機会などが条例で規定されており、構想段階早期からの手続きが必要となります。
P86	●指定開発事業	●指定開発事業
P86	一定規模の宅地開発などを行う事業者に対し、周辺住民に対する事業内容の周知や整備基準に沿った公共施設の整備などに係る指導・助言を行うことで、無秩序な開発による環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を推進します。 指定開発事業を行おうとする者は、事業の計画及び工事着手・完了、公共施設の引渡しなどの際に、条例に基づく協議及び届出などが必要となります。	指定開発事業を行おうとする者は、事業の計画及び工事着手・完了、公共施設の引渡しなどの際に、条例に基づく協議及び届出などが必要です。指定開発事業では、整備基準に沿った道路及び公園などの都市基盤の提供などが義務付けられており、適正な都市水準の確保及び秩序ある市街地の形成が期待されます。

頁	素案【第8回策定委員会】	第7回策定委員会
4 まちづくり推進体制		
P87	(1) 推進体制の充実	(1) 推進体制の充実
P87	都市計画マスタープランを実現するためには、弾力的で、効率的な府内組織・体制の整備が必要です。また、福祉・子育て・農業・文化などの各分野とも情報共有及び連携をしながら総合的に進めます。 また、長期的な視点の中で、継続的かつ効果的に施策・事業を進めていくために、国・東京都はもとより、隣接市、警察・消防、公共交通機関、公団・公社及び電力・電話・ガスなどの諸機関との連携を強化し、まちづくりへの協力を要請していきます。	都市計画マスタープランを実現するためには、弾力的で、効率的な府内組織・体制の整備が必要です。また、福祉・子育て・農業・文化などの各分野とも情報共有及び連携をしながら総合的に進めます。 また、長期的な視点の中で、継続的かつ効果的に施策・事業を進めていくために、国・東京都はもとより、隣接市、警察・消防、公共交通機関、公団・公社及び電力・電話・ガスなどの諸機関との連携を強化し、まちづくりへの協力を要請していきます。
P87	【横断的な府内組織・体制の整備】	【横断的な府内組織・体制の整備】
P87	(2) まちづくり職員の育成	(2) まちづくり職員の育成
P87	市民が主体となるまちづくりを支援していくためには、まちづくりについて知識及び熱意のある職員の育成が必要です。そのため、先進的なまちづくり事例を学習する研修及び関係機関との交流などを通じて、専門的に取り組める職員を育成していきます。	市民が主体となるまちづくりを支援していくためには、まちづくりについて知識及び熱意のある職員の育成が必要です。そのため、先進的なまちづくり事例を学習する研修及び関係機関との交流などを通じて、専門的に取り組める職員を育成していきます。
P87	(3) 情報発信の充実	(3) 情報発信の充実
P87	市は、市報、ホームページ及びツイッターなど広報媒体を活用し、広く市民へ情報発信するとともに、デジタル化の進展などを踏まえた情報発信を検討していきます。	市は、市報、ホームページ及びツイッターなど広告媒体を活用し、広く市民へ情報発信するとともに、デジタル化の進展など経済・社会への影響を踏まえた情報発信を検討していきます。
P87	(4) 協働の拠点づくり	
P87	協働によるまちづくりに関する認知度を高め、きっかけを生み出すためには、協働の拠点づくりが必要です。 市民・事業者及び市との橋渡しをしながら、市民・事業者が主体となるまちづくりを推進していく協働の拠点として、(仮称)市民協働支援センターを開設するとともに、コーディネートできる人材を育成することで、取組の普及及び促進を図ります。	

5 計画の進行管理

P88	都市計画マスタープランは、おおむね20年後のまちづくりの将来像を示しています。今後の時代の変化に対応しながら、計画的なまちづくりを推進するため、全体の進行管理を行っていきます。 「PDCAサイクル」のプロセスに基づき、計画(Plan)を実行(Do)し、その効果・成果を評価(Check)しながら、必要に応じて計画の見直し(Action)を行うことで、都市計画マスタープランの継続的な進行管理を行います。 まちづくりのテーマである「つながり」「人・みどり・まち」～暮らししたい～暮らし続けたい～優しさあふれる小金井～を実現するためには、本プランを踏まえた各個別計画に基づき、事業・施策を実施し、進捗管理を行うことが必要となります。その事業・施策の取組状況及び進捗状況を定期的に把握し、本プランの進捗状況について点検・評価していきます。	都市計画マスタープランは、おおむね20年後のまちづくりの将来像を示しています。今後の時代の変化に対応しながら、計画的なまちづくりを推進するため、全体の進行管理を行っていきます。 「PDCAサイクル」のプロセスに基づき、計画(Plan)を実行(Do)し、その効果・成果を評価(Check)しながら、必要に応じて計画の見直し(Action)を行うことで、都市計画マスタープランの継続的な進行管理を行います。 また、今後は、定期的な施策の取組状況を把握し、都市計画マスタープランで示した方針について点検・評価していきます。
P88	【PDCAサイクル】	【PDCAサイクル】

参考資料

小金井市都市計画マスタートップラン

1 用語解説

90

1 用語解説

用語	解説
あ 行	新たなモビリティ 自動運転、超小型モビリティ、オンデマンド交通などの新たな移動のこと。
	インキュベーション施設 民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設のこと。
	一時避難場所 一時避難場所とは、様子を見るため、いっとき避難する場所。正確な情報を得て、地域ぐるみで活動する拠点。
	雨水浸透施設 雨水を集水して、地中に浸透させる施設のこと。雨水の流出を抑制するとともに、地下水の涵養や湧水の保全に効果があり、水循環のための重要な施設のひとつ。
	エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。
	延焼遮断帯 地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
	温室効果ガス 地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスのこと。
か 行	環境美化サポート制度 市が管理する公園または一定区間の道路等を市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで進める「新しいまち美化システム」のこと。
	環境保全緑地 (環境緑地・公共緑地) 現状のまま保全されることが確約される樹木の集団（農地上にあるものを除く。）で、その集団の存する土地の面積がおおむね 500 平方メートル以上で面的なつながりのある緑地のこと。
	基本構想 市の将来像や基本的な理念を示すもの。
	狭あい道路 幅員 4m 未満の道路。
	緊急輸送道路 小金井市地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都知事及び市長が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。
	グリーンインフラ 自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本とした取組。
	広域避難場所 広域避難場所とは、火災が広範囲におよんだとき、熱や煙、有毒ガスなどから身を守る、延焼の危険のない場所。
	公共交通不便地域 鉄道駅から 500m（新小金井駅は 300m）以遠の地域、又は運行本数が片道 20 便/日以上のバス停留所から 300m 以遠の地域。
	高齢者農園 高齢者の趣味活動を援助するため、市が農家から農地を借り、農園として整備し、60 歳以上の市民の皆様に区画を貸すもの。
	コーデネーションシステム 2 つのエネルギーを同時に生産し供給するしくみのこと。 発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用する「熱電供給システム」などがある。
	小金井市コミュニティバス (CoCo バス) 市内の公共交通不便地域を解消し、市民の誰もが利用しやすい日常的な移動手段として、安全で快適な新しいバスサービス。 「小」金井市の「Co」、「コ」ユニティバスの「Co」、「こころ」 = 「CoCo ろ」の通うバスという意味。
	小金井市まちづくり条例 まちづくりの仕組み、都市計画の手続、建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とし、制定された条例。
	小金井ファーマーズマーケット JA 東京むさしが展開する新鮮で安全な農畜産物、農作業に必要な肥料・農薬・農機具などを販売する直売所のこと。

か 行	国土強靭化地域 計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく、地域の国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画。 国土強靭化とは、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずして最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して陣族に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。
	国分寺崖線 (はけ)	多摩川によってつくられた河岸段丘の一つで、野川の北縁に沿った急な崖。
	国分寺崖線緑地 保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく制度。 国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっています。それと一体となった樹林地などを保全するため、指定を受けた保全地域を、相続などの発生により地形の改変などが予測される土地を優先的に東京都が取得する制度。
	コミュニティ・ス クール（学校運営 協議会制度）	「学校運営協議会」を設置し、保護者や地域の皆さんとの声を学校運営に生かしていく仕組み。
さ 行	サテライト オフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。 本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。
	市街地 再開発事業	都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、細分化された土地を統合し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在して環境の悪化した市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
	自然再生事業	過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。特に、自然再生法に基づき、自然再生地区に指定されて進められる事業。
	指定管理者制度	福祉施設、教育・文化施設、体育施設等、市民の健康や福祉のために市が設置している公共施設（「公の施設」）の管理運営を、民間事業者等の団体に行ってもらうことにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ろうとする制度。
	自転車シェアリング (レンタサイクル)	一定の地域内に複数配置されたサイクルポートにおいて自由に貸出・返却できる貸し自転車のこと。
	自転車 ナビマーク	自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するもの。
	市民協働支援 センター（仮 称）	市民活動団体など（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、町会自治会、社団法人、社会福祉法人、医療法人、教育研究機関及び企業など）及び行政との協働の支援、協働事業の情報発信、行政及び市民活動団体など相互間の協働ネットワークの形成支援などに関する業務を行っている。
	市民農園	余暇を利用して農業に親しめるよう、市が農家から農地を借り、農園として整備し、市民の皆様に区画を貸すもの。
	新防火区域	東京都震災対策条例第13条第2項第二号に規定する整備地域その他の災害時の危険性が高い地域のうち、特に知事が指定する区域において、東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制を行う区域。建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建築物の耐火性能を強化する規制。原則として、指定された地域の全ての建築物は準耐火建築物又は耐火建築物等とし、延べ面積が500m ² を超えるものは耐火建築物等としなければならない。この規制により、更新時において、木造住宅等は少なくとも準耐火建築物等への建替えが誘導される。

さ 行	準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の1つで、主として防火地域の外側において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される。原則として、延べ面積が500m ² を超えるものは準耐火建築物又は耐火建築物などとし、延べ床面積が1,500 m ² を超えるものは耐火建築物などとしなければならない。
	生産緑地	生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき、都市農地の計画的な保全を図るため、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定めたもの。建築行為等を許可制により規制する。市街化区域内農地は宅地と同等の課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられる。
	生産緑地の賃借制度	都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づき、民間企業などに生産緑地を貸し出ししやすくなり、新規就農者などへの農地の貸借及び民営の体験農園設置など、多様な主体の参画による農地の活用が可能になった。
	生活圏	地域に暮らす人々が生活機能を共有し、生活の土台としている圏域。
	ゼロエミッショ ン東京	東京都が気温上昇を1.5°Cに抑えることを追求し、2050年までに、世界のCO ₂ 排出実質ゼロの実現を目指すもの。
	ソーシャルメデ ィア	インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、ブログ、FacebookやTwitter等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、YouTubeやニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE等のメッセージングアプリがある。
た 行	地域危険度	東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年おきに実施している「地震に関する地域危険度測定調査」において測定し、公表している指標。地震に起因する危険性を町丁目ごとに測定し、危険度の度合いを5つのランクに分けて相対的に評価している。①建物倒壊危険度は、地盤及び建物の構造などから、建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを示したもの。②火災危険度は、建物の構造及び密集具合などから、出火の可能性及び延焼の危険性を測定して示したもの。③災害時活動困難度は、建物の構造及び密集具合などから、出火の可能性及び延焼の危険性を測定して示したもの。
	地域包括ケアシ ステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
	東京ゼロエミ住宅	東京都が独自に定めた、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅のこと。
	特定生産緑地制度	生産緑地の指定告示から30年経過する日までに、生産緑地の所有者等の意向を基に、区市町村が特定生産緑地に指定することで、買取りの申し出が可能となる期日が10年延期されるとともに、生産緑地で適用を受けていた税制優遇等の措置が継続される。
	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。
	都市計画区域マ スタープラン	都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に基づく、広域的見地からの都市計画の基本的な方針を定めたもの。
	都市計画審議会	市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、必要な事項について審議する会。
	都市計画道路	都市計画法において定められた都市施設の1つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。
	都市計画マスタ ープラン	都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づくもので、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもので、地方公共団体が策定する計画。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
	土砂災害特別警 戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがある区域。

た 行	土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の所有者から土地の一部を提供してもらい、宅地の形を整えて交付する。
な 行	ニューノーマル 農工大・多摩小 金井ベンチャー ポート	新たな日常や新たな生活様式。 独立行政法人中小企業基盤整備機構が東京都及び小金井市から要請を受け、東京農工大学と連携し、同大学の小金井キャンパス内に整備・運営を行う大学連携型起業家育成（インキュベーション）施設のこと。大学などが有する技術シーズ及び知見を活用した大学発ベンチャーの起業及び中小企業等の新事業展開を支援することにより、新事業・新産業の創出を促進するとともに、地域社会へ貢献することを目的としている。
な 行	農地を有し、防 災性の維持・向 上を図るべき地 域	農地を有し、将来、無秩序に宅地化された場合に防災性が低下するおそれのある地域。防災都市づくり推進計画（東京都）では、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）を対象としている。 ・補正不燃領域率 60%未満 ・住宅戸数密度 55 世帯/ha 以上 ・住宅戸数密度（3 階以上共同住宅を除く） 45 世帯/ha 以上 ・農地率 2%以上
は 行	パーソナルモビ リティ ハザードマップ ヒートアイラン ド現象 東小金井事業創 造センター (K0-T0) 避難所 フィーダー交通 風致地区 不燃化の状況や 住宅の密度が木 造密集地域と同 等である地域	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる 1 人～2 人乗り程度の車両のこと。 いざというときの避難場所や避難所の場所などを地図で示すとともに、市民の皆様自身が備えておくべきことなど、防災情報について掲載しているマップ。 都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。 業家の育成および市内定着の支援により、高付加価値型企業の集積を促進し、地域に根差した産業振興を図るための拠点。 避難所とは、災害により家屋が被害を受け、居住ができないと判断した場合に避難して生活する場所。 バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域をまたがる幹線交通ネットワークと接続する交通。 良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めるもの。 木造住宅密集地域ではないものの、補正不燃領域率や住宅戸数密度が木造住宅密集地域と同等である地域。防災都市づくり推進計画（東京都）では、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）を対象としている。 ・補正不燃領域率 60%未満 ・住宅戸数密度 55 世帯/ha 以上 ・住宅戸数密度（3 階以上共同住宅を除く） 45 世帯/ha 以上
は 行	防火地域 防災都市づくり 推進計画	都市計画法に基づく地域地区の 1 つで、主として商業地など建築物の密集している市街地中心部において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される。原則として、指定された地域の全ての建築物は準耐火建築物又は耐火建築物などとし、延べ面積が 100 m ² を超えるものは耐火建築物などとしなければならない。 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 13 条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として東京都が定める計画。

は 行	保全緑地制度	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。
ま 行	木造住宅密集地域	震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域。防災都市づくり推進計画（東京都）では、以下の各指標にいずれも該当する地域（町丁目）を対象としている。 ・昭和55年以前の老朽木造建築物棟数 30%以上 ・住宅戸数密度 55世帯/ha以上 ・住宅戸数密度（3階以上共同住宅を除く） 45世帯/ha以上 ・補正不燃領域率 60%未満
	モビリティ・ハブ	様々な交通モードの接続・乗り換え拠点のこと。
ら 行	リモートワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。（テレワーク）
	連続立体交差事業	都市を分断している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することにより、多数の踏切を除却し、踏切での事故や交通渋滞の解消、道路交通の円滑化、市街地の一体的発展を図るために行われる都市計画事業の一つ。鉄道にとっても安全性が増大するなどの効果がある。
AtoZ	AI	人工知能（AI）のこと。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。
	HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）	電力使用量の可視化や機器制御等、家庭内のエネルギー管理を一元的に行うシステム。
	MaaS	複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
	2050年カーボンニュートラル	2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すこと。
1 to 10	3R	ごみを減らすキーワードとして、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用という言葉の頭文字の3つのRをとって作られた言葉。

近隣自治体の都市マスター・プランと都市計画道路の対応例（2021年11月24日第8回策定委員会資料　by山本）

	武藏野市	調布市	府中市	三鷹市	国分寺市	小平市	国立市
作成年	2021年9月	2014年9月	2010年3月	2020年3月	2016年2月	2017年3月	2018年6月
対応策	長期末着手路線への対応 今後も必要な都市計画道路の整備を進めるとともに、未着手の都市計画道路については、社会経済情勢や地域のまちづくりの状況等を踏まえ、東京都や関係区市町と協働で都市計画道路の整備を行ない、必要に応じて見直しを進めます。	円滑な移動を実現するため、環境への影響に配慮しつつ、多摩地域における都市計画道路の整備方針の優先整備路線※に位置付けられた道路について、 <u>整備に伴う環境への影響に配慮しつつ、都市計画道路の整備を進めます。</u>	本市の地形的な特徴である崖線を守り生かすため、国分寺崖線周辺、府中崖線周辺を「崖線軸」の優先整備路線※に位置づけ、崖線の自然環境を守り、崖線の自然環境を生かした縁が連続する景観形成を図ります。	都市計画道路などの幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組むとともに、都市計画道路の検証を不斷に行ないます。	①郵政国分寺跡等の歴史文化資源や崖線の縁が集積するエリアを通る都市計画道路については、まちづくり資源への影響を考慮し、 <u>廃止も含めたあり方を検討する必要があります。</u>	①郵政整備に選定された優先整備路線以外の都市計画道路を中心に、地域の特性や環境への影響に配慮しながら早期実現に向け引き続き取り組む②優先整備路線以外について、 <u>他の都市計画道路については、環境上の配慮などを含めた様々な観点から、必要に応じて計画の見直しを検討します。</u>	
コメント	外環道その2では裁判第4次優先整備で不記載	改訂作業中			第4次優先整備に不記載		
係争道路	見直し1例	係争の3・4・21号線			元町通3・4・1	3・2・8号府中所沢線	